令 和 7 年 旭 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（6月5日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……3

開　　会……4

人事の紹介……4

表彰伝達並びに記念品の贈呈……5

議長報告事項……6

会議録署名議員の指名……6

会期の決定……6

旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙……7

議案上程……8

議案第　1号　令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　2号　旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　3号　旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　4号　旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　5号　財産の取得について（救助工作車Ⅱ型　1台）

議案第　6号　財産の取得について（消防救急デジタル無線装置　一式）

議案第　7号　財産の取得について（旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）　2台）

議案第　8号　旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第　9号　専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第１０号　専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第１１号　専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
報告第　１号　令和６年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第　２号　令和６年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
報告第　３号　令和６年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第　４号　令和６年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第　５号　令和６年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第　６号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
報告第　７号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
提案理由の説明並びに政務報告……９
議案の補足説明及び報告の説明……１７
散　　会……３４

第　２　号　（６月１１日）

議事日程……３５
本日の会議に付した事件……３５
出席議員……３５
欠席議員……３５
説明のため出席した者……３５
事務局職員出席者……３６
開　　議……３７
議案質疑……３７
議案第８号直接審議（先議）……８６
常任委員会議案付託……８７
常任委員会請願付託……８７
散　　会……８８

第　３　号　（６月１３日）

議事日程……８９
本日の会議に付した事件……８９

出席議員……８９
欠席議員……８９
説明のため出席した者……８９
事務局職員出席者……９０
開　　議……９１
一般質問……９１
　１９番　木　内　欽　市……９１
　　１番　常世田　正　樹……１０４
　　９番　島　田　　恒……１１８
　　６番　﨑　山　華　英……１３５
　　８番　井　田　　孝……１５１
散　　会……１６１

第　４　号　（６月１６日）

議事日程……１６３
本日の会議に付した事件……１６３
出席議員……１６３
欠席議員……１６３
説明のため出席した者……１６３
事務局職員出席者……１６４
開　　議……１６５
一般質問……１６５
　　４番　戸　村　ひとみ……１６５
　　７番　永　井　孝　佳……１８４
　　２番　伊　藤　春　美……２０３
　１６番　伊　藤　房　代……２１２
　２０番　松　木　源太郎……２２１
散　　会……２４１

第　５　号　（６月１７日）

議事日程……２４３
本日の会議に付した事件……２４３
出席議員……２４３
欠席議員……２４３
説明のため出席した者……２４３
事務局職員出席者……２４４
開　　議……２４５
一般質問……２４５
　１２番　林　　晴　道……２４５
　　５番　伊　場　哲　也……２６５
　１５番　宮　澤　芳　雄……２９０
散　　会……３０３

第　６　号　（６月２５日）

議事日程……３０５
本日の会議に付した事件……３０５
出席議員……３０５
欠席議員……３０６
説明のため出席した者……３０６
事務局職員出席者……３０６
開　　議……３０７
常任委員長報告……３０７
質疑、討論、採決……３１０
常任委員長請願報告……３１４
質疑、討論、採決……３１５
発議案上程……３３９
発議第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
発議第２号　国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
提案理由の説明……３３９
質疑、討論、採決……３４１

事務報告……３４２
閉　　会……３４３

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和７年６月５日（木曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　人事の紹介
第　３　表彰伝達並びに記念品の贈呈
第　４　議長報告事項
第　５　会議録署名議員の指名
第　６　会期の決定
第　７　旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
第　８　議案上程
第　９　提案理由の説明並びに政務報告
第１０　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　人事の紹介
日程第　３　表彰伝達並びに記念品の贈呈
日程第　４　議長報告事項
日程第　５　会議録署名議員の指名
日程第　６　会期の決定
日程第　７　旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第　８　議案上程
日程第　９　提案理由の説明並びに政務報告
日程第１０　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美

３番	菅谷道晴	４番	戸村ひとみ
５番	伊場哲也	６番	﨑山華英
７番	永井孝佳	８番	井田　孝
９番	島田　恒	１０番	片桐文夫
１１番	遠藤保明	１２番	林　晴道
１３番	宮内　保	１４番	飯嶋正利
１５番	宮澤芳雄	１６番	伊藤房代
１７番	向後悦世	１８番	景山岩三郎
１９番	木内欽市	２０番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴　栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名　実	総務課長	向後　稔
企画政策課長	榎澤　茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　　晃

開会　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで、会議を開催する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

また、クールビズ期間中なので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（飯嶋正利）　ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和７年旭市議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　人事の紹介

○議長（飯嶋正利）　日程第２、人事の紹介。

４月１日付の異動による人事の紹介をいたします。

向後稔総務課長。

榎澤茂企画政策課長。

多田仁税務課長。

大網久子保険年金課長。

黒柳雅弘健康づくり課長。

石橋康司こども家庭課長。

飯島正寛教育総務課長。

金杉高春商工観光課長。

大八木利武環境課長。

林甲明スポーツ振興課長。

向後哲浩上下水道課長。

金谷健二農業委員会事務局長。

戸葉正和会計管理者。

なお、その他の異動人事、昇格につきましては、令和７年度人事異動の一覧によりご了解願います。

◎日程第３　表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（飯嶋正利）　日程第３、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

去る全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として30年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました松木源太郎議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

松木源太郎議員は前へお進みください。

（議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（飯嶋正利）　続いて、15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました宮澤芳雄議員、戸村ひとみ議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

宮澤芳雄議員、戸村ひとみ議員は前へお進みください。

（議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（飯嶋正利）　ここで副議長と交代いたしますので、しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時　６分

再開　午前１０時　７分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました飯嶋正利議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

飯嶋正利議員、前のほうにお進みください。

（副議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○副議長（片桐文夫）　ここで議長と交代いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時　９分

再開　午前１０時　９分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第４　議長報告事項

○議長（飯嶋正利）　日程第４、議長報告事項。

議長報告一覧によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第５　会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利）　日程第５、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、向後悦世議員、18番、景山岩三郎議員、以上の２名を指名いたします。

◎日程第６　会期の決定

○議長（飯嶋正利）　日程第６、会期の決定。

これより会期についておはかりいたします。本定例会の会期は、本日から６月25日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月25日までの21日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎日程第７　旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（飯嶋正利）　日程第７、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙。

旭市選挙管理委員会委員及び補充員については、本年８月17日に任期満了になりますことから、地方自治法第182条第１項及び第２項の規定により、委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することとしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員に、鈴木一男氏、浪川敏夫氏、石田宏氏、宮負武芳氏、以上の４名を指名いたします。

おはかりいたします。指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木一男氏、浪川敏夫氏、石田宏氏、宮員武芳氏の４名の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会委員の補充員に、神原房雄氏、北村豪輔氏、堀江通洋氏、浪川髙広氏、以上の４名を指名いたします。

おはかりいたします。指名した方を旭市選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることとし、当選順位は、ただいま指名した順にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました神原房雄氏、北村豪輔氏、堀江通洋氏、浪川髙広氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

また、当選順位は、ただいま指名した順と決しました。

○議長（飯嶋正利）　市長より送付されております議案は、議案第１号から議案第11号までの11議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第８　議案上程

○議長（飯嶋正利）　日程第８、議案上程。

議案第１号から議案第11号までの11議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件を一括上程いたします。

議案第　１号　令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　２号　旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３号　旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　４号　旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　５号　財産の取得について（救助工作車Ⅱ型　１台）

議案第　６号　財産の取得について（消防救急デジタル無線装置　一式）

議案第　７号　財産の取得について（旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）　２台）

議案第　８号　旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第　９号　専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第１０号　専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第１１号　専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第　１号　令和６年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第　２号　令和６年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第　３号　令和６年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第　４号　令和６年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第　５号　令和６年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第　６号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第　７号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第９　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第９、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和７年旭市議会第２回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

本年も、はや５か月が過ぎ、草木の緑がいよいよ深みを増してまいりました。月日のたつ

のは早いもので、私の旭市長としての任期も残すところ１か月余りとなりました。

私は、令和３年７月に市長という大役を拝命して以来、本市の最上位の指針である旭市総合戦略を柱に、まちづくりに取り組んでまいりました。

令和７年度からスタートした第３期総合戦略では、将来都市像である「みんなで創る未来　ず～っと大好きなまち　旭　健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上」の実現を目指し、四つの基本目標を掲げ、具体的な施策を展開しているところでございます。

これまでの取り組みを振り返りますと、人口減少や少子高齢化、また近年の物価高などの全国的な問題。そして旭市が抱える課題を克服するため、様々な世代の方からご意見を伺い、限られた財源を有効に活用しながら、チーム旭によるまちづくりを進めてまいりました。

また、私が選挙時に掲げた「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針に基づき、既存事業につきましても、私の方針と合致しているかどうか確認をしながら取り組んできたところでございます。

旭市は、本年７月に新市誕生から20周年を迎えます。

豊かな旭を次世代へつないでいくために、次の10年、20年の将来を見据えながら、市民の皆様と共に今後もしっかりとまちづくりを進めてまいります。

続いて、提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、３月31日に市内の養豚場において発生した豚熱に係る防疫措置状況について申し上げます。

豚熱の防疫措置に当たっては、多くの皆様にご心配をおかけいたしましたが、千葉県、市、関係機関が連携した迅速な対応により、全ての防疫措置を４月14日に完了することができました。今後も各農場における衛生管理の徹底を図り、発生の抑止に努めるとともに、養豚農家の防疫対策や経営安定への支援を進めてまいります。

それでは、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号は、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ２億9,200万円を追加し、予算の総額を344億9,200万円とするものであります。

議案第２号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第３号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第４号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建設業法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第５号から議案第７号までの３議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第５号は、救助工作車Ⅱ型を購入することについて、議案第６号は、消防救急デジタル無線装置を購入することについて、議案第７号は、旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第８号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。私は多田仁氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第９号から議案第11号までの３議案は、専決処分の承認についてでありまして、議案第９号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第１号は、令和６年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第２号は、令和６年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第３号は、令和６年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第４号は、令和６年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第５号は、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第６号は、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第７号は、議会からの委任による専決処分の報告について、それぞれ報告するものであります。

次に、令和６年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和６年度の一般会計並びに各特別会計は、現在事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済はコロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げなどデフレからの脱却を実現しつつあります。

しかし、その一方で、原材料費や食料品等の値上げのサイクルが依然として続いており、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても、税収等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに歳出の抑制を図り、経費の節減、合理化に努めてまいりました。

その結果、令和６年度の一般会計は、概算で歳入総額346億800万円、歳出総額331億8,200万円。翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、12億7,200万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり３万円を給付する住民税非課税世帯物価高騰対策給付金については、５月末日現在で5,522件、１億6,566万円を給付いたしました。

また、18歳以下の児童を扶養している場合、１人につき２万円を加算して給付するこども加算分については、551名分の1,102万円を給付いたしました。

定額減税不足額給付については、昨年度、令和５年分所得等の推計額に基づき実施した定額減税調整給付金について、令和６年分の所得税額や定額減税額が確定したことにより、給付額に不足が生じた方などを対象として、その不足分を追加で給付いたします。

さらに、昨年度に引き続き本市独自の物価高騰対策として実施する物価高騰対策家計応援商品券配付事業については、１世帯当たり１万円の商品券を６月中旬から対象世帯へ郵送を開始いたします。使用期間は７月１日から12月31日までの６か月間となります。

次に、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、市民と市長との対話集会を５月11日に開催いたしました。

本年度は、旭市20周年にちなんで「20年後の旭市を語ろう“みんなで創る未来　ず～っと大好きなまち旭”の実現に向けて」と題し、住みたいまち、住み続けたいまちであるための取り組みなどを、旭市と同い年となる二十歳のつどい実行委員会の皆さんと話し合いました。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和５年市町村別農業産出額は約559億円で、前年比約58億円の増となりました。令和４年から順位を三つ上げ、全国第５位となり、引き続き全国トップクラスの農業産出額を誇っているところであります。

海業推進事業については、飯岡漁港で推進する海業の取り組みが、水産庁の公表する「海業の推進に取り組む地区」として４月４日に決定されました。引き続き、飯岡漁港の有効活用や地域活性化の方向性などを検討し、周辺地域のにぎわいの創出や漁業の振興・発展を目指してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

旭市20周年記念事業の皮切りとして開催した袋公園桜まつりは、４月１日から13日までの期間で開催し、西ため池周辺にちょうちんをともし、夜10時まで桜のライトアップを行うとともに、約80匹のこいのぼりの掲揚を５月６日まで行いました。

４月５日のイベントは天候にも恵まれ、満開の桜の下、キッチンカーを含むわくわく市場のほか、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ様々な催しが行われ、大勢の方でにぎわいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

７月19日には、矢指ケ浦海水浴場においてサマーフェスタｉｎ矢指ケ浦が開催される予定であります。

海水浴場については、矢指ケ浦海水浴場を７月19日から８月24日まで、市営海浜プールについては７月19日から８月31日までの開設を予定しております。

また、旭市七夕市民まつりは８月６日、７日に開催を予定しています。

さらに、旭市20周年記念事業として、大相撲旭場所が８月30日に旭市総合体育館で開催されます。横綱、大関をはじめ幕内力士ら総勢200名が参加する予定です。多くの市民の皆様に楽しんでいただくとともに市全体で20周年の機運を高め、地域経済の活性化につながることを期待しているところです。

次に、雇用の確保について申し上げます。

雇用対策協議会が主催した、地元企業と来春卒業予定の高校生等とのマッチングを目的とした合同企業説明会は、４月25日に市内企業26社の出展により開催され、287名の参加がありました。地元に魅力的な職場があることを知っていただく貴重な機会となりました。

また、女性のデジタル分野での就業支援を目的とした、地域女性デジタル人材育成推進事業及び事務の効率化などに有効なデジタル技術を導入するための専門人材による伴走支援を行う事業者デジタル化支援事業については、公募型プロポーザルによる業務委託業者の選定が完了し、今後は参加者を募集し、それぞれの事業の目的に沿った支援を実施してまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2025年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会、Ｕ－15・Ｕ－18女子日本代表選手選考会ｉｎ旭市が４月25日から27日までの３日間、総合体育館を会場に行われました。アジア大会・世界大会への切符をかけた日本トップレベルの白熱した試合が繰り広げられ、観戦に訪れた多くの観客に夢と感動を与えてくれました。日本代表となられた選手が世界を舞台に活躍されることを期待しております。

千葉県東部五市スポーツ大会は、５月18日に匝瑳市を主会場に開催され、５市のスポーツ交流による相互の親睦に大きく貢献する大会となりました。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員と提供会員による活動が開始されました。引き続き、多くの子育て家庭に利用していただけるよう広く周知してまいります。

保育所統合整備事業については、日の出保育所ととみうら保育所の令和８年４月の統合に向けて、統合先となる日の出保育所の改修工事の準備を進めております。

次に、教育について申し上げます。

今後５年間の教育行政の柱となる第３期旭市の教育に関する大綱を策定し、４月１日に公表いたしました。大綱では「郷土・夢・未来」を基本理念とし、郷土を愛し、夢に向かって歩み続け、未来を拓く人づくりを目指し、五つの基本目標の下、各種事業を展開してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

児童・生徒の健康を育み、学校生活を豊かにする学校給食費については、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、４月から学校給食費の完全無償化を実施しております。

また、７月１日には旭市20周年記念給食として、旭市産の食材をふんだんに使用した特別メニューを提供する予定であり、今後も栄養バランスの取れた豊かな給食の提供に努めてまいります。

干潟地域の小学校再編については、令和９年４月のひかた椿小学校開校に向けて、古城小学校の校舎及び屋内運動場の各種改修工事について、現在、発注の手続を進めているところであります。

なお、校歌や校章デザイン、スクールバスのルートなどについては、準備委員会にて継続して協議を行っております。

また、海上地域の小学校再編については、旭市学校再編基本方針に基づき、代表者会議を計５回開催した結果、鶴巻小学校、滝郷小学校及び嚶鳴小学校の統合に「賛成」となりました。

今後も市民協働で学校再編を推進しながら、よりよい教育環境の向上に取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち推進について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの令和６年度の来場者数は約16万人で、リピーターの利用が定着してきたところです。

今後も様々なイベントを開催し、子どもから高齢者まで多くの世代の方が集い、生涯を通して活躍していただけるような拠点づくりに取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

転入者に対して支給する定住促進奨励金については、令和６年度は申請45件で3,073万円を支給し、実転入者は96人でありました。

また、若者世帯の定住を目的として支給している若者世帯住宅取得奨励金については、申請17件で740万円を支給いたしました。

今後もホームページなどを活用して本事業をより広くＰＲし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

令和６年度のふるさと応援寄附納付額は１億9,596万1,584円でありました。今年度は５億円を目標とし、新たな返礼品事業者の開拓や商品開発を行うとともに、本市の魅力が伝わるようなウェブサイトづくりに努めるなど、より一層ふるさと旭をＰＲしてまいります。

シティプロモーション推進事業は、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」と共に積極的にロケ誘致や支援を行っており、令和６年度は45件の映画やドラマ等の撮影が行われ、順調に実績を伸ばしております。今後も本市の魅力をアピールし、観光客の誘致やシビックプライドの醸成に努めてまいります。

幽学の里で米づくり交流事業は５月３日と６日の２日間、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は県内外から300名の参加があり、慣れない水田の泥の感触に戸惑いながらも、笑顔でカエルを追いかけたりしながら田植体験を楽しんでいただき、都市住民との交流を図ることができました。

日本一身近な海づくり推進事業「ぽるぽろ」は、本年度も年３回の開催を予定しており、

第１回目を６月15日に開催いたします。イベント参加者によるビーチクリーンを実施した後、ボッチャやトランポリンなどのニュースポーツの体験会を開催し、楽しみながら海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

次に、公共交通網の整備について申し上げます。

コミュニティバスについては、旭市20周年記念として、８月の１か月間、運賃を無料にします。夏休み中の子どもたちや、これまでコミュニティバスを利用したことがない方などの利用を促進することで、公共交通に対する理解を深めるとともに市外にも広くＰＲし、観光客のバス利用を促し、観光振興を図ってまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

令和５年度から建設を進めていた東部分署は、令和７年３月９日に竣工式を行い、令和７年４月１日から業務を開始いたしました。

非常用発電設備や太陽光発電設備を備え、災害など非常事態においても消防活動を継続することが可能となり、海上・飯岡地域の新たな防災拠点として、地域の安全で安心な暮らしを支え、火災時の消火活動や救急活動に迅速に対応してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

深刻化する気候変動は世界共通の喫緊の課題の一つとなっており、温室効果ガスの排出削減が重要であると言われております。

本市においては、これまで家庭における地球温暖化防止対策促進として住宅用省エネルギー設備設置助成事業や公共施設のＬＥＤ化、公用車への電気自動車の導入などに取り組んでまいりました。

そのような状況の中、県を通じて国から洋上風力発電促進区域候補地の情報提供の依頼があり、海匝漁業協同組合などの意向を踏まえ、本市沖の海域が候補地として適している旨の情報提供を５月12日に行いました。

今後も、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けて、皆様と共にオール旭で取り組んでいく決意を表明するため「ゼロカーボンシティあさひ」を６月２日に宣言いたしました。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第１０　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利）　日程第10、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第１号、議案第５号から議案第７号までについて、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　議案第１号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ２億9,200万円を追加し、予算の総額を344億9,200万円とするものです。

第２条の繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

４ページをお願いします。

第２表、繰越明許費です。４款１項保健衛生費の環境衛生対策推進事業1,413万8,000円は、当初予算で計上しました塵芥車、一般的にはパッカー車とかごみ収集車と呼ばれているものです。その更新につきまして、年度内の納車が困難となったことから繰越明許費を設定するものです。

９ページをお願いします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款２項１目総務費国庫補助金２億5,293万1,000円の増は、説明欄１、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。こちらは、今回補正を予定しております定額減税不足額給付金給付事業に対する交付金となります。

２目民生費国庫補助金81万4,000円の増は、説明欄の１、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護総務事務費に対する国の補助金となります。

15款２項１目総務費県補助金160万円の増は、説明欄１、防犯力強化緊急支援事業費補助金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております防犯対策事務費に対す

る県の補助金になります。

３項１目総務費委託金20万4,000円の増は、説明欄１、参議院議員選挙費委託金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております参議院議員選挙費に対する県の委託金となります。

10ページをお願いいたします。

16款２項１目不動産売払収入2,944万円の増は、説明欄１、土地売払収入によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地の売払い収入を計上するものです。

18款２項１目財政調整基金繰入金701万1,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

11ページをお願いします。

２款１項１目一般管理費2,944万円の増は、説明欄１、公共施設等整備基金積立金によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地の売払い収入を公共施設等整備基金に積み立てるものです。

６目財産管理費161万9,000円の増は、説明欄１、普通財産管理費によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地を売却するに当たり、インターネット公売を実施するための費用を補正するものです。

11目諸費２億5,845万3,000円の増は、説明欄１、防犯対策事務費552万2,000円と、説明欄２、定額減税不足額給付金給付事業２億5,293万1,000円によるものです。

防犯対策事務費は、県が令和６年度補正予算で、市町村防犯カメラ等設置事業補助の予算を増額したことを受け、県の補助を活用して、防犯カメラを増設するための費用を補正するものです。定額減税不足額給付金給付事業は、令和６年度に実施しました定額減税調整給付金給付事業における給付額が、令和６年分の所得税額や定額減税額が確定したことにより本来給付すべき額を下回った方に対し、その不足額を給付する費用を補正するものです。

12ページをお願いします。中段になります。

４項２目参議院議員選挙費20万4,000円の増は、説明欄１、参議院議員選挙費によるもので、本議会に提案する旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正において、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じて、投票管理者等の報酬額が引き上げられることから、それに合わせ補正を行うものです。

３目市長選挙費26万2,000円の増は、説明欄１、市長選挙費16万7,000円と、説明欄２、市

長選挙公営費９万5,000円によるものです。

市長選挙費は、先ほどの参議院議員選挙費と同じく報酬額の引き上げに合わせた補正でありまして、市長選挙公営費は、本議会に提案する旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正において、公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙運動用のビラ及びポスターに係る公費負担限度額に係る単価が引き上げられることから、それに合わせ補正を行うものです。

４目市議会議員選挙費39万4,000円の増は、説明欄１、市議会議員選挙費16万7,000円と、次のページをお願いします。説明欄２、市議会議員選挙公営費22万7,000円によるもので、先ほどの３目市長選挙費と同じく、市議会議員選挙費は報酬額の引き上げ、市議会議員選挙公営費は、選挙運動用のビラ及びポスターに係る公費負担限度額の単価の引き上げに合わせ補正を行うものです。

３款４項１目生活保護総務費162万8,000円の増は、説明欄１、生活保護総務事務費によるもので、生活保護法の改正による生活扶助基準の特例加算の改定や、令和８年度からの被保護者調査の調査項目変更に伴うシステム改修の費用を補正するものです。

歳出の説明は以上です。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第５号をお願いします。

議案第５号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次の２ページをお願いします。

取得する財産は救助工作車Ⅱ型１台です。本車両は、旭消防署で使用している同種車両の老朽化に伴い更新するものです。取得金額は１億9,376万2,410円。取得の相手方は東京都港区港南１丁目２番70号、帝商株式会社代表取締役、中野誠。納入期限は令和８年３月31日です。

参考までに入札の経過を申し上げます。次のページに参考資料がありますのでご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和７年４月７日に公告し、４月16日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります４者から申込みがありました。４月21日の入札書提出期限までに２業者から入札書が提出され、４月22日に開札した結果、最低額で入札した帝商株式会社が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、４月30日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は１億9,602万円、落札率は98.85％でした。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

次に、議案第６号をお願いします。

議案第６号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

取得する財産は、消防救急デジタル無線装置一式です。本装置は各署で使用している同種装置の老朽化に伴い更新及び機能強化するものです。取得金額は9,861万5,000円。取得の相手方は千葉市中央区都町６丁目21番５号、スイス通信システム株式会社代表取締役、平野恒次。納入期限は令和８年３月31日です。

次に、入札の経過について申し上げます。参考資料をご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和７年４月７日に公告し、４月16日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります１者からの申込みがありました。４月21日の入札書提出期限までに入札書が提出され、４月22日に開札した結果、スイス通信システム株式会社が予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、４月28日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は１億396万1,000円、落札率は94.8％でした。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続いて、議案第７号をお願いします。

議案第７号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

取得する財産は旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）２台です。本車両は、消防団第５中隊、これは干潟地域になりますが、で使用している同種車両の老朽化に伴い２台を更新するものです。

取得金額は2,206万340円。取得の相手方は、千葉県市原市青柳北２丁目１番地22、株式会社吉田商会代表取締役、氏家英人。納入期限は令和８年３月18日です。

次に、入札の経過について申し上げます。参考資料をお願いします。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和７年４月７日に公告し、４月16日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります３者から申込みがありました。４月21日の入札書提出期限までに３業者から入札書が提出され、４月22日に開札した結果、予定価格に達しなかったため、２回目の入札を行いました。

２回目の入札では１業者から入札書が提出され、４月23日に開札した結果、再度予定価格に達しなかったため、同日に、株式会社吉田商会から不落随契による見積り徴取を行いました。見積り徴取の結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、５月２日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は2,272万6,000円、落札率は97.07％でした。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　議案の補足説明は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第２号、議案第３号、議案第８号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　向後　稔　登壇）

○総務課長（向後　稔）　議案第２号、議案第３号及び議案第８号の３議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第２号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改められたことから、条例中で規定する公費負担の限度額を改正するものです。

それでは、新旧対照表の２ページをご覧ください。

第６条及び第８条の改正は、選挙運動用ビラ１枚当たりの単価を「７円73銭」から「８円38銭」に改めるものです。

第９条の改正は、選挙運動用ポスター１枚当たりの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第２号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第３号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、最近の物価の変動等を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の報酬額が引き上げられたことから、本市における選挙長等の報酬額について、同法の規定に準じた改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の３ページをお願いいたします。

別表第１中、選挙長の報酬額を「10,800円」から「12,200円」に、投票所の投票管理者の報酬額を「12,800円」から「14,500円」に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を「11,300円」から「12,800円」に、開票管理者の報酬額を「10,800円」から「12,200円」に、選挙立会人の報酬額を「8,900円」から「10,100円」に、投票所の投票立会人の報酬額を「10,900円」から「12,400円」に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を「9,600円」から「10,900円」に、開票立会人の報酬額を「8,900円」から「10,100円」にそれぞれ改めるものです。

以上で、議案第３号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現職の辞職の申出に伴い後任を選任するに当たり、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、匝瑳市八日市場ロにお住まいの多田仁氏。昭和43年生まれの方です。

議案の最終ページの参考資料をご覧ください。

多田氏は、本年４月１日から税務課長の職にあり、市内の固定資産評価業務を統括する責任ある立場でございます。また、以前にも税務課副課長として固定資産評価業務経験を有することから、固定資産評価員として適任の方です。

なお、多田氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項についてはいずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第４号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　向後哲浩　登壇）

○上下水道課長（向後哲浩）　議案第４号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格

を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

これらの条例は「市が設置する専用水道の水道技術管理者」及び「上水道の布設工事監督者及び水道技術管理者」に必要な資格について定めるもので、今般、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例、新旧対照表の４ページをご覧ください。

第３条において水道技術管理者の資格について規定しておりますが、同条第１項第10号において引用する建設業法施行令の改正により、条番号が「第34条」から「第37条」へ繰り下がったことから、条文の整理を行うものです。

旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例、新旧対照表の５ページをご覧ください。

第４条において、布設工事監督者の資格について、第５条において水道技術管理者の資格について規定しておりますが、第４条第11号及び第５条第８号において引用する建設業法施行令の改正により、条番号が「第34条」から「第37条」へ繰り下がったことから、条文の整理を行うものです。

これらの条例の内容に変更はありません。

なお、本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第４号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第９号から議案第11号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長　多田　仁　登壇）

○税務課長（多田　仁）　議案第９号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要が生じたことから、３月31日付で専決処分により制定した、旭市税条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

第18条は、公示送達について定めるもので、インターネットを用いる方法の定義を示した

省令の改正に伴い改正するものです。

第18条の３は、納税証明事項について定めるもので、第18条の改正に伴い規定を整備するものです。

第34条の２は、所得控除について定めるもので、所得控除として控除すべき金額に新たに「特定親族特別控除額」を追加するものです。

第36条の２は、市民税の申告について定めるもので、第１項は特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもので、第９項は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

第36条の３の２は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について定めるもので、申告書の記載事項について「特定親族」を追加するものです。

７ページをお願いいたします。

第36条の３の３は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について定めるもので、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するものです。

第63条の２は、マンション等の区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の割合の補正方法の申出について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めるもので、標準税率の区分の見直しに伴い新たな税率区分を追加するものです。

８ページをお願いいたします。

第89条は、軽自動車税の種別割の減免について定めるもので、第２項第２号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条項を整理するもので、同項第５号は、標準税率の区分の見直しに伴い減免申請書の記載事項に係る規定を整備するものです。

第90条は、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について定めるもので、マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するものです。

第139条の３は、特別土地保有税の減免について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

９ページをお願いいたします。

第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

附則第10条の２は、いわゆるわがまち特例として、固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるもので、法改正に伴い条項を整理するものです。

附則第10条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、第14項は特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を新設するもので、第15項、第16項については、法改正に伴い条項を整理するものです。

附則第16条の２の２は、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を定めるもので、課税標準の換算方法について新たに規定するものです。

議案第９号については、以上でございます。

次に、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の11ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴い条項を整理するものです。

議案第10号については、以上でございます。

次に、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めるもので、第１項第２号は、５割軽減世帯の所得基準額として加算する１人当たりの額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるもので、同項第３号は、２割軽減世帯の所得基準額として加算する１人当たりの額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものです。

以上で、議案第９号から議案第11号までの３議案についての補足説明を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　寒いです。さっき局長に言ったんですけれども、市長もゼロカーボンあさひって先ほどおっしゃいました。議長も開会ですぐ口述されたじゃないですか。クールビズで上着を脱いでくださいということで。私、寒いです。皆さん、上着を脱いでください。上着を着たままクーラーをつけるというのはナンセンスです。

○議長（飯嶋正利）　適宜と申し上げました。

○４番（戸村ひとみ）　だって、おかしいでしょ、どう考えても。上着を着たままクーラーをつけるって、おかしくないですか。自分のご家庭ではやられないと思いますけれども。

○議長（飯嶋正利）　皆さんの、議員の各位のあれにお任せしますので。

○４番（戸村ひとみ）　寒いです。６月、クールビズを……。

○議長（飯嶋正利）　調整はいたします。

続行します。

税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号、報告第２号について、財政課長、ご登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　それでは、報告第１号及び報告第２号について、続けて説明させていただきます。

初めに、報告第１号をお願いします。

令和６年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

次のページをお願いします。

繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和６年度一般会計補正予算におきまして繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は全部で16事業です。

２款１項総務管理費の物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。事業実施は令和７年度ですが、国の交付金の事業採択が令和７年１月であったことから、令和６年度に予算措置を行い、繰り越したものです。

表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は２億4,386万4,000円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、３項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、戸籍の振り仮名が制度化されることに伴う通知やシステム改修等に係る費用です。事業実施は令和７年度でありますが、国の補助金が令和６年度で措置されたことから、令和６年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は1,009万円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、３款１項社会福祉費の住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。国の支援決定から事業開始が２月であったことにより、申請受付から給付までの事務手続について年度内の完了が見込めないことから、1,643万5,000円を繰越ししたものです。事業の完了は令和７年６月を予定しております。

次の事業、６款１項農業費の農業水利施設改修事業は、玉浦川の排水路改修工事後の家屋事後調査について、調査期間が不足することや新発田川地区負担金について電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、事業主体の干潟土地改良区が繰り越したことから繰越ししたものです。繰越額は658万1,000円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、８款２項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業1,400万円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金について、天候不良や地区要望対応などに伴い、事業主体の千葉県が繰り越したことから繰越ししたものです。繰越額は471万9,000円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、道路新設改良事業は、三川地区の道路改良工事において、上水道の工事と同調施工するに当たり、工程を変更したことや、西足洗地区の排水整備工事において、工事隣接地の家屋事前調査に当たり、日程調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、5,885万3,000円を繰越ししたものです。事業の完了は令和７年10月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、ハ地区の排水路整備工事において隣接商業施設の車両出入りや歩行者の安全を考慮し施工区間を細分化したことにより、施工日数が増加したため年度内の完了が見込めないことから、１億1,712万5,000円を繰越ししたものです。事業の完了は令和７年12月を予定しております。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事において隣接地権者との調整に

不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、9,041万2,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和７年12月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、排水路整備工事や道路改良工事などの年度内の完了が見込めないことから、２億188万2,000円を繰越ししたものです。事業の完了は令和７年10月を予定しております。

次の事業、南堀之内バイパス整備事業は、道路改良工事において埋蔵文化財の調査や交差点協議に不測の日数を要したため年度内の完了が見込めないことから、２億4,185万2,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和７年10月を予定しております。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業は、旧谷丁場橋の修繕工事において、設計違算に伴う契約解除により適正な工期が確保できなくなったことから、3,380万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、９款１項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業は、千葉県防災行政無線再整備に係る県への負担金について、工事に使用する電源ケーブルの新規受注の停止に伴い、令和６年度の工事完了が困難となったため、県からの負担金請求が令和７年度になったことから繰越ししたものです。繰越額は888万2,000円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、10款１項教育総務費の教育の情報化推進事業は、小・中学校の校内ネットワーク設備改修工事について、国の補助金が令和６年度で前倒し採択されたため、令和６年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから繰越ししたものです。繰越額は5,988万8,000円、事業の完了は令和７年８月を予定しております。

次の事業、２項小学校費の小学校施設改修事業は、中央小学校の空調設備改修工事について国の補助金が令和６年度で前倒し採択されたため、令和６年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから繰越ししたものです。繰越額は984万5,000円、事業の完了は令和７年７月を予定しております。

次の事業、４項社会教育費のいいおかユートピアセンター管理費は、ユートピアセンターの電気設備の更新について、更新予定の発電機に係る資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、1,864万8,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和７年９月を予定しております。

次の事業、13款２項公営企業費の水道事業会計繰出金は、水道事業会計において一般会計

からの出資対象となる水道管路耐震化事業を工事の平準化のために繰り越したことから繰越ししたものです。繰越額は1,680万円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

続きまして、報告第２号をお願いします。

令和６年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

次の繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和６年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものにつきまして、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は３事業です。

８款２項道路橋梁費の道路維持補修事業は、三川の東総野菜研究室付近の市道の舗装打ち替え工事につきまして、排水先の選定に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越ししたものです。表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は314万6,000円、事業の完了は令和７年６月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、令和５年度からの繰越し事業で、後草地区の排水路整備工事につきまして、隣接地権者との調整に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越ししたものです。繰越額は3,432万3,400円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、これも令和５年度からの繰越し事業で、東部分署付近の道路改良工事におきまして、周辺住民との調整に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越ししたものです。繰越額は459万8,000円、事業の完了は令和７年６月を予定しております。

以上で、報告第１号及び報告第２号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の説明は終わりました。

報告第３号から報告第６号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　向後哲浩　登壇）

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、報告第３号から報告第６号について説明させていただきます。

初めに、報告第３号、令和６年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について説明いたします。

継続費繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和６年度旭市水道事業会計において、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業

に係る継続費として、令和６年度から令和13年度までの８か年で総額８億870万円と定めた中で、令和６年度の年割額7,788万円のうち、支払い義務の生じなかった3,221万円を翌年度へ逓次繰越ししましたので、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の後段の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第４号、令和６年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてです。

この計算書は、令和６年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰越ししましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は９事業でございます。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、ハ地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整に伴い、翌年度発注工事としたもので、繰越額は2,343万円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

二つ目が、水配Ｒ06第４号井戸野地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、2,691万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年10月を予定しております。

三つ目が、水配Ｒ06第７号後草地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、2,922万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年６月を予定しております。

四つ目が、水配Ｒ06第８号ロ地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、1,287万円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年９月を予定しております。

五つ目が、水配Ｒ07第１号清和甲地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、933万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年７月を予定しております。

六つ目が、旭配水場ポンプ施設更新工事（その３）で、関連工事との調整により年度内完了が困難となったため、1,595万円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年７月を予定しております。

七つ目が、配水池水位計更新工事（旭Ｒ06－５）で、社会情勢から材料調達に遅延が生じ年度内完了が困難となったため、414万7,000円を繰り越したもので、事業は令和７年４月に完了しております。

次のページ、営業費用になります。

八つ目となりますが、（R06）旭配水場吸水井ポンプ及び床排水ポンプ修繕業務委託で、社会情勢から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、335万5,000円を繰り越したもので、事業は令和７年４月に完了しております。

九つ目が、旭市水道事業ビジョン等改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、1,232万円を繰り越したもので、事業完了は令和７年６月を予定しております。

続きまして、報告第５号、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

この計算書は、令和６年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰越ししましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものです。

繰越しした事業は３事業です。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、公共下水道管移設工事（ハ冠水対策）で、関連工事との調整に伴い翌年度発注工事としたもので、繰越額は3,648万7,000円、事業の完了は令和８年３月を予定しております。

二つ目が、放流流量計更新工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、1,900万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年１月を予定しております。

次のページでございます。

営業費用になります。

三つ目となりますが、旭市公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、下水道事業の200万2,000円を繰り越したもので、事業完了は令和７年６月を予定しております。

続きまして、報告第６号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてであります。

この計算書は、令和６年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は６事業です。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、（Ｒ06来無堀・琴田第２）マンホールポンプ場制御盤更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、1,412万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年８月を予定しております。

二つ目が、（Ｒ06来無堀・琴田第３）マンホールポンプ場ポンプ更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、404万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年７月を予定しております。

三つ目が、（Ｒ06江ヶ崎）№１回分槽曝気攪拌装置更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、1,317万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年10月を予定しております。

四つ目が、（Ｒ06江ヶ崎）原水量積算計更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、473万円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年７月を予定しております。

五つ目が、（Ｒ06江ヶ崎）№１回分槽記録計更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、148万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年８月を予定しております。

次のページをお願いいたします。

営業費用になります。

六つ目となりますが、旭市公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、農業集落排水事業分の200万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和７年６月を予定しております。

以上で、報告第３号から報告第６号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の説明は終わりました。

報告第７号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　向後　稔　登壇）

○総務課長（向後　稔）　報告第７号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件１は、令和６年４月11日、旭市萬歳地先の道路上において、走行中に路面破損箇所で

タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、令和６年５月14日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件２は、令和６年７月２日、旭市高生地先の道路上において、草刈り作業中の飛び石により走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年７月22日に専決しております。

案件３は、令和６年８月16日、飯岡小学校において、台風７号の強風により敷地内の樹木の枝が及ぼした隣接する家屋の屋根等への損害でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件４は、令和５年11月28日、旭市萩園地先の道路上において発生した市有自動車と自転車の接触による人身事故でありまして、令和６年11月19日に専決しております。

案件５は、令和５年６月30日に、海上中学校が発行した学年だより及び学校ホームページで、著作権を有するイラストをその使用許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したものでありまして、令和６年12月10日に専決しております。

案件６は、令和６年12月４日、旭市後草地先の道路上において、走行中に路面破損箇所でタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年12月18日に専決しております。

案件７は、令和６年11月26日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面に敷設された排水路のグレーチングが跳ね上がり、タイヤ及びホイール並びにブレーキキャリパー等の足回り部材が破損した自動車物損事故でありまして、令和７年１月10日に専決しております。

案件８は、令和７年１月17日、旭市井戸野地先の道路上において、火災出動中の消防団車両と対向車両との接触による自動車物損事故でありまして、同年３月11日に専決しております。

以上で、報告第７号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　先ほど報告第３号で、令和６年度の年割額7,788万円のうち、支払い義務の生じなかった「3,421万円」と申しますところを「3,221万円」と申して、誤った数字を申してしまいました。正しくは「3,421万円」でございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（飯嶋正利）　総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は11日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午前１１時５１分

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和７年６月１１日（水曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

第　３　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第８号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

日程第　３　常任委員会請願付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで、皆さんに申し上げます。

議場内の環境管理については、厚生労働省令の事務所衛生基準規則に準じて室温26度を目安に管理いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（飯嶋正利）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第11号までの11議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしでしょうか。旭市議会12番議席の僕が林晴道であります。通告に従いまして、議案質疑を行います。

議案第１号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

まず、予算書の11ページになります。

２款１項11目諸費２億5,845万3,000円の増についてです。

初めに、説明欄１の防犯対策事務費552万2,000円でありますが、こちらは県が令和６年度補正予算で市町村防犯カメラ等設置事業補助を、その予算を増額したので、県の補助金を活用して防犯カメラを増設するとのことでした。

それでは、歳入で見た場合に、県の補助金として160万円の計上が確認できますが、その

点を踏まえて、財源内訳の詳細と防犯カメラ設置に係る費用の具体的な内容を伺います。

次に、同じく予算書11ページの説明欄２、定額減税不足額給付金給付事業２億5,293万1,000円についてであります。こちらは令和６年度に実施した定額減税調整給付金給付事業の給付額が所得税や定額減税額が確定したことにより、本来給付すべき額を下回った方に不足分を給付する費用とのことです。それでは、改めて定額減税調整給付金給付事業の制度概要を伺います。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、まず（１）予算書11ページの防犯対策事務費についてお答えいたします。

予算書11ページの歳出のカメラ設置工事552万2,000円は、防犯カメラ10台を追加で設置するものでございます。当初予算で２台計上しておりましたので、令和７年度は合計で12台の設置となる予定でございます。

そして歳入のほうでございますが、歳入の補正予算書９ページの県補助金、こちらは県の２月補正の補助金で創設されたもので、防犯力強化緊急支援事業費補助金、こちらを活用しまして８台分の160万円を計上しております。補助率は２分の１以内でありまして、新規設置１台当たり上限が20万円となっておりまして、８台分で160万円でございます。財源内訳としましては、歳出の552万2,000円のうち県補助金が160万円でありまして、残り392万2,000円は一般財源となります。率としては県補助金が約30％ということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、制度の概要についてご説明いたします。

定額減税不足額給付金給付事業は、令和６年分の所得等の実績額を基に、定額減税し切れない所要額を算定し、昨年度、令和５年分所得等の推計額を基に実施した定額減税調整給付金に不足額が生じる方などを対象として、その不足分を追加で給付するものとなっております。不足額給付金の給付対象となり得る方の例といたしましては、退職等により令和５年に比べて令和６年の収入が減少した方や、令和６年中に子どもが生まれるなど扶養親族が増えた方、令和５年は学生で収入がなかったが、令和６年に就職して所得が発生した方、また、個人事業主の事業専従者で令和６年分所得税及び令和６年度住民税所得割が非課税の方などとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再度質疑を続けてまいります。

まず、防犯対策事務費552万2,000円でありますが、当初予算でまず２台を計画しており、今回県の補助金、こちらが補助率２分の１、上限20万円、８台ということでしたね。それに加えて、新たに市単独設置の２台を予定して、合計12台設置されるということが確認、今できました。

それでは、本市において近年、車両だとか農作物だとか盗難被害に加えて、不審者の目撃情報などが頻繁に報告されておりまして、物騒な世の中になったなと、やっぱりそれらに対して不安を抱える市民の声を伺っている状況でございますけれども、それらに対して有効的な防犯カメラ設置が望まれると、そのように考えますので、そこで設置場所の選定についても、事務手続の過程、それがどういったようなことであるのかを伺いたいと、そのように思います。また、現在の設置状況を地域性も併せてご回答いただきたい、そのように思います。

次に、定額減税不足額給付金給付事業２億5,293万1,000円についてでありますが、改めて制度の概要、これは分かりました。であれば、給付対象者、その市内の状況を伺いたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　まず、設置場所の選定基準についてですが、こちらにつきましては、旭市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱、こちらに基づきまして、総務課をはじめ市の施設を所管する担当課が、必要に応じて設置をしているところでございます。

それと、地域ごとの設置状況ということでございますが、令和７年３月31日現在、市で設置している防犯カメラの設置台数は合計で277台となっております。その地域の内訳としましては、旭地域に184台、海上地域に33台、飯岡地域に28台、干潟地域に32台となっております。今年度設置する予定台数12台の内訳ですが、こちらは、旭地域に５台、海上地域に２台、飯岡地域に３台、干潟地域に２台を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、給付対象者数についてお答えいたします。

５月１日時点で7,317人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、規定の回数最後の質疑を行いますが、今回の防犯カメラの設置工事でありますけれども、今を生きる市民は、車両だとか農作物の被害に不安を大変抱えておりまして、不審者情報なども非常に怖いアナウンスを市のほうから多くいただいている、そういう状況でありますけれども、そんな大変不安を抱えている中で、設置場所に対する設置基準がないようでありますね。担当課で必要に応じてということでありますが、それで地域住民からの防犯カメラの設置に対する要望をしっかりと受けて応えているのかなということがちょっと疑問に感じます。盗難等が発生した地域に対して十分な説明が必要であると思うので、防犯カメラ設置に関して、担当課としてどのような検討を行っているのか、その内容について、もうちょっと具体的に細かく教えてもらいたいと、そのように思うわけです。

また、市長の耳にも、防犯カメラの要望等、僕にも来るように寄せられるんではないのかなと思いますので、議案提案者である米本市長に対しまして、市内防犯カメラ充足についてご見識を求めたいと、そのように思います。

次に、定額減税不足額給付金給付事業でありますが、給付対象者が先ほど7,317人ということで、大変多くの市民が該当されておりますので、対象者が給付を受けるまで、該当する方が給付を受けるまでの流れを市民に分かりやすく説明していただきたいと。それから今後のスケジュールに沿って担当課の事務的手続も併せて別に伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは、防犯カメラに対する認識ということでご答弁申し上げます。

市が防犯カメラを設置する目的は、安全の確保や権利の保護、犯罪予防及び事故防止などと認識しております。旭市は、防犯カメラの設置台数が近隣自治体と比べますと実際に大変多いところではございますけれども、昨今の犯罪発生状況などもございますので、県の補助金などを活用し、今後も増設してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、私からは防犯カメラの設置に対しての市民の不安、市民の声に対してということについてお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、市民の安全・安心のため、先ほど市長が申し上げたとおり設

置するものでありますが、ですので、議員おっしゃるように市民の皆様のご意見、ご要望をお聞きするという必要性は十分認識しております。

公共施設などのカメラ設置につきましては、利用者の方の声を聞きながら設置をしているところでございます。一方で道路上の設置につきましては、事故防止や犯罪捜査に使われるということもございますので、実際のところは警察と協議の上、設置をしております。ただ、警察との協議に当たりましても、市民からいただいた要望を踏まえまして、情報共有しながら設置場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、市民の方の手続を含めた今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず初めに、給付対象となる方につきましては、７月の下旬をめどに市のほうから通知のほうを郵送させていただきます。給付対象者のうち、昨年度旭市で定額減税調整給付金を受給された方や、マイナンバーで公金受け取り口座を登録されている方につきましては、給付額と振り込み先口座、振り込み予定時期を記載したお知らせを郵送させていただきます。振り込み先口座に変更がなければ、そのまま給付金を振り込みすることとなりますので、特に手続をしていただくことはございません。

一方、今回新たに給付対象者になられた方やマイナンバーで公金受け取り口座を登録されていない方など、市で振り込み先の口座を把握していない方につきましては、確認書を郵送させていただきますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送いただくことになります。内容を確認後、給付額、振り込み先口座、振り込み予定時期を記載したお知らせを改めて郵送させていただきます。

次に、給付金の振り込み予定時期につきましては、第１回目を８月下旬に予定しております。以後、振り込み先口座が確認できた方から順次速やかに振り込み手続を行い、12月１日までに完了させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　お願いします。議案質疑ですので総括的に質疑をしたいと思います。

まず補正予算、議案第１号です。

ページは10ページ、歳入のほうですが、説明欄の土地売払収入、こちら2,944万円、この内容と算出根拠をお願いいたします。本会議での議案説明のときの説明では、ニンタマスポーツ広場ということだったんですが、それぐらい……

（「にったま」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　「にったま」と言うんですか、失礼いたしました。すみません。

仁玉スポーツ広場ということで、それより詳しい説明がございませんでしたので、お願いいたします。

それから、次は11ページです。歳出です。公共施設等整備基金積立金の内容について伺います。

これは先ほどの売払い分を積み立てるという、そういうご説明でした。ですから同じ金額ですね、2,944万円、こちらが積立金として計上されております。この基金への積立てなんですが、当然のことながらファシリティマネジメント、これ市が計画しておりますね。ファシリティマネジメントに沿って、従ってというか、沿って積立てをしているはずです。この基金全体のことも教えてください。目標、一体どこまで積み立てるのか。通常こういった売払いの分は全てを基金として積み立てているのかどうか、そのあたりも教えてください。今回の積立てで総額がどれぐらいになるかですね。

三つ目です。同じく11ページです。基金積立ての下の欄です。

普通財産管理費の161万9,000円、これが手数料ということになっているんですね。この手数料の内容についてお願いします。算出根拠と申しましょうか。ちょっと本会議の議案説明のときに聞き取れなかったんです。私、すごく走り書きで、インターネットがどうのこうのとかと書いているんですけれども、この内容を詳しく教えてください。

同じく11ページ、防犯対策事務費、これ前者のほうからもるる質疑ございました。その答弁の中から、550万円のうち県の出してくれる補助金が約30％というご答弁でした。それで12台設置ということに決められたようですが、これは先ほどの質疑の中にもございましたけれども、足りているのか、足りていないのかとか、そういったような議論があると思うんです。この12台にされた根拠、単に県が30％、約３分１出してくれるから、じゃ、残りの分で合わせて12台にしようということになったのか、私としては、前者のほうからもありましたが、全国ニュースをにぎわすような犯罪等も起こっておりますし、私の遠方の知り合いなん

かも、旭市最近結構ニュースに出るよねなんて言われております。そんな中で、この12台というこの根拠をお願いいたします。

実際に今設置されている台数と今回前者のほうの答弁にありました旭地域で５台、海上地域で２台、飯岡地域で３台、干潟地域で２台、これを足しますと、旭地域189台、海上地域35台、飯岡地域31台、干潟地域34台、足し算が間違っていなければこうなると思うんですけれども、このバランスですね、先ほど申しましたように、ニュースで、つい先日のニュースなんかは、お米が相当盗まれている。聞くところによりますと合計１トンを超える量が盗まれているということなんですが、海上地域であろうということを聞きました。あと、飯岡地域では強盗やら何やら、本当に新聞の紙面をちょっと、にぎわしましたといったら変ですね。全国ニュースにも上がっております。そういった中で、海上、合計でも今回増設しても35台、飯岡、増設しても31台、ここをどのように評価されるかお願いいたします。

１回目です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　行政改革推進課より、順を追ってご説明をいたします。

まず初めに、土地の売払収入についての、具体的に仁玉スポーツ広場ということでしたので、この仁玉スポーツ広場につきましては、場所については旭地域の富浦という地区なんですが、場所でいえば京友会病院がありまして、そちらの北西に位置する場所にあります。現在は使われておりませんが、今までは地元の少年野球がそちらで野球等を行っておりました。スポーツ広場については以上です。

続きまして、金額の算出根拠についてです。金額の算出根拠につきましては、売却に伴う予定価格であり、価格は不動産鑑定士による鑑定の評価額でございます。

次に、基金についてです。基金につきましては、土地、建物など市有財産の売却益や貸付けによる収益、寄附金、決算剰余金、こういったものを収入金として積み立てるものでございます。それで、今までの経緯としましては、平成28年に基金を設立しまして、このときに５億円、29年にも５億円、そして令和３年に庁舎の整備基金の廃止に伴いまして、残額などで17億3,000万円、令和６年度には神西住宅跡地の売却代金として8,901万円を積み立ててきております。令和６年度末の残高は約28億6,000万円となっております。

次に、三つ目の質疑です。普通財産管理費ということで、具体的な内容はというお話でした。これにつきましては、官公庁オークションに参加する予定でございます。このオークシ

ョンを運営する紀尾井町戦略研究所株式会社というところに支払う手数料となっております。システム利用料です。これの算出根拠につきましては、手数料は物件が落札され、売却に至った場合に払うことになりますけれども、算出根拠は落札額の５％プラス消費税、落札予定額で算出をしておりますので、2,944万円掛ける５％掛ける1.1の税で161万9,200円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、私のほうから四つ目の11ページ、防犯対策事務費の内容でございます。

まず、防犯カメラの台数の算出根拠ということでございますが、議員おっしゃるように、市内でも昨年11月にはタイ人の男性が殺害されるという事件、あるいは12月には強盗致傷事件なども発生しております。また４月には米泥棒という事件も発生しております。市としましては、そういった事件を踏まえまして、当初予算の２台に加えまして、県の補助金を活用して、県補助金の採択は８台なんですが、10台増設した補正予算を計上したところでございます。

旭市は、先ほど市長が申し上げましたように、防犯カメラの設置台数としては、近隣自治体と比べて実際のところ多いところではありますが、昨今の犯罪状況を踏まえまして、県の補助金などを活用して今後も増設してまいりたいと考えております。

地域のバランスということでございますが、設置場所につきましては、先ほども申し上げましたように、警察との協議をしているところでございます。その犯罪の発生状況なども踏まえまして、警察のほうと協議を深めて設置場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　土地売払収入のことなんですが、課長のほうから、富浦小の近くでとか何とかというような説明があったんですけれども、こういうのって2,944万円も売払い収入が入る場所、広さも分かりませんし、これだけの計上ではね。議案で上げていらっしゃるときに、地図とか皆さんご存じなのかもしれません。でも、私は申し訳ございません。読み方もちょっと「ニンタマ」とか言っている人もいたような気するんですけれども、違いますか、全部「にったま」、分かりました、失礼いたしました。

市民の方でも完全に皆さんがお分かりになるかどうかというと、富浦小の近く、あのスポ

一ツ広場ね、広さはどれぐらいねとかって皆さんお分かりになるとは思えないんですよね。特に市の予算の審議ですから、議員に対してきちんと細かい数字まで、何千平米なのかも分かりませんが、何千何百何十何点何平米で、どういう道路に、県道に隣接しているのか、そういうのも地図を添えてくだされればすぐ分かると思うんです。これが入札で実際にやられるときにはもちろん出されるんでしょうけれども、今回ですよ、こうやって最初に議案で出されるときも、やはりせめて地図とか、そうじゃないと本当にどこなのかなというのをまず最初に考えてしまうわけですよ。どれぐらいの広さなんだろう、スポーツ広場とかって、そういうふうに思ってしまうんです。ですから、そのあたりのところ、口で先ほど課長がいろいろ説明してくださいましたけれども、申し訳ございません。私はちょっと富浦小の近くというと、Ｂｏｃｃｈｉさんのところの近くかとか、それぐらいのことしか分かりませんので、そこのところ情報の出し方というんですか、議案上程のときに情報の出し方ということで、どういうふうにお考えかお願いいたします。金額が金額ですのでね。

次の公共施設、基金の積立金です。こちら、私は公共施設の長寿命化、ファシリティマネジメント、これに向けて、これに沿ったやり方で一体どこまで積み立てるのかというのをお聞きしたかったんですけれども、答弁では平成28年にこの基金は設立して、何年でしたっけ、書き取れていないんですけれども、５億円ずつ積み立てて、５億円、５億円で令和３年度にこの庁舎の建設で余った分というんですか、それが約17億円で、令和８年度には28億6,000万円になるという見込みというふうにちょっと書き取っているのがそんな感じなんですけれども、これは目標ですよ。一体どこまで積み上げますか。公共施設の長寿命化、これのために積み立てているわけではないのですか。何のために積み立てていますか。国のほうでも基金の積立てで余っているものがあるというのが最近報道でございます。何兆円か何か、基金が余っているのよねみたいな報道がございまして、その余るってどういうことなのかなと。目的があるから、それに向けて積み立てるわけで、その目的と目標額、これをもう一度お願いいたします。

それから、11ページの普通財産管理費、この手数料のことなんですけれども、官公庁のオークション、これにこの土地をオークションで出すということなんですね。紀尾井町の、またこれも書き取れていないんですけれども、何ちゃらかんちゃらというところに払うお金で、これがシステム利用料ということになりますと、落札額の５％と消費税で161万9,000円となるということだったんですが、土地の売買で一般的に不動産の仲介業者が入ると3.3％ということになっていると思うんですけれども、このオークションにかけるということは５％の

手数料プラス消費税ということで取られてしまうということで、このオークション、このシステムを利用するということがどのようなメリットがあって、これを採択されたのか。今後、またずっと行革が、市有地とかを売りに出されるときというか、売払いされるときには、このオークションを選ばれるのか、それとか両方、一般的な土地の売買にされるのか、こういった両方やられるのか、オークションのみにされるのかとか、そのあたりのところ、先ほども申しましたが、メリットを教えてください。

それから、防犯対策事務費、防犯カメラのことなんですけれども、課長のほうから近隣の自治体に比べて防犯カメラが多いとおっしゃいましたが、どういうふうな比較をしていらっしゃるのか分かりません。別にいいです。多いとか少ないとかいうのは、そのまちの事情によっても全然違いますし、ただ、私は前回の一般質問のときにも申し上げましたように、旭市の後、強盗に入られた市で、即補正予算で100台増設したんですよ。それご紹介しましたけれども、近隣ね、強盗に入られていないところと比較しても何もならないです。即の対応というのかな、それを私は一番評価しているんですけれども、というところでそういったところの検討みたいなこともされましたか。旭市は、課長がさっきも述べられていましたように、いろいろ本当に事件がありまして、そういった中で10台増やして全部で12台にしたのよというようなことだったのかどうか、そこのところをもう一回、近隣自治体との比較というのがどれほどの意味を持つのかというのが私はちょっと分からないので、もう一回聞きます。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、仁玉スポーツ広場について、もう少し詳細にということで、富浦地区の仁玉というところなんですが、面積は6,944平米、2,104坪となります。筆は４筆ほどに分かれておるんですが、それで登記地目は山林となっております。現況については雑種地です。少年野球等をやっておりましたが、通常の宅地というよりは、少し落ちる雑種地というような状況のところであります。

次に、基金について、全体でどこまで、目標ですね。そういったような話でした。これは一応公共施設の個別施設計画等においては30億円を目標に積み立てていこうと、一応そういう記載はございます。ただ、この30億円、詳しい計算ではないんですが、必ず準備しておきたい解体に要する費用とか、そういった準備金、あとは解体に係る平米単価とか、そういったものをある程度加味しまして、それであとほかに施設の設備費、こういったものも幾らか

かるのかとか、そういったようなもので、大ざっぱにはなってしまいますけれども、現金として30億円ぐらいは取りあえずは用意しておきたいと、そのように考えておりました。

続きまして、やはり目的は長寿命化、これに対して対応していくためということです。

三つ目に、官公庁オークションにつきまして、これにかけるとどういったメリットがあるのかというお話でした。この官公庁オークションにつきましては、全国で多数の行政機関が利用しているものであります。不動産取引を行っている多数のものが参加しているプラットフォームとなっております。官公庁オークションを利用することにより、より多くの人に情報を届けることができ、全国の潜在的な顧客にアプローチをすることができるものと考えます。そして、入札者の競争意識が高まり、高い価格で入札される可能性も出てくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、防犯カメラのほうでございます。議員おっしゃいました12月補正で100台追加したという市町村の情報は把握しておりまして、こちらのほうでも、そちらの市町村のほうに問合せをして、どういった対応をされているのか、そこの市町村は防犯カメラつきの防犯灯を100台というところでございました。ただ、実施した市は旭市と比べまして市の人口規模も大分違うところでございます。今回、旭市での設置に当たりましては、そういった、先ほど台数につきましては、警察署との協議なども踏まえて、あとは県の補助金の状況なども踏まえて決定したものでございます。

即やったのかということでございますが、旭市としましては、県の補助金がついて即この６月議会に補正予算として計上したというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　仁玉スポーツ広場、山林で地目としては雑種ということで、こうやって聞くと、山の奥を開拓して野球場か何かにしたのかなというふうに思うわけです。でも実際は違いますよね。先ほども言いましたように、どれだけの幅の道路に面しているのかとか、そういうのが分からないと、果たして2,944万円で売れるようなところなのかなとか、いや、これでは安いのではないのかなとか、その判断も分からないわけですよ。ですから図面をつけていただいて、県道に面していたら当然のことながら坪単価が高くなるでしょうし、山奥だったら、山林ですし相当安くなるでしょうから、そういうところの判断材料とするにもや

はり、さっきもお聞きしましたけれども、情報の出し方というのをちょっとお聞きしたんですけれども、議案上程のときに情報の出し方というのをちょっと考えていただけるかどうか、そのあたりのことをお願いいたします。

それから、積立金です。ざっと大まかに30億円目標ですということだったんですけれども、ざっとというのは恐らく予算の立て方としてはまずいと思われます。やはりちゃんとした根拠を持って、ファシリティマネジメントで、ここが何年後にはこんなふうになるから、これぐらい劣化するから、例えば今回県からもらったのか、展望台ですか、あそこのエレベーターが全く動かない、数千万円かかりますみたいなのも、そういうのも恐らくここの基金から使うしか手はないと思うんです、直すのに。でも、そうしたときにですよ、ざっと30億円だから、その中から数千万円エレベーターに出していいのかとか、こういう話になると思うんです。ファシリティマネジメント、長寿命化、これはもうフィックス、固まったものがございますか。それに沿って、ざっとでもそれに沿って積み上げられていますか、この30億円という金額が。

それから、手数料です。161万9,000円、これは恐らくうまくいったという事例を基に、これを導入しようということになっていると思いますので、どこかのうまくいった事例、参考にされた事例を教えてください。

防犯カメラに関しましては、後者のほうでもまだ質疑があると思いますので、そのあたりお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　仁玉スポーツ広場、場所がちょっとよく分からないということで、今回予算議案ですので、どういった形で分かりやすい資料をお出しできるかというのはちょっと検討させていただきたいと思います。

ちょっと補足をすれば、当該地は北側、北西に幅約５メートルの市道が隣接しております。形状は東西に約7.3メートル、南北に約95メートルの長方形でございます。平地にあります。山の奥とかそういったところではないかと。

次に、基金です。基金につきましては、公共施設等総合管理計画の中では、公共建築物の更新や大規模修繕費用の合計が令和３年度から令和53年度までの50年間で1,369億円かかると、こういったような試算をしております。ただ、これは保有資産全てを更新していくと仮定したものであって、今後の人口減少やニーズに合わせた見直しなどを実施すると、また適

切な維持管理により長寿命化を図ることにより費用の縮減に努めていくと。総額で642億円、年平均12.8億円かかるというような推計を出しております。

公共施設更新や修繕には、基金だけではなくて、補助金などの有利な財源を活用して財政の負担の軽減をしていかなければならないと考えております。

また、金額については、先ほど30億円以上というようなことにしておりますが、今後もいろいろな、様々な動きがありますので、そういった計算の下に、まずは30億円という数字を出したような状況です。

３番のオークション成功事例というお話でした。他市においても、この制度へ参加されているところが多いんですが、私どものほうでいいますと、前回神西住宅、これについてもこのオークションで落札をしております。ですから参考といいますか、これはオークションですから誰でも参加ができます。その中でより高い額で落札ができるようにというようなことで応募したものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午前11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆様に申し上げます。議事運営の効率を図る上から、質疑、答弁は明確かつ簡潔にお願いしたいと思います。

引き続き質疑に入ります。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　１点訂正させていただきます。

先ほど戸村議員のご質疑の中で、仁玉スポーツ広場の形状を申し上げましたときに、東西に「約7.3メートル」と私言ってしまいました。こちら「73メートル」の間違いでございますので、訂正させていただきます。

○議長（飯嶋正利）　引き続き、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ただいま議長からありました、簡潔明瞭に質疑をさせていただきます。しかしながら、前者の質疑と質疑の内容がダブったりですとか、あるいは私自身の認識の違いというものもございまして、若干、全然簡潔明瞭じゃないじゃないかというようなことになりかねない点をあらかじめご容赦ください。

進めます。

議案第１号、旭市一般会計補正予算の10ページ記載の歳入、16款２項１目不動産売払収入、これについての質疑でございます。

本件、説明では旧仁玉スポーツ広場の土地売却収入というふうにお伺いしましたので、この点で多分あそこだろうなというふうに認識違いを私はしていたところなんですけれども、いずれにしても、まず１点目、この土地を売却するに至った理由、何でと、根拠、これを質疑いたします。あわせて、もう既に答弁されておりますけれども、一般競争入札ではなくて、インターネット公売ということでよろしいのか確認させてください。

続きまして、18款２項１目の財政調整基金繰入金に関する質疑でございます。10ページ記載の今回の補正で701万1,000円が財政調整基金から繰入れされ、その701万1,000円、ほかの財源からではなくて財政調整基金からの繰入れとした理由ですね、そこしかないんだよというような答弁になろうかと思います。分かりませんけれども、繰入れとした理由をお聞かせください。あわせて、繰入れ、具体的にはどの補正対象事業なのか、あるいは歳出項目、何なのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

３点目でございますけれども、11ページ、歳出２款１項11目諸費、説明欄の１に記載されております。質疑ももう既に前者からありました。同じような質疑、私も設定をしていた関係もございますけれども、ここで現在の旭市の防犯カメラ277台で足りているのかなと。逆に何台くらい必要だというふうに市のほうではお考えかということ。それから市長答弁にもございました、近隣市町村と比較してと、であるならば、具体的に銚子市は何台くらいちゃんと設置されていますよ、匝瑳市はこうですよと、近隣ですから銚子市と匝瑳市の設置台数、これを教えてください。そうしますと、なるほど旭市はなということで、皆さんすとんと理解できるのではないかなというふうに思います。

あわせて、本市における防犯対策の具体策、メインはこれだよといったところがあれば、

申し訳ございません。今回552万2,000円の補正を組んでおりますので、お聞かせ願えればというふうに思います。

１回目の質疑は以上でございます。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、私のほうからは仁玉スポーツ広場の売却の理由と方法についてお答えいたします。

売却に至った経緯ですが、旧仁玉スポーツ広場は、もともと地元の少年野球チームが使用しておりました。子どもの減少、スポーツの多様化など、そういった影響があって少年野球チームがそこを使わなくなりました。その後、チームは解散、令和４年３月に解散しまして、利用しなくなったというような状況になっております。

市としましては、このチームが使っているということとは別に、今後の施設の在り方として、現在または近い将来、市が行う事業で当該地を利用するような事業を行う予定があるかどうか内部で検討してまいりました。その結果、現時点ではないというような結論に至りました。そのため、民間活力を促すため、資産の有益処分をすることとして、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画へ掲載して、地元区長及び近隣住民への説明を行いました。そして昨年度、官公庁オークションに出品しましたが、応札がなく不調に終わりました。その後、今年になって購入を希望したい旨の問合せがありましたので、再度官公庁オークションへ出品することとして、手数料について補正予算を計上させていただいたというようなことになります。

売却の方法につきましては、官公庁オークションを利用する予定でおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、私のほうからは（２）の財政調整基金の繰入れの関係でお答えしたいと思います。

財政調整基金、これまでもいろいろと説明して申し上げたところなんですけれども、要は読んで字のごとく、財政を調整する基金というところで基金という在り方があります。繰入れる理由としましては、今回の補正予算を組んであります。見ていただいていると思うんですけれども、その歳出の事業執行に当たって不足する分が出るというところで、その財源不足を補うというところで財政調整基金から財政を調整するということで繰り入れているとい

うことになります。

対象事業という考え方は実際にはないです。全体的に見て、こういった支出をするという段階で、国・県のいろんな財源があります。それでは補い切れない部分について、足りない部分を財政調整基金から繰り入れる。結果的にはいろんなところに財政調整基金が流れているということで、こういった対象の事業があるかということではないということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、私のほうからは防犯カメラについてお答えいたします。

まず、議員ご質疑の旭市で277台で足りているのか、何台必要かということでございますが、これにつきましては、設置場所につきましては、先ほど前議員のときにお答えしましたように、警察との協議によりまして、必要に応じて設置しているというところでございます。市内の犯罪の発生状況とかそういうものを踏まえて、今後警察と協議しながら、さらに増設を、県の補助金などを活用しながら検討していきたいと考えております。

それと、近隣市町との比較でございますが、今こちら手元にありますのが、277台のうち市の施設、公共施設や公園などに設置している台数含めて277台なんですが、総務課で道路に設置している台数が６年度までで旭市は24台ございます。今回12台追加するものでございますが、近隣は銚子市が道路上に設置しているのは15台、匝瑳市のほうが９台というふうに聞いております。

それと、防犯対策のメインということでございますが、防犯対策として防犯カメラが有効だということは、重要性は十分認識しております。そのほかにも防犯カメラ以外の防犯対策、市民への周知ということも必要だと考えております。例えば、総務課のほうでは青色回転灯、青パトの車両による市内全域のパトロールも実施しておりまして、あとは防犯指導員による通学児童の見守り活動なども適宜行っております。また教育委員会のほうは通学路を中心にパトロールなども実施しております。あとは７月が防犯の月なんですが、７月１日が防犯デーになっておりまして、毎年７月に実施している防犯講演会、そちらのほうでは旭警察署員を招いて、市民の防犯知識の習得と防犯意識の向上を図るなどもしております。そういったものを総合的に施策として実施して防犯に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　２回目の質疑をさせていただきます。

市有地の土地売却に際して、言うまでもなく適正な価格形成がなされているか、そして市民に対しての説明、透明性が十分確保されているか、この点は非常に大事だというふうに課長と同様に考えます。

そこで、まず一つ目ですけれども、売却に当たっての2,944万円というこの価格設定、これが適正価格というふうにお考えでしょうから補正計上したと思うんですけれども、その根拠をお示しください。

あわせて、今後の市民に対して公売の周知、手続、スケジュール、いつ頃どのようにされるのか、その予定をご説明願います。

繰入金につきましては、されど701万1,000円、これが今年度18億円云々という財政調整基金、計上されているかと思いますが、財政調整基金に及ぼす影響、これがどれくらいであるというふうに、財政課長はお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、防犯対策事務費についての２回目の質疑でございますけれども、12台設置するということで、結局一般財源392万2,000円かかるというふうに判断してよろしいのでしょうか。その内訳を、ダブってしまうかもしれませんけれども、もう一度ご説明いただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、お答えいたします。

不動産鑑定が適正かというようなご質疑でした。これは国家資格である不動産鑑定士に依頼をいたしました。不動産鑑定は不動産鑑定士のみが行うことのできる業務であり、不動産鑑定士が行う鑑定は公正な価格として公的な信用を持つため、公共性の高い場面で適正な価格を証明する際に用いられると考えております。この国家資格を持った鑑定士が算出した評価額以上に信用性の高い算出根拠はないのかなと思っております。

あと、スケジュールですが、７月２日までオークションの申込みが行われます。参加者の申込みが７月25日から８月12日までの19日間申込みがあります。入札期間が８月26日から９月２日、８日間となっております。落札者が決定した後に仮契約を締結すると、そういうようなスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政調整基金繰入れの影響ということなんですけれども、財政調整基金につきましては、当初予算を可決していただきまして、当初予算では13億7,000万円ほどを予定しております。今回この補正701万1,000円ということで、今、議会に上程しているところです。今回の補正が通りましたら、この補正が終わった後としては66億5,800万円ほどの財政調整基金ということになります。

影響ということなんですけれども、その辺は人それぞれ影響の考え方が違うところもあります。ただ、財政調整基金を持っていればいいという問題ではなくて、その都度その都度、こういったところに市民のために支出しなければいけないというところであれば、それは率先して投入していくという考えです。ただ、影響が大きければ、これはできないなというものでもないし、それはそのときのバランスを考えながら、事業も考えながら、財政調整基金、これからの財政の在り方、財政の健全化というところを見越しながら判断していくというところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、防犯カメラのほうでございますが、一般財源で392万2,000円かというご質疑でございます。当初予算で２台計上しておりまして、今回補正で10台追加すると、10台追加する金額として歳出で552万2,000円、県補助金が160万円でありまして、その差引き392万2,000円は一般財源で支出するというものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質疑になります。

旧仁玉スポーツ広場、土地の売却、最初に言いましたように、私この南ずっと行って、一中越えて、入り口越えてずっと行って、その左側にある今ばんばん少年野球で使っているあの土地だなと勝手に解釈してしまったんですね。前者から、どこなのと地図等々、やっぱりそういったものが必要だというふうに改めて私も認識いたしました。この休憩時間のときに情報交換しました。違うよと、要は令和元年台風のときのごみの搬出をしたという、そこだったのかと。

そこで課長、旧仁玉スポーツ広場、申し訳ないですけれども、所在地、面積は先ほど教えていただきました。それから不動産鑑定士、国家資格取得者、佐倉の方ですか。なぜかといいますと、まずは3,000万円弱の土地、この時期、このタイミングでもって、昨年度公売に

かけたんだけれども入札なかった等々で、このタイミングというのは、課長として妥当性として、いやこのタイミングで全然オーケーだよというふうにお考えなのか、このタイミング、お考えなのかというのが一つ。

それから、見込額、入札額が2,944万2,000円というふうに見込んではいますね。しかしながら、実際のネットオークションでの入札が大きく乖離していた場合、どのような対応策、対応をされるのかということが二つ目。

それから、やはり今後ほかの売却事案とか売却物件ももしかしたらあるのかなと、よく分からないですけれども、市民への説明責任、先ほど言いましたけれども、売却のプロセスの明確化ですとか、あるいはこうして売れましたよという結果、広報等で神西住宅の土地の売却についてはあったかというふうに認識はしていますけれども、その辺の我々議員に対しての説明ですとか、あるいは市民に対しての結果の報告、情報開示、この辺はどのようにお考えなのか。それから、一番最初に言いました所在地、不動産鑑定士、概略で結構です、これは。お答えできる範囲内でお答えしていただければというふうに考えています。

ご理解いただけましたか。簡潔明瞭ではなかったですか、大丈夫ですか。

次に、財政調整基金の繰入金に関することですけれども、これ今さら言うまでもなく、やはり将来的な財政変動リスク、それに備えるための重要な財源であるということは私も認識をしております。今回、額が少ないからそれでオーケーということではないのですけれども、今回の繰入れも必要だというふうに十分理解はしております。ただ、今後今現在進められているというか、社会情勢、物価高騰、あるいは今後、今まさに旭市が行っている学校再編、これももしかしたら新しい学校を２校建てなければいけないというふうに時と場合によってはなるかもしれない等々考えますと、併せて自然災害ですね。不確実性を踏まえれば、財政調整基金の役割というのはとても大事だということは十分認識しています。

だからそれを大事に、また先ほどおっしゃいましたように、ただキープしているだけではないんだよ、有効利用することが市の活性化、発展につながるんだと、そういった視点から、この活用のルール、こういう場合に財政調整基金を活用するんだよというルールとかあるいは基準、庁内で情報共有されるとは思うんですけれども、財政調整基金活用に当たっての基準的なもの、ルール的なものが本市にあるのかどうかお答え、教えてください。

それから、防犯対策事務費、これ課長、トータルして12台、先ほどおっしゃいました市川市の件ですか、防犯灯つきの防犯カメラ、これを購入されるのかどうかということもちょっと確認したいなというふうにお聞きしていて思いました。

同時に、今回は決して老朽化対策ではないんですよね。言うならば新規設置の事業に充てるということだと、というふうに理解しました。そうしますと、総数として300台近い防犯カメラがあるんですけれども、その維持管理費、今後必要になってきますよね、当然。そうしますと、その維持管理経費というのはどの辺、予算的に目算しているのか、どの課がその維持管理費等々を予算から負担するのか、この辺もお伺いできますか。

簡潔明瞭、最後ですけれども、先ほど防犯対策の話にもありましたけれども、夜間の交通事故防止対策でも当然ありましょうし、通学路対策ということでもありましょうけれども、これは私の認識かもしれない。そのいわゆる対策との連携事業であるのかどうか、これが１点。そして、市内の犯罪発生状況を踏まえた重点配置だというふうに思いますけれども、先ほども話が出ておりますけれども、地域の要望、反映を確認したのかどうか、あったかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。ご理解いただけましたでしょうか。簡潔明瞭に努めたつもりですけれども、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、何点かご質疑ありました。順にお答えいたします。

まず、不動産鑑定士ですが、千葉市中央区にございます株式会社総武不動産鑑定というところに依頼いたしました。こちらについては、市の固定資産評価額等に関する業務を行っており、旭市の土地の状況については熟知をされているところだと思っております。

次に、所在地ですが、仁玉字茅苅場というところになります。茅苅場2098番１ほか３筆となっております。

それと、金額がもし乖離していた場合というような話がありました。落札額が幾らになるか分からないということから、予定価格を落札額と見込んで手数料の計算をして今回計上いたしました。想定以上の高値で落札された場合には、手数料が不足するような状況があります。まずは普通財産管理費の当初予算内から流用で対応すると、こういったようなことになるかと思います。

あと、市民へのタイミングですね、これは一度、昨年度不調に終わりました。ですが、市のスタンスとしては、これは今後もずっと売却していくというスタンスで、当初予算ではちょっと計上はしていなかったんですが、たまたま早いうちにそういったような問合せ等がありましたので、一番早いオークションに間に合うように手続を進めてきたところでございま

す。

市民への周知につきましては、今後、この土地の状況についてホームページ等で皆様にお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　財政課のほうから財政調整基金の関係でお答えします。

活用のルールはあるのかということです。ずばり言いますと、特にルールはあるというものではない。あるとすれば、決算剰余金の２分１を下らない額を必ず、そこはルールとしてあります。活用に当たってのルールというのは特にはないんですけれども、状況、今まで議員、当初予算ずっと見てこられて分かると思うんですけれども、今まで当初予算、財調の繰入れ７億円、６億円、５億円と、その辺の推移をしていました。ただ、今回の７年度の当初予算におきましては13億円からの、倍近い繰入れになりました。この要因としましては、いろんな事業をやるに当たって、いろんな、人件費が上がったりだとか、物価が高騰したりだとか、これはどの市町村も如実に、新聞報道でもありますとおり、過去２番目、過去１番目という膨らみ方からすると仕方がないのかなというところで、ルールがない中でも、要はこれからの財政の健全化という部分を見据えながら、あとは事業、どの事業をやっていくのかというところです。

今までの事業をそのままやっていっただけでも財政調整基金はこれからどんどん減っていく状況になります。そういった中で、まるっきりなくなったときに、そのときに、何の事業はやれませんという世界になる前に、皆さんと一緒に考えていかなければいけないのは、どういった優先順位をもって事業を展開していくと、そういったところはみんなで考えていかなければしようがない。財政としましても、そういったところを見据えながら、事業の在り方だとか、そういったところを見据えながら繰入れをしていきたいと、財政調整基金のほうを活用していきたい。先ほど申し上げましたとおり、使うときには使うというところのスタンスは同じだと思いますけれども、あとは財政の健全化というところでバランスを取りながら使っていきたいというところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　いいですか。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、防犯カメラのほうでございます。

まず、防犯灯つき防犯カメラを検討されたのかということでございますが、こちらにつきましては、防犯灯つき防犯カメラは、費用的な面と、あとは防犯灯と防犯カメラでは耐用年数がちょっと異なるということもあります。維持管理経費にも関連しますが、防犯カメラにつきましては電気製品ですので耐用年数が短いということもあります。そういったことを踏まえて、今回防犯カメラだけの設置でございます。

維持管理経費につきましては、道路上の電柱に設置するカメラにつきましては、年間電気代として月1,000円程度、１灯当たり１万2,000円程度かかっております。修理につきましては、277台というのはほかの施設、公園で設置しているカメラも含んでおります。それにつきましては、それぞれの担当課のほうで修理あるいは電気代を負担することになっております。

それと、あとは防犯活動との連携ということでございますが、先ほど申し上げました防犯事業のほかにも、例えば旭警察署のほうでは移動交番を設置していただいております。そういった警察署との連携も必要だと考えております。

それと、地域の意見ということでございますが、こちらにつきましても、そういった設置につきましては警察署との協議になりますが、いただいた要望、そういったものを踏まえて、警察署と情報共有しながら、設置しているところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　私は、令和７年度旭市一般会計補正予算のうち２点だけ質疑をいたします。

１点目は、国庫支出金の２億5,000万円余の算出根拠と理由についてであります。

実は、予算書をじっくり眺めていたらば、歳入のところと歳出のところでもって、金額が同じなのに名称が違うわけです。例えば１番目の質疑ですけれども、９ページですが、国庫支出金２億5,000万円、算出根拠というふうに引いてありますけれども、ここでもってどういうような形でもって出ているかというと、９ページの一番上ですが、総務管理費国庫補助金、そこのところの説明のところに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２億5,293万

1,000円、補助率10分の10となっているんですね。

この事業がどういう形でもって歳出に出てくるかというと、11ページの総務費の歳出のところに諸費、総務費の諸費の中で説明欄の２です。定額減税不足額給付金給付事業２億5,293万1,000円という形で出てきているわけです。それは何かということを、先ほど他の議員も聞いていましたけれども、歳入でもって示した金額と、片方では定額減税不足額給付金給付事業、どうしてこういうふうに名前が変わるんですか。

そのいい例が６年度の３月補正にもあるわけですね。３月補正の説明欄の、これは今の議案と別ですけれども、ところに物価高騰対策家計応援商品券配付事業、これ歳出です。今、各家庭に１万円の商品券が送付されていて、何だこれは、市長選挙のためのお金かなって私のところへ聞いてきた人がいます。私もびっくりしました。

そういうような、それが歳入のところでどうなっているかというと、歳入は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この１億8,683万2,000円が、市のほうでの繰入れがありまして２億4,386万4,000円、いろんな経費もかかるでしょうから、ですから、それで先ほど他の議員の質疑に対する答弁を聞いていたらば、どういうことを答弁していたかというと、対象者が7,317人ということですね。これはどういうことなんでしょうか。３月補正のときも、国から来たのとまるっきり違う形でもって歳出されているわけですね。ですから、国のほうはどういう形でもって今の臨時交付金というのを出しているかということなんですよ。何に使ってもいいから、この金を使ってくれって来ているのではないと思うんですよね。そこの趣旨をどうつかんでいるかということです。

私は、恐らく今回の補正というのは、実はこういう問題があったんです。３万円でしたよな、この前の３万円。３万円を待っていた生活保護の受給者の方が来なかったので、どうしてだ。税務課で調べたら、婿に行った一人息子のところで、別に住んでいるけれども、一人息子が扶養している形の申告がされていた、税務課で。そうすると、この前の３万円は、そういう扶養されている方にはやらないでくださいと。それが何人も市内でいるらしいんです。それを担当から聞いたらば、これではしようがないからということで、これを補塡する方法を考えていると言ったんですけれども、この内容ですか。ちょっと違うと思うんですよね。7,500人というのはどういう方なんですか。先ほど担当課がかなり詳しく説明していましたよね、あれよく分からないんです、私。もう一度よく説明していただきたい。

つまり、そういうようなものであれば私はなるほどなと思うんですけれども、何でこんなに分かりづらい名称に、国から来るときの名称と出ていくときの名称が違って、そこでもっ

て自治体が１億円ぐらい上乗せしてみたり、そうするとやっぱりその地方自治体ですよね、この場合、市町村ですから、私らね。こうしたいからって上乗せしてもできるところはやると、そういうことをこの制度はなっているんですか。国の意向と違うものになっていたらどうするんですか。そういうのは国でも認めているんですか、この点についてかなり疑問を持ちましたので、どうしても聞いてみたくなって質疑をいたします。

それから、２番目の土地の問題は、私も先ほど同僚の方に、動態図鑑を見て分かりました。ところで、心配することがあるんですよ。あの土地は昔から市内でも有名な土地です。有名な土地で坪１万4,000円、私はあまり高くはないし、安くもないかなと思っています。それを利用したいという方がいてなのか、それとも土地を買っておいて高く将来売ろうかということなのか分かりませんが、どういう企業の方が買ったのか。会社名はいいですけれども、不動産の取引をしている方が買ったのか、昔の松林ですよね、あそこ。あの近くの土地の相談を、昔議員時代にすごく扱ったことがあるので、よくあの地域分かっているんですけれども、そういうことなのかどうか。これが質疑のところでもって最後に書いてあるのは、どんなように利用される予定があるか、購入者の土地利用計画というのがあるのかないのか、そこのところを聞きたかった。変なもの来ちゃったら周りの人も困りますから、そこは十分、市の土地であったものを売ったわけだから、市としてどういうふうにこれから監視していくか。このことについてご意見いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、私のほうから、何点かございましたので、もし答弁漏れございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、こちらの名称が違うという点ですが、こちらのほうは先ほど林議員のほうにもご答弁させていただきましたが、令和６年度の定額減税の調整給付金、こちらの続きの事業という形になります。昨年度は令和５年分の所得等を基に推計値で定額減税の給付金を給付しておりましたが、これが令和６年分の所得が確定しましたので、その金額に基づいて定額減税できる額を再算定しております。その結果、昨年の給付額に対しまして不足する方につきまして、その不足分を給付するというのが今回の事業になります。

こちらのほうは国の事業といたしまして、この続きの事業ということで、事業を実施しなさいということで通知が来ておりまして、この財源としましては、今年の４月１日付で国のほうから重点支援地方交付金の取扱い等についてという中で、今回の不足額給付につきまし

ても、こちらの歳入のほうに記載してある名称で交付金を充てることができるということで通知が来ておりますので、そこで違う名称になっていると思われます。この交付金の名称を今回の事業に充てます。要は支援しますということで通知が来ておりますので、この交付金を100％今回の不足額給付金に充てたものとなっております。

次、この7,317人の中に、先ほど林議員にもお答えしたんですけれども、昨年、定額減税の調整給付金で対象にならなかった方、先ほど議員おっしゃられましたように、扶養に入っていたとかという方がございました。今回新たに対象になった方としまして、個人事業主の事業専従者、それから、おっしゃっていたように、扶養されていたということではなくて、例えば年金をもらっていた方が、個人は非課税だったんだけれども、課税世帯に入っていた方、その方も去年は対象になっていませんでしたので、その方々を今回はということの制度になっております。その方々を合計しまして、この数字となっております。ですから、給付額は昨年のように一律という形ではなく、個々の状況に応じて不足額というのは違いますので、その方々を積み上げた数字が２億5,000万円超という形になります。

（「単純に割ると３万4,000円ぐらいになる」の声あり）

○税務課長（多田　仁）　ちょっとそこは何とも……。

すみません、それのほかは。

（発言する人あり）

○税務課長（多田　仁）　よろしいですか。

（「聞きます、また」の声あり）

○税務課長（多田　仁）　わかりました。すみません。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　仁玉スポーツ広場について回答いたします。

今後、オークションにて落札者が決まりますので、まだどういったふうに使用されるかというようなことは決まってはおりません。

それで、議員ご心配なのは、いろいろちょっとおかしなような形で使われてはということがご心配だということです。それで、都市計画区域ですのでいろいろな制限はございます。例えば、産業廃棄物等処理施設などの迷惑施設を建設する場合においては、建築基準法において都市計画決定または県の許可等が必要になりますので、既にそういった制限についてはかけられております。ですから、今ご相談といいますか、お問合せがあった時点で、詳細については申し上げられませんが、いろんな法による規制があって、そこについてはある程度

の制限は立っていますので、そういったような状況は把握はしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは２回目として税務課長に聞きますけれども、言っている趣旨はよく分かるんですけれども、どうしてこういうふうに名称が変わってしまうのかというのは、私不思議なんですよ。例えば今配っている１万円のあれだって、そういう形でやらなくても別の配付の仕方もあるわけでしょう。今３万円が行かなかった家庭、いわゆる所得がある家庭ですよ。市県民税の地方税の、税を払っている方に来るわけでしょう。今回のやつは、１万円のやつ。あれがどういう条件なのかというのは、国がどういう形でもって出しているかというのは、文書を私らに開示してくださいよ、来ているの。それでもってじっくり判断させていただきます。

というのは、要するに何だか知らないけれども、いろんな長い名前をつけた国からのお金が来て、私ら住民にはさっぱり分からないんだよ。また来たわ、これ来たから、これ出せば３万円くれる。今度、市の商品券が来たから、これで、そういう形でもって金を配っている政治というのはおかしいと思っているんですよ、私は。だから本当に必要なところに必要な形で行くというのが国からのお金の在り方なんですよ。そこのところをもう少しよく考えた配り方を旭市ではしてもらいたいと思って今回質疑したわけ。この３年間ずっとそんなお金ばかり来て、今回幾ら来たとか、ひどいときは10万円来たわけでしょう。そんな政治あるかって私は思っているんですよ。そんなことがあるんで聞きましたので、ぜひその違い、例えば昨年、６年度の最後のやつは、その続きだって今回言っていますけれども、地方税の非課税世帯ではない方たちに１万円の商品券を配るという形で来たのか、それともどういう形で来たのかということが分かるような資料を私たちに、議員全部に教えていただきたい、そういうふうに思っているんです。

それで、仁玉の土地の問題ですけれども、分かりました。ただ、ここだけ聞きたい。どんな会社が落札したのか。将来その会社がそこでもって何か事業をやろうとしているのか、それとも転売するような会社なのか、そこのところを聞きたい。あそこのところの北側の道路は市道ですよね、５メートルありますか、４メートルですか。そこら辺のところまでよく調べて、あそこの道はちょっと細いんだよ。そういう形ですから、そこに2,000坪近くの土地があって、そこで何かやろうとしている方がいたらば、かなり道を広げなければならないということになったらどうするんだということも含めて、十分に検討した上でやっていただき

たいと思います。こちらのは、これでおしまいにします。

では、どうですか、資料、議員に分かりやすいように配っていただけますか、税務課長。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　すみません。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というこの名称と、それから歳出のほうの事業名が異なっているということで、これがどういったものに使われているのかというのがちょっと分かりにくいということでのご質疑なのかなと伺いました。

今回、税務課のほうで定額減税不足額給付金給付事業ということの補正をさせていただいているんですけれども、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのを国のほうから頂いている中で、いろんな事業にこの交付金を充てております。その中で、まず所得税３万円と住民税１万円、合計１人４万円の減税措置、これは国のほうが定めておるものですので、自治体間で特に差があるわけではなく、どこの自治体でも実施している事業です。それから、議員おっしゃっていた住民税非課税世帯に３万円を給付するというのを昨年度も行いました。この世帯には18歳以下の子どもが１人いる場合には２万円追加して給付する、プラスして給付するという事業もやりました。これも国のほうからこういうふうにやりなさいよということで、そういった事業をやるものに関しては、地方創生臨時交付金を充てなさいよということでこのお金が来ております。

ですので、先ほど申し上げました定額減税調整給付金や住民税非課税世帯に交付したお金というものについては、どこの自治体もルールにのっとってやっているものですので、全国共通の事業というふうに捉えていただければいいのかなと思います。

それ以外に、臨時交付金の中に推奨事業ということで、自治体で独自に、物価高騰に対して、住民に対して支援をしていいですよという分でのお金が臨時交付金で来ております。これについて、昨年度は市のほうで検討した結果、非課税世帯等については３万円なり、あるいは子どもで２万円を追加して出しております。ですので、それ以外で何か事業ができないかなというところで、じゃ、非課税世帯については３万円、２万円の給付がありますので、それ以外の方について対象にして、１万円の商品券を配付しましょうということで事業を行っているものでございます。ですので、ちょっと歳入と歳出の事業名が異なっている点については、申し訳ないんですけれども、それぞれの３万円については物価高騰対応の重点支援給付金給付事業という名称を使わせていただいていますし、税のことに関しましては、調整

給付金給付事業というような名称を使わせていただいていることでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　企画政策課長、税務課長もそうだけれども、だから私らは分かるわけだけれども、そういう事業をやるたびに名前は、それが今お話ししたことを整理して、議員にこの事業はこうですということを、国はこう言ってきているから、そのうちのこれとこれを旭市では取り入れて、こういう形にしますということをもう少し親切に、私ら専門家ではないので言ってくださいよ。そうじゃないと結局、国が言っている一番上の名称で、その中で使い方でもってこうしたから、違うことをやっているとは思いませんけれども、そういうような形の説明をしたっていいじゃないですか。私ら専門家ではないんだから、そんな細かいところまで分かりませんけれども、どういう形の選択をしたかということが分かるような説明をするのがあなた方の仕事でしょう。私、最近年を取ったからあまり細かいこと考えたくないけれども、そこのところをきちっと説明していただきたいんですよ。分かるものを文書でもって出していただければ、今文書で出すの嫌がっているから、文書でなくてもいいです。そういうようなことをきちんとやっていただきたいということ。

副市長は前の企画政策課長だったから分かると思うんですけれども、そういうところをちゃんと内容ごとにお示しいただけませんかね、これから。そうするとすごく分かりやすいんですけれども、どうですか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴　栄男）　松木議員から、国の交付金を活用した事業について詳しい説明が必要ではないかという趣旨かと思います。

先ほど企画政策課長が申し上げました給付金であったり定額減税、また今回もそうですけれども、全て補正予算で提案して、その際に説明をして議決をいただいて事業を執行しておるものでございます。ですので、当然執行する前に全部補正でやっておりますので、資料を示して議会で説明して、議決をいただいた上で事業を執行しておるところでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました。では、住民に対して広報でもってそういうところをよく説明したものを出してください、これからは。出していますといっても分からないですよ、あれでは。だって、私のところに本当にそういう電話がかかってきたからこの質疑をしたんです、私は。いい時期に出したね、選挙のすぐ前だもんねと、こういうこと言われたくなかったら、ちゃんと広報なんかでもって住民が分かるようにやるべきだと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員、質疑の回数が終わっているので、よろしくお願いします。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、議案第４号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

こちらは、市が設置する専用水道の水道技術管理者、それから上下水道の布設工事監督者、それに加えて水道技術管理者に必要な資格について、関係法令の改正に伴い所要の改正を行うという説明でございました。いわゆる条例を整えるためのものと理解しておりますが、登場する者が分からないものでございましたので質疑を行いたいと、そのように思うところでございます。

それでは、専用水道の水道技術管理者や布設工事監督者及び上下水道の水道技術管理者ですか、そのお三方の資格内容や配置条件の詳細についてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　それでは、環境課からは専用水道の水道技術管理者の資格内容と配置基準についてお答え申し上げます。

水道技術管理者は、水道法におきまして、水道施設の技術上の責任者として、その施設が水道施設の基準に適合しているか、水質及び施設の検査、衛生上の措置など必要な事項を監督するものとして、専用水道においても、その設置者に置くことが義務づけられているものでございます。

資格につきましては、10年以上水道に関する実務に従事した経験を有することが必要ではございますが、土木工学をはじめとする様々な学問を履修、学んだ科目や学歴などによりまして、その実務経験年数が条例の中で規定されているほか、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者や、１級土木施工管理技士、これが今回条例改正されました建設業法施行令で規定されている技術検定になりますが、これで３年以上の実務経験を有する者など、これらを満たしている者が水道技術管理者というふうになるということでございます。

また、配置の基準につきましては、水道の設置者が設置する水道ごとに１名を配置することとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　上下水道課から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格内容

につきまして申し上げます。

資格内容につきましては、布設工事監督者、水道技術管理者ともに水道法の第12条１項と第19条１項に基づきまして配置しなければならないものであり、政令で定める資格を参酌するとされ、旭市水道事業では同様の資格要件を条例で定めております。

布設工事監督者につきましては、水道に関する技術上の実務経験が10年以上必要でございますが、履修学歴や有する技術資格でこの経験年数は短縮されることとなっており、監督者になった者は工事施工に関する技術上の監督業務を行います。

水道技術管理者につきましても、同様に水道に関する技術上の実務経験が10年以上必要で、履修学歴や有する技術資格のほか、登録講習の修了でも経験年数が短縮され、管理者になった者は水道管理の技術上の業務を担います。

配置基準につきましては、布設工事監督者、水道技術管理者、双方とも水道事業者が配置することとなっており、旭市水道事業を担当する上下水道課では資格要件を満たす職員をそれぞれ１名配置しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再質疑を行います。

市が設置する専用水道の水道技術管理者、それから上下水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格ということについてでありますが、今、資格の内容だとか配置条件を伺い、その辺よく分かりました。実務経験が10年でその立場になれるというようなことでありましたので、今人材不足というところでございますが、ある程度その辺は経験年数の職員の中でカバーできるんだなと、そのように感じます。

それでは、資格要件を満たす職員がどのくらいいるのかなと。それから、こういう資格を有する職員の採用を検討する必要があるのかないのか、その辺も併せて伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　それでは、専用水道についてお答え申し上げます。

水道法第19条第１項で、水道事業者は、水道管理に係る技術上の業務担当として水道技術管理者を１人置かなければならないというふうにされておりまして、これは専用水道においても同様というふうになります。しかし、市が今所管する施設においては、専用水道に該当

する施設はございませんので、現在は専用水道に係る水道技術管理者の資格を有する職員はいないという状況でございます。また、その職員、将来的には採用という話でございましたが、結果として、そういう専用水道に係るような施設が今後市で管理する施設でつくるということになれば、当然そこは置くことになるというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　上下水道課からは、布設工事監督者、資格を満たす職員の数ということでございました。

まず１点目、布設工事監督者の有資格者でございますが、現在、上下水道課で調べた限りでは５名を把握しております。また、水道技術管理者の有資格者につきましては、こちらも上下水道課で調査した結果、現在７名を把握しております。

それで、採用を今後検討するかということでございますが、昨年度からこの条例、技術者の不足ということで、要件が多少緩和されております。今、有資格者の中でも若干年齢は高めですので、やはりこれは今後育成もしくは採用していくということは必要かと考えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、最後にもう一度質疑を行いますけれども、旭市が設置する専用水道ですか、これは今現在ないということであるので、管理者ですか、それも今いないということでありますが、今後、旭市の形態を見越した中で水道技術管理者を必要とするような水道の設置、これというのは計画の中に今現在あるのかないのか、それから今現在、幾つか市ではないところで該当する施設があるということは把握しておりますけれども、改めてその辺も、現状どうなっているのか分かれば伺いたいなと、そのように思います。

専用水道の水道技術管理者、それから布設工事監督者及び上下水道のほうの水道技術管理者ですか、その各役割、具体的な業務内容について最後に伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　環境課のほうからお答え申し上げます。

専用水道に該当する施設が今後見込まれるかというご質疑でございましたが、これにつきましては、環境課としましては今のところ把握はしていないところでございます。専用水道そのものの要件としまして、100人を超える居住者に、その居住に必要な水を供給する、ま

た１日に利用する計画水量が20立方メートルを超えるものということで、例としてアパート、社宅、団地、レジャー施設などが想定されるものでございます。市のほうにおきましても、市の施設ではないのですが、旭中央病院、そしてロザリア聖母会で３施設が専用水道を持っているという状況でございます。そのような施設になりますので、市として今後あるかといいますと、今のところはないというふうに理解をしておるところでございます。

水道技術管理者の役割と業務内容でございますが、専用水道における水道技術管理者の役割でございますが、これは水道事業と同じでございまして、水道施設の維持管理、水質検査、衛生管理など安全な水の供給に関する技術的な責務を負うというところでございます。

内容としましては、水道施設の維持管理、水質管理、衛生管理、その他水道事業者の職員監督など安全な水の供給のために必要な事項を監督するものとなっています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、上下水道課からは、布設工事監督者及び水道技術管理者の役割と具体的な業務内容ということでお答え申し上げます。

まず、布設工事監督者の役割でございますが、単純な管路更新といった土木工事だけではなく、水質確保の観点から、水道・衛生工学に関する知識も不可欠でありますことから、水道施設の更新や施設等の増築や大規模な改造など、施工方法によっては供給する水の水質に影響を与え得る工事の際に監督業務を担うものでございます。

布設工事監督者の具体的な業務の内容につきましては、水道工事の施工における技術的な監督を行い、安全・品質の管理と法令遵守の徹底、現場の指示、工程や安全管理など工事全体の進捗と品質管理等を監督いたします。

続きまして、水道技術管理者の役割でございますが、水道事業における水質、衛生等の基準の遵守や給水の緊急停止の判断等の技術上の責任者であり、土木等に限らず種々の知識等が求められます。

水道技術管理者の具体的な業務の内容につきましては、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、これは水質基準に適合しているかの検査でございます。衛生上の措置、こちらは消毒もしくは第三者の立入り防止等の措置に関すること。給水停止、こちらは料金等の一時停止または災害、停電等のやむを得ない措置などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第４号の質疑を終わります。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　では、お願いします。

入札ですね。まず、この工作車、消防工作車なんですが、先ほど前の議案でも述べたことなんですけれども、この資料の情報の出し方というところで、私だけこの救助工作車Ⅱ型というのを、その仕様を知らないのかなと思って聞いたんですけれども、やっぱり議員のほかの方も工作車というのは、大体分かる。でも一体Ⅱ型というものはどういうものなのか分からない。

入札経過に関しましては参考資料が出してあるんですけれども、仕様が分からないと、果たしてこれがこれだけの金額がするものなんだという、何がくっついていて、これだけの機能があってというのが分からないと、それが分かっても適正価格かどうかなんていうのは本当によくよく聞いてみないと分かりませんし、いろんな比較をしないと分からないことなんですけれども、まず最初に、私たち議員が審議をしやすいような情報をきちんと、仕様を出していただきたいというのがあります。その点についての答弁をお願いしたいのと、これ当初ではなくて、なぜ今回の補正なのかなというのがございます。補正ですよね、今回。

それと、これ後のほうで言おうかどうしようか考えたんですけれども、忘れてしまうといけないので、この議案の並べ方というんですか、５号、６号、７号と消防のほうが来ているんですけれども、５号のほうで工作車、無線が６号で挟んであって、７号で小型ポンプ車というふうに議案が並んでおります。これは別に何の意図もないかとは思うんですけれども、私は消防工作車、消防車で無線というふうになると、ちょっと上下で比較ができるかなと思ったものですから、この議案の並べ方というんですか、それについても理由がなければないで結構でございます。

あと、この工作車に関しまして、製造というのか、製作というのかちょっと言葉が分からないんですけれども、こういう工作車というものを造れる会社というのが、今回はⅡ型というので、その仕様のもの、ちょっと正式な名前が分からないんですけれども、Ｒ何とかとな

っているのか、どうなのかちょっと分からないんですけれども、こういう工作車が造れる会社、工場といったらいいんですかね、そういうところがどれぐらいあるのか。今まで旭市で発注をしたものの中で、あるいは検討される会社数というんですか、そういうのがどれぐらいあるものなのか教えてください。なので、その中でなぜこのⅡ型というのにされたのかというところと、あと工作車と小型ポンプ車を扱う商社、商社というんですか、扱う会社の違いを教えていただきたいです。これは７号のほうでの……

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、あくまでも５号議案についてお願いします。

○４番（戸村ひとみ）　だって入札のところに並んでいますよ。商社だか何だか分からない。帝商（株）だとか平和機械だとか並んでいますよ。

○議長（飯嶋正利）　小型ポンプのほうはまた別なんで。

○４番（戸村ひとみ）　では、後のほうで聞けばいいですか、工作車とそれとの違いは。分かりました。では７号で聞きます、それは。

あと現在、工作車Ⅱ型というものが現在も使われておりましたら、現在の価格といいましょうか、今は恐らく材料費とか全部値上がりしていますから、この金額になっているんだと思うんですけれども、その違いを教えてください。

それから、できましたらでいいんですけれども、Ⅱ型とわざわざ書いてあるので、Ⅰ型との違いを教えてください。

それから、事後審査方式制限付一般競争入札、ここのところの説明をお願いいたします。

それから、ちょっと多いんですけれども、ごめんなさい。落札されているところが帝商株式会社で、本社も応札しているんですけれども、価格のあれで取っていません。あと２者ですね、株式会社モリタと小川ポンプ工業（株）、これが辞退しています。この辞退の理由、分かったら教えてください。

１回目、それぐらいにしておきます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部からは、救助工作車Ⅱ型の主な仕様について回答をいたします。

この車両の完成寸法は、全長約８メートル、全幅約2.3メートル……

（「聞いてもメモできませんし、さっき言ったように資料として欲しい」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　資料は、今この時点では出せませんけれども、取りあえず説明だけ。後で頂くにしても、今回は説明だけ。

○消防長（常世田昌也）　すみません、続けます。全高約3.3メートルで、総重量が約12トンとなります。車体の駆動装置が四輪駆動となりまして、乗車定員は５名となります。主な装備としまして、重いものを引っ張るウインチ、それと重いものを持ち上げますクレーン、また発電照明灯を備えたハイルーフキャビンバス型となっておりまして、その他各救助用資機材が積載された車両となっておりまして、消防本部の救助隊が使う車両となっております。

それとⅡ型ということでございますが、Ⅱ型につきましては、まずⅠ型からご説明をさせていただきます。

Ⅰ型は、Ⅱ型やⅢ型というものがあるんですが、それに比べて若干小型の車両となります。これについては、山岳地帯や狭隘道路、これを多く管轄する消防本部に配備されている車両となりまして、千葉県内には配備はございません。

その次、Ⅱ型ですが、Ⅱ型が人口10万人ぐらいの都市、管轄を持った消防本部に配備することとなっておりまして、当消防本部はそれでⅡ型を配備しております。

次に、Ⅲ型ですが、これは救助用のⅡ型とほぼ同様の車両になるんですが、積載する装備、これにさらに高度なものが加わりまして、地中音響装置、夜間暗視装置、地震警報装置、二酸化炭素探査装置等の高度救助用器具を積載した車両となりまして、これらは中核市等の消防本部に配備されることが定められております。

さらにもう一段、Ⅳ型という工作車もございます。Ⅳ型は大規模災害発生時に被災地へ自衛隊の輸送機などへ積算を前提とした車両でございまして、小型車２台で一隊として運用される震災対応車両でございます。こちらの車両は、東京消防庁など大きな消防本部に配備される車両となっています。

それと、造る業者の数ですが、現在入札でも４者ありましたが、もっとありますが、正確には何者あるか我々のほうでは現在把握がちょっとできない状況であります。

それで、前回入れた車両ということですが、17年前に現在の工作車、やはりⅡ型ですが、導入しておりますが、その会社は株式会社モリタ製でございます。その当時の値段は、ちょっと細かい値段は今覚えていませんが、9,000万円ぐらいだったと思います。

それと、資料の提出につきましては、今後交渉部局と協議しながら、出すものは出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　たくさん質疑していただいて、ちょっと漏れていたら申し訳ないんですけれども、事後審査方式の関係でまずいいですか。

事後審査方式制限付一般競争入札で行っています。事後審査方式制限付一般競争入札というのは、入札前に行う入札参加資格確認手続をまず最初にやるのを省略して、入札公告等に定める入札参加資格要件を満たしていれば入札に参加できます。開札後に有効となる入札の最低価格入札者から順に資格確認を行い、落札決定するという、そういった方式てす。全国で一般的に行われている方式になります。

あとは辞退の理由、これは分かりません。会社のほうの方針なのか、それはうちのほうでは分かりません。広く公告をした上で、申込みはあったけれども途中で応札をしなかったという理由は、会社に聞かないと分からないです。

以上です。

（「何で補正なのか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　すみません、これ当初予算に盛ってあるやつです。今回第５号議案、この後、６号議案、７号議案と質疑ありますが、これはあくまでも入札執行の議案ではなくて、当初予算で承認された、議会に対して承認されましたよね。今度はボールは執行部にあずかりました。首長の権限で予算の執行権、そういう権限内にあって、その中で粛々と遂行していく。その中にたまたま入札があります。こういう方法で入札しました。あとは議会案件として、５号、６号、７号で今回財産の取得という部分では、議会に諮る案件として、幾ら以上の物件は議会に諮りましょうというところで、予算執行をちゃんとルールどおりやった上で、今回は参考資料として、こういう経緯で事務執行しましたとつけさせてもらいました。今までも教えてほしいということですけれども、今回の議案の肝というのは、その執行の経緯の中である一定程度の金額のものは議会に諮りなさいということがありますので、今回それで上程しているということです。補正予算でこれを取っているわけではなくて、粛々と当初予算と、やっているものです。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。当初にあったのよね、きっとね。でも、当初のときに仕様とかというのは出してもらっていたんですね、きっと。出してもらっていなかったのかな。いずれにしましても、こういう情報の出し方というんですかね、参考資料の出し方というものを検討していただきたいなと思います。この本議場で言葉でいっぱい言われ

ても本当に書き取れませんし、理解もできませんし、数字なんか想像もできませんので、お願いいたします。

それから、これは要するに造っているところから買うという形なんですね。私は間に商社が入っているのかなと思ったんですけれども、造っているところから、モリタというのはよく聞いていましたので、随分前から、なので17年前はモリタのを買われた。分かりました。

小川ポンプ工業株式会社というところが辞退されている。その上に株式会社モリタ、前はここで買っていらっしゃるのに、今回はモリタは辞退していらっしゃるということで、でも今、辞退は何でかって分かりませんということだったので、分からないですね。

この落札率なんですけれども、98.85％、４者が、２者は辞退していますけれども、４者応札のつもりだった、そういう入札で98.85％というこの落札率、ここに対しての評価といいましょうか、どういうふうにお考えかを教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　評価としましては、うちで見越した予定価格と98.85％ということで、いい見積りだったなというところでございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　終わります。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第５号、財産の取得についてですが、救助工作車Ⅱ型というものの内容について、今、戸村議員の説明でもって分かりましたが、今使っているのがモリタで、17年使ったというんですけれども、１市３町消防組合の頃から大体同じような形ですか、そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それで、今回消費税を入れて１億9,376万2,410円ということになっていますけれども、これがそれこそ当初予算を見てみたらば、備品購入費で計上してあるのが１億9,605万7,000円なんですね。すれすれですよね。やっぱりそれだけ価格が上がったんだと思うんですけれども、この金額をもし超えていたらどうしたのかなとすごく心配しました。事後審査方式制限

付一般競争入札ということになっていますから、どんな制限をつけたのか、簡単でいいです。事後審査方式というのはどういうことで、どんな制限をつけたのかをお聞きいたします。

それで、今回の落札者が帝商（株）というんですけれども、これはモリタや平和機械とかと同じように、このものを製造している会社ですか、それとも製造会社から整備などをして納入する会社ですか。そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　制限付というところであれば、５年以内に実績があるかというところで、実績というところで確実に履行できるかというところは制限はしているところでございます。今回これは広く、地域要件をあまり狭めますと手を挙げる人が少ないので、そこは設けていないところです。

以上です。

（「５年以内の実績について」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　５年以内にどこか他の自治体とかで納入している実績があるとか、そういった部分ですね。

（「全国どこでもいいの」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　ほぼ自治体の消防なので、そんなに乖離はないのかなというところです。

（「それが制限付ね」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　一般入札ではなくて、地域要件だとか、例えば実績何年前とかつけるのが制限付ということになります。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部からは、組合時代から同じなのかということですが、同じです。特別救助隊を組合時代から配備しておりましたので、車両も救助工作車Ⅱ型でございます。

それと、これは製造会社なのかということですが、これは製造会社でございます。車両メーカーから車を買って、そこにいろいろと、シャシーをつけたり、入れるボックスをつけたりしながら全部オーダーメイドで造っていくものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　大体消防車とか工作車というのは、自動車メーカーから本体を買ってつけるわけですね。それは分かりました。そういうものを製作しているところだということですね。分かりました。

それで、ちょっとここで聞いておきたいんですけれども、工作車自体はそっくり替えてしまうわけですね、17年使ったら。こんなこと聞いたら悪いですけれども、いわゆるはしご車、あれは同じようにそっくり替えるんですか。

なぜそんなことを聞くかというと、大変今高くなって約２億円でしょう。当時はしご車、10階建ての建物が建つのにどうしようかということで、はしご車を入れたときに大議論したのを私覚えているんですよ。そのことがあったので、はしご車というのは、そういう形のものではなくて、整備しながらずっと使うものなんですか。こんなこと聞いちゃ悪いけれども、簡単に教えてください。

○議長（飯嶋正利）　議案ではないんですが、松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　まず、工作車についてですが、資機材全部かということですが、使えるものは予備として残しますので、一応替えるものは全部買う予定でございます。ただ、どうしても故障等ありますので、予備が必要となりますので、古いものは予備等に使えるものを置いております。

それと、はしご車に関しましては、安全基準というものが定められまして、事故等があった関係から、ちょっと20年とかそれ以上は今現在はメーカーが保証等をしてくれないということになっていますので、ずっと長くは今使えない状況であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　先ほど要件の件で５年と言ったんですけれども、この案件については10年でした。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうしますと、今回のは一発で決まったんでしょうから、だから４者に応札があったけれども、金額を入れたのは２者だった。そのうち幸いにぎりぎりのところでこちらの予定価格以内になったのが１者だった、そういうことですね。

了解しました。終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第５号の質疑を終わります。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いします。

６号、消防救急デジタル無線装置の購入のこの仕様の内容ですね、また。それと入札経過について伺うんですが、消防救急デジタル無線装置というのが今まで導入されていたものと同じもので、今まで導入されていたのであれば、その価格、また前の価格と、それから今回入札者１者、それで落札されているんですけれども、スイス通信システム株式会社ということで、こういうデジタル無線装置を造っているところ、これも通信システムなので造っているところなんでしょうけれども、応札してくる、いや、その前ですね。説明会とかに来た会社、参加してくれた会社というのはあるのかないのか。それと、端的に言って何で１者なのかなというのを思うわけです。こういう業種の仕事をしているところは１者ではないでしょうから、前のところと同じなんだったら、それでここが応札してきたのかなということがあるんですけれども、あと落札、１者が応札してきて落札率が94.86％というところがちょっとどういう評価なのかなというのを聞いてみたいです。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　それでは、消防本部からは、消防救急デジタル無線装置の主な仕様について回答いたします。

本無線装置は、消防・救急・救助活動等をはじめとする各種消防業務において、活動部隊間及び部隊内の通信連絡体制を迅速に処理し、さらに消防活動の効果的運用のため、無線機能が強化された最新鋭の無線装置でございます。

無線装置の種類及び数量ですが、消防本部の通信室、ここに設置します卓上型移動局、この装置を２台、それと災害現場に持ち運び可能な可搬型移動局無線装置２台、それと救急車や消防車等の緊急車両、この車に配置する車載型移動局無線装置21台、そしてまた隊員個人

ですね、これが携帯するトランシーバー型の携帯型移動局無線装置24台の更新となっております。現在使用しております卓上型、可搬型、車載型、携帯型よりも、今回のものは受信感度が向上しておりまして、さらに携帯型、個人が持つ無線機は、過酷な現場のため防水機能、防塵機能、こういったものを防ぐ機能が向上した仕様となっております。

それと前回のということですが、こちらのデジタル無線は、前回は平成25年に導入しておりまして、現在12年が経過しておるところでございます。前回の価格が8,085万円でございました。今回、分署の統合によりまして、車両型が３台、それと携帯型７台が数を減らして導入しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　説明会に何者とおっしゃいましたか。

電子入札システムにより入札を行っていますので、そこは誰でも見られるというか、そこに見に行って、公告をした時点で見られますので、そこにみんな業者は見に行きます。基本的にはどのぐらいかというと、入札参加資格登録というのがあります。これから入札参加したいよという登録名簿、その名簿においては、業種においては、この業種としては通信機・家電という分類の中になるんですけれども、登録してある業者については414業者、これは７年５月現在でそれだけあります。414業者登録されています。その414業者が全部見たかどうかはちょっと分からないんですけれども、それだけの登録数はあるというところになります。

先ほどとかぶるか、何で１者だったのかというのは、これはそれぞれの会社の経営の考え方というところで、こちらはちょっとそれは把握できないというところであります。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　５号議案のほうでは、10年以内の実績ということで制限付ということ、これも10年以内ですか。それでスイス通信システム（株）は10年以内の実績があるということでよろしいんですかね。

何で１者なのかというところを、私としては、市側としては分析するべきではないかなと思います。日本全体で結構建設業界といいますか、そちらで不調、不調というのが物すごくニュース、新聞とかでも取り上げられていて、不調が続くと、次の議案でも不調、不調ということでなっていますけれども、不調が続くとやっぱりこういった、とても大事な消防のほうの市民の命と安全を守るというふうな業務にも支障を来すわけですから、そういったとこ

ろではやはり私は分析するべきではないかと思うんです。１者で、しかも落札率が94.86％、次の議案は次の議案で言います。なので、ちょっと分析されるかどうか、されるつもりがあるかどうか、そのあたりもお願いします。このまま、来たら来たまま、不調だったら不調のままと、こういうのでは、ちょっと行政としてどうかなと思われます。なので、何で１者なのか分かりませんというそういうご答弁はちょっと納得いかないので、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　制限につきましては、これもやはり過去10年というところで、地方公共団体への同種物品の納入実績があるというところで縛らせていただいています。これが要は入札の要件になっていますので、あるので手を挙げてきているということです。

１者だったからどうか、１者で入札を割った件数というのは、今回議会で三つしか出していないですけれども、市で入札って、年間通したら200からやっています。その中で全くないわけではないんです。それで、例えば別に１者随契だからということで、これで何回も何回も入札が不落になった。落札できなかったということであれば、それは仕様の要件だとかそういった今の実績要件だとか、そういったところに問題があるのかなというところで考えますが、今の段階ではちゃんと入札が執行されて、落札されているというところであれば、これは普通の入札が通ったということで考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　一般競争入札ですからね、１者というのは競争していないんですよ、しているんですか。私は１者というのはどうかなと思いますので、競争になっていないのではないかなと思いますので、課長は競争しているとおっしゃいましたが、一般的に１者で１者に決まったといったら、これで競争しているのかなと思います。いいです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第６号について、今、戸村議員の説明で大体分かりましたけれ

ども、今回12年使った、今までもデジタル方式なんですね。の機械を全部入れ替えていくということなんですけれども、これは旭市の消防の中だけのものですか。私ちょっと勘違いしていたのかもしれませんけれども、当初予算の消防広域化・共同化基盤整備事業という中で、備品購入費が１億396万9,000円、この中に大体収まったからオーケーなんだろうけれども、その次の18に、負担金補助及び交付金で共同指令センターというのがあったので、ちょっとどういうことなんだろうなと思って、それで聞こうと思ったんですよ。

旭市の消防だけでこのデジタルの機器を入れ替えるだけで、それでもっていいわけですか。それとも共同指令センターとの間で何か事務的なあれがあるのかちょっと聞きたかったので、消防の通信というのはよく私も知りませんけれども、今のやつは、今話した入れ替えるのは旭市の市の消防だけですね。ほかの千葉県に中心がありますけれども、ほかのところとつながるのはどういう形でつながっているんですか。そこのところの関係は、今回の入替えと全く関係ないですか。そのことをちょっと聞きたかった。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　お答えいたします。

まず、今回の買うものは全て旭市消防本部で使う無線機でございます。この無線機は、先ほど申し上げましたが、隊の中または部隊同士ということもありましたが、さらに共同指令センター、千葉基地局とも話をいたします。また応援要請等ありまして、近隣市町村に行った場合は、そちらの周波数に変えて、そちらに入っていきますので、機械は旭市だけですが、ほかの応援に行った際に各ほかの地域でも使うものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうするとそういう共用性というのが全部一緒になっているわけですね。そうすると、ほかとのつながりというのは、これを変えただけで十分に使えるわけですね。そうすると、その下の、予算のことを聞いて悪いけれども、下のところは結局今までそういう形で共用になる部分はこっちのほうでもって予算化事業が使われているということなんですか。そこのところをちょっと教えてください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　あくまでも無線機は旭市消防本部で使うものでございますので、旭

市で全部使っております。通信センターなんかは、１市消防本部だけではありませんので、そこの負担金として出しておりますので、そちらは各構成消防本部で負担金として出して共同運用しているものでございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました。では、このデジタルの機械というのは、大体このぐらいの期間でもって一斉に取り替えるものなんですか。先ほどから、消防の作業車の場合17年と言っていましたね。今度の場合は12年ですね。大体このぐらいでもって交換していくということなんですか。それだけちょっと教えてください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　お答えいたします。

12年が経過しておりますことから、老朽化による機能低下、また12年ということで故障時の部品の調達、こういったものも難しくなってくることから、今回更新で取り替えるものでございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　では、お願いします。議案第７号です。

仕様の内容と通告しておりますが、先ほど来言っていますように、聞き取れませんので、後ほど資料で出していただきたいと思います。なので、入札経過について伺います。

この小型動力ポンプ付積載車、こちら２回の不調の後、見積り第１回というやつで決定をしているんですけれども、この流れ、２回不調があると、３回目はこういうやり方ということになるのかどうか。

それと、工作車と小型ポンプ車、これ応札しているところが違うんです。それぞれ違うんですけれども、１者だけ同じところなんですよ。小川ポンプ工業（株）が応札、両方とも５

号も７号も応札していまして、最終的にはこちらは２回目の応札のときにこの小川ポンプ工業（株）は未入札で、５号のほうは辞退をされていました。未入札という形なんですけれども、これ仕様の内容ではないな、工作車と小型ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車、これは大体造っている会社自体が、会社の規模とかそういうものが違うんでしょうか。そこのところを教えてください。

あと、こちらも恐らく10年以内の実績というのが制限付というのであるんでしょうけれども、この小川ポンプ工業株式会社ももちろん応札しているということは、そういう実績があるというふうにさっきおっしゃっていたんですけれども、そういうのの確認というのはされるんですか。ここから先はいいです。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　それでは、消防本部からは小型動力ポンプ付積載車の主な仕様について回答をさせていただきます。

車両の完成寸法は全長約4.8メートル、全幅約1.8メートル、全高約2.5メートルで、総重量は2.6トンでございます。車体の駆動装置は二輪駆動でございまして、乗車定員は６名でございます。

積載する小型動力ポンプ、これにつきましては、国家検定合格品Ｂ－２級仕様のものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　何点かありました。今回入札経過をお示ししたとおり、入札２回の３回目が随契ということですけれども、これは規定で定めておりまして、１回目の入札が成立しなかった場合、もう一度、再度の入札ができる。それで合計２回になります。さらに、

それで応札というか予定価格に達していない場合は、最低金額をお示ししたところに随契の依頼ができるという規定がありますので、それに基づいて今回３回目の見積りということでやらせていただいたところです。

それから、１者だけ同じ業者だったということなんですけれども、この辺も基本的には業者の、要は経営の在り方、この案件については調達がその会社ではうまくいかないやつもあるだろうし、その辺は会社の経営判断ということで、それはちょっとはかりかねるところがあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　工作車と小型ポンプ車の造れる会社というんですか、それが違うのかどうかというのをお聞きしたんですけれども、分かったら教えてください。

それから、２回不調で３回目に見積りを出してもらって、そこがどうしても予定価格にならなかった場合、見積りが近寄らなかった場合は、結果どうなるんですか。また再度こちらの予定価格を変更してでも出されるものなんですか。そのあたり教えてください。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　救助工作車と小型ポンプの車両が造れる会社ということですが、消防ポンプ車両を造っているところであれば、小型動力ポンプのほうは車両は造れると思いますが、救助工作車につきましては、全部のメーカーが造れるものではないというふうになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　３回目の見積りで予定価格に達しなかった場合、それは再度の入札を執行するということです。あまりそれを責め過ぎると業者が苦しくなってくるだけの話なので、そこは一旦入札をもう一度やり直します。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私も入札の仕方についてお聞きしておきたいんですけれども、今回の場合には、入札日が４月21日で、22日第１回が入札額の上から三つの状態、それから２回目、明くる日やったけれども駄目だった。３回目を同じ日にやろうとしたけれども、３回目をやるときには見積り合わせでやったと、そういうことですよね。

確かに大変今いろんなものが上がっていて大変だと思うんですけれども、この消防団に支給しているというか、使ってもらっている消防車というのは今何台あって、どのぐらいの頻度でもって今交換している状態なのか。大体毎年２台ぐらいずつやらないと追いつかないのか、ちょっとそこのところを、まず最初に聞いておきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　お答えします。

消防団のほうですが、車両は全部で47台ございます。その中で車の更新時期ですが、20年を目安にしながら、その段階で使えるものはもう５年ぐらい延ばしたり、故障が多いまたは損傷が激しいものに関しては23年、24年というようなスパンでやっております。おおむね小型ポンプのほうはこれで一段落しましたので、この後はポンプ車のほうが26年、27年という車両がありますので、今後それらの更新をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうしますと、大体二十五、六年使っているということですね。大変だと思います。

ちょっとここで聞いておきたいんですけれども、私今当初予算から抜粋して持っているんですけれども、当初予算でもってポンプの状態を見ながら積算するわけですが、大変今回のように物価が上がっているときはこういう事態が起こると思うんですけれども、そこら辺の査定というのは実際に消防署と財政でもってどんな考えで、どんなものの考えでもって予算書で決めているんですか。備品購入費の金額を、ちょっとそこのところ教えてください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　予算編成、秋口から徐々に始まっていく中で、今この物価高騰というのが本当に目まぐるしく上がっていく中で、当初予算算定に当たっては、その時点で担当部署において、こういった物品関係であれば参考見積り等を取るなり、おおよその見積りを

いただきます。参考見積りに上げる業者のほうも、ある程度来年度の事業の参考見積りということであれば、それなりの金額を加味して上げてきてくれているのかなというところで判断しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました。ただ、大変難しい問題が含んでいると思うのは、要するにこういうことでもって、入札できなくなるということはあり得ないんですけれども、そうした場合には財政課では、次の補正を待つまで入札できなくなるんですか。そこら辺のところはどういう運用の仕方をしますか。この事例でもって少し考えておいたほうがいいと思うんですが、そこら辺のところはどう考えていますか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　予算執行に当たりましては、その都度議会で可決いただいたものを執行している状況です。当初予算見積りから物価の高騰で入札をやっても落札者がいないと。その要因は、先ほどもありましたけれども、ない場合は何でだろうというところになるんですけれども、その中でまた設計金額を変えるとなると、予算を膨らまさなければいけない。それは議会に承認されておりませんので、順番としては新たにそれを議会で承認してもらってからの執行になると思います。そうすると、納入期限というのはおのずと先に延ばされてしまうということですが、予算がない中で執行はできませんので、まずは議会のほうにそれを承認していただくというのが大前提だと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　今回の事例は、そういう面ではいい参考になったと思うんですよね。ですから、この質疑をしたかったのは、そういう場合にどうするかということを大筋のことを、財政課を中心に意思統一していただきたいなと思ったので質疑いたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第８号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。議案第８号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第８号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第８号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第８号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第７号までと議案第９号から議案第11号までの10議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、６月20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３　常任委員会請願付託

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第２号から請願第５号の４件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

ここでおはかりいたします。請願第４号、旭市飯岡地区「海岸減災林整備事業」の中止を求める請願については、全議員で審議するため委員会付託を省略し、６月25日の本会議において直接審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、請願第４号は委員会付託を省略し、６月25日の本会議において直接審議することに決しました。

これより各常任委員会に請願を付託いたします。

請願第２号、請願第３号、請願第５号の３件を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、６月20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、13日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　２時２３分

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和７年６月１３日（金曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	３番	菅　谷　道　晴
４番	戸　村　ひとみ	５番	伊　場　哲　也
６番	﨑　山　華　英	７番	永　井　孝　佳
８番	井　田　　孝	９番	島　田　　恒
１０番	片　桐　文　夫	１１番	遠　藤　保　明
１２番	林　　晴　道	１３番	宮　内　　保
１４番	飯　嶋　正　利	１５番	宮　澤　芳　雄
１６番	伊　藤　房　代	１７番	向　後　悦　世
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

２番　伊　藤　春　美

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔

企画政策課長	榎澤　茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　木　内　欽　市

○議長（飯嶋正利）　通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１９番　木内欽市　登壇）

○１９番（木内欽市）　19番、木内欽市です。令和７年第２回旭市議会定例会において一般質問を行います。今回、私は４項目７点について質問いたします。

まず最初に、市長の政治姿勢について伺います。市長は就任以来間もなく４年が経過いたします。４年間の成果と今後の課題について伺います。

質問の大きな２番目、人口減対策について伺います。

人口減対策ということで、旭市では出会い創設事業、出会いコンシェルジュをいち早く開設いたしました。間もなく20年がたとうとしております。それ以後、旭市消防団あるいはＪＡちばみどりも相次いで立ち上げていただきました。近隣の市町も全部旭市の次に立ち上げて婚活事業を始めました。しかし、これなかなか難しくて、今現在成果を上げているのは本市だけであります。その成果と今後の課題について伺います。

少子化対策の２点目、不妊治療について伺います。結婚した５組に１組は、今不妊に悩んでおられます。不妊の治療は治療費も高く、途中で諦めている方がたくさんいらっしゃいま

す。本市の補助金、どのようになっているのか伺います。

質問の大きな３項目め、過疎地対策について伺います。過疎地の指定は旧市町村単位ということで、旧干潟町が指定をされました。その前の旧村単位、例えば滝郷村とかそういうところは過疎地に指定されないのでしょうか、お伺いをいたします。併せて過疎地に対するこれからの対応について伺います。

最後に、滝郷診療所について伺います。

質問に入ります前に申し上げたいことがございます。滝郷地区ということで、地域エゴの質問と取られると甚だ心外ですので、そうではありませんということを申し上げさせていただきます。

今、小学校の統廃合が大分進んでおりますが、私は、既に合併前の海上町のときに、これからは小学校も統廃合の時代ですねと、滝郷小学校も統合せざるを得ない。子どもたちはスクールバスで通ってもらえばいいんですよと、校長先生の給料一人あればスクールバス運行できるんですから、そういう時代が来ますよということを申し上げましたら、その当時同席していた役場の課長が、木内さん、それはすばらしいことですが、あなたが今そういうことを言うと地元の人たちから反発が出ますよと言われました。でも、私は事あるごとにそれを言ってまいりました。今現在、もうみんな理解していただいて、統廃合に関してうちのほうでは反対の意見はないと思います。

消防団の再編にしてもそうです。私が消防団長のときに消防団の再編が始まりました。今、私の地元松ケ谷には消防団がないんです。そのときも団長が地元の消防団をなくしてしまったと悪口を言われたり、インターネットに書き込みをされたりもしました。しかし、今回の診療所の問題は、小学校や消防団の再編とは訳が違うんです。地域住民の健康と命を守る、なくてはならない施設なのです。

前置きが長くなりました。それでは質問に入ります。

この滝郷診療所、昭和46年に現在のところに移転、新築をなされました。当時は珍しい鉄筋の２階建てで、２階が住まい、大きなテラスがあって非常にモダンな、当時海上で一番すばらしい建物と言われました。それが時代の経過とともに使用勝手が悪く、非常に使い勝手も悪いんです。今、公共の施設でこんなに古い建物があるのは滝郷診療所ぐらいではないかなと、こう思います。もう建て替えの時期はとうに来ています。市の見解を伺います。

最後に、医師確保について伺います。

今現在勤めておられる先生が、諸般の事情により辞めるというお話を聞きました。医師確

保について、どのように今市はやっておられるのかお伺いいたします。

以上で第１回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問事項の１、市長の政治姿勢についての（１）についてお答えいたします。

私は、令和３年７月31日に市長という大役を拝命して以来、豊かな旭を次世代へつなぐため、市長としての職務を遂行してまいりました。これまでの４年間を振り返りますと、新型コロナウイルスや物価高騰といった全国的な問題への対策をはじめ、病児保育事業の拡充やファミリー・サポート・センターの設置、保育所や学校の再編、学校給食費の無償化、シティプロモーションや移住・定住の促進といった少子化や人口減少への対策、また消防東部分署の建設のほか、水道施設の耐震化や空き家対策、防犯カメラの設置など、安全・安心なまちづくりにも取り組んでまいりました。様々な分野、世代の方々のご意見を伺いながら、これらの各種事業をチーム旭で進めてきたところでございます。

課題といたしましては、全国的に大きな問題でもあります人口減少が挙げられます。また、学校や保育所といった公共施設の再編も課題の一つであると考えております。

今後についてでございますが、私は５月８日の記者会見で７月の市長選挙に立候補することを広く内外に表明させていただきました。旭市が抱えるこれらの課題への対策といたしまして、本年４月からスタートした第３期旭市総合戦略を柱に、これまでの継続事業を着実に進めていくとともに、小児医療の充実のほか、海業の推進や成田空港の機能強化を活用した地域の活性化、洋上風力発電の誘致といった新たな事業につきましても、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

本年20周年の節目を迎えるこの豊かな旭市を次世代へつないでいくために、一層努力してまいる所存でございます。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　出会いコンシェルジュについて、成果ということでございますので、これまでの成婚者数について回答します。

平成20年度から令和６年度までの17年間に結婚したとの報告があった会員数は138人です。そのうち市内に居住するとした人数は98人です。

また課題でございますけれども、会員の中でイベント参加者が固定化する傾向がございます。新たな出会いを創出するためにも、さらに魅力あるイベント内容を企画しまして、また、市内事業者、近隣自治体と共催するなど新たな出会いの場を提供し、ご成婚者の増加につなげていきたいと考えおります。

○議長（飯嶋正利）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　こども家庭課からは、２の（２）不妊治療助成について、市の支援策についてお答えいたします。

特定不妊治療の助成は、これまで県の助成制度に上乗せをして行ってまいりました。しかし、令和４年４月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、県の制度が終了したため、本市でも経過措置を含め昨年度末で今までの特定不妊治療の助成制度を終了いたしました。それに代わり、今年度から少子化対策の一環としまして、新たに不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために、国で認められているが保険の適用とならない先進医療費の７割を助成いたします。１回当たりの助成額の上限は３万円から５万円の市町村が多い中、本市では複数の治療を組み合わせて行うことも考慮し、15万円を上限に助成いたします。

また、申請時に必要な医療機関の証明書費用についても１万円を上限に助成し、県内他市よりも手厚い制度となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは大きな３項目め、過疎対策について２点ご回答いたします。

まず、過疎地域の指定についてでございますが、一部過疎の指定につきましては、５年ごとに実施されます国勢調査の結果から、合併前の旧市町村単位の人口減少率や財政力指数などが指定の要件となっております。したがいまして、制度上、議員おっしゃる滝郷地区のみが一部過疎の指定をされるということはございません。

それから、２点目、その成果と今後の課題ということで、干潟地域が本市では一部過疎に指定されておりますので、干潟地域においての成果と今後の課題についてご回答いたします。

干潟地域におきましては、旭市過疎地域持続的発展計画に沿いまして、有利な財源である過疎対策事業債を活用しながら、様々な事業を実施しております。具体的には、ハード面ですと南堀之内バイパス整備事業や市道の維持補修、それから大原幽学遺跡史跡公園の防災設備改修事業や農業基盤整備事業などを行っております。ソフト面では、バス路線維持対策事

業やコミュニティバス等運行事業などの公共交通に係る事業などを進めてまいりました。

今後の課題といたしましては、現在の計画が今年度までとなっておりまして、来年度からの次の計画を策定する予定でございますので、各課と連携しながら過疎対策事業債の対象事業をしっかりと把握して、計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　保険年金課からは、項目の４、滝郷診療所についてお答えいたします。

まず（１）の建て替えについてですが、滝郷診療所は昭和46年に建設されてから54年が経過しており、老朽化が進行している状態です。平成22年に設置した滝郷診療所のあり方に関する検討会において「事業については当分の間継続していく」との答申を受け、施設の機能保全に努めてまいりましたが、15年が経過しております。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、令和９年度に補修工事を行う予定としておりますが、現状を考慮した検討が必要であると考えております。

次に、２の医師確保の取り組みについてとのご質問ですが、現状といたしましては、新たな医師の招聘に向け、市のホームページにおいて募集を行っているところです。また、千葉県直営診療施設協会や全国国民健康保険診療施設協議会のホームページも活用しながら、広範囲への周知に努めております。

課題といたしましては、医師が都市部に集中し、地方では不足しているいわゆる医師の偏在が全国的な問題となっていることから、医師の招聘が容易ではないことが考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　再質問を行います。

市長からいろいろお話がございました。２期目を目指すに当たり、口幅ったい言い方をするかもしれませんけれども、リーダーに一番必要なのは人望、人格であります。それはもう十分兼ね備えておられると私もずっと拝見しております。人柄のよさは申し分ない、これは誰もかなう人はいないと思いますが、ただ、これから２期目に当たり、やっぱり市長は自分の考えをどんと出していいと思うんですよ。今まではオール旭で皆さんの言うことを聞いてとありますが、２期目に当たり、これはやりたい、これだけはやりたいということがあると思いますので、それを出していただきたい。

トップがやるといえば、下は全部それで動きますから、責任もありますよ、責任もありますけれども、これからは今までみたいに景気がずっと上がる、これからはもう頂上から下り坂に入っていくわけです。旭市としても、今までも予算が増えていたんですが、これからは厳しい局面が出てまいります。その場合に、みんなの意見を聞いていたんではなかなかまとまらない場合が出てきます。今の米の問題でもそうですね。みんなの意見を聞いていたら決まりません。やっぱり思い切った政策でやれば、下はそれによって動くんです。いい例が、いろいろ語弊がありますが、アメリカのトランプ大統領ですね。あの人がやるといったら全部それで動くんですよ、反発があろうと。ですからリーダーはそういうことができるので、例えばこれからは市としても大きな問題が出てきます。もう出始まっているんです。この間も申し上げましたが、そういった場合には、市長の強い決断でやらないと危機を乗り越えられませんので、ぜひそれをお願いしたいと思います。ご回答は結構です。

人口減少対策について伺います。

出会いコンシェルジュ、これは本当に先ほど言いましたように、市の職員の方々は本当に大変なんですよ。分かります、私も一緒にやっていて。旭市が百三十何人、すごい結果だと思います。この間同じような新聞記事が出ていました。愛知県がやっぱりやって、愛知県は1,600件で、すごい効果だと言っていましたが、人口比からいったら比べ物になりませんね。これは改めて担当職員の皆さんと委員の皆さんのご努力です。

私は思い出すことがあるんですよ。これご報告します。当初はなかなかうまくいかなかったんですが、夜８時過ぎかな、担当の女の職員の方から電話があって、何だろうなと思ったらはずんだ声で、木内議員さん喜んでください。１組コンシェルジュまとまりました。何とそのお二人にはおなかに赤ちゃんもできたんですよ。私たちは旭市の人口を２人増やしましたね。そういう熱意だったんです。なかなか女性会員とか集まらないときに、仕事が終わってから直接その女の人のところへ電話をして、いついつのパーティに男性が多くて女性が足らないのよと、悪いけれども出てくれませんか。そうやって一人一人やって、10対10のペアとかやったんです。それで、当時は黄鶴がありました。よく黄鶴で食事会をやったんです。そうすると、プロフィールを見て、私たちは襖の陰から見ている。それで、あの女の人誰かいるみたいだけれども声かけられないみたいね、内気ですからね。そうすると、そこへ女性の人が行って、誰々さん、何番の方がいいの。はい、私はあの男の人がいいんです。そうすると、そこへ行って、何番の女の人があなたに好意を持っているみたいだから、あなた行って声をかけてくださいよと、そういうきめ細やかなコンシェルジュ、ですから、これだけの

結果なんです。どうか自信を持って、それで熱意を持って進めてください。

別に悪口ではないんですが、それから課長が替わって、その課長は財政とか企画、そちらが専門なんです。出会いのコンシェルジュ、男女のお見合いとかあまり得意ではなかったんですね。これ無理ないですが。そうしたら、３か月もしないうちにコンシェルジュの活動ぐっと下がってしまって、いい、悪い、悪口ではないですよ、ですからははあと、トップが替わるとこんなに変わってしまうんだなと。それがありますので、課長が自ら、職員が自らやると、皆さん動きますので、これは先ほど言った市長のリーダーシップにもお願いしたいんですが、トップがやると下は全部動くんですね。ですから、課長、ぜひここ、全国に誇れるシステムですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと次、不妊治療の助成について質問にいきます。

これも当時コンシェルジュをやっているときに聞いたんですよ。せっかく結婚はしたんだけれども、子どもができなくて困っているんだと。そして女の人から、実家へ行くたびに子どもはまだかまだかと言われて非常につらいんだと。まるで子どもできないのは女の人のせいみたいに言われて、半分は男にも原因があるんですけれども、一生懸命不妊治療をやるんですけれども、不妊治療は高いですから貯金がすぐなくなってしまうんですよ、続けられないです。そういう声が切実にあるんです。冒頭申し上げましたように、５組に１組は不妊で悩んでいるんですから、市は独自に予算もつけてくれているようですが、たまたまここに５月８日の新聞がありますが、不妊治療自治体の７割が助成と大きく出ています。助成費がまた増えますので、ぜひそういったところに手を挙げていただいて、コンシェルジュと併せて人口減対策を進める旭市ですから、ぜひ予算の獲得をしていただいて、そういうところに使っていただきたいと、このように思いますが、ちょっとお考えをいただきます。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　それでは、木内欽市議員からの質問に対してご回答させていただきます。

市としましては、まず一般の不妊治療につきましては、令和４年から保険適用となっておりますので、その部分ではない10割負担、保険適用とならない医療費のほうが先進医療でかかりますので、まずそちらのほうを助成して進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　２項目めの人口減少対策について再度質問ですが、たまたまやはり同じようなときに、これは読売新聞、結婚支援対策の要、こんなに大きく取り上げているんですよ。それで、県が補正で816億6,700万円、出会い支援など新規３事業と出ています。ですから国・県もやっと重い腰を上げたと。旭市はそれよりもはるかに先を行っていると、これは自慢していいと思うんですよ。

人口減対策には、結婚、出産、子育て、切れ目のない支援が必要です。ですから、こういった面もありますので、こういう補正予算等もたくさん出ますので、こちらのほうの予算の獲得をしていただきたいと思います。

前後してしまいますが、出会いコンシェルジュの委員は全くのボランティアなんです。夕方の会議でも弁当も出ないんですよ。100％ボランティア、これはやはり出てくれたら、最低でもほかの委員と同じように、各委員ありますが、１回出ると5,000円ぐらい市が出してくれていますが、そういったご配慮も、こういった予算を獲得して、そちらのほうへ使っていただけたらなと、このように思います。

３項目めの過疎対策について伺います。

これは滝郷地区は入らないということですが、実際に滝郷の方々たくさん見えていますが、うちのほうは65歳以上の人が過半数を占める限界集落なんですよ。過疎地どころではないの。そうすると、地域の維持が非常にできないような地域なんです、滝郷地区は。一例を挙げますと、清滝、幾世から東庄町の間は全部田んぼ、うちのほうの岩井、松ケ谷の次はずっと畑、東庄町ね。例えばその間1.5キロメートルから２キロメートルあるんですが、身近な例、防犯灯をつけないわけにもいかないんですよ。その防犯灯の維持管理費が、うちのほうはこの間、区の予算を見せてもらってびっくりしたんですが、昔は125軒あったんですが、今は93軒なんです、人口が減ってしまって。区費が集まるのが73万円です。そのうちの街灯代に32万円かかってしまうんですよ、防犯灯代に。それと、当然道路からはみ出した道路の草とかありますから、一々建設課に刈ってもらうというのも申し訳ないと思って、自分たちで除草剤をかけたりするんですが、その除草剤の費用、あとうちのほう坂道がありますから、上に木がかぶさっていて枝が危ない。その伐採の費用が高所作業車とかで22万円ぐらいかかってしまうんですよ。ですから、道路は地元の人だけが使うわけではないんですよ。みんなが使う道路で、それを何で区費が70万円しか集まらないところが全部持つのか。そういったところに多少なりとも援助をしていただけないかということなんです。

例えば同じ0204号線でしたか、鶴巻小学校から見広の台地を通って、岩井を通ってきます

ね。あそこは防犯灯が水銀灯なんですよ。大きい水銀灯が、電柱が２本置きぐらいだから、60メートルから70メートルくらいに全部大きな水銀灯がついているんです。うちのほうはまだ道路整備されていませんが、この間の質問では市長がやってくれるとお答えいただいたんですが、そこはやっていないんで水銀灯がつかないんです。これ何ででしょうか。同じ道路で片方は水銀灯がついて、あの水銀灯は地元の負担ではないと思いますよ。そういった点に対して幾らか多少なりとも５万円とかそのぐらいは出ているでしょうが、そういう街灯、今言ったように自分たちだけが使っているわけではないんですよ。それを一つの区に持たせるというのはちょっと負担が大きいので、その点はどうなのかちょっとお伺いをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　防犯灯につきましては総務課のほうからお答えいたします。

防犯灯につきましては、各区の区長の要望で設置をしているところでございます。それで、設置費用と補修費用につきましては市のほうで負担をさせていただいて、ただ、電気代などにつきましては区、自治会のほうでご負担をしていただいたいるところでございます。

今現在、旭市内全体で5,500台ほど防犯灯を設置しております。それ全て基本的には電気代につきましては、自治会や区のほうでご負担いただいておりますので、そういった全体のバランスとか公平性から考えると、すぐに電気代について助成するというのは、今現在難しいものと考えております。

道路照明灯につきましては、交通事故の防止の観点から道路管理者が設置するものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　それは理解はしております。ただし、うちのほうは過疎地域よりもはるかに進んでいる、いつ消滅してもおかしくないような限界集落なんですよ。65歳以上の人が半分以上なんですよ。ですから、そういうところには特別に、例えば過疎地域に国・県から補助金が出るのと同じように、過疎地域に指定されない、同じ市内のそういう地区であれば、市としても幾らかご配慮をいただけないかなと、そういう質問です。再度お答え願います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　ただいまのご質問のご回答になるかどうかなんですけれども、

滝郷地区に限らず、人口減少が起きている地区はほかにもございます。市全体で考えていかなければならない課題かなとは捉えております。それぞれの地域で様々な課題があると思いますので、将来の地区の地域コミュニティをどのように維持していったらいいかという点について、また市でどういった支援ができるのかについては、今後も研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　いきなりの質問なので、すぐやるというお答えは出ないと思いますが、大体毎回こういう質問をすると、翌年ぽんと予算がついている場合があるんですよ。それを期待して、次の質問に移ります。

いよいよ滝郷診療所ですが、建て替えについてもすぐは駄目というような答えなんですが、例えば先ほども言いましたように、滝郷診療所の場合には毎年740万円交付税措置されていますよね。当然、国としても重要な施設、なくしてはならない施設というあれがありますので、建て替えにしても交付税措置がされるはずです。ですから、今どきあんな古い建物で業務を、診療所というの、周りどこ見たってないでしょう。ですから、それは建て替えをしていただいて、医者が見つからなかったらどうするんだということになりますが、それは必ず見つかりますので、そういう設計ぐらいとか青写真ぐらいはやってもいいのではないのかなと思うんです。

私は提案があるんです。当然建て替えですから、今の場所には建てられません。新しいところへ建てなければならないんです。そうすると、今の診療所の下、今田んぼになっていますが、あれは当時は苗代場、農家が苗を作るところで、誰も手放してくれる人はいませんでした。苗代ですから。ところが今、苗代を作る人いませんので、全部耕作放棄地になっています。ああいう土地を買い求めて、滝郷の駐在所の移転と同じです。駐在所も山根際にあったんですが、今田んぼのほうへ出ています、日当たりがよくてね。ですから、ぜひそちらのほうへ出ていただいて診療所を建てる。お金をかけなくてもなるわけですから、そういったお考えはないでしょうか。すぐ答え無理かも分かりませんが、ぜひ前向きの検討でも結構ですよ。お答え願います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　施設の整備も重要とは考えますが、まずは医師の招聘を最優先事項として取り組みたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　それで、いろんな話を聞くと、旧役場のところに市の空いている施設があるので、診療所を、その施設を使ってもいいんじゃないですかという意見もあるんですよね。それは駄目なんですよ。というのは、その近くに開業医の先生もいらっしゃるので、その辺に診療所なんていうことになると官が民を圧迫することになってしまうので、やっぱり地域エゴではありませんが、滝郷診療所はあの場所でないと駄目なんです。この間も先生に聞いて、患者はといったら、東庄の患者とか銚子の小長町の患者もたくさん来てくれるということなんです。あの辺は全く医療施設がないんです。東庄町は笹川まで行かないと診療所はないですから、そうするといつも言うように、大きな病院は、中央病院もそうですが、11時までに入らなければ駄目でしょう、初診は。そうするといろいろあるんですよ、聞いていると。中央病院でいくと、９時頃から着替えて、駐車場も遠いですから、なかなか行くのがちょっとおっくう、診療所だと午後からちょっと時間の空いたときに行けるのでという方がいて、そこで命を助けられた人もいるんですよ、私の友達で。行ったらやっぱり本当の早いがんが見つかって、手術も何もやらないで、がんというのは一番最初は小さいですから、進むまで時間がかかりますが、ステージ２だとか３になると倍々に大きくなるので、１年たったら手後れになってしまうと、そういう病気ですから、早期発見が一番、そういった意味でも滝郷診療所は非常に助かっていますので、そういったことをちょっと念頭に置いて、ぜひ建て替えもお願いをしたいと。

行ったことありますか、あの建物。鉄筋の２階建てで２階が住まいですが、２階はとてもとても住める状態ではないんです。令和９年頃に改修をする予定とありますが、あれをお金をかけて改修したって、しないよりはいいでしょうけれども、改修をしてもちょっと今のあれには合わないと思うんですよ。車の中で待っているんですよ、みんな、待合室があっても。車で待っていて、電話で呼んでもらって診察に入る。今の診療所を見たら分かりますが、待合室があって、事務所があって、それから診察室、お年寄りなんか行ったり来たり１分か２分たってしまいますから時間がもったいないですよね。ですから、ぜひ今風の予備診察室みたいなのがあって、自分で血圧を測って、そのまま先生のところへ行くと、先生の負担も少ないと思いますので、ぜひ診療所の建て替えを早急にお考えいただきたい。いろいろこの一般質問に対して、皆さん庁議があって、木内の質問にはこうやって答えようってできているでしょうから、それ以外の回答を思っても、やりますと課長には答えられないと思いますが、その辺は市長とか皆さん聞いていただいているので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

最後に、医師確保についてですが、今の平野先生に、先生、誰か紹介してくださいよと、そういうお願いはしましたか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　紹介については既に相談させていただいたところですが、先生のほうでは対応できない旨の回答をいただきました。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　ありとあらゆる手を使わないと、簡単には医者は見つかりませんよ。これは昭和27年に診療所、中央病院より古いですからね、それ以来先生は何人もお辞めになっていますが、そのたびごとに町はできる限りの手だてをして医師の確保をしているんです。簡単にホームページへ載せたぐらいで、今集まるわけではないんですよ。例えば、私は大昔のことは分かりませんが、20年前ぐらいのことなら全部分かりますよ。当時議員もやっていましたからね。聞くと、担当課長ではなくて、町の執行部のトップ、町長は行きませんが、助役が直接行って、海上町出身でも、医者の免許を取ってやっていない医者が何人もいるんですよ。そこへ直接助役が行って、七重の膝を八重に折りお願いをして、それで見つけているんです、歴代の先生方みんな。そういう苦労をしないと、ただお願いしますだけでは駄目です。

診療所は、私のちょっと考え過ぎかも分かりませんが、旭市の市営住宅、入居者がいなくなったら最後は解体して壊すんでしょうけれども、うっかりしたら診療所もそうされてしまうのではないかなと心配するんですよ。見つけたけれども医者が見つかりません。建物も古いですから壊します。そんなふうにちょっと思ってしまうところがあるんですね。違っていたら謝りますが、そうではなくて、絶対に見つけるんだという強い意志の下に行動していただきたい。あっちのほうの過疎地の診療所、お荷物みたいな考えでいられたんでは困るんですよ。だって現実にあれは利益が出ているんですから、患者が多いときには１日50人いたそうです。そうすると、中央病院の外来単価１日２万2,000円ですから、掛ける50人、１日110万円の収入があるんですよ。今は発表していませんが、銚子の税務署管内で高額納税者をよく発表していましたが、みんな開業医の人が上位を占めていたんです。開業医はもうかるんですよ、口悪いですが。ですから、市が建物も交付税措置で建つ、補助金も毎年740万円来る、医者を見つけない理由が分からないんですよ。それでもうかった金の半分は貯金積みなさいという決まりがありますから、財政調整基金、滝郷診療所は7,500万円もあったんでし

ょう。余った貯金が、半分以上積んで、実際は１億5,000万円以上利益があるということなんですよ。

ですから、例えば自分で考えた場合に、自分が医者の例えばオーナーだった場合には、医者がいなくなったらやめなければしようがない。必死で見つけますよね。診療所もそういう考えで、決して市のお荷物ではない、市のプラスになる。しかも地域住民の健康と安全を守る施設、こういうことですので、さっきも言いましたが、これ以上課長にはあまり、課長は昔からよく存じ上げているので、職員いじめと取られても、これも心外ですので、課長には決まったお答えしかできないと思うんですよ。

そこで市長、市長も自分の息子が医者なので、そういうことであれば、自分のせがれを診療所に来させるかとか、来ていただくと本当にありがたいんですが、以後雑談になりますが、どうですか、市長、この考え、診療所のこれからの在り方について、市長のお考えをぜひ伺います。最後の質問です。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　医師招聘の取り組みといたしましては、これまで私も出席しまして、複数の関係医療機関の懇談会の中で協議をしております。また、これからの地域医療全体の連携と体制についても意見を伺っており、今後の医療連携を進めていく上で大変よい機会となってございます。引き続き地域医療の現状と課題に向き合い、多方面の方々の御意見をいただきながら、市民が安心して医療を受け続けられるよう、様々な方面から医師の招聘に尽力してまいりたいと思っております。

滝郷診療所につきましては、これまで長年にわたり、主に海上地域の住民に寄り添った身近なかかりつけ医として医療を提供しているところでございます。診療人口の減少や施設の老朽化など様々な課題に対処しながら、海上地域の医療の維持発展のために取り組んでまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　言うだけでも、私は無責任なので、いろいろ私も聞いているんですよ、いろんな方々に相談して、例えば中央病院を定年で辞める先生がいたら、定年で辞めて、今さら開業する気もないと。ただ、そういう先生に来ていただくのも一つの方法であろうか。あるいは千葉大の総合医療科、それは地域医療に強い関心のあるところで、そういうところへ行ってお願いしたらどうですか。あと、例えば知り合いの先生、もしそういうので私が勝

手にそういうことをすると執行権の侵害になりますから、そんなことできませんけれども、そういう委員とかに委嘱をしていただければ、私は知っているところへ行ってお願いをします。そういうこともありますので、ぜひお考えをいただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

木内欽市議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午前11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　常世田　正　樹

○議長（飯嶋正利）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　おはようございます。議席番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨年の今頃から米の価格が上がり始めました。例年は５キログラム2,000円程度で推移しておりましたが、昨年末には3,500円を突破し、今月に入っても4,200円程度です。１キログラム400円であったものが840円になったわけです。価格が倍になったから食べる量を半分にしようとはできるわけがなく、育ち盛りのお子さんがいるご家庭の家計を圧迫しております。備蓄米の放出によって、以前のように安価で米が買えるようになるかは依然として不透明な状況です。

一方で、農家はもうかっていいねと多くの方から言われます。私は有機栽培でお米を育てているので、１キログラム600円で以前から販売しております。しかし、面積当たりの収穫量は一般の農家の８割程度です。２割の減収分を補うために価格に転嫁せざるを得ません。

今回世の中の米の価格が高騰した原因として、猛暑による収穫量の低下、肥料代、燃料代、

人件費といった生産コストの急騰、流通業者等の中間マージンが上昇したことなどが挙げられます。農家に入る収入はほとんど増えていないことはあまり報道されておりません。

物価の高騰、貧富と経済格差、第１次産業の衰退、世界各地で戦争が勃発し、飢えて死んでしまう子どもたちがいます。ボタンの掛け違えでこんな世の中になってしまったのか、コロナが世界情勢を悪化させたのか、争い憎み合うことは20世紀で懲りたはずなのに、なぜ人は過ちを繰り返してしまうのか、そんな厭世的な気持ちになってしまうのも、梅雨の時期のどんよりとした天気のせいだとは思いますが、まずは今できることから市民の皆さんの生活の安心・安全のために、未来ある子どもたちのために２項目３点の質問をさせていただきます。

１項目めは、インフラ整備についてです。

（１）昭和期に開発された住宅地の道路が経年劣化等によって破損や陥没が起きているが、行政として対策や処置を行うことはできないのかお伺いします。

昨年、豊田参議院議員が旭市を来訪された際に、銚子連絡道路の井戸野インターチェンジの建設予定地に近いエリアにある住宅地を視察されました。豊田氏は八千代市長時代に土地家屋調査士の資格を生かして、所有者不明土地問題の対策や解消に尽力しました。所有者が入り組んでいる私道や赤道を放置しておいてよいのか、行政としての責任はないのかという観点から地籍調査を推進し、私道や赤道の整備を行いました。参議院議員になられてからも、国土交通副大臣という立場から民法改正に尽力されてきました。現地視察に私も参加させていただき、住宅地の自治会長や役員から話を伺いました。

雨が降ったら陥没している穴に雨水がたまり、穴が見えなくなるために、自動車のタイヤがはまってパンクしそうになる。側溝が崩れていて土砂が流入しているために、道路から水が引かない。陥没箇所を埋めるセメントを自治会費で購入し補修をしているが追いつかない。市が砕石を運んでくれるのはありがたいが、高齢化のために砕石を広げることができないので困る。結果として、市へは昔から何度も陳情しているが、私道であるからという理由で再舗装してくれない。側溝が崩落しても、自治会でどうにかしてくれという回答、住民のほとんどはもはや諦めており、我慢して気をつけて生活をするしかないと考えている。当該住宅地の私道は100名を超える所有者がおり、空き家になっている土地の所有者を追いかけてもたどり着けません。市へ寄附をしようにもすることができないと嘆いております。

平成30年１月に法務省民事局が、所有者不明私道への対応ガイドラインを取りまとめて公表しました。その後、令和３年４月に成立、公布した所有者不明土地問題の解決に向けた民

事基本法制の見直し等の取り組みに関する二つの法律、一つには令和３年法律第24号の「民法等の一部を改正する法律」二つ目として、令和３年法律第25号の「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の成立により、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直ししました。

令和３年に改正された民法の以前と以後では、例えば共有の私道で所有者等が分からない、連絡がつかない場合などの扱いについて、どのような点が変更されたのか、まず概要でよいのでお伺いします。

次に、１項目めの（２）明治川の維持管理についてお伺いします。

干潟学区の明治川は農業用水路や生活排水路として使われており、重要な河川であります。農業用水路であるため、干潟土地改良区が維持管理を行っております。スーパー・ビッグハウスやドン・キホーテの北側、国道沿いにある河川です。護岸工事を行う以前のはるか昔、きれいな水が流れており、シジミが取れたそうですが、私の知っている明治川は泥が堆積し、アシやヨシが繁茂してネズミのすみかになっている、ビニール袋に入れたごみが不法投棄されている。台風等の大雨になると、流れが悪いためにあふれそうになる。夏場はヘドロ臭が強くて、川沿いの住民が困っている。常に汚れているイメージです。

昨年末、住民からの陳情を受けて高橋県議が県へ要望し、ショベルカー等でしゅんせつをしてくれました。しゅんせつ後は水の流れがよくなり、野鳥の親子が水面を泳ぐ姿が見られました。しかし、半年もたつと、アシやヨシの根が泥の中にしぶとく残っているため、再び茂り始めてきました。１年後には元の汚れた川に戻ってしまうことが容易に想像できます。そろそろいたちごっこをやめて根本的な護岸工事等を行うべきであろうかと思います。

明治川の匝瑳市エリアでは、水量が少ないとき、川の中央部分が低くなっているところを水が流れる構造になっております。旭市エリアの明治川はどうしてそのような構造にしなかったのでしょうか、お伺いします。

２項目めは、青少年の健全育成についてです。

（１）子ども会を廃止または休止する自治体が増えてきたが、本市における現状と課題、支援策についてお伺いします。

私が小学生だった四十数年前、地区の住民は区に加入しているのが当たり前でした。地区に住んでいる子どもは、その地区の子ども会に所属するのが当たり前でした。１年生から６年生まで数十人、区民館の玄関は子どもたちの靴であふれ、室内も子どもたちの熱気であふれていた記憶があります。当時は全く意識しておりませんでしたが、子どもたちを楽しませ

るために、地域の大人の方々がご尽力してくれていたことを思うと、感謝の気持ちでいっぱいになります。今は子どもたちを楽しませる側になり、私が会長として、ひがたっ子子ども会をスタートさせております。年会費は児童１人当たり1,000円、不足分は学区会計から補助金を頂き、参加児童の保護者への役員負担は一切なし、春のジャガイモ掘り体験、ラジオ体操、子どもみこしと夜まつり、秋のサツマイモ掘り体験、バス遠足と行事を行っております。収穫体験は、自分の農場なので経費がかからないし、食育体験にもなります。

以前、自分の子どもが小学生だった頃、地区の子ども会の会長を２回務めました。当時その地区の子ども会の人数は70人ほどいましたが、子ども会に入らない児童も多かったです。保護者の方に、子ども会に自分の子どもを入れない理由について聞いたところ、年会費4,000円は高い、役員をやりたくない。行事が単調でつまらないといった理由でした。

私が新たに子ども会をスタートするときに決めたことは、入らない理由を全てなくすことです。しかし、一昨年も、昨年度も加入した児童は20名程度でした。ところが、本年度は１年生が12名、また中学生になった方が、子ども会は楽しいからと２名残ってくれました。総勢32名になりました。１年生が３人に１人の割合で加入してくれたことに驚きました。子ども会の芋掘りやバス遠足が楽しいというううわさを聞いて入りましたと言ってくれて、とてもうれしいです。

単位子ども会に加入している人数についてお伺いします。加入児童数が１桁の子ども会数、10人から19人、20人以上という枠で教えてください。

以上、２項目３点が１回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課より１項目め、インフラ整備についての（１）昭和期に開発された住宅地についての所有者不明土地問題に関連する民法改正でどのような点が変更されたかについてご回答いたします。

主に所有者不明の共有地に関する改正点についてお答えいたします。

１点目に、共有私道の変更や管理に関する見直しが行われております。改正前には私道などの共有物を物理的に変更する行為については、共有者全員の同意が必要とされていましたが、このうち著しく形状の変更などを伴わない、例えば砂利道を舗装するなどの軽微な変更については、各共有者の持分の過半数の同意で管理が可能となりました。

２点目は、所在等不明共有者の持分の取得で、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ち

に判明しない、または所有者が判明しても所有者に連絡がつかないなどの所有者不明土地の解消に向けた見直しがされており、改正後は申立てをした共有者が、裁判所の決定により所在等不明共有者の不動産の持分を取得することができる制度が創設されております。これにより、所在等不明共有者の持分を取得し、不動産共有関係を解消することが可能となっております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、１の（２）明治川の維持管理についての旭市エリアの構造についてご答弁を申し上げます。

河川の構造につきましては、千葉県に確認したところ、上流部の匝瑳市エリアは水量が少ないため川幅は狭く、下流部の旭市エリアは水量が多いことから川幅を広く整備しており、上流部も下流部もコンクリート矢板と張りブロックまたは積みブロック形式で、川底については構造的に変わりないと聞いております。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　私からは、大きな２番、青少年の健全育成について、子ども会の関係について回答させていただきます。

千葉県子ども会育成連絡協議会に加入しております本市の単位子ども会の数は、令和６年度末時点で47団体となっております。そのうち、各単位子ども会に加入しております児童数が１桁ということでしたので、10人未満は６団体、10から19人は16団体、20人以上が25団体となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

それでは、答弁に対し、順に再質問をさせていただきます。

１項目めの（１）について、所有者不明土地の解消に向けた見直しにより、申立てをした共有者が、裁判所の決定により、所有等不明共有者の不動産の持分を取得することが可能となったんですね。これにより、私道を市へ寄附しやすくなったと考えられます。当該地域は水道、電気のインフラはしっかりと整備されております。そもそも行政が建築許可証を発行しているから家を建てて住んでいるわけで、不動産屋が勝手に開発したエリアだから進入道路が経年劣化でぼろぼろになったとしても知りませんよと、対応や対策を放置したままでよ

いのでしょうか。また、市内全域において、昭和期に造成された住宅地が相当数あると思われます。道路や側溝のメンテナンスが長年にわたって行われてこなかった結果、経年劣化でぼろぼろになってしまい、陥没や崩落が起きていることへの相談を幾つも受けております。

住民が高齢者ばかりになってしまって、側溝掃除もできなくなってしまったという相談も受けております。民法の改正によって、これらの地域にお住まいの方々が光明を見いだすきっかけになるのでしょうか。私道の所有者をはっきりとさせれば、市は寄附をすんなりと受け付けてくれるのでしょうか。行政としては、経年劣化で傷んだ道路がたくさん寄附された場合、舗装し直すマンパワーや予算が足りるのでしょうか。数点確認させていただきます。

私道を旭市に寄附する際の条件について、また私道を市に寄附することを目的とした所在不明者等の調査について、市が先導して所有者の特定や公図の取り寄せを行うことはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　私道の寄附を受け入れる主な条件としましては、１点目が道路敷地が市に無償譲渡され、かつ所有権の移転が速やかにできること。２点目が、幅員が４メートル以上であり、舗装や排水施設が整備されていること。３点目が、行き止まりではなく、起終点が市道や国・県道のいずれかに接続していることなどとなっております。また、私道の寄附を目的とした土地所有者の所在調査や公図の取り寄せにつきましては、地権者の皆様にお願いしているところですが、ご不明な点がありましたら建設課まで相談していただければと思います。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、再々質問させていただきます。

道路敷地を市に無償譲渡する際、所有権を確定するために結構な費用がかかります。公図取得の費用、所在等不明共有者の不動産の持分を取得するための裁判所への申立て費用、そして時間もかかります。さらには、舗装や排水施設が整備されていることという条件、そもそも舗装や側溝が劣化していなければ市へ寄附をしようとは考えないと思います。まさか、自分たちで整備をした後なら寄附を受け付けるが、傷んだままなら受け付けないというわけではないと思いますので、その点については追及をしません。

井戸野インターチェンジの供用時期は６年後と伺っております。開通に合わせてインター

周辺の開発と整備が想定されると思います。当該エリアの住宅地はインターから直近であり、まだまだ空き地が多く、インフラの整備をすれば地価が上がると思われます。移住・定住を促進している旭市です。インター周辺の住宅地を整備することで、千葉市辺りまで車で通勤する方の移住が見込まれると思います。予算が足りなくなるから無理、全部はやり切れないという消極的な思考では衰退の一途をたどるだけです。国家戦略特区に千葉県が指定されましたけれども、市長からそんな消極的な思考じゃないと前向きなプランを語っていただきたいと思います。

市長にお伺いします。インター周辺の開発や未来予想図について、どのような考えやプランをお持ちでしょうか。未利用地が多く、大きな可能性を秘めていると思われるのですが、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　銚子連絡道路につきましては、旭市までの区間が開通することで、圏央道などとも一体となった首都圏や成田空港など各地域との交流・連携の促進につながるものと期待しています。具体的には、交通アクセスの向上による観光客や移住者の増加、それに伴う地域の活性化などが見込まれるほか、企業誘致や通勤圏が広がることよる雇用の拡大、また防災機能強化にもつながるなど、議員おっしゃるように大きな可能性があると考えております。

このようなことからも、市内に整備が予定されている２か所のインターチェンジ周辺エリアをどう生かしていくかは、とても大事なことだと考えております。今後、市として何ができるのか、どういった形で地域の活性化につなげていくのか研究してまいります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁いただきましてありがとうございます。まさに大きな可能性があります。しかし、銚子連絡道路ができたから、延伸したからといって、人と物が簡単に集まるわけではありません。各地域との交流・連携は大事かもしれませんが、既に抜き差しならない状況に来ていると思うのです。人口の確保、企業の誘致、医療体制の充実等々、近隣自治体と足並みをそろえている時間はないと私は考えます。パイの取り合いをしなければなりません。旭ファーストとは言いませんが、近隣自治体よりもぬきんでて、東総地域を牽引していくくらいの意気込みを市長へお願いしまして、次の質問へ移ります。

１項目めの（２）について、上流部と下流部の構造の違いということですね、理解しまし

た。しかしながら、上流部は水量が豊富で水で満たされているためか、アシやヨシが生えておりません。羨ましい限りです。ショベルカー等で行うしゅんせつは、予算が足りる範囲内でしか行ってくれません。昨年暮れに行われた際も、あしたにはうちの前までやってくれるかな、作業員へお茶を出そうかなと思っていたら、しゅんせつが打切りになってしまったので、とても残念だったよというご意見を市民の方からいただきました。このように、干潟土地改良区では、予算が不足しているようです。単独で護岸工事を実施するのはかなり厳しいと思われます。市と共同で工事を行うことができればとの意向があるようです。

以前、大利根土地改良区が管理している農業用水路沿いのごみの不法投棄がひど過ぎる箇所があり、環境課と大利根土地改良区が合同でごみの撤去作業を行ってくれました。旭市と干潟土地改良区が共同で事業を行うことはできないのでしょうか。河川沿いの住民が大変困っております。また、ショベルカー等でしゅんせつを行う際に、アシやヨシの根が残らないほどに深く掘って除去することは難しいのでしょうか。構造物に対する影響等があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　常世田議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　市といたしましては、河川へ非農用地からの雨水等の流入があることから、明治川の維持管理に要する費用といたしまして、農用外排水負担金として負担しております。

河川のいわゆるアシやヨシの対応につきましては、干潟土地改良区に確認したところ、本年度は新井酒店付近から干潟小学校地先まで工事をする予定と聞いております。また、河川の大幅なしゅんせつにつきましては、千葉県に確認したところ、川底の土砂を今以上に撤去すると、護岸部分が崩れるなどの影響があることから難しいと聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　農用外排水負担金を市が助成しているということで、その予算の範囲内で行うべき事業であるということで理解しました。

川底深く掘削することは難しい。アシやヨシの根は地中深くしぶとく生き残るので、定期的にしゅんせつをお願いしていくしかないということも分かりました。

明治川沿いの側道なんですけれども、かなり傷んできており、アスファルト舗装の下の土が流出し、道路が陥没してガードレールが傾いているところがあります。近年、抜け道ブー

ムなのでしょうか。今まで交通量がそれほど多くなかった道路の交通量が増えております。抜け道を利用する人は、大抵の場合早いスピードで走っていきます。その影響か分かりませんが、かなり傷んできております。当該道路は通学路にもなっているため、通学する子どもたちは端を歩くので、とても危険です。明治川沿いの側道の改修工事を行えば、地域住民の交通の利便性を高め、子どもたちの安全・安心に寄与すると考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　ガードレールの傾きや舗装の陥没など道路の破損への対応については、通学路など緊急性のある箇所から修繕工事を行っております。ご質問の箇所につきましても現地の状況を確認し、修繕工事の実施を検討するとともに、すぐの対応が難しい場合については、土のう等での応急処理を行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

市内全域でインフラの老朽化が年々顕著になってきており、改修や補修が必要な箇所も増加傾向にあるかと思います。ライフラインである水道管の布設替え工事は最優先されるべき工事であると分かっております。

公共事業は、限られた財源の中で優先度が高いものから取り組んでいくものだと理解しております。多種多様な市民ニーズの中から、必要性や公平性、将来性、妥当性、費用対効果などを考慮して選択していると思います。というのは頭で分かっているのですが、私のウオーキングコースである明治川は当然毎日目に入りますし、においもかぐわけです。夏場は草の勢いとにおいがやはり気になります。今回取り上げた明治川は、周辺住民からも要望があり、景観が悪い、見栄えが悪い、悪臭がするという意見のほかに、国道沿いの川がこんなにも荒れていて、銚子や市内に観光に来た人たちに恥ずかしいというご意見もありました。これはシビックプライドにも通ずる意見だと思います。さらなる対策と検討をお願いし、次の質問へ移ります。

２項目めの（１）について、加入児童数が１桁は６団体、10人から19人が16団体、20人以上が25団体もあることはちょっと予想外でした。本市の子ども会は安泰ですねと言いたいところですけれども、４月下旬に旭市子ども会育成連絡協議会主催の総会がありました。出席

した子ども会の役員方と話をした際に、うちの子ども会は10人しかいない、うちは５人だよ、学区で統合したいけれども、区から補助金をもらっている関係で、統合する際に、区へ一度精算するのかな、区へ相談したら統合することに前向きな返答ではなかったというような話を聞きました。そして、最終的には、自分の任期は１年だし、現状維持でいいかな。来年の会長に任せようというさらに消極的な考えになるようです。

昨年度三つの子ども会が消滅したようですが、現状のままではさらに消滅してしまう子ども会が出てくると思います。市が先導またはお手伝いをして、学区単位やエリア等で統合を進めていくほうがよいと考えます。市の見解をお伺いします。

あわせて、銚子市と香取市では子ども会がなくなりました。子どもの数が減少していることが大きな要因であると思いますが、ほかに何か要因があるのでしょうか。また、今後も本市において子ども会を存続させていく必要性はあるのでしょうか。子ども会の存在意義について市の見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　子ども会育成連絡協議会を退会したいとの相談に対しましては、他地区との統合を提案するなど、地域の子ども会が存続できるよう助言や支援をしております。また、市では令和６年度から全小・中学校20校で地域学校協働活動に取り組み、学校を核とした地域づくりを推進しております。いずれは地域学校協働活動の中で子ども会活動の要素を取り入れた取り組みが実現できるよう、検討を重ねていきたいとも考えております。

近隣市の子ども会育成連絡協議会の廃止については、子ども会の活動実態がなくなっていることや役員の担い手不足、育成連絡協議会の存在意義の薄れ、希薄化でしょうか、が要因と伺っております。

子ども会の存在意義については、活動を通じて子どもたちの社会性や協調性、責任感を育むとともに、地域との結びつきを深め、地域社会の活性化を促す大事なコミュニティ活動の一つであると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

旭市子ども会育成連絡協議会は、市内の子ども会をまとめている協議会ですけれども、年

間を通じて子ども会に所属している児童のために様々な行事を企画運営していただいており、私も理事としてお手伝いをしております。本年度は海上キャンプ場でのレク活動とカレーライスづくりが廃止になってしまい、とても残念だったのですが、代わりに楽しい折り紙教室アンド紙飛行機大会と、おやつづくりアンド星空観察というとても興味深い２行事が追加されました。カルタ大会、餅つき大会は継続されます。餅つき大会は毎年大好評で、参加した児童に聞くと、来年も必ず参加したい、楽しかったと答えてくれました。地区の子ども会を存続させていくには、結構なエネルギーが必要です。それでもなお子ども会は必要であると私は思って活動しております。

子ども会とは、子どもの健全育成を目的として、異年齢の子どもが集まる団体である。地域で子どもを育てるために様々な行事を行う。そういった子ども会ですが、地域の連携意識を育てることを目的としている特に注目したい部分です。近所の付き合いが希薄になってきていると地元の先輩方は嘆いております。このままの状況が続けば、子ども会の存続どころか、自治会や区の存続ができないことになります。区に加入している世帯の大半は高齢の方であり、亡くなられたり高齢のために区から抜けたり、自然減はどんどん進む一方で、新たに加入する人はほぼ増えません。子ども会に所属して地域との連携意識を育むことが、将来地域に住み、地域を支える人材の育成につながると思うのです。子ども会に参加し、レクの楽しさ、自分でついたきねつき餅のおいしさ、きねの重さ、子どもの頃に経験したことを大人になって思い出し、地域の活動や子ども会の運営役員を積極的に引き受けてくれるようになるきっかけになってくれればという思いで、私は子ども会の活動を頑張っております。

今度は自分の番だ、昔子ども会を運営してくれていた人たちにお世話になったことへの恩返しをしなければと自然に思えるのも、子どもの頃の経験や記憶があってこそだと思います。干潟小学区の子ども会に所属している子どもたちや保護者の方から、昨年度どの行事が楽しかったかを聞いたところ、バス遠足が楽しかったという回答が多かったです。昨年は東京ドイツ村へ行きましたが、貸切バス料金が高く、子ども会の年会費を節約したり、行事を減らしたり、バス遠足に参加する児童以外の方から参加費を徴収して何とか工面することができました。貸切バスの料金は、近年かなり上がってきております。船橋辺りの往復ならマイクロバス５万円ほどで、七、八年前でしたら行けたのですが、今は８万円ぐらいの費用がかかります。参加者の金銭的な負担を減らせれば、子ども会に所属している家庭やきょうだいがもっと参加することができるかもしれません。その結果、子ども会のバス遠足が楽しかったよ、子ども会に入らないかと勧誘の輪を広げることができるかもしれません。

旭市子ども会育成連絡協議会が実施している旭市子ども会バス借り上げ料助成事業は、近隣市町村、県内、全国的に見ても取り組んでいる自治体はなく、すばらしい事業であると思います。しかしながら、要領を見ると平成21年４月から実施となっております。助成の条件は、１地区子ども会につき年１回に限る。助成金の額は３万円、ただし、借り上げ料が３万円未満の場合はその額とする。２台以上借り上げる場合は、会長と協議により助成額を決定します。

平成21年、今から16年前に実施された金額のままです。その当時は３万円の助成額が妥当であったと思われます。しかし現在は、当時と比べて貸切バス料金が上がっております。昨今の料金上昇に合わせて助成額を増額すべきであると思いますが、見解をお伺いします。

またあわせて、旭市子ども会バス借り上げ料助成事業収支予算書の補助金の金額についてなんですが、前年度予算額は163万6,640円でしたが、本年度予算額は108万800円と大幅な減となっております。利用状況を鑑みての減額であるとは思うのですが、大きな問題があります。本年度47単位子ども会が存在します。全部の子ども会が補助金を利用する場合、総額で141万円となり、全く足りません。要領には先着順と記載があります。子ども会は、学校教育、家庭教育では得ることができない地域教育の貴重な場であると、総会のときに向後教育長がおっしゃっていたにもかかわらず、地域教育の貴重な場が先着順であることに私は違和感を覚えます。先着順ではなく、全ての子ども会が補助金を使えるように予算を修正すべきであると思いますが、見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　まず、バス借り上げ料助成事業の予算についてでありますが、これまでは旭市子ども会育成連絡協議会加入団体数で予算を計上しておりました。近年は、子ども会の加入者数の減少や新型コロナの影響など様々な要因から、バスを利用した行事の実績は減少しておりました。そのため、今年度からは利用予定の調査を行い、実績に応じた予算を計上しております。予算は減額しておりますが、不足は生じないものと考えております。

助成額の増額についてですが、子ども会事業は近隣市町でも縮小傾向にあります。特にバスの借り上げ助成については旭市独自の事業でありますので、まずは今後もこの支援が継続できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　では、３回目の再質問をさせていただきます。

バス利用の希望調査をしたということですけれども、予算を決定した後、子ども会の総会で利用調査をした。それは順序が逆ではないでしょうか、課長。もし万が一、バス助成の予算が足りなくなった場合にはどうするのでしょう。補正で対応していただけるのでしょうか、それとも、やはり先着順だからといって、あなたの子ども会はバス助成の補助金は使えませんよと伝えるのでしょうか。

理事になった子ども会の役員は、子ども会育成連絡協議会が主催する行事の手伝いをしなければなりません。行事を欠席する場合は、行事の円滑な進行と子どもたちの安全を確保するために代役の人を立ててくださいという負担をかけています。であればと思うのです。バス助成の増額を願っている役員の方がほとんどなのだから、行政はその期待に応えて増額すべきであると。子ども会へ加入している児童数は減少の一途をたどっております。しかしながら、保護者の方に、お子さんを子ども会へ加入させている理由を尋ねると、自分が子どもの頃に加入していて楽しかった記憶があるから、その地域に暮らしているのだから、区に加入して、子ども会に加入するのは当たり前だから、そういった前向きなとてもうれしいことを言ってくれる方もいらっしゃいます。

シビックプライドを醸成する場として、子ども会は貴重な役割を果たしていると思います。近隣市のように子ども会を廃止しないで、維持することができている本市は、旭市子ども会育成連絡協議会の会長をはじめとした役員の方々が、年間行事を考え、行事を実施する際には早朝から集合し、参加する子どもたちが楽しく活動できるように、事故やけがをしないように見守り支えてくれているからこそ、子ども会の維持存続ができているのだと思うのです。

また、子ども会の役員となり、忙しい中、理事会の会議や行事の手伝いへ参加している保護者の方々に対しても頭が下がります。

行政は公平性を第一に考えるものだと思います。バス助成を手厚くすると、子ども会へ加入していない子どもたちが恩恵を受けられないという考え方、子ども会は学校教育、家庭教育では得ることのできない地域教育の貴重な場であると教育長がおっしゃっていた言葉、子ども会での経験や体験をきっかけとして、将来的には地域のリーダーとなり得る人材が生まれるとしたら、そこへ投資をすることは十分に意義があることなのではないでしょうか。子ども会行事を通じて、幼い頃から地域の方々と顔見知りになり、地域を知り、成長とともに地域の責を果たしていく、そういったストーリーを描くことはできませんか。少なくとも私

は幼少期の原体験があったからこそ、今でも子ども会の会長や地域の様々なボランティア活動を行っております。

教育長にお伺いします。バス助成の増額について、教育長には、しつこいので再度のお願いはしません。子ども会も地域の一つであるという視点から、一つお伺いします。

地域学校協働活動が必要となった背景には、地域と学校の結びつきが希薄になってきたことが一因として挙げられます。現在、地域で学校を支えるためにコーディネーターの方々が頑張っております。学校が抱える様々な困り事を地域住民や保護者が解決、解消することで先生方が子どもたちを教育することに全力で取り組めるようになります。学校側は地域で行事やお祭り等が開催される際に、児童・生徒、先生方の参加を積極的に働きかけます。もちろん、本人や家庭の負担にならない範囲でという前提があります。

小学生は時間的に余裕があるかもしれませんが、中学生となると勉学と部活動で多忙な毎日を送っているため、地域から足が遠のいてしまう傾向にあります。英語教育やＩＣＴ教育等の授業時間数の増加により、平日の授業時間内に地域と関わる余裕がないのが現状であると思われます。しかし、この混沌とした世の中を生き抜くには、勉学や運動の成績がよいだけでは乗り越えられないと思います。多世代との交流によるコミュニケーション能力の開発、世界情勢やお金の話、政治の話など授業では学ぶことのできない生きる力を磨くことが必要であると考えます。

高校受験、大学受験を乗り越え就職したときに燃え尽きてしまう若者がとても多いそうです。プラスアルファの人間教育について、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　混沌とした世の中を生き抜くための教育についてとのご質問ですが、現在、学校教育に求められていることは、単にこれからの社会を生き抜くための対応力を身につけることではなく、未来を切り開く豊かで魅力ある社会のつくり手となる人材の育成です。具体的には、主体性やリーダーシップ、思考力、創造力、表現力、課題設定及びその解決能力、チームワーク等の資質・能力を備える調和の取れた人材の育成と認識しております。およそ10年に一度改訂されている学習指導要領にも、これらの資質・能力を育てるための内容が十分に盛り込まれておりますが、実際に学校だけでは難しく、常世田議員のお考えのように、地域社会において多世代との体験・交流によって身につくものがたくさんあると、そのように認識しております。

教育委員会が策定する今年度の学校教育指導の指針には、目指す子ども像の一つに「学校を核とした地域社会と進んで関わり成長する子ども」と、このように定めております。昨年度から市内全ての小・中学校に導入した地域学校協働活動を核とし、子どもたちの豊かな学びと成長を支える家庭や地域と学校の連携協働、そして地域における多様な人物、物的資源を活用した地域社会とのつながり、この学びを推進しているところでございます。これからの時代に必要な資質、能力を地域社会と連携してしっかり育んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　島　田　　恒

○議長（飯嶋正利）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　議席番号９番、島田恒です。通告に従って、令和７年第２回定例会において、大きな項目で２点、おのおの３点の一般質問を行わせていただきます。

まず、１項目めでありますけれども、米政策と本市の取り組みについてでございます。

最近の米の価格高騰を受けて、政府は備蓄米を放出するというのが最近はメディアでも大きく取り上げられております。この政府の米高騰に対する対応の不満というんでしょうか、そういうものから、市場調整策ではありますけれども、米が足らないと、だから高騰する。価格を下げるために備蓄米を放出すると。それでも足りないなら輸入しますと。こういう現状に対して、私も長く農業団体に身を置いた立場として、米政策の危うさと、それから現在の迷走について感じているところです。もっと根本的に、米政策あるいは農業政策については、基本的に問い直さなければならないという、そんな時期に来ているのかなという気がいたします。少なくとも根本的な農家の皆さんには、市場に振り回されず、そして安心して生産を続けられる道をきちっと示しているのか、消費者の方々には、食卓に安定した価格で国産のお米を届けることができるのかということ、二つの問いかけであろうかと思います。

本市については全国有数の水田地帯であり、また、さらには飼料米の市内流通率が90％を超えるという地域であります。主食用米と飼料用米、どちらかが増えれば、どちらかが減ってしまうというような、こういう政府の二つの政策の、いわば衝突のような政策が、地域の農業の根幹にこれからも関わってくるんだと思います。まさに主食用米の需要減少や農業従

事者の高齢化が進行する中で、市域における農業と水田活用の方向性が大きく問われているという時期だと思います。改めて米政策の将来像と地域における米に対する現実的な対応を、国・県・市の役割をしっかり踏まえて問い直すべきだろうと考えております。

本日は、昨今のこのような米の状況を踏まえて需給動向、そして今後の支援やさらには今まとまりつつある地域計画との関係性について確認させていただきたく、米については、以下３点についてご質問をいたします。

まず、１点目であります。米の政策と本市の取り組みについてということですが、本市における昨年の水稲の総作付面積、それから飼料用米の作付、さらにはホールクロップサイレージの作付面積についてお伺いしたいと思います。ホールクロップサイレージと今言いましたけれども、これは田んぼで稲わらを収穫してというか、伐採して、裁断して、丸めて大きなバウムクーヘンのでかいようなものにして、ラップでくるんで、さらにその状態で乳酸発酵させるというような飼料であります。この面積の状況について、（１）でお伺いしたい。

（２）ですが、今年の主食用米、飼料用米、ホールクロップサイレージの作付面積予定と農家の意向について、これについてお伺いしたいと思います。

３番目につきましては、耕畜連携の推進と循環農業の取り組みについてということで、先ほども申し上げましたけれども、本市は県内最大の畜産地であります。飼料用米の市内自給率も管内で９割が流通していると。全国有数のモデル地域でもあります。この強みを生かしながら、耕種とそれから畜産の連携による循環農業を今後どう推進していくのか、市としての独自支援の強化、さらには、県・国への制度拡充要望の必要についてということでお伺いしたいと思います。

それから、項目の２点目でございます。旭駅前の開発と整備についてということでお伺いをしたいと思います。

言うまでもなく、旭駅は本市の玄関口でありまして、市内外から多くの人々が行き交う重要な拠点であります。旭駅前の整備が一段落して、相当の期間が過ぎました。やはりかつてのにぎわいを知っている我々にとっては、きれいになったのはいいんだけれども、少しにぎわいのない駅前というのが市民の感覚だと思います。

全国的にも駅前の開発整備というのは、これはどこでも苦労している問題でありますけれども、本市として、この現状をどう捉えるか、高齢化あるいは少子化、人口減少が進む中で持続可能なまちづくりの核として、駅前の再整備というのは、目の前の喫緊の課題であろうかと思います。公共交通や商業、住環境、防災機能を含めた総合的な視点からの計画と、市

民の声を反映した整備というのが必要になってくるんだと思います。

そこで、旭駅前開発と整備について、現状と今後のビジョン、そして市の具体的な取り組みについて、３点お伺いしたいと思います。

まず（１）で、旭駅前の整備の現在までの経過がどうであったのかということが、まず１点目。

２点目として、駅前の整備と開発に関する今後の計画について、もしそういう計画があればお聞きしたいと思います。

最後に、３点目でありますが、駅前のあるべき姿と今後の取り組みについてをお伺いしたいと思います。

再質問については質問席で行わせていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の１の（１）から（３）までご答弁申し上げます。

初めに、（１）の昨年の作付面積と飼料用米、ＷＣＳの作付状況についてでありますが、本市の令和６年産米の作付面積につきましては、主食用米が2,596ヘクタール、飼料用米が715ヘクタール、ＷＣＳ用稲が58ヘクタールでありました。昨年の年明け頃には米価上昇の動きが見られたものの、大きな作付の変化はなく、飼料用米の面積は、対前年10％の減にとどまっております。

続きまして、（２）の今年の主食用米と飼料用米、ＷＣＳの作付面積の見込みと今後の意向についてでありますが、本市の本年の米の作付状況につきましては、現在集計中でありますが、主食用米は約2,900ヘクタール、飼料用米は約400ヘクタール、ＷＣＳ用稲は約50ヘクタールとなる見込みであります。米価の高騰によって飼料用米から主食用米への作付転換が増えている状況にあります。

続きまして、（３）の耕畜連携の推進と循環型農業の取り組みについてでありますが、循環型農業につきましては、本市は畜産が盛んであり、飼料用米やＷＣＳを飼料として与えるだけでなく、堆肥として農地に戻す循環型農業のための条件がそろっていることから、県内で比較しても連携がかなり進んでおります。

飼料用米は、国際情勢に影響されにくい安定した国産自給飼料であり、同時に水田を次世代に継承し、畜産との連携を通じた循環型農業の要でもあります。農業算出額が全国５位で、

畜産と耕種がバランスよく営まれている本市といたしましては、耕畜連携による循環型農業への取り組みを、引き続き農業の重要な施策として位置づけ、支援してまいります。

また、昨年度から飼料用米とＷＣＳの圃場の一部で飼料作物として牧草や青刈り麦の二毛作が始まりました。収穫作業は畜産農家が組織したコントラクターが行うため、国産飼料の確保、水田の有効活用による収入の向上及び循環型農業の推進といった効果が期待できますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課からは、２、旭駅前の開発と整備についての（１）と（２）についてご回答いたします。

まず、（１）旭駅前整備の現在までの経過についてでございます。

旭駅前周辺の整備につきましては、東総地域の中核都市にふさわしい市の玄関口とするため、千葉県を事業主体とし、都市計画道路旭駅前線として約350メートルの整備を進め、平成26年度に完成したものです。主な整備内容としましては、道路の拡幅による歩車道の分離、駅前広場の整備により円滑な交通や利用者の安全が確保されて、併せて電線を地中化したことで景観や快適性が向上したと考えています。

また、旭駅前整備として、バス・タクシーの待機場所や観光案内板、時計塔、街路灯を整備したほか、周辺整備として、旭駅東側の道路や駐輪場を整備しています。

続きまして、（２）駅前整備の開発に関する今後の計画についてでございます。

旭駅前の周辺整備につきましては、現在のところ都市計画及び開発計画等はございません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私のほうからは、３点目の駅前のあるべき姿、それから今後の取り組みということで回答させていただきます。

旭駅は、通勤や通学、中央病院等の通院など、多くの方々が様々な目的で利用する活気やにぎわいのある場所というのが駅前エリアのあるべき姿なのかなというふうには考えております。

市として、今後の取り組みでございますが、旭市の空き店舗活用事業補助金などの助成、それから市民参加型の取り組みや民間の事業者等の計画等もございますので、そういったものについて、市として支援をしていければなと、このように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○９番（島田　恒）　昨年の米の作付についてご回答をいただきました。そこで、主食用米が2,596ヘクタール、飼料用米が715ヘクタール、ホールクロップ用の稲が58ヘクタールとお答えいただきました。

それでは、再質問として、昨年の米の作付について、先ほどお答えいただきましたけれども、近年における本市の主食用米、飼料用米、ホールクロップサイレージ、それぞれの作付面積とその割合、また国や県からの支援制度の利用実績について、数字があればお答えいただきたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　近年の米の作付面積の動向といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による米価の低迷によりまして、主食用米から飼料用米への転換が進みました。飼料用米は、ピークとなった令和５年には784ヘクタールまで拡大し、令和２年の428ヘクタールの1.8倍になりました。これは、本市の水田面積の約4,000ヘクタールの２割に相当いたします。一方、主食用米は、令和２年の2,919ヘクタールから、令和５年には2,528ヘクタールとなり、391ヘクタール減少いたしました。

ＷＣＳ用稲につきましては、米価変動の影響は少なく、50ヘクタール前後で推移しております。ＷＣＳ用稲は収穫をコントラクターに委託しているため、コンバインや乾燥調製施設を所有していない耕作者が多いことから、面積の変化が少ないものと思われます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、課長のほうから旭市の水田面積は約4,000町歩というふうにお答えいただきました。ここのところ飼料用米についても、令和５年には784ヘクタール、大分栽培も増えてきたという状況であろうかと思います。

そこで、この飼料用米に関してもう少しお伺いしたいと思うんですけれども、この国の施策では、令和６年度から交付水準の見直しが進められていて、これはやはり畜産農家の経営判断、畜産農家だけではなくて、主食用米を作っている農家にとっても経営判断に大きな影響が出るのではないかなというふうに考えております。

本市における飼料用米の出荷量ですとか、需要先の確保状況、また今年度の作付の農家の意向調査等から見える傾向について、本市としてはどのように把握、評価されているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　昨年、本市で生産された飼料用米は4,784トンで、そのうち89％の4,240トンが、市内の畜産農家で構成された旭市飼料用米利用者協議会に出荷され、残りの11％はＪＡ等に出荷されております。

安定した国産飼料の飼料用米に対する畜産農家の需要は大きく、畜産農家からさらなる生産の拡大が望まれております。協議会のメンバーには、お米を与えた畜産物としてブランド化を図っている方もいて、ブランドをどのように継続していくのかという課題があります。また、飼料用米は、これまで安定した国産飼料として注目されてきましたが、飼料用米の減産が見込まれている中、今後どのように安定確保していくかということは、全国的な問題となっております。

協議会では、契約年数に応じて買取り価格に差をつけたり、堆肥利用や飼料用米の生産者と連携したＰＲ活動を通じて、安定確保に向けた取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、課長のほうからも、市内で生産された飼料用米の89％、残り11％がＪＡに出荷されているということで、非常に管内の循環率が高いということで、これは輸送コストというのはないわけですから、非常に効果的な施策だと考えております。

そこで、やはり飼料用米の補助金等が下がっていくということになると、どうしても生産

意欲が下がってくる。ましてや、米の価格高騰で飼料用米がぐっと主食用米に行けば、そもそも飼料用米の生産が停滞してくるわけですので、ここについては旭市としてはしっかりとした、この畜産農家への飼料米の供給ということも含めて、充実した取り組みというのもやっていかなければならないと思います。

そこで再々々質問ですけれども、今年の３月に農業の地域計画がほぼまとまったと聞いております。これは地域農業再生協議会が策定した地域計画なんですけれども、その中で担い手の現状とかが出てくると思うんですけれども、今年作成が終了したこの地域計画において、中心的な担い手と位置づけられている法人であるとか個人、それから集落営農の実態はどうなのか。特に水田を中心として営農を続けていく上で、どのような担い手像を描いているのか。市として分析ですとか支援の方策があればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　本市の水田の担い手となっている農業者につきましては、減少傾向が続いておりまして、地域計画の目標である10年先を見据えますと、水田の担い手の確保は重要な課題となっております。

また、計画策定時の地域の話合いの中では、さらなる規模拡大を望む担い手の声も多く、農地中間管理機構を活用したさらなる集積を進めていく必要があります。

現在の農地を次世代に適切に引き継ぐためにも、今後も地域の話合いを基本とした計画の推進と見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　農地の受け手と出し手というものを仲介する、この中間管理機構の役割というのは非常に大きいと思っています。農業団体ですとか関係する機関との連携を、さらに強化していかなければならないなというように感じております。

（２）に移りたいと思いますけれども、それでは、今年のこの主食用米、飼料用米、ホールクロップサイレージの作付面積、本年度についての農家の意向、分析しているものがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

（「２です、再質問。これさっきやったんだ。すみません。先ほど一番最初に質問してしまいましたので、再質問よろしいでしょうか」の声

あり）

○副議長（片桐文夫）　はい。

○９番（島田　恒）　申し訳ありません。再質問としては、この飼料米に対する労働力の確保、あるいは収益性、栽培技術といった農家の課題があると思うんですけれども、今年度の飼料用作付に対する農家の意向等を、例えば収益性ですとか栽培技術、作業負担といった、そういう農家の課題や懸念点について、具体的にあればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　労働力の確保といたしましては、米農家の高齢化が進む中、農地の集積による大規模化や作業の効率化が重要な課題と考えております。加えて、これまで個々の農家の知識や経験に頼っていた農業生産もＤＸを進め、ＡＩなどの最先端技術を活用することにより、少ない人数で高い生産性を維持できるようにしていくことが重要であると考えております。

昨年、ＪＡちばみどりが、匝瑳市に農業機械の自動運転に必要となる基地局を開設し、今年は銚子市にも基地局の開設が予定されております。本市では、両市の基地局を利用することができることから、国・県の事業を活用して、さらなるスマート農業を促進してまいります。

また、米価が高騰しているものの、その他の機械、燃料や肥料など、あらゆる資材が高止まりしています。機械の新規導入に対しては、補助金を活用できる事業が多いものの、単なる更新では補助対象とならない事業が多く、高額な機械の更新が経営上の課題となっております。

市では、引き続き国・県の補助事業や栽培技術の情報提供、低利な制度資金の活用などについて支援してまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問したいと思います。丁寧なご回答、ありがとうございました。

昨年、匝瑳市のほうにドローンの基地局を、ＪＡのほうが建てたということで、今年は銚子市に基地局を建てるという予定ですが、これとても大切な取り組みだと思います。匝瑳市の基地というのは、この干潟八万石をほぼ賄えるというようなものだと思います。そして、銚子市のアンテナというのは、飯岡、海上の台地、畑の台地ですね、そこも大体賄えるということ。

これはトラクターですとかドローンがありますけれども、そういうのを利用する人は私の周りにも既に相当の人数いますけれども、このスマート農業の推進としても、市としては全面的に、この取りまとめというんでしょうか。協議会等も含めて、取り組んでいただきたいというふうに思います。今日の新聞でも千葉全域が、先ほどもありましたけれども国家戦略特区に指定されるということでありますけれども、注目していきたいと思います。

それから、昨今の米価の高騰が主食用米への回帰を促す可能性がある中で、間違いなくこれは増えていくと。これが飼料用米の作付意欲にどんな影響を与えるか、分析があればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農林水産省の発表によりますと、本年４月現在の令和６年産米の60キログラム当たりの相対取引価格が全国平均で２万7,000円を超え、過去最高となっております。飼料用米は主食用米に比べて作業負担が少なく、大規模化に適していることから、交付金による安定した収入が期待できるというメリットがありますが、収入面での差は広がる一方となっているため、主食用米への回帰傾向が強まっております。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　本市には、飼料用米の利用者協議会と飼料用米の生産者協議会、作る側と利用する方の両方があって、うまく連携しているということです。多分国のモデル地区になるんだろうと思いますけれども、だからこそ、このよい循環というものを断ち切ることなく進めていくのは我々の役割だと思っています。

そこで、次の３に移りたいと思いますけれども、３については、耕畜連携の推進については先ほど課長のほうから、るる細かくご回答いただきましたので、再質問はしないことにしようと思います。

この米政策というのは、単なる米に限らず野菜もそうです。農業全般ですけれども、こういう品目の支援ではなくて、地域農業の基盤づくりというものに直結していくということになります。本市としても、農家の皆さんの声を丁寧に一つ一つ拾い上げながら、産地として将来に継続できる、水田農業の施策を一層強化していただきたいというように要望したいと思います。

旭市においては、主食用米の生産拡大と畜産飼料の安定供給というような二つの政策目標が、ある意味、政策がバッティングしている、衝突しているというんでしょうか、どっちか

が増えればどっちかが減るというようなものですから、そういうものがありますけれども、特に飼料用米の交付金の削減というのが実行されていくと、畜産農家にとっては、この飼料コストの増大につながるということになります。経営圧迫は避けられませんので、本市としてもこの問題を、地域の声、また先進的な農業のまち旭として、国や県にしっかり届けていく必要があるんだと考えます。

そうはいっても、この米の問題等については市単独でどうのこうのというのは、非常に対応が難しい分野です。農業、畜産が基幹産業である本市だからこそ、米に限らず、畜産も野菜も花卉も、生産者が安心して経営を続けられる農業現場に即した提言と、あるいは意見発信を行う責任があるんだと思います。

よく昔から先輩の方々が「農は国の本なり」という言葉がありますけれども、本市の農業の基盤をさらに確固たるものにするべく、積極的な生産者目線に立った取り組みを要望したいと思います。

続いて、質問の大きい項目の２に移りたいと思います。

旭駅前の開発と整備ということで先ほどお答えいただきました。再質問でありますが、この駅前の整備については平成26年の完成という回答をいただきました。電線も地中化したということで道幅も広くなって、景観も非常にきれいになりました。ただ、これは駅前の美観というものが目的であっただけではないと思うんですね。

この駅前整備というのは、駅の利便性の向上と駅を中心としたまち、都市機能の整備も目的として進められたと私は認識しております。しかし、整備後約10年が経過して、現在もなお空き地やあるいは月ぎめ駐車場が多く、土が多く見えるというような状況で、にぎわいの創出には残念ながら至っていないということです。

これまでの整備の成果と、それから課題について、市の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、旭駅前線整備の、まず目的からご回答いたします。

旭駅前線の整備につきましては、市の玄関口にふさわしい交通拠点としまして、広域的施設であります東総文化会館や県立の東部図書館、旭中央病院、それらをつなぐ道路のネットワークを形成するとともに、円滑な交通や利用者の安全確保、こういったものを目的に整備したものでございます。

課題といたしましては、先ほど議員からお話ございましたとおり、整備後に駅前の道路景

観はご指摘のとおりよくなったと思いますが、まちのにぎわいとしてはやはり届かない、にぎわいが出ている状態にはなっていないというところが課題であるかなと考えます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問になりますけれども、この駅前の空き地をどういうふうに現状認識するかというところであるかと思いますけれども、現在、駅前の空き地の面積、先ほど私は砂がよく見えているというふうに申し上げましたけれども、この面積ですとかあるいは所有の形態、利用の状況等について、市はどのように把握しているのか。また、活用に向けた調査というものが行われた経過があればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、旭駅前線沿線の土地利用についてご回答いたします。

現在の状況といたしましては、おおむね空き地などの未利用地、こちらが１割程度ございます。また貸駐車場が２割程度、その他につきましては住宅や店舗、そういった用途で今使っております。公有地の部分も消防庫なり、あと元市民会館の跡の県有地であり、商工会館のところであり、そういった公有地は従前のように利用しているんですが、空き地が１割程度残っている状態でございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々々質問になりますけれども、今、空き地と駐車場を足すと３割ということですけれども、やっぱりちょっと多いのかなというような気がしております。

地方では、公共交通から自家用車にどんどん移行しているというのは、これは当然のことですけれども、旭駅の利用状況も変化していると思うんですけれども、駅周辺の交通の変化と、それから、分かる数字で構いませんから利用実態について、調べてあるものがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、旭駅前線の交通の変化でございます。

何回か回答で申しましているとおり、道路や駅前広場の整備によりまして、車両と歩行者の動線が完全に分離してございます。こちらによりまして、交通の円滑化と安全性の向上、

これが大きな変化であると考えております。

また、バスやタクシーの待機場所、駐輪場の整備、そういったことにより駅利用者の利便性も向上していると考えています。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　企画政策課からは、駅周辺の利用実態ということで、ＪＲ旭駅の乗車人員の推移についてお答えいたします。

旭駅の１日平均乗車人員ですけれども、駅前広場の整備事業の計画前、平成７年度は１日平均で2,677人でございました。その後、平成19年に初めて2,000人を下回りまして、事業完了後の平成27年度は1,894人でございました。

令和２年度には、コロナ禍の影響もありまして1,321人まで落ち込みましたけれども、その後回復傾向となりまして、令和５年度の１日平均乗車人員は1,594人となっております。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、数字をお聞きすると、やっぱりこの30年間ではほぼ半分近くに減っているのかなというふうに思います。この利用者の減少というのは、やはり駅前のにぎわいの減少ということにダイレクトにつながっていくんだろうなというふうに思います。

駅前が整備されたことで利便性、安全性が向上したと。確かに安全という面では、整備されたことはすばらしいと思うんですが、そこで、今後について（２）のほうでお聞きしたいと思います。駅前の整備と開発に関する今後というところでお聞きしたいと思いますが、再質問として、先ほどのご答弁で、駅前整備について今のところ計画はない。ある意味非常にさっぱりとしたご回答でしたけれども、本市としては、今のままでよいということではないと私は思っております。

今後、駅前に限らず空き地や公共空間、どのように利活用していく方針か、市として中長期的なビジョンとかそういうものがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　駅前の利活用、これに関する市の計画としましては、第４次定住自立圏共生ビジョンというものがございます。この中で、空き店舗利用などによる中心市街地活性化を目的としまして、駅前、銀座通り商店街等を利用したイベントやコミュニティ活動、チャレンジショップの誘致・支援などの推進を図ることとしております。

また、市の計画ではございませんが、生涯活躍のまち形成事業の民間事業者グループが設立いたしました一般社団法人みらいあさひ、こちらが主体となりまして、より魅力的なまちづくりを進めていくため、「生涯活躍のまち・みらいあさひ」を起点とする旭駅前も含めたエリアビジョン、こちらを令和５年９月に策定いたしました。

こういった取り組みもございますので、今後も官民連携を進めていくことで、この駅前のエリアの活性化につなげていければと考えております。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、第３期の総合戦略についてもちょっと触れていただきました。我々の手元にもその戦略が届いておりますけれども、実は、ここでは、旭の駅前という言葉はあまり使われていないんですね。取り残されてはならないなというふうに思うんですけれども、そこで再々質問として、新たなこの駅前の活用というところで、少し私の私見も入りますけれどもお聞きしたいと思いますけれども、先ほど官民連携ということで、駅前の活性化につなげていきたいんだというご答弁がありましたけれども、まさしく民間活力の導入というのは条件だと思いますし、これからの事業というのは、ほぼほぼそれが必須だと思います。

例えば、この旭市には旭農業高等学校という、農業の専門学校としては唯一の高校があるわけです。それと、県内では農畜産物の最大のＪＡであるＪＡちばみどりですとか、例えば商工会、観光物産協会、そういうものが例えば連携しながら、よく農学校の生徒たちが花を作ったり、今どうか分からないですけれども、リアカーで売り歩いているような姿も見ます。そういうものを少し体系的に整えてあげるというんでしょうか。旭農やＪＡというのが連携しながら、仮設の例えば直売所だとか、マルシェ的な空間というんですか、そういう整備はできないのか。

市民の交流ですとか、市の、あるいは商工会ですとかＪＡの情報発信の場として、こういう拠点づくりの可能性についてあれば、市の考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　駅前の活用ということですけれども、先ほどちょっとご回答しましたけれども、市としましては、空き店舗活用をする方に、その店舗活用の事業補助金、そういったものを助成するほか、現在はＪＲと連携して旭駅の利用者増加に向けた取り組みも今現在協議しているところでございます。

そういった団体と連携した拠点づくりというようなことについて、具体的な今計画がある

わけではございませんが、議員がおっしゃるように、駅前に人々が集う場として市民参加型の取り組みを進めていければと、そういうふうにも考えているところでございます。

今あるものをどのように活用して、そういった市民とそれから事業所などの団体、そういったところと連携してにぎわいを創出していけるのか、そういったところをどういったことが支援できるのか。これが重要と考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々々質問でありますけれども、ここで、本市にとって非常に重要なのは例えば旭中央病院。これはもう非常に大きい、100万人医療圏を支える病院でありますけれども、こういう病院とのアクセス整備と連動した整備というようなことは考えているかなと思うんですが、他市町村の事例というのは、ぜひいいところは参考にしていただきたいと思います。今言いましたように、例えば旭中央病院、それからイオンタウン、その先には道の駅季楽里というのがあります。いろんな施設とのアクセス向上のために、こういうバスの待合室とかそういうものを兼ねた憩いの場所というか休憩施設とか、そこにちょっとしたマルシェ、直売所などがあるというのもいいのではないかなというふうに、これ実際にそういうふうにやっているところもあるんですね。例えば、私も、実はこの質問をする前に八日市場、それから干潟の駅は行かなかったんですけれども、飯岡駅の付近、それから、倉橋も行きませんでしたけれども銚子もぐるっと回ってみました。八日市場駅の前には匝りの里という施設があります。旭の駅前は残念ながら少し物足りない。

本市として、中央病院などと連携して、この駅前の機能を高齢者、お年寄りの方々あるいは通院者、駅の利用者、学生を含めて、利用者に優しい空間にする考えは、もう少し何かポイントとしてつくれないか、考えはないかお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　八日市場駅前の匝りの里というような施設ということでございます。

旭市でも以前、平成20年代だったと思うんですが、空き店舗を活用して、地元の野菜あるいは農水産物の加工品などを、市の特産品をＰＲするアンテナショップみたいなものを、空き店舗を活用して一応整備したことは経緯もございます。ただ、この駅前にオープンしたアンテナショップのほうも、ちょっとなかなか利活用が進まないというところもありまして、

ちょっと２年ほどで一旦やめている経緯もございます。

そういったこともありまして、現在八日市場駅前のような施設を、これを新たに整備するといった計画は現時点ではございません。ただ、病院との連携というところで、箱物ではございませんけれども、旭駅前はＪＲやタクシー、あるいはコミュニティバス、路線バスなどの交通機関が交わる交通結節点でございますので、学生や高齢者など、様々な方が利用するエリアでもございます。待合環境の改善ということであれば、駅前のバス停に上屋、ベンチ、こういったものを今設置して整備しておるところでございます。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、結節点というお話がありましたけれども、八日市場の駅前の匝りの里が駅前の状況としてパーフェクトだと私も思いませんけれども、利用者が憩える場所というものでは、若干そういうものが必要ではないかなというような気がしております。

そこで、今後本市にとってこの旭駅前はどうあるべきなのかというような、今後の旭駅の未来、将来について、最後に（３）としてあるべき姿ということで再質問させていただきたいと思いますけれども、やはり、今申し上げましたように、市民、利用者が集う場としての機能の創出というのが必要なんだと思います。駅前に日常的なにぎわい、市民の憩いの場をつくることは、このまちの活性化につながるんだと思います。商業誘致、お店をただ誘致することでなく、住民の皆さん、そこに集う住まわれている方々、それから、市民の参加型の場づくりに向けた本市の取り組みについては、どうお考えかなということをお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　日常的なにぎわいとは若干違うのかもしれませんが、駅前で行われるイベントという点でいえば、例えば七夕まつりでは、駅前は多くの方々が集まるスポットにもなっておりますし、また、昨年にはあさひの芸術祭実行委員会、「あさげー」と言われているものですけれども、ここと市のＣＣＤプロジェクト、ここがコラボいたしまして、駅前の施設や店舗、空き店舗などを活用したスタンプラリーなどを行いまして、駅周辺での民間のイベントなども実施したところでございます。

こういった空き店舗の活用事業補助金なども支援しつつ、市民と事業者と連携したイベントなどもどのように継続、発展させていくのか、駅前のあるべき姿に向けまして、今後も研究してまいりたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問に移りたいと思いますけれども、やはり駅前でありますので、スポット的な事業と、駅前利用はもちろんですけれども、やはり日常使いというんでしょうか、そういう駅前の活性化というものがまちづくりには鍵になってくるんだろうと思います。

そこで私の私案ですけれども、例えば将来的に、駅の自動運転バスの導入だとかそういう導入について、ちょっととっぴではありますけれども、例えば旭駅と旭中央病院を結ぶアクセスですとか、自動運転バスの導入というのは可能性があるのではないかなというふうに思います。例えば、近隣の横芝光町でも実証実験、実際に走っていますしね。トラブルもあったようですけれども、本市としてもそういう調査や検討というものを開始すべきではなかろうかなと思うんですけれども、その辺のご見解はいかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　自動運転バスにつきましては、全国的な課題ですね。運転手不足などもありまして、解決手段として注目されております。

本市でも、近隣自治体による試乗を兼ねた事業説明会に参加するなどしまして、情報収集に努めているところです。

この自動運転に向けた事業に対する支援ですけれども、国土交通省がこういった補助金を出しておりまして、補助率５分の４ということで、こういった補助事業があることも承知はしております。

その自動運転バスを実際に導入する場合ですけれども、補助金があるとはいえ、継続的な事業として考えますと、長期的なコストも考慮する必要がございますし、完全無人化による自動運転の実現までには、まだもう少し時間がかかると思われますので、将来的な導入につきまして、引き続き情報収集に努めまして、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　自動運転については様々な課題というか、まだまだハードルがあるんだと思うんですけれども、ちょっと先ほど言葉が足りなかったんですけれども、先ほど駅と中央病院ということで申し上げたわけですけれども、例えば旭市には旭中央病院とイオンタウン、おひさまテラス、そこから先に道の駅季楽里というものがあるわけでありますので、そういうところの短いルートの導入であれば比較的やりやすいというか、一般道というのは非常に少ないですから、そういうことも検討すればいいのではないかなというような気がして

います。

そこで最後の質問にしたいと思いますけれども、駅前の整備というのは一段落しているという現状でありますけれども、この整備というものを、10年前に行ったものを一過性のものにして終わらせるということではなく、やはりにぎわいがもう少し戻るようにするには、民間事業者の参加ですとか誘致、あるいは住民の方々の関与も必要なんだと思います。例えば、よく駅前にあります民間カフェの誘致だとか商業支援、住民のボランティアの方々による運営だとか、市は、制度的な整備を含めて旭駅前の開発について今後どのように考えていくべきなのか。やはり、最後はこの旭市の将来展望ということについて、米本市長の個人的な希望ですとか、期待も含めてご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　現在の乗車人員や駅周辺の店舗の撤退の状況などに鑑みますと、駅前をどのように活性化していくのかというのは、大変難しい課題だとは思っております。しかしながら、私も旭駅前を活気ある場所にしたい、何とかしていきたいという強い思いがございます。

第４次定住自立圏共生ビジョンにもありますように、空き店舗を利用したイベントやコミュニティ活動、チャレンジショップの誘致、支援などを行っていくとともに、官民連携により事業を進めている、生涯活躍のまち・みらいあさひ周辺を起点とする地域活性化の波が旭駅周辺にも広がることで、駅前に元気やにぎわいが波及していくようなまちづくり、市民の皆様、事業者の皆様と共に取り組んでまいります。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

言うまでもなく旭駅というのは市の顔であって玄関口ということで、今市長から前向きなご答弁をいただきましたけれども、やはりその具体的な一歩、小さな拠点づくりというところから、活性化の起爆剤にしていければいいんだろうと、そういう取り組みが必要だと思います。

そして、最後にもう一言述べさせていただきたいと思うんですけれども、今回は詳しく触れませんでしたけれども、駅前の整備と開発というのは本市にとって重要な課題に、これからもまたなってくるんだと思います。我が町には干潟駅、旭駅、飯岡駅、倉橋駅と四つの駅があります。地域にとって、この駅というのはある意味生活の拠点であって、地域の拠点で

もあったはずであります。駅前が寂しくなっていく、人も離れていく、空き家も増えると。駅を中心とした地域の整備、開発というのは様々な問題を抱えているのが現状であります。

少し離れますけれども、今、都市計画の見直し等もやっているところでありますけれども、やはりそこに住まう方々の意見も十分にお聞きしながら、本市としても積極的な調整あるいは支援に取り組んでいただくよう強く要望して、質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（片桐文夫）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○副議長（片桐文夫）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇をお願いします。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　議席番号６番、﨑山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めます。

今回も、この町で暮らす一人の女性として、日々の暮らしの中の気づきや声を基に、行政の在り方について幾つかお尋ねいたします。

目に見えにくい、当たり前の中に埋もれている課題を掘り起こし、誰もが関われる安心して暮らせる旭市を目指して、順に質問させていただきます。

それでは、大きな項目１、行政手続等におけるＤＸ化の推進に向けて。

（１）本市の行政手続等について、国の押印見直しマニュアルに沿った十分な見直しがされているのか伺う。

国においては、令和２年、規制改革の一環として、行政手続における押印の見直しが本格的に進められ、同年11月には総務省から、地方公共団体における押印見直しの徹底についてという通知が発出されています。また、押印の要否を判断するための見直しマニュアルも示されており、全国の自治体に対して、法令に根拠のない押印の廃止、任意化が求められているところです。

こうした国の方針と通知を踏まえて、旭市では当時押印見直しの対応を行ったのか。行っているとすれば、どれぐらいの押印廃止が行われたのかお伺いします。

続いて、項目２、市民から広く多様な声を政策に反映していくための市政運営について。

（１）審議会委員等で多様な人材を選出するための取り組み、またデジタルも活用した意見の集約の可能性について伺う。

まず、審議会等の委員についてです。少子高齢化が進む中でも、地域の課題はますます複雑化、多様化しており、行政だけでは捉え切れない市民の実感や現場の声を政策に生かしていく必要があります。その中で、市が設置する各種審議会や協議会において、その委員構成がどれだけ多様であるかが重要だと考えております。

例えば、子育て世代の声、現場で働く方々の実感、あるいは若年層の将来を見据えた視点、こうした現場の当事者としての視点が委員構成にどれほど含まれているかは、市の施策の質を左右する大きなポイントだと考えています。しかし、実際には役職に基づいて委員に就任する、いわゆる充て職が多く、女性や現役世代の参画が難しい構造になっているのではないかという懸念を抱いています。

そこで、まず現時点での審議会等における女性や子育て世代、現役世代の参画について、市の認識と併せて、現状と課題を確認したいと思います。

初めの質問としまして、審議会等の委員の決め方をどのように行っているか。また、年代のバランスや女性委員の割合で目標は設定しているかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目３、庁舎内販売の活用と市民への周知について。

（１）庁舎内で職員向けに実施されている庁舎内販売について伺います。

本市庁舎では、曜日ごとに異なる業者が来庁し、弁当などの販売が行われています。これは職員の皆さん、また私たち議員にとってはよく知られた光景ですが、以前の旧庁舎でも、敷地内でパンや総菜などが販売されていたことを思い出す方も多いのではないでしょうか。しかし、現在の庁舎では、販売場所が庁舎の奥まった通路側に位置しており、来庁者が立ち寄りにくい場所となっています。そのため、一般の来庁者には販売自体があまり認知されていないのではないかと感じています。実際に、庁舎内のハニカムをよく利用されている子育て世代の方に販売のことをお話ししたところ、何度も庁舎に来ていたけれども、そんな販売があるとは知らなかったと驚かれ、もっとお知らせしてくれたらうれしいとの声をいただきました。

そこで、改めてお尋ねします。現在実施されている庁舎内販売はどのような目的で行われているのか。また、一般の来庁者も購入可能なのかどうか。

最後に、大きな項目４です。子どもが第一に守られる保育環境の充実について。

（１）不適切な保育が疑われる事案が起こった際の、本市の対応について伺います。

本市の保育現場では、日々子どもたちの健やかな育ちのためにご尽力くださっている多くの保育士の皆さんや関係職員の皆さんの努力に、まずは心から感謝を申し上げます。その上

で、保護者の皆様からは、時折保育の様子が気になる、相談しても十分な対応をいただけなかった気がするといった不安の声も寄せられることがあります。私は、そうした声を保育所や行政の皆さんを責める意図ではなく、そういった不安が浮かばないようにするにはどうしたらいいのか。子どもが第一に守られ、保護者も保育士も安心して関われる保育環境をどう整えていくか、冷静に向き合うことが必要だと考えています。

そこでお伺いします。市内の保育施設において不適切な保育が疑われるような事案が発生した際、本市として独自に調査を行い、事実関係を適切に判断し、対応する体制は整っているのかお尋ねします。

特に、そうした調査・判断を担う職員に、どこからが不適切な保育なのか判断できるスキル、子どもの人権に関する知識などの専門性が備わっているのか。調査に携わる可能性のある職員へ、それらの専門性を高めるための研修等の取り組みが行われているのか伺います。

１回目の質問は以上となります。

４項目４点についてお伺いします。再質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　２時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き﨑山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私のほうからは、大きな項目の１と３についてお答え申し上げます。

まず、１、行政手続等におけるＤＸ化の推進に向けて、国の方針と通知を踏まえて、市は押印の見直しを行ったかについてお答えいたします。

行政手続等における押印の見直しの状況ですが、本市においては、令和３年度中に見直しを行っております。その結果、窓口で市民等に求めていた規則等に定めがある1,356様式のうち、約70％の944様式の押印を廃止し、また、規則等で定めがない410様式のうち、約50％

の202様式についても押印を廃止したところであります。

次に３番です。庁舎内販売の活用と市民への周知について、庁舎内販売の目的と、一般の来庁者も購入が可能かということについてお答えします。

庁舎内販売につきましては、職員の福利厚生の充実を図ることを目的として、昼休みである12時から13時までの１時間だけ、来庁者に影響のないスペースにおいて実施しております。

庁舎内販売の始まりといたしましては、業者より職員向けに昼食などの販売を実施したいという申出がありました。その申出に対し、職員の福利厚生を目的として、本庁舎としての用途または目的を妨げない限度、それが昼休みの１時間で業務に支障がない場所ということで、その使用を許可したものでございます。

なお、基本的に職員向けではありますが、一般の来庁者の方々の購入も可能となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課から、２項目めのお答えをいたします。市民から広く多様な声を政策に反映していくための市政運営についてということでお答えいたします。

市が設置する審議会等の委員の選出に関しましては、その設置目的を踏まえて、委員の要件を規則、要綱等により定めているところですので、この要件に従いまして委員は選出をしております。

また、一例を申し上げますと、旭市海業推進地域協議会設置要綱など要綱にあらかじめ公募委員を規定するもののほか、広く市民、住民代表として選任する委員、こちらは旭市審議会等の委員公募実施指針に基づき、公募による選任も行っているところでございます。

各審議会等の委員の年代バランス、こちらを調査したデータはございませんが、女性委員の登用につきましては、女性委員の登用割合の目標として、旭市男女共同参画計画及び旭市総合戦略において登用率40％を目標としておりまして、令和５年度の実績としましては27.6％となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、私からは４項目めの子どもの人権が守られる保育環境の充実について、（１）不適切な保育が疑われる場合の対応についてお答えいたします。

不適切保育が疑われる相談や通報を受けた場合は、事実確認のため子育て支援課において

管理職を交えた複数人で、相談者や施設への聞き取り調査を実施し、対応しています。また、必要に応じて保健師等と連携しています。

今年度、こども家庭課の新設に伴い、虐待等に関する相談体制が強化されましたので、こども家庭課の保健師や社会福祉士など専門職員とも連携し、対応してまいります。

また、不適切保育に関する事務職員に対する研修なのですが、現在は行われておりませんが、保育士を対象とした研修などを利用して不適切保育に関する理解を深め、スキルアップに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず、大きな項目１からです。行政手続等におけるＤＸ化の推進に向けて、押印の見直しについて現状を伺いました。令和３年度中に見直しを実施していただいたということで、その中でも70％の押印が廃止、かなり削減はされているのかなと思うんですけれども、しかしながら、現状本市では様々な場面で特に認め印による書類の提出が存在しているように思います。国のガイドラインには、認め印は個人の認証としての効果が乏しく、押印の効力が限定的であることに留意するようと、そのように示されています。その点について、現状どのような考えで残しているのかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

一部の手続について押印を求める規定が残っていることは事実でございます。令和３年度に行った見直しの際には、六つの事項について見直しの対象外としました。一つとしては法人の設立登記印、二つ目としては公印、実印、銀行印等の登録印、三つ目は委任状等の第三者へ依頼する手続、四つ目は個人情報の調査に関する同意書等、五つ目は契約書、見積書、請求書等の会計手続、六つ目は受付印、決裁印等の事務手続、これらについてを見直しの対象外としました。ただ、今後の動向に沿って見直しを行うこととしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。確かに法人設立の登記印ですとか実印のほうは、

登録された判この押印が必要だということは分かるんですけれども、特に認め印のほうで、かなり身近にいただく、提出しなければいけない書類の中に、まだまだ残っている印象があります。

その中でも、今回質問するきっかけとなった書類に、教育委員会へ提出する学校給食申出書というものがありました。これは自分の家庭で学校から配られた書類なんですけれども、これは学校給食を希望する児童・生徒の家庭から、児童１人につき１枚教育委員会のほうに提出を求められ、その中には給食費負担者の認め印の押印が必要となっているということだったのですけれども、これは今答弁いただいた中の個人情報の調査に関する同意書に当たる部分があるために押印を求めたところだと思いますが、県内のほかの自治体の学校給食申出書、同様のものがありましたので、それを幾つか調査しました結果、認め印は基本的に求めていないところがほとんどで、本人が手書きしない場合のみに押印を求めるという形式がほとんどでした。先ほど挙げた国のガイドラインからも言えるとおり、認め印は本人の認証としての効果が乏しいため、意味のない押印がいまだに残っているのではないか、本市の押印手続の見直しが不十分なのではないかと感じました。

例えば千葉市では申請書等の署名、押印見直し指針を策定し、本人確認が不要なものは押印不要、押印を代替する措置の例示、必須な場合の明確な条件整理など、判断基準を明文化して全庁的な統一を図っているようです。

旭市ではこうした押印の判断基準を示したマニュアルやガイドラインは整備されているのか、再々質問とします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　本市におきましては、令和３年１月に押印見直しに関する方針を策定し、この方針に基づいて令和３年度に全庁的な見直しを行ったところです。その中で、先ほど言いました、そのときにその例外として、そこで議員おっしゃいましたような個人情報に関する調査に関する同意ということで、税情報とかを調べますので、そのときに判こをいただいたというような状況がありました。この辺については確かに各市町村によって判断等は分かれるところでございます。ですから、どっちにしても、これが本人が同意をしたということが分かればいいわけですから、それに押印を求めるかどうかというのは、今後いろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。既に方針も策定されている中で、そういった例外をつくっていった結果で、今、残っているということで分かりました。今、言った認め印など、まだまだ改革の余地がありそうだと今回感じておりますので、改めて押印について見直しを行っていただきまして、根拠や効果の薄い押印は廃止とした上で、押印見直し指針マニュアルを改めて策定し直すことを検討すべきと考えますが、今後の方針を伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　他団体の取り組み等も参考にしまして、電子申請なども見据えながら、自治体ＤＸを推進していく上で支障となる手続については見直しの必要性を含め、引き続き検討を進めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　今、ＤＸの推進の話もいただきましたけれども、単なる事務の見直しではなくて、市民の利便性を高め、行政側の業務効率化にもつながる重要な改革だと考えています。他団体等の取り組みも参考にしていただくということなんですけれども、周りがやり始めてからでは後れを取っている印象ですので、ぜひ見直しや改革できるところはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これについては以上です。

大きな項目２に移ります。

大きな項目２、市民から広く多様な声を政策に反映していくためにということで、審議会委員等の現状についてお伺いしました。ご答弁から、委員の年代構成については把握を今現在していないということで、それはつまりどの世代の声が今どれだけ反映されているのかというのを検証する視点というのが十分持たれていないということであると感じております。

また、女性委員の登用についても、目標である40％にはまだ届いていない状況ということでした。こうした状況を踏まえると、委員の選出方法や会議の開催の仕方そのものにもっと多様な人が関われるような工夫が必要なのではないかと感じています。

そこで、次に会議の開催方法や会議情報の公表の在り方について、順番に伺っていきます。

現状の会議の方法では、どうしても現役世代や子育て中の方にとっては、参加のハードルが高い場合が多いのではないかと感じています。具体的な例として、学校再編の地域検討会

議にぜひ参加したいと話してくれた保護者の方から、それでも下の子がまだ小さいので参加が難しいんだという声をいただいたことがありました。こうした関わりたくても関われない市民の声が少なからずあるのではないでしょうか。会議の開催時間を柔軟にしたり、オンライン参加を認めたり、場合によっては託児の支援など、参加のハードルを下げる工夫がもっとあっていいと思いますが、現時点での市の対応状況と、今後改善していくお考えについて伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　まず、審議会等の会議の時間帯でございますが、会議の時間帯としましては、今現在、平日の日中の時間帯の開催が多くなっているところですが、委員の構成等によっては、夕方の開催や休日での開催といったものもあると認識しております。

また、会議の開催日程等については、基本的には委員の意見を聞きながら調整しておりますが、その委員の人数や多様な職種の委員構成となる場合には、平日・休日に限らず、その調整が難しい面もございます。

オンライン会議についてですが、こちらにつきましては、外出制限のかかったコロナ禍から一般的に広まってきております。現在でも旭市内の会議においても、遠方に在住勤務する学識経験を有する委員、そういった委員などについてはオンラインで参加いただいている審議会もありますので、委員からの要望があれば対応は可能だと考えております。

そのほか、託児支援等、子育て世代の委員の参加しやすい会議の環境整備につきましては、他市の事例等を研究しながら、引き続き検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　日程調整については夕方や休日の開催もあるということで、私自身も委員として関わっている後継者対策協議会などはその一つだと思います。市の職員の方にとっては、残業や休日出勤になる中で対応していただいていることに感謝もしておりますし、その負担の大きさも理解しております。そして、多様な人材が集まるということは、それだけ調整が難しくなるのも、また理解できるところです。

また、オンライン参加が可能ということもご答弁いただきましたけれども、それが現実に広く知られているとは言い難く、制度があったとしても、外から見たらないのと同じような認識なのではないかと感じております。託児支援も含めて、関わりたくても関われない方たちの声をどこまですくい上げ、柔軟に対応できるかが市民参画の質、そして市長の掲げるチ

ーム旭の本質にも関わってくると思っておりますので、ぜひ市としても、もう一歩踏み込んだ環境整備を進めていただきたいと思っております。

そして、こうした開催形態の整備と併せて、もう一つ大切だと感じているのが、会議そのものの見える化です。そもそも公募を見た時点で、自分にできるかどうかが分からなければ、応募することすらできないのではないでしょうか。

例えば先日、旭市の公式ホームページのほうに男女共同参画推進懇話会の委員募集のページが掲載されていましたが、掲載されていたのは20歳以上の市民であることだけで、会議の頻度や時間帯など参加判断に必要な情報が何も載っていませんでした。また、傍聴が可能な会議であっても、開催予定そのものがあまり積極的に公開されておらず、傍聴しづらい状況もあると感じております。こうした情報の出し方そのものが市民参画のハードルを上げてしまっているのではないかと思いますが、今後、募集要項や会議情報の提示内容を見直し、市民が関わりやすくなるような改善を図っていくことはできないかお伺いします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　審議会等の会議の開催日程等につきましては、委員の意見を踏まえて設定するものや、事案が発生した都度開催するものもありまして、公募の段階では具体的な情報提示が難しかったものと考えております。

しかしながら、会議の頻度などあらかじめ想定する情報は提示可能な場合もありますので、今後は丁寧な情報提示に努めてまいります。

また、公開会議となる審議会等の会議予定につきましては、事前にホームページ等での情報提示に努めているところではありますが、改めて各所管部署へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。公募の段階で会議日程などの具体的な提示が難しい場合もあるとのことでしたが、それでも参加を検討する市民にとっては、頻度やおおよその時間帯など、少しでも情報があれば応募の可否を判断しやすくなると思います。また、公開会議であれば開催予定をホームページなどで分かりやすく周知していただくことが、市民に開かれた市政の基本になると感じております。今後の丁寧な情報提示と各部署への周知をぜひ継続的にお願いしたいと思います。

最後に、デジタルを活用した市民の意見集約について伺います。

近年、他の自治体ではデジタルツールを活用して政策への市民の声を広く集めようとする取り組みが進んでいます。具体的には、鎌倉市で導入をしている市民参加型共創プラットフォーム、Ｌｉｑｌｉｄというんですかね、本市でも例えば学校や保育園で実施されている保護者アンケートや、最近は市立図書館のリニューアルに向けた意見の募集などで、ウェブを活用しながら実用的に運営されているのは一部分としてあると思うんですけれども、こういった部分的なことには非常に有効に機能しているんではないかなと感じています。こうした手法をうまく活用することで、これまで意見を届けづらかった層の声を拾いやすくするという可能性もある一方で、やはりここでも声を届けられる人とそうでない人が出てしまうことへの懸念もあります。単に仕組みを導入するだけでなく、誰の声が届いているのか、どんな声が届いていないのかを丁寧に見極めながら活用していくことが必要だと考えます。

本市として、今後、こうしたデジタルでの意見集約の仕組みをどのように捉え、導入を進めていくのか、現時点での見解をお聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志）　それでは、広聴という観点で秘書広報課から回答させていただきます。

デジタルツールということで、まず導入検討状況ということでご質問がありました。また、もう一つは導入することへの懸念もあると思います。こちら２点についてご回答させていただきます。

まず、導入の検討状況であります。まず、デジタルで市民の意見を集約する仕組みの導入は、現段階では検討しておりません。しかしながら、自治体ＤＸの推進を掲げる中で、幅広い世代から意見を募り、市政に反映させるために活用を検討していく必要があると考えております。

次に、導入することへの懸念ということであります。まず、デジタルを活用して行う場合、気軽に意見を述べやすい反面、テーマと関係のない投稿や、意見の隔たりが生じる懸念などがあります。このため、テーマについて判断材料となる情報を分かりやすく示すことや、意見を投稿する際のルールづくりも必要になると考えます。

また、スマートフォンやパソコンの操作が不慣れな方への配慮も必要となります。

以上、これらの観点を踏まえまして、他の自治体での導入事例も参考にしながら、今後、

研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。政策に対するデジタルでの意見集約については、導入の予定はないということだったんですけれども、今後、自治体ＤＸを推進していく中で、仮にこれから検討することがあれば、しっかりと活用できる体制を整えた上で、導入を考えていただきたいと思います。たくさんの市民の声が、ただ集められるだけではなくて、ちゃんと受け止められて、町の形に反映されていく、そう実感できる仕組みづくりをぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

次に移っていきます。大きな項目３番目です。庁舎内販売についてお伺いしました。庁舎内販売については、一般の来庁者も一応は購入が可能ということでありますが、これは出店事業者にとってはＰＲの機会にもなる一方で、販売場所が建物裏の通路で目立たず、来庁者からほとんど認知されていないという現状があります。市役所を利用されている方からは、やっているなら、何のお店が来ているのかぜひ知りたいなというニーズもある中で、来庁者にも分かりやすく案内板の提示であったりですとか、月間の出店情報、こちらを周知することができないのかお伺いします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

庁舎内販売につきましては、職員の福利厚生を目的としていることから、職員には内部のシステムを通じて周知をしておりますが、一般の来庁者の方々に対しては直接的な周知は行っておりません。

庁舎内販売につきましては、庁舎内での一般的な販売行為を許可したものではございません。あくまでも職員の福利厚生を目的として、庁舎としての用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可したものでございます。

したがいまして、来庁者の利用を妨げるものではございませんが、誰もが利用しやすいようにといった趣旨での出店情報の周知につきましては対応できかねることとなります。ご理解のほう賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　現状の制度上、職員向けの取り組みということで、その点については

重々承知しているんですけれども、実際に一般の方も利用が可能で、むしろ利用したいと思われるものであれば地域支援、子育て支援といった様々な間接的なメリットにつながるという視点も含めるべきではないかなと思います。制度の目的に外れない範囲で、そうした効果を生かす方法について、市として柔軟な姿勢を取れないのか、再度お伺いします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

庁舎内で販売のできる根拠としましては、地方自治法及び旭市財務規則に基づき例外的に許可できるものであり、行政手続を目的に来庁されている方や、職員の業務を妨げない限度において許可が可能であるということから、本市の場合は昼休みの１時間に庁舎の片隅で、職員の福利厚生という条件で許可をいたしております。

地域支援として一般の方まで対象にしてしまいますと、庁舎本来の目的を阻害してしまうおそれがあることから周知しないということにしておりますので、ご理解のほう賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　なかなか難しいといった回答で残念です。

具体的な想定というか例を言いますと、周りでハニカムを利用したことがあるママにご意見を伺ったんですけれども、庁舎内のハニカムで午前中いっぱいお子さんと遊んだ後、子どもが寝てしまったり、外が雨だったり、なかなかそういった中で、外にあるスーパーとか、コンビニに寄るというのは余力がないので、もし庁舎内に販売があることを知っていたら、きっとそういったお母さん、助かるだろうなと、そういった声もありましたので、もちろん本来は職員の皆さんがお昼ご飯を購入するという目的が邪魔されてはいけませんし、販売されている方も一般に周知するのは、私たちとしてはありがたいけれども、職員の皆さんが何より買えなくなってしまうのが心配だというお声も確かにありました。そこは守っていかないとと理解しているんですけれども、このような答弁になってしまうことも理解できますし、でもほんの少しでも何か対応できないかというのは、ちょっと僅かな希望を内心期待しまして、４回目の質問になります。

ほかにも、庁舎には奥の通路だけでなく市民ホールなど会議室、ピアノ周辺の歴史を学ぶスペース、外には庁舎の建物と公園に隣接した間のスペースや、市民にとって活用できる場所がたくさんあるのではないかと考えています。例えば地元店舗との連携によるキッチンカ

ー、マルシェの開催、市民活動団体による展示や小規模イベントの実施など、庁舎を用がある人だけが来る場所から、地域とつながる公共空間として生かす視点も重要ではないかと考えます。

今回の庁舎販売が一般へ周知できない理由も、こういった地域とつながる視点を含んだ方針がそもそも存在しないからだと考えます。市民生活の豊かさやウェルビーイングの向上、まちづくりへの市民参加を促す場として、本庁舎スペースの活用方針と環境整備を今後行っていく方向性はないのか、市の考えを伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　庁舎をまちづくりへの市民参加を促す場として活用できるかということでございますが、マイナンバーカードの更新ブースをロビーに設けたり、業務内容の多様化により会議室等の稼働率が上がっているなど、現状ではスペースが非常に限られておりまして、こうした取り組みを進めていくことは容易ではありません。

市内には市民が活用できる場所が、あさひ市民センター、海上公民館、いいおかユートピアセンター、ひかた市民センターをはじめとして、ほかにもございます。これらの施設はイベントや展示に必要な設備が整っておりまして、より適した環境を提供できると思っております。ぜひこれらの施設をご活用いただければと考えております。

隣接する公園につきましては、利便性の向上とにぎわいの創出を図ることを目的として、旭市キッチンカー協会と覚書を締結しておりますので、キッチンカーの出店などは可能であり、出店の実績もございます。

今後は、限られた条件ではありますが、本庁舎がどのように市民参加の促進に貢献できるか、また、市民の皆様がより関与しやすい環境を提供できるか、模索していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。

まず、公園についてはキッチンカー協会と提携をして実績もあるということなんですけれども、正直あまり浸透しているようには見えないので、出店者の方の出店しやすさであったり、手続上での柔軟な制度整備をもう少し、また周知もやって、そこで開けるんだよということも積極的に行っていただきたいと思います。

また、展示等については、市民センターなど適した施設が市内に多くあるということで、私も確かにそうだと思います。ただ、今回私の考えとしては、わざわざそれを見に行こうとして足を運ぶのと違い、手続などの別の用事で立ち寄ったことで地域の魅力に触れる。また逆に、今日はパンが売っているからついでに買いに寄ってきたとか、イベントがあるから立ち寄ったとか、そういった機会をきっかけに市役所に訪れやすくなり、様々な相談や支援につながるような効果もそれぞれに期待できるのではないかということで、質問に取り上げさせていただきました。そういった目的以外の余白をつくることでの相乗効果を今後の市役所問わず、旭市のまちづくりの検討の中でつなげていただけると幸いです。

では、最後の大きな項目４に移ります。最後です。

子どもが第一に守られる保育環境の充実について、不適切保育が疑われる事案が起こった際の対応について、これまでも質問を度々させていただいていますけれども、改めて伺いました。

今年度、こども家庭課が新設され、虐待等に関する相談体制が強化したという答弁もございました。こちらなんですけれども、これまで子育て支援課に配属だった保健師などの専門人材が丸ごと移ってしまったというようなことでもあるのかなと思っています。なので、強化されたのか、余計な縦割りができてしまったのか、ぜひ前者であってほしいなという思いであるんですけれども、課がたとえ別になっても、所管を超えた連携をしっかりと行っていただきたいと思います。

この不適切保育に関する問題、直近で12月にも取り上げさせていただきました。職員の方々には一生懸命対応してくださっておるところですけれども、どうしても直接対応が一般の行政職の方になる以上、専門性に欠けるので、見落とすまではいかなくとも、これまでも複数のケースを聞いている中で、暴言だったのか、放言だったのかとか、そういった場合の判断基準が難しいケースもあったように感じます。

そして、残念ながら不適切な保育を疑われる状況下で、市が対応に慎重になり過ぎて、結果として十分な調査や説明がなされなかったのではないかと感じられるといったことが、保護者の声として実際に聞かれることもありました。その要因が何か考えたときに、行政として園からの起訴リスクや責任の所在を過度に懸念するあまり萎縮的な姿勢になってしまう構造があると感じました。そこをまず、本市で育つ子どもを守るという本来の使命に立ち返り、責任ある対応ができる確固たる仕組みや方針が必要と考えますが、今後どのようなことができるのか、市の見解を伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　不適切保育と疑われる事案が発生した場合は、県と情報共有を行い、発生事案ごとに対応方針を協議いたします。市には保育所等の施設に対し、子ども・子育て支援法による指導権限がございますので、そちらに基づきまして県と分担、連携しながら、当該施設に対する立入調査や改善に向けた指導等を行うことになります。

子どもの安全を第一に考え、相談者や施設へは迅速、丁寧に聞き取りを行い、事実関係を的確に把握した上で、先ほどお話にもございました相談関係部門がこども家庭課に移ってしまってどうなのかということでありましたけれども、もちろん強化、連携は今まで以上に気をつけて十分行っていくということで、組織全体で責任を持って対応してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ご答弁ありがとうございます。県との連携をしっかりと、他部署との連携もしっかりとということで、これについてはこれまでもやってくださっていたことだと思っています。県との連携、本当にお互い歩み寄りを行わなければ、非常に意思の疎通が難しく、本当に必要な調査が行われたかの確認が困難であったり、対応自体にスピード感があるとは言えず、多くの課題があるなと感じています。さらに踏み込んだ仕組みの構築が必要なのではないかと思っています。例えば不適切な保育に対する調査、評価を専門性ある外部の第三者に委託したり、有識者で構成する委員会を設置するなどして、専門性と公平性を確保した対応体制を取っている自治体もあるようです。

旭市においても、必要に応じて第三者による調査、助言体制を設けることが当事者の安心にもつながり、行政としても誠実な姿勢を示すことになると考えますが、このような体制の整備について、市として今後検討していく考えはあるのかお尋ねします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　不適切な保育に関しましては、様々な事案があり、対応もケース・バイ・ケースとなりますが、重大な案件が発生した場合は、市としましても、外部による客観的な視点からの評価が可能となる第三者による調査や評価を取り入れることも必要であると考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ケース・バイ・ケースということもおっしゃられました。このあたりも、この場合はどうするのか、こんなときは何が必要か、判断できる専門人材も必要であると感じます。

一方で、そのときの担当者によって対応が違ってしまうなど、属人的になることの懸念もまたあります。国においては、既に不適切保育防止と発生時対応のガイドラインは存在していますが、やはり市としてガイドラインをしっかりと作成するべきだと思います。不適切保育を未然に防ぎ、最後は市として万が一疑われるような事案が発生しても、責任を持って最後まで対応できるような不適切保育に関する市の方針や定義、保護者からの相談先などを明示した旭市独自のガイドラインの策定と周知を行うべきと考えますが、見解を伺います。最後の質問です。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　不適切保育や虐待に関しましては、先ほども申し上げたとおり様々なケースがあり、それぞれの案件に応じた適切な判断や対応が求められています。そのため、画一的な対応策を示すことが難しいことから、国のガイドラインに基づき対応を行っているところです。

また、今年度、国のガイドラインの見直しが予定されているため、新たなガイドラインに沿って市の事務処理マニュアルを整備し、職員の役割分担や対応方法を明確にすることで、統一的な対応ができるように体制を整えてまいります。

また、保護者からの相談窓口につきましては、市のホームページ等に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。

とにかく当該園が公立であっても、私立の園であっても、対応の主体というのは設置されている市、基礎自治体で行ってほしいという、そういう思いでの質問でしたので、様々なケースがあったとしても確実な対応ができるような体制を整えていただきますよう、お願いいたします。

今回改めて感じるのは、子育て支援の政策が少子化対策や移住促進の手段として語られが

ちではないかということです。もちろん人口を増やすことや暮らしやすさのアピールも大切ですが、それ以前に子どもが安心して育つ環境が本当に守られているのか、子どもの命や尊厳が何よりも優先される市政であるか、そういった大切なはずの視点が置き去りにされないか気がかりです。

何か問題が起きたときに、保護者の納得や施設の安定的な継続も大切ですが、一番大切なのは、子ども自身の安心と安全がしっかりと担保されることだと思います。その視点に立った環境整備と市の責任ある対応をこれからも求めていきたいと考えております。

私からの質問は以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇　井　田　　孝

○副議長（片桐文夫）　続いて、井田孝議員、ご登壇をお願いします。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、第２回定例会にて一般質問いたします。

質問事項１、銚子連絡道路の整備について質問いたします。

（１）銚子連絡道路のインターチェンジ予定地周辺の農業振興地域の現状について伺います。前回の一般質問において、インターチェンジ予定地の建築制限がかかる用途地域について伺いました。それ以前に、農業振興地域であった場合は、さらなる制限がかかります。インターチェンジ予定地とされている谷丁場遊正線の南側と、庁舎南側の十日市場周辺は、現在、農地として耕作されていますが、農業振興地域の現状はどうなっているのか伺います。

質問事項２、学校再編について質問いたします。

（１）海上地域小学校３校の再編に係る代表者会議の現状と予定について伺います。私も３月から５月まで代表者会議を傍聴させていただきましたが、再編先の結論には至りませんでした。

そこで、改めて今までの会議内容の概要と、今後の予定について伺います。

質問事項３、商工業の振興について質問いたします。

（１）市内の中小企業の景気動向について伺います。旭市内の中小企業の業種別企業数と賃金等の傾向を含めた現況を市として把握しているのか伺います。

質問事項４、水道事業について質問いたします。

（１）旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画について今後の方針を伺います。この問題も何度か一般質問で取り上げてきましたが、水道事業ビジョン、耐震化計画は適宜見直していくという答弁をいただきました。そこで、見直しの時期と状況、内容について伺います。

１回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の１、銚子連絡道路の整備についての（１）銚子連絡道路インターチェンジ予定地周辺の農業振興地域の現状についてお答えいたします。

農業振興地域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、おおむね10年以上の長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として、千葉県が指定しております。現在予定されておりますインターチェンジ周辺の農地につきましては、農業振興地域に指定されております。

本市では、県の指定に基づきまして農業振興地域整備計画を策定し、長期的に農業上の利用を確保すべき土地を一筆ごとに農用地区域として指定しております。インターチェンジ予定地周辺の農地につきましても、農用地区域として指定しております。

○副議長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは、２の学校再編について、海上地域小学校の代表者会議ということで、今までの会議の概要と今後の予定について回答申し上げます。

（仮称）海上地域小学校につきましては、旭市学校再編基本方針に基づきまして、鶴巻小学校、滝郷小学校及び嚶鳴小学校の３小学校の再編を順次進めております。

令和６年６月には地域の方々を対象とした地域説明会を開催するとともに、７月には各小学校に地域検討会議を設置し、それぞれ計５回の会議を開催した結果、統合に関する意見書をそれぞれ集約いたしました。

さらに、本年１月には各会議から８名ずつ委員を選出しまして、地域検討会議の意見を持ち寄る形で代表者会議を設置いたしました。

代表者会議につきましては、これまで計５回の会議を開催しまして、３校の統合につきましては賛成の答申を受けましたが、統合校の位置については嚶鳴小学校と旧海上中学校跡地

について、いずれも出席委員の３分の２以上に届かず、承認には至らないという状況でございました。

今後は、この答申を踏まえまして、海上地域小学校の方向性について、代表者会議で引き続き審議をしてまいります。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　それでは、商工観光課からは３、商工業の振興についての景気動向について、市内の業種別企業数と賃金等の傾向を含めて把握しているのかについてご回答いたします。

総務省統計局による令和３年経済センサス活動調査による業種別市内事業所数は、建設業や製造業等が分類される第２次産業が633事業所、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業等が分類される第３次産業は2,114事業所で合計2,747事業所になります。

中小企業の賃金の状況は業種によって差はありますが、コロナ禍からの経済回復や物価上昇を背景に令和５年度より上昇傾向が続いており、今後もこれが維持すると見込まれております。

一方で、本市におきましても中小企業を中心に人手不足が続いており、企業は従業員の確保や定着のための賃上げに伴う経費が増加しています。また、エネルギー価格や原材料費の高騰によるコストの増加が負担となっております。

さらに、アメリカの相互関税や中国経済の動向等の国際情勢による外的要因からの運営コスト増大が懸念されております。

経済情報に関する報道では、全国的に原材料費の高騰が商品価格への転嫁に追いついていないことや、企業間の賃上げによる実施率に格差が出ているなどの調査結果が報告されております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、上下水道課から大きな４、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画について、今後の見直しの時期、状況、内容についてにお答えいたします。

将来も安定した経営により水道水を供給できるよう、事業方針などを定めたものが旭市水道事業ビジョンです。これを上位計画といたしまして、耐震化の具体的な取り組み方針を示したものが旭市水道施設耐震化計画となります。計画期間につきましては、令和２年度から

令和11年度までの10年間となります。

水道事業ビジョン、耐震化計画ともに国の作成手引において定期的な評価と改定が必要とされ、現在どちらも見直し作業を実施しております。

今後、旭市水道事業運営協議会への諮問・答申及びパブリックコメントを実施いたしまして、改定を予定しております。

これらの計画の中で、耐震不足とされる旭配水場のポンプ井などの更新、各配水場から地域へ送水する基幹管路と、災害拠点病院や避難所などへつながる重要給水管路の耐震化を優先事項として取り組んでおります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後３時まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５０分

再開　午後　３時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き井田孝議員の一般質問を行います。

井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、質問事項１について再質問いたします。

農振除外の要件に土地改良事業の受益地に関する要件がありますが、インターチェンジ予定地周辺は土地改良事業の受益地に含まれるのか。含まれる場合はどのような事業スケジュールとなっているのか。また、ほかの事業での受益地との関係を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　現在の計画では、インターチェンジ予定地周辺の一部が仁玉川２期工事の受益地に含まれております。

仁玉川の２期工事につきましては、昨年度、事業申請人となる大利根土地改良区による事業計画概要書が作成され、今後、実施主体である千葉県が事業計画書を作成し、国による審査を経て、令和10年頃に事業採択、令和11年には事業着手する予定となっております。

また、予定地周辺の農地につきましては、ほかの事業として大利根用水国営施設機能保全

事業の受益地となっております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

仁玉川の２期工事が着手された場合、事業完了後何年かは農振除外ができないと聞いていますが、その期間や詳細について伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　土地改良事業の完了後における農業振興地域の農用地区域からの除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律及び土地改良法に基づく運用上、一定の制限が設けられております。

国や県が補助金等を交付して実施した公共の土地改良事業により整備されました農地につきましては、原則として事業完了後、翌年度の初日から８年間は農用地としての利用を継続することが求められております。

この８年間という期間は、当該農地が農業に関する公共投資により得られる効用の確保と、整備された農地の計画的かつ安定的な利用を図ることを目的として定められたものでございます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問です。

銚子連絡道路が本市まで延伸すれば都心部へのアクセスが向上し、物流倉庫などの需要が高まると思います。例えば、先ほどの答弁の８年間という期間が過ぎたとして、民間事業者がインターチェンジ予定地周辺に物流倉庫などを農用地区域に建設することができないか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農業振興地域の農用地区域につきましては、農業以外の目的での利用が厳しく制限されております。したがいまして、民間事業者がインターチェンジ予定地周辺に物流倉庫などの農業以外を目的とする施設の建設は、農用地区域からの除外が必要となり、原則として認められておりません。

しかしながら、農業者自らが設置する貯蔵関連施設、集出荷施設、農業生産資材等保管施設、製造・加工施設、農畜産物販売施設、農家レストランなどは、農業用施設として農用地

区域からの用途変更により建設できる場合があります。この手続は、農業上の必要性や周辺環境への影響などについて、旭市農業振興地域整備促進協議会や農業委員会、千葉県において十分に審査し判断されます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　農業用地を確保すれば、その地域の開発はできなくなるという、相反する難しい問題であると考えます。まだ自分も勉強不足なのですが、成田空港周辺の土地利用について規制緩和を求めて県と国との協議の結果、地域未来投資促進法を利用し、物流施設等の開発に適用され、スピーディーな農地転用が可能になったという例もあります。

県の事業である銚子連絡道路として、農業用地の中にインターチェンジを造るという計画なので、規制緩和できるような施策はないものかとも思います。

また、詳細は分かりませんが、千葉県が国家戦略特区に指定されました。それを活用できるのか勉強し、また一般質問していきたいと思います。

それでは、質問事項２、学校再編について再質問いたします。

私が傍聴した代表者会議では、現嚶鳴小、旧海上中跡地という二択の中で、通学路の安全確保、駐車場の台数確保を選定理由にしていた意見も多く上がっていました。通学路の安全確保は重要ですが、入学式や卒業式、運動会の父兄の駐車場を確保する学校などはあり得ません。この海上地域の３小学校は、自分が入社する前ですが、うちの事務所で設計させていただいておりますので、その動向は注視していきたいと考えています。

そこで、今後はどういう論点で代表者会議を進めていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　代表者会議におきましては、様々な議論が進められている中で、議員おっしゃるとおり送迎用の駐車場の確保ですとか、登下校時の児童の交通安全につきましても心配するご意見があったところでございます。

一方で、嚶鳴小、鶴巻小及び滝郷小の３校の統合には賛成という答申を受けておりますので、今後の論点というところでございますが、今後はこの３校をどのように統合していくのかを、今回いただきました位置の決定についての答申の内容や、これまでの会議での意見を整理した上で、今後の方向性を示しながら審議していただく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

次は、学校再編の関係から（仮称）北統合中学校の再編状況について伺います。

今、情報が全く見えていない状況なので、候補地と規模や今後の予定について伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　（仮称）北統合中学校につきましては、旭市学校再編基本方針に基づきまして、第二中学校の学区の一部（琴田・共和地区）と干潟中学校を統合し、新設予定としております。

現在までの進捗状況につきましては、令和５年度に保護者説明会と保護者アンケートを実施いたしました。調査の結果、中学校の再編については「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせて82％の方が賛成、再編の時期については「５年から10年以内」を望むとする方が76％という結果となりました。

規模につきましては、平成27年度に開校しました飯岡中学校を目安に、3.6ヘクタールから４ヘクタールを想定しているところでございます。

候補地の選定につきましては、市内部に設置しております旭市学校再編連絡調整会議におきまして検討を行っているところでございます。

市では、これらのアンケート結果や今後の生徒数の推移を勘案し、本年６月３日に干潟地域、６月５日には旭地域の方々を対象とした地域説明会をそれぞれ開催いたしまして、７月には第二中学校の学区と干潟中学校の学区に地域検討会議を設置する方向で、現在、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、その北統合中学校の再編後の学区編成について、分かる範囲で想定している範囲をお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　学区の編成についてでございますが、旭市学校再編基本方針では、通学時間や通学方法、地域性や家庭の事情を踏まえて、学区だけにとらわれない弾力的な運用を検討するとしております。

（仮称）北統合中学校は、琴田小、共和小、中和小、萬歳小及び古城小の学区を編成する

ことを想定しておりまして、今後設置する地域検討会議や代表者会議などでご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　承知しました。

それでは、質問事項３、商工業の振興について再質問いたします。

３月17日付の読売新聞千葉版に「県内企業の景況感、２期ぶりのマイナス」という記事が載っており、物価高が価格転嫁に追いついていけないことが要因と分析されています。そんな中でも消費税や法人税の支払いは待ってはくれません。

そこで、市内企業の倒産・廃業の事業者数を把握しているのか、また、業種別に分類できるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　申し訳ございません。市では、市内中小企業の倒産事業所等は把握しておりませんが、総務省統計局による経済センサス活動調査の平成28年と令和３年の事業所数の推移を比較しますと、278事業所が減少しております。こちらは単なる減ではなく、新設事業所も含まれた中での比較になりますが、事業所数は減少傾向となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　事業所数が縮小される理由は様々かと思われますが、やはり融資を受けたくても受けられないという理由が、その一因に挙げられると思います。

そこで、国・県を含めた事業者支援の補助金はどのようなものがあるのか。また、その周知はどのように行っているのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　中小企業を支援するため、国では生産性の向上と持続的発展を目的とした小規模事業者持続化補助金など多くの支援があり、また、県においても先日から受付が始まった千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金等、様々な分野での支援制度がございます。

また、千葉県の６月補正案の追加提案において、適切な価格転嫁の推進に向けた支援や中

小企業成長促進補助金などが予定されております。

市の支援としましては、中小企業金融対策事業、制度融資利子補給事業などの融資のほか、創業を目指す方を対象とする創業支援事業、女性のデジタル分野での就業支援を目的とした地域女性デジタル人材育成推進事業、事業者における有効なデジタル技術を導入するための専門人材による伴走支援を行う事業者デジタル化支援事業、空き店舗の利活用の促進を目的とした空き店舗活用事業などがございます。

このような支援の周知方法としましては、市ではホームページや広報への掲載、ＳＮＳの配信等を行い、また、商工会では会報への掲載や個別通知を実施しています。

今後とも商工会との連携を強化しながら、広く周知してまいります。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　自分でも旭市中小企業資金融資制度というのをホームページで見つけることができました。市で利子補給として年2.15％負担していただける、いい制度だと思いますが、中小企業の事業主の皆さんに周知が行き渡っているとは考えにくいので、さらなる周知の強化をお願いしまして、次の質問に移ります。

質問事項４、水道事業について再質問いたします。

現在、基幹管路の耐震化率は８％程度ですが、今後どのように耐震化率の向上を図っていくのか、その方針を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　お答えします。

現在、基幹管路全体2,353メートルのうち、干潟地域の196メートルにつきましては、耐震化が完了しております。

水道施設耐震化計画におきまして、管路の経過年数などから優先度の高い旭地域の656メートル、飯岡地域の774メートルを令和６年度から令和13年度までに耐震管への布設替えを進めております。それらの耐震化が完了すると、基幹管路の耐震化率は69.1％となります。

また、残る海上地域、干潟地域の727メートルは、旭地域及び飯岡地域の完了後に施工する予定としております。

なお、現水道施設耐震化計画に基づき、令和11年度までに基幹管路の耐震化率100％を目指して事業を進めておりますが、工事の進捗状況などから、現在、計画の改定作業において

見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　思ったより早いペースで耐震化が計画されていることは分かりました。

そこで、重要給水管路の更新においては、給水率の関係から増径する部分もあると思います。また、それとあわせて、旭配水場のポンプ施設の更新により末端までの水圧の向上は図られるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　水圧不足に懸念のある基幹管路及び重要給水路につきましては、管路の耐震化にあわせまして増径を実施しております。

また、ループ管の布設及び配水区域適正化、これは自然流下区域の拡大のための管路の増径も並行して実施することにより、末端水量の増加及び水圧不足の解消を見込んでおります。

また、旭配水ポンプ場の更新によりまして送水圧の向上は見込まれますが、老朽化した末端管路の耐久性が一部懸念されますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問です。

ご答弁のとおり、老朽化した水道管に強い圧がかかると、その耐久性は不安視されると思います。しかし、建設業界においては、新築する建物に水圧が足らなくて給水ができないという話をよく耳にするので、なるべく早く市内全域の更新工事を終わらせていただきたいのですが、工事の計画を立てても工事が不調に終わり、事業を翌年に繰り越すなどという問題も起きてはならないと思います。過去には工事の発注時期の遅れにより、工事が不調になったこともあると聞いております。

また、６月11日の読売新聞千葉版に、銚子商業高校の改修工事の設計に技術者確保が困難なため応札者がなく、工事自体が先送りされているという記事が載っていました。これはうちもその当事者の一人なのですが、技術者の確保は全国的に深刻な問題です。

そこで、耐震化計画に基づき工事の進捗を図るため、工事が不調とならないよう、設計施工を合わせた発注方式を検討できないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　議員のおっしゃる内容というのは、デザインビルド方式ということになるかと思います。デザインビルド方式につきましては、設計から施工までを一貫して同一事業者に発注することで、施工期間の短縮や民間技術の活用による品質の向上などが期待されております。

一方で、設計段階から同一事業者に一任するため、価格競争やコストの品質の透明性など、課題があるとも聞いております。

水道事業では、水道供給事業者である東総広域水道企業団で県内初の取り組みとして実施されております。今後、こちらを参考としながら、旭市における活用についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

不動産業界においては、旭市内では土地を購入する前に上水道に接続できるかを確認しなければ、怖くて土地は買えないと言われています。そして、この問題が移住・定住の促進を妨げることになってはならないと考えます。一日も早い水道管の布設替えができるよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は16日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２１分

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和７年６月１６日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　戸　村　ひとみ

○議長（飯嶋正利）　通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　おはようございます。戸村ひとみです。

今回私は、高齢者福祉の充実についてと、飯岡海岸減災林計画について伺います。

それでは早速、高齢者福祉の充実について始めます。

厚生労働省によりますと、去年１年間に国内で生まれた日本人の子どもの数は68万6,061人となり、前年より４万1,227人減少しました。出生数が減少するのは９年連続で、1899年に統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回りました。出生数は、全ての都道府県で減少しています。また、１人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は去年1.15となり、これまでで最も低くなっています。

国立社会保障・人口問題研究所がおととし公表した将来予測では、日本人の出生数が68万人台になるのは2039年と推計していて、想定より15年ほど早く少子化が進行しています。日本人の出生数は、最も多かった第一次ベビーブーム期の1949年には269万人余りいましたが、そのときと比べると４分の１近くまで減少しています。そして、その第一次ベビーブーム期

に生まれた子ども、当時子どもですね、は、昨年生まれた子どもたちの約４倍。この方々が後期高齢者となられるわけです。

そこで、いわゆる2025年問題と言われる、この方々の高齢者福祉をどのようにして充実させ、問題を乗り越えていくか。そのための知恵を絞っていかなくてはならない。これが最大の課題なのです。

ということで、私は今回も、一般質問のたびにこの旭市の高齢者福祉の課題解決策、これについて聞いているんですが、今回もまた、この課題解決策を見つけ出すために質問いたします。

（１）です。高齢者の介護予防や健康維持において、高齢者が家から外に出ることが必要と考えます。そこで、生活に必要な施設や参加する行事への利便性のため、現在のコミュニティバスのルートの見直しを行う予定はあるか伺います。

一昨年、コミュニティバスのルート変更とバス料金の改定（100円から200円）がありました。今年度から５年間の総合戦略に基づいてルート変更していると思いますので、ルート変更は一昨年だったんですが、当然のことながら、今年度から始まる５年間の総合戦略、それに基づいて変更していると思いますので、どのような戦略に基づくものなのか教えてください。

この総合戦略では、どのように人口減少、少子高齢化を推計しているのか。高齢者の割合がどのように変遷すると推計しているのか、65歳以上と75歳以上で答えてください。

（２）です。コミュニティバスを高齢者がより利用しやすくなるようなサービス改善と、無償化への取り組みを伺います。利用しやすくなるようなサービスというのが、どういうものが考えられるか。例えばバス停の数を増やす。おうちから近いところにバス停があったらいいなということで、バス停の数を増やす。あるいはバス停に座って待つところを整備する。そして究極は無償化ですね。こういった検討がありましたか、教えてください。

無償化している自治体がございます。こちらをヒアリングのときに調べてくださいとお願いしておきました。どういった自治体が無償化していて、その自治体はどういう目的でコミュニティバスを無償化したか、そこのところをお願いします。

（３）です。自動運転等、高齢者の移動手段を多様化するための取り組みを伺います。島田議員の一般質問の中にも、自動運転、このことがあったと思います。私は、高齢者の移動手段ということでお伺いしたいと思います。

まず、自動運転の視察に行かれているということでしたので、視察はどこに行かれて、行

かれた視察先で自動運転を見られて、旭市にどういう形で適用できるか、採用できるか。どのようにお考えかを教えてください。あと、採用するのが難しいとしたら、どういう課題があるのか、そのことを教えてください。あと、自動運転以外に高齢者の移動手段を多様化するための取り組み、これを教えてください。

次、飯岡海岸減災林についてです。

東日本大震災の津波の後、飯岡海岸には堤防が造られました。そして今年度、つい先日、４月27日に750メートルにわたる飯岡海岸減災林整備計画に着手しました。地域住民は、植樹祭の案内で初めてこの飯岡海岸減災林計画を知ったわけです。

減災林計画を立てたのは10年前、この計画のために10年前に植えた試験林は成長を続け、10年間伸び放題の鬱蒼とした林になっています。この鬱蒼とした試験林は、試験林であることを地域住民は誰一人として知らず、市民の話ですね。この防風林を市は何で手入れしないんだと、私のところにクレームが来ていたほどです。

４月27日の植樹祭に先立って、昨年暮れに市と千葉大学がこの鬱蒼として林に調査に来て初めて、これが試験林だということがやっと私にも分かりました。私は、冬場のヤギの餌確保に鬱蒼とした林の枝の出っ張りを切りに行っていた。行っていたから分かったようなものの、私以外の地域住民はいまだに試験林と知っている方のほうが圧倒的に少ないと思います。

10年前に決めた飯岡減災林計画、これを、決めた10年後の今年度から５か年で実行するに当たり、市民への周知、市民意見の集約、パブリックコメントはどのように行いましたか、お答えください。

（２）です。海岸線の景観等の観点から、事業の見直しを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

実は明日、あさってで、この飯岡ビーチラインにロケ隊が参ります。皆さんご存じの番組なのでちょっとここで言うと何かなとは思うんですが、そのロケ隊が飯岡ビーチラインを選んだ理由。水平線が見える、建物の中から水平線が見える、ビーチラインが見える、広々とした空、そこでのロケということで選ばれたようです。

この飯岡ビーチラインの景観、これは旭市が持てるポテンシャルのとても大きな部分を占めると私は思っております。このビーチラインの景観等の観点から事業の見直しを検討すべきと考えますが、市長の見解をお願いいたします。

（３）飯岡海岸減災林、この植樹に反対する旨の意見書を、市民の方が市長に直接手渡されております。この意見書に対して市長のご見解をお願いします。

以上１回目です。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容２の（３）海岸減災林に反対する旨の意見書に関して見解をお答え申し上げます。

頂いた意見書を拝読させていただきました。意見書では、植栽の管理や観光地としての景観の在り方など、旭の海を心から思ってくれているということが伝わってまいりました。

意見書にございました試験植樹の管理状況については、現状を確認の上、速やかに対応することとし、今後整備する海岸減災林についても同様に、しっかりと管理してまいります。また、飯岡海岸はサーファーに人気のスポットでもありますので、減災林は一定区間ごとに管理用スペースを設けるなど、海岸を行き来できるよう配慮する予定でございます。

様々なご意見はあるとは思いますが、海岸減災林は市民の生命・財産を守る防災に関わる津波対策事業の一つでございます。昨今、南海トラフ地震などの巨大地震の発生も懸念されている中、より災害に強いまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私のほうからは、議員のご質問、１点目の高齢者福祉の充実、それから飯岡減災林について順次お答えいたします。質問がちょっと多岐にわたっておりますので、漏れ等がありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まずコミュニティバスのルートの見直しということでございます。

コミュニティバスのルートにつきましては、利用状況や市民アンケート等による要望のほか、公共施設の状況、それからＪＲ、路線バスのダイヤ等を踏まえながら、これまでも見直しを行っております。具体的には、その路線の利用実績、利用者への影響度また運転手の労働時間も含めまして慎重に検討した上で、バス運行事業者との調整を行いまして、地域公共交通会議において協議を行った後、最終的に運輸局の承認により、路線の変更が認められることとなっております。

運行時間やルートなどの要望に全てお応えするというのは難しいところでございますので、今後もバスの利用実績などを踏まえながら適宜見直しを行い、利用者が使いやすい公共交通を目指していきたいと思います。

それから高齢者の人口の関係かと思います。65歳以上ということで、計画の中での推計に

はなりますけれども、令和12年には65歳から74歳までの方、これが7,996人、75歳から84歳までの方が8,242人、85歳以上になりますと3,340人というのが、推計にはなりますけれども出ております。

２点目です。無償化の状況ということでございます。

コミュニティバスの運賃で無償化している自治体ということでございます。県内で無償化している自治体は２団体ございます。全部で、県内では40自治体がコミュニティバスを運行しておりますが、無償化している団体は２団体でございます。

本市で基本運賃は200円ですけれども、未就学児は無料でありますし、また運転免許返納者、それから75歳以上の方、それから障害のある方、小学生については運賃を100円としております。200円になぜ上げたのかということでございますけれども、200円という金額、県内でも平均的な運賃でございますし、軽減制度も設けてございますので、運行経費の確保、それから受益者負担の公平性の観点から、運賃の無償化については現在のところは検討してございません。

それから３点目です。自動運転、それから高齢者の移動手段の多様化ということでございます。

自動運転の関係ですけれども、近隣では横芝光町が実証実験をしているということで、そちらの事業説明会に参加をして情報収集に努めております。この自動運転のバスの課題としましては、経費の問題が大きいのかなと捉えております。バス車両だけでなく、自動運転に必要な機材、こちらもかなり高額であることや、車ほど機器はやはり耐用年数が長くございませんので、今後、これらの課題がどう解決していくのかということを見据えながら、本市も自動運転の導入について検討していきたいと思います。

それから、移動手段の多様化ということでございますが、コミュニティバス以外では、乗合型のタクシー、デマンド交通「きらりんタクシー」の利用を推奨しております。

続きまして、大きな２点目の飯岡減災林について、アンケート等やパブリックコメント等を行ったのかどうかということでございます。

減災林の整備につきましては、旭市復興計画の津波対策重点プロジェクトとして位置づけているものでございます。この復興計画策定時には、パブリックコメントを２回実施しておりまして、その際には減災林の整備についていろいろなご意見をいただきましたけれども、その中では特に整備に反対するご意見等はございませんでした。

続きまして、景観の観点から事業を見直すべきと考えるということでございます。海岸減

災林の試験植樹エリアの管理状況ですね。これにつきましては、議員おっしゃるとおりこれまでもちょっと至らない点もございましたので、市としても、この管理については改善していくつもりでございます。具体的には、試験植樹エリアの枯れた松の伐採や、周辺の草取り、防草シートなどを設置するなど、継続的に管理していくこととしております。同様に、今後植樹を進める海岸減災林につきましても、景観等に配慮しながらしっかりと管理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ちょっとお答えがなかった部分もあるので、２回目の中でお願いします。

総合戦略の中で人口推計ですね。年齢層、65歳から74歳、75歳からというので、令和12年には65歳から74歳が7,996人、75歳から、これ何歳までででしたっけ、書き取れていないんですけれども、8,242人。この推計って、前回の総合戦略のときとどのように変化していますか。つまり、出生数が、国のほうの、先ほど言いましたように出生数が70万人を切るというのが、それが15年ほど早く、推計したより15年ほど早く70万人を切ってしまったという現実があるわけですよ。そこのところで、当然のことながらお年寄りが割合として増えているわけですよ。

今回、その総合戦略を立てられる前に、先ほど言いましたようにコミュニティバスのほうもルート変更やら、金額が200円に上がったりとか、それって前の総合戦略の中でのことだったのかなと思うわけですよ。決められたことなのかなと思うわけです。

今回、国のほうでも大きな方向転換を行ったというのが、課長、市長ももちろん新聞を読んでいらしてご存じだと思うんですけれども、地方創生の新基本構想、これが13日にもう本当、大転換として発表されましたよね。人口減を正面から受け止めるって。今までは少子化対策を、そっちにもう本当に一本やりといいましょうか、異次元の対策ということでやってきたのを、本当に大転換ですよ。少子化を受け止める、では、受け止めてどうするかということを考えるということで、政府のほうが地方創生の新基本構想を出しました。

つまり、何が言いたいかというと、もう少子化、これを受け止めた上で高齢者福祉のほうを充実していかないと、要するに介護保険料も上がる、市民の若い人への負担も増える。そういうことになってくるから、旭市としても、そこのところでのいわゆる総合戦略の中に、今年度から始まる総合戦略の中にですよ。そういった部分が入っているのではないかと思っ

て、それを立てるときには、前の推計した高齢者の数、割合と今回の総合戦略での高齢者の割合というのはどういうふうに捉えていらっしゃるか。当然のことながら、推計よりも私は増えていると思うんですよ、前の推計よりもね。そこのところをお答えください。

それで、先ほど公共施設の利用とかのあれを見てバスルートも決めたみたいなことをおっしゃっていましたよね。実はユートピアセンターで、この春から住民票を取れることになりましたでしょう、住民票とかそういうサービスが受けられるようになりましたでしょう。実は、ユートピアセンターの前の路線というのは廃止されたんですよ。それで後ろの県道のあっちから歩いてくるしかないんですけれども、そのバス停があまりにも遠過ぎて、非常に利便性が悪い。これは市民の方からいろいろご意見を伺っております。

公共施設の利用頻度というんですか、そういうものを見てルートも決められたということであれば、何でそこで新たにルートから外したユートピアセンターをサービスが受けられるような場所にしたのかなという、こういう整合性のなさがちょっとどうなのかなと思います。

先ほど私は、無償化した団体の、地方公共団体の無償化したところの目的を教えてくださいと、当然のことながら、視察のときに無償化の目的は何ですかというのをちゃんと聞いていらっしゃると思います。例えば、先ほどおっしゃった小学生以下の子どもは無料という、それはもう当たり前ですよ、どこでもやっています。なので、子育て支援なのか、あるいは私が求めているのは高齢者福祉のほうですからね。どういう目的で無償化をしたのかという、そこのところを教えてください。

○議長（飯嶋正利）　無償化は２番目になります。

○４番（戸村ひとみ）　そうか。ずっとこの後かなり重なってしまうので、２番目ですか。ちょっと待って。

○議長（飯嶋正利）　一つずつお願いします。

○４番（戸村ひとみ）　この後１個ずつでしたっけ。

○議長（飯嶋正利）　できれば一問一答という形で。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。すみません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　前回の総合戦略と今回の、第２期と第３期の人口推計の差ということのご質問かと思います。高齢者ですね。

第２期総合戦略の際の65歳以上の方の推計値、令和12年度ですけれども、こちらが第２期

のときは35％、人口全体に占める65歳以上の割合が35％です。今回の第３期の総合戦略の令和12年のときの推計値ですね。65歳以上の人口推計、こちらも35％ですので、第２期のときと第３期のときでの65歳以上の推計値については変更はございません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。35％、65歳以上、２期も３期も変わらずということは、恐らく押しなべて、同じ割合で人口が減っているということなんですね。

つまり、ということは、公共施設のこれの答弁というのは、もう一回質問してそれで答弁してもらうということですか。

○議長（飯嶋正利）　ということになります。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。ではその辺の整合性、お答えください。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　先ほどの公共施設のということですよね。

○４番（戸村ひとみ）　そうです。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　ユートピアセンターをなぜ通らなくなったのかという、その理由かなというご質問かと思います。

令和２年度にルート見直しを行った際ですけれども、こちらの市民アンケート、それから乗車実績を基に運行ルートを決定したものでございます。飯岡地域なんですけれども、ちょっと乗降者数が少ないという実態と、それから路線バスで旭銚子線との運行ルートが、これが重なっている部分もあったということもありまして、ルート変更をしたものでございます。

あちらの海岸地域のルートですけれども、実績のときには、おおむね週に２人程度の乗車というところがありましたので、なかなかちょっと利用率が上がらないルートだったという実態がありましたので、ユートピアセンターのほうをちょっと外すような形になりました。

その後、いいおかユートピアセンターのほうが証明書等を発行するような場所になったわけでございますけれども、この辺はまた利用実態等を調べながら、この次のルート変更のときにはその実態をよく調査した上で検討したいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、利用実績を鑑みてということだったんですけれども、では利用は上がりましたか、そのルート変更、そして金額変更から後。利用実績は増えましたか。

利用者は増えましたか。もし利用者の層が分かればお答えください。

○議長（飯嶋正利）　変更後のということでよろしいですか。

○４番（戸村ひとみ）　そうです。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　すみません。手元にルート変更前の実績、そちらが、数字が手元にございませんので、分かりましたら後ほど。６年と５年の比較はあるんですけれども、それはルート変更後の実績になってしまいますので。ただ、飯岡の地域のルートについては大きくルート変更してございます。今までは地域ごとに回っているような実態もありましたので、それを今回、飯岡地域は東西線という形で、飯岡の防衛庁から干潟駅のほうを通るまで、東西線という形になっていますので、ちょっと単純に飯岡地域だけで比較できるかどうか分かりませんけれども……、すみません、一応手元に資料が届きましたのでご回答させていただきます。

ルート変更時の令和２年度の利用者数、これちょっと全体の数字にはなってしまいますけれども、利用者数は令和２年度が４万8,262人、それから令和６年度、これは速報値になりますけれども、５万6,973人ということで増になっているという状況でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　年齢層は分かりますかと聞いたんですけれども。

○議長（飯嶋正利）　答弁漏れ。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　すみません。年齢別の統計はちょっと取っておりませんので、数字はちょっと分かりません。すみません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　何回目でしたっけ、これ。

○議長（飯嶋正利）　今度は次の質問に入ってください。

○４番（戸村ひとみ）　では、無償化のことですね。無償化している、無料化というんですか。そこの自治体を調査されたときに、そこの自治体の無償化の目的は何だったか教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　無償化した自治体について、視察に行ったわけではございませんで、これは県の統計調査から取ったものでございます。ちょっと古い資料ではありますけれども、令和５年３月末現在ですけれども、無料にしている自治体は神崎町と東庄町、この２町が無料化にしております。

視察に伺っているわけでありませんので、無償化の理由については、ちょっと聞いておりません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　無料化の目的なんですけれども、私は高齢者福祉のために無料化されているところがあるのではないかなということで、それをちょっと旭市も検討されたらどうかなということで、ちょっと調べてくださいって言ったんですが、無料化どうでしょうと聞きましたら、実はこの夏に、８月の１か月間、コミュニティバスを無料にするんですよというお話を聞いたんです。この目的が、夏休み中の子どもたちなど、これまでコミュニティバスを利用したことがない方に体験していただくことで、公共交通に対する理解を深めてもらう。また、旭市を訪れる観光客にもバスを利用していただき、観光振興を図る。８月の１か月間の影響額は約60万円を見込んでいるということなんです。

つまり、影響額の60万円ということは、60万円が入ってこないということなんですかね。括弧書きがあります。令和６年８月のバス利用者の運賃収入が60万円だから、その分が入ってこない。令和６年８月に乗った人たちがただで乗るということで、影響額が60万円ということだと思うんですが、こういう説明をいただいたんです。

この８月を１か月間無料にできるということが、私すごいなと思ったんですよ。そんなことができるんなら、お年寄りに関しては、ずっと無料にできるのではないかなと思うわけです。影響額60万円ですよ。若い人から観光客からみんな乗ったにして影響額、８月で60万円ですよ。それがお年寄りを無料にすることで、60万円とは言わず、私は少ない影響額ではないかなと思うんです。

先ほども言いましたように、国のほうで、地方創生の基本構想が大転換ということがありました。やはり、どうしてもこの少子化対策に一生懸命力を入れるだけでは、人口減少は止まらない。地方はもちろんのこと、高齢者の割合が非常に高いと。そういったときに、なるべく高齢者の方に要介護になってもらわないようにしないと、そこで、介護保険料にも、若い人にも、あとその65歳の人にももちろん影響がありますし、そういった意味では、行政が非常に負担を抱えなければいけなくなるという状況になる。

そこのところを、国と同じように方向を、大転換とまではいかないですけれども、ちょっとこれは市長に言ったほうがいいですよね。方向転換をちょっと考えていただいて、観光客用、子ども用だったら無料にできるところ、１か月ですけれどもね。それを高齢者の方々を無料にして、その方々がいつまでも元気で外に出られて、行政の、市の負担が少なくなるような方向になるんなら、そっちのほうの転換を考えていただいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、これちょっと市長、やればできると思うんですよ。

バスを走らせているルートで、走るのは一緒ですよ。同じところを走ってお年寄りだけ無料にする、そのことで何か特別な経費ってかかるんですかね。今現在１ルートに対してかかっている経費、それよりお年寄りを無料にするということで、何かほかに経費がかかりますか。教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　今年８月、１か月間運賃無料にするというのは、あくまでもこれは旭市の20周年記念事業として、先ほど議員おっしゃいましたように、利用したことのない方にまずは利用してもらう、あるいは他市から訪れる方に利用してもらうということを、あくまでも目的としておるところで、無料というところでございます。

確かに、運賃収入60万円程度が８月の１か月間、昨年度かかっております。これがほかに経費がかかるのかというところで、特にかかるものはございませんけれども、高齢者の方が乗る際に当然そういう確認が必要になってくると思います。

先ほど申しましたけれども、県内でも200円という金額は比較的平均的な金額というのもございますし、バスの運行経費というものは、年間で、昨年度の実績でいいますと8,000万円程度かかっております。その中の運賃収入が800万円程度ございます。

こういったことで実施しているものでございますので、先ほど回答しましたけれども、費用負担、公平性の観点というところもございますし、実際には65歳以上というか運賃100円の方、こちらがバスの利用者の中で約６割を占めておりますので、そういったところで費用負担の公平性の観点から、一定の料金は徴収したいと考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　経費が8,000万円で、利用料というか、運賃で入るのが800万円。8,000万円で800万円ということなんですね。この800万円のうちの６割が100円を払っている

方ということなんですよね。

これ費用対効果として、これ無料にしたほうが絶対いいですよ、65歳以上の方。といいますのも、先ほど言っていますように介護保険料、お年寄りが、私なんかもそうですけれども、65歳以上が払う介護保険料、これが負担になって、100円のバス代も払いたくないという人が絶対にいらっしゃるんですよ。それで外に出なくなって家に籠もる。そして要介護になる。そうすると、市の負担はもっともっと増えます。800万円のうちの、ちょっと電卓がないので即は計算できませんけれども、この費用対効果、総合的に考えてください。市長。

バスの運行、コミュニティバスの運行、それのみで考えては駄目ですよ。さっきも言いましたように、地方創生の基本構想、ころっと変わったんですよ。もう発想を転換しなければ駄目です。だから、このコミュニティバスによって、高齢者福祉に対してどういう相乗効果が現れるかとか、相乗効果と言わずとも、今までかかっていた経費がほかのところで減らされるとか、そういうところを総合的に考えるべきだと思います。

先ほど言いましたように2025年問題、これ旭市も例外ではないですよ。何ていったって、去年生まれた人の４倍の数の方が、今の2025年問題で対応しなければいけない方の数ですからね。ですから、そういった観点から総合的に考えていただきたい。

「寝たきり」よりは「出たきり」という、お年寄りを何とかして外に出そう。それで、もちろん足腰も鍛えられる、そして認知症予防にもなる。行きたいところがある。そして、欲を言えばお買物ができるところ、そこにバス停を設けてほしいんですよ。そうすると買物に行く、すると旭市の経済にも有効ですよ。そういったところからも総合的に考えていただきたい、このコミュニティバスに関してはですね。

だって８月の１か月を外から来る人のため、あるいは夏休みの子どもたち、それから、今まで乗ったことない人のために無料にできるんですから、これから先の高齢者にかかるその経費、行政が担わなければいけない経費、それからあと、次世代が担わなければいけない、そういう負担ですよ。

そういったものを削減できるんであれば、私はこの800万円というここのところを、極端な話ゼロにしてもいいと思いますよ。だって経費自体で8,000万円かかっているんだもの。空で走ろうが10人乗せて走ろうが同じ8,000万円かかるわけじゃないですか。ここのところご回答をお願いいたします。どのようにお考えか、ご回答をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　料金を値上げするときに、200円にする令和２年度の見直しのときにもアンケート調査を行っておりまして……

（「総合的に考えてくださいというのに対する見解を」の声あり）

○企画政策課長（榎澤　茂）　介護にならないための施策というのは、いろいろ事業としてあると思います。高齢者の外出を支援するという意味で、コミュニティバスだったりデマンド交通を利用してもらうというのも、一つの施策の中にはあるのかなと思いますけれども、今度コミュニティバスの話でいいますと、そういった料金の見直し、あるいはルートの見直しのときにアンケートを取って、やっぱり値上げはやむを得ないのかなという、アンケートの意見も当然多数ありましたし、ただ、ルート見直しに際しましては、交通空白地帯を解消するということで、デマンド交通も併せて運行を開始したところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　全然ご理解できないんですけれども、総合的に考えるということに対しての市長のご見解をいただきたかったんです。

それはそうですよ、もちろん、どこの自治体だって高齢者施策というのはもう本当にありとあらゆることをやっていますよ。ただ、それが総合的に考えられないかということを言っているわけです。総合的に考えるところで、コミュニティバスを運賃収入が800万円なので、そこのところ、8,000万円の経費の中の800万円の部分を、お年寄りが６割でしたらその100円の６割で、そこをゼロにするということが、非常に大きな費用対効果になるんではないかなということを私は提案しているわけです。

質問ではないです。みんなで支え合うためにということで、広報で65歳以上の人の、さっき言いました介護保険料のこれが出ていたんですけれども、これ３年ごとに見直しですよね。６年から８年度の３年間にかかるというのが、ここに金額が出ています。これ当然のことながら、年々見直しごとに上がっているんだと思うんですよ。私も特別徴収みたいなのがこの前来ていましたけれども。

ここのところでね、65歳以上の人といったら大概が年金生活者の方です。その方々がバス代100円、これをどういうふうに思われるかということですよね。これだけ利用者数が少ない。コミュニティバスの利用者数が少ないというのは、バス代100円も負担になるということなのではないかなと私は思うわけです。

あと、車じゃないと移動ができない、そういう地域です、旭市は。特に山間部といいましょうか、そちらそうです。返納しろ返納しろと言いながら、それでももう90歳を超えてまで運転していらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますよ。

そういったときに、やっぱりもう全てのことを総合的に考えて、市長にですよ、総合的に考えて、せめてコミュニティバスの在り方自体を見直して、高齢者福祉、これを本当に切実に考えていただきたいなという思いで質問をいたしました。

次に行きます。②って行っていいんでしたっけ。これも終わってしまっているんでしたっけ。

○議長（飯嶋正利）　（３）です。

○４番（戸村ひとみ）　もう（３）に行くんですね。分かりました。

多様化ですね。自動運転のことは分かりました。ぜひとも研究を重ねて、いろいろ問題点もあるとは思いますが、補助金等も出ますのでこれは前に進めていただきたいと思います。

一方で、先ほど言いましたように総合的に考えるというところで、二地域居住あるいは定年退職前後の方々の移住、これについて、高齢者福祉にこういった２地域で住まわれる方、あるいは第２の人生をどこで暮らそうか、どこで過ごそうかと思っていらっしゃる方々の移住、これが有効ではないかと考えるわけです。

というのが、子育て中の方はなかなかボランティアとかできないんです。物価も高いですし、自分の生活がいっぱいいっぱいで、高齢者のために、先ほどのいろんな高齢者の交通手段があるというふうにおっしゃいましたけれども、デマンドタクシーとかあるとおっしゃいましたけれども、その中に、お金のかからないボランティアというのもあるんですよ。

そのボランティアというのは、さっき言いました高齢者が出ていった先でいろいろイベントやら、あと健康体操やら、そういうところに出ていった先で、要介護にならないためにやっているそういったイベント、それに参加するための交通手段としてボランティアというのがあるんですよ。あるんですけれども、これが非常に成り手が少ないんです。

そこで、先ほど言いました二地域居住、あるいはついの住みかに移住してこようという子育てが終わった方。こういう方々が有効と言ったら失礼ですよね、ぜひともそういう方々に移住してきていただいて、ボランティア、あるいは週に二、三日のパートタイム。そういう仕事を担っていただけると、市の人手不足の解消とか、いろんな意味で総合的に非常にいいのではないかなと思うわけです。

先ほど来ずっと出しておりますけれども、国のほうの施策ですね。石破総理が……

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、大分時間が押しているので簡潔にお願いいたします。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

地方創生の新基本構想、この中にふるさと住民登録制度、というのが挙げられております。もうしっかり勉強されていると思いますので、このふるさと住民登録制度、これについての市の見解と、それから、これをどのように旭市の中で生かしていこうと思われているか、教えてください。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　国のほうが示したふるさと住民登録制度を延べ１億人を目指すというような制度において、地方への移住支援ということで、旭市でそれを高齢者の移住支援についてどう考えるかというご質問かと思います。

本市の移住施策、こちらは年齢を限定せず、多くの方に本市を移住先として選択していただきたいと考えております。定年退職前後の方に特化した取り組みというのは検討はしておりませんけれども、本市の魅力や情報を提供する移住定住ポータルサイト「あったか！旭」や移住サポートセンターなどで、シニアの方も含めた様々な年代に応じた役立つ情報を紹介して、本市へ興味を持っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　高齢者の移住ではないんですよ。ふるさと住民登録制度、つまり関係人口を増やすという、これは簡単に言うとね、関係人口を増やすということをやりましょうという国のほうの方向転換なんです。なので、私はずっと関係人口のことは言い続けているんですけれども、つまり旭市が好きで週末には来るとか、観光で来て気に入って、その後何回か来るとか、そういう関係人口ですよ。最後はここに住もうと思っているとかという、そういう関係人口なんです。そういう関係人口の方、関係人口が高齢者の移動手段としてのボ

ランティアを担っていただける、そういう方になり得るということをぜひとも考えていただきたいということで、この施策についてのご見解をいただきたいと思ったんですけれども、いいです。

減災林です。パブリックコメントを取りましたということなんですけれども、パブリックコメントをいつ取りましたか、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　先ほど申し上げました復興計画を策定する際に取りましたので、平成24年になろうかと思います。

（「何年前ですか」の声あり）

○企画政策課長（榎澤　茂）　平成24年になりますので、十二、三年前になると思います。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　私はこの質問で、10年前に決めた飯岡減災林計画、これを10年後の今年度から５か年で実行するということで、このパブリックコメントを取ったかということを聞いたんです。復興計画の中に13年前の、10年前よりもっと前ですよ、13年前の復興計画全体のパブリックコメントを取りましたかという質問ではありません。お答えください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　今回の植樹に際してのパブリックコメントは取っておりません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　では、市民への周知、市民意見の集約はどのように図りましたか。今回予算を取って５年計画というのを進めるということに対しての周知、だって13年前ですよ、パブリックコメントを取ったというのが。しかも復興計画の丸々の中に減災林というのを入れて、十年一昔と言いますけれども、もっと前ですよ、13年前。今回何で市民への周知、市民意見の集約、パブコメを取らなかったんですか、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　今回の事業について、なぜパブコメを取らなかったのかということでございますけれども、確かに十何年前の計画ではありますが、その際にもやはり津波対策、堤防、防潮堤の整備が必要という意見が６割、７割以上あったというところがござい

ます。

また、復興計画に位置づけられている事業、短時間でできるようなものでもありませんし、今回の減災林の整備は木の樹種の成長具合を確認した上で行うということがございますので、少し年数が経過してしまったということでございます。

また、今回の植樹については、周知ですけれども、３月の津波避難訓練時にチラシを配布して説明を行いました。飯岡小と飯岡中ですね。

（発言する人あり）

○企画政策課長（榎澤　茂）　３月の津波避難訓練のときに飯岡小、それから飯岡中で避難訓練、住民の方、訓練で避難されてきていると思うんですけれども、その際にチラシを配布して、こういう事業を行いますよということで説明を行っております。

また、区長回覧、区長配布を行い、それから広報あさひでも周知しましたし、市ホームページにも掲載いたしました。また、先日区長会の総会でも飯岡地区の区長に説明をしてございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　４月27日に減災林を植樹する、その説明を３月の避難訓練のときに行われたんですね。これが説明、パブリックコメントということになるんですか。

それから、区長会でのというのは植樹された後の説明ですか、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　これはもう２番目の質問に入ってよろしいでしょうか。４回終わってしまっているので。

○４番（戸村ひとみ）　もう４回終わってしまったの、いいです。

○議長（飯嶋正利）　そうすると、（２）の質問の再質問。

○４番（戸村ひとみ）　そしたらプラスでいいですか。

○議長（飯嶋正利）　はい。

○４番（戸村ひとみ）　景観の観点から事業の見直しを検討すべきと考えますかということに対して、景観等に配慮ということがあったんですけれども、減災林ができること自体が景観に配慮していないんですよ。そのことについて見解をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　景観に配慮していないという……

（「その前の」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　その前のは駄目、今の質問でお願いします。終わってしまったので。

○企画政策課長（榎澤　茂）　景観に配慮していないということでございますが、試験植樹の場所を確認してのお話かと思いますけれども、試験植樹をされた場所を見ての景観ということだと思いますけれども、市としましては景観に配慮するというところ、そこは重々確認をしながら、これから行っていく、その試験植樹の場所については、海側から見た場合、それから陸側から見た場合、見方いろいろ変わると思いますけれども、そういった景観にも配慮しつつ、植樹のほうは進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　全く論点ずれています。景観に配慮というのは、私が言っているのは、先ほども言いましたけれども、ロケーション、ロケツーリズム、あれでロケをしに来る人たちがここの景観、飯岡海岸の景観が気に入って、ここなら撮影できるというのでいらしている、その景観のことですよ。どの景観を言っていらっしゃるのか分かりませんけれども、試験植樹のこととか、そんなの一切言っておりません。750メートルにも及ぶ鬱蒼とした林をつくって、これが旭市の持てる観光用の景観、このポテンシャルに対して物すごい影響をもたらすのではないかということを言っているんです、私。だから植樹自体、鬱蒼とした林自体が景観を壊すことになるということを言っているんです。お答えをお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　確かに減災林を植樹することによって、一部海が一面見えなくなるというところはあるのかもしれません。ただ、市としましても、やはり震災で大きな被害を受けた地区でございますので、まずはやっぱり命と財産を守ると、そういうところからこの植樹事業を決めたわけでございますので、そういった中で、その木々が成長する中で一部、全部が見えなくなるということはない、今のところそういう予定でございます。一部管理用としてスペースも必要になりますし、それから海岸へ下りる出入口のところ、こちらのほうも、そこは植樹の場所としてはちょっと適さないということもありますので、全く見えなくなるということはございません。ですので、そういったところに配慮しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　全く論点ずれています。命を守るとおっしゃいましたが、東北のほうでは、もうこの減災林をつくるだとか、堤防を造るだとかというのの見直しに入っています

よ。10年前に取ったアンケートでは、確かに震災からすぐ後だったので、人々はやはり堤防があったらいいなとか、減災林があったらいいなとかというような、アンケートでもそれでも出ています。ただ、10年後のアンケートは違いますよ。経済優先ですよ。そこの地域の人たちは、経済を何とかしてほしい、ここで暮らせるような経済、それを立て直してほしいというのがアンケートで一番上のほうに来ているんですよ。

そういった意味では、減災林をつくることで、あの飯岡海岸、飯岡ビーチライン、あそこの経済は壊滅的になります。海が見えないんですもん。先ほど言いました国のほうで大転換して関係人口を増やす。今あのビーチラインでは関係人口が物すごいたくさん、旭市の中では一番たくさん関係人口が訪れているところですよ。そこに海が見えるということで訪れているんです。海を楽しむということで訪れています。そこを海が見えなくする、ちょっとは見えるみたいなことをおっしゃいましたけれども、750メートルも植えたら見えませんよ。

今、あそこは夕陽百景に選ばれているところですよ。あそこの堤防の上を歩いていらっしゃる方々は、散歩していらっしゃる方々は、富士山が見える、夕日が沈んでいくのがすばらしい。それで、本当にもう旭市に住んでよかったなと、飯岡に住んでよかったなということで歩かれているわけですよ。

関係人口もそこにたくさん訪れる。そういった意味では、減災林ではないんですよ、もう。古過ぎる、考えが古過ぎる。東北のほうも見直ししていますよ。10メートルかさ上げして、６割戻ってきていない、人口が戻ってきていないんですよ。店も戻らない、人も戻らない、そういうのを反省しているんです。

気仙沼だって１本、松が残っていましたね、奇跡の一本松、ほかが全部流されたからですよ、土石流として、飯岡の減災林だって、津波が来たときには土石流で流れてきますよ、そんなのもう火を見るより明らかじゃないですか。命を守るというんだったら、避難タワーをもっとしっかりしたものにしてください。あと避難道、避難タワー、私、南海トラフの視察に行きましたけれども、避難タワーの充実が一番人の命を守ることだと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　質問ですか。

○４番（戸村ひとみ）　だって、とんちんかんな答えしか返ってこないから、いいです。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（飯嶋正利）　続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　議席番号７番、永井です。よろしくお願いします。本日は４項目６点について質問させていただきます。

１項目め、空き家対策について質問いたします。今年度、第２期の空き家対策が策定されました。５年前の調査と比べ空き家の総数は約1,100件と、そんなに大きな変化はないんですけれども、状態が特に悪く特定空き家に該当する可能性の高い物件は293件と大幅に増加しています。

なお、５年前の調査では特定空き家と見られる物件は106件でしたので、約３倍に増えたことになります。これらをこのまま放置するわけにはいかないと思いますので、まず（１）の質問ですけれども、特定空き家の認定調査のペースや調査の進め方、また認定基準、これまでの認定件数、そして今後の見通しについてお伺いいたします。

（２）は、令和５年度から空き家を売ったり貸したりするサイトとして空き家バンクが始まりました。制度開始から２年経過していますけれども、あまり運用が進んでいないように感じています。

そこで、空き家バンク、空き地バンクの実績と利用状況を教えてください。

続きまして、こちら今まさに戸村議員からいろいろ指摘がありました飯岡海岸の減災林について、こちらも私のほうからお伺いしたいと思います。多少かぶってしまう部分があるかもしれないんですけれども、ちょっと構成上、ご容赦をお願いいたします。

まず、東日本大震災で犠牲になった方に心から哀悼の意を表します。今回、減災林に反対している方々から意見をいただき取り上げることになりましたけれども、生命、財産を守ることを軽んじる意図は全くありません。むしろ命を守ることが何より大事だとは思っております。

しかし、植栽計画に反対する声が私の耳にもとても多く届いております。３月議会で予算が通り、今年度分の植栽は執行されましたけれども、今後もう650メートル、４年間、植栽が続くということで、これを止めてほしいという声が私のところにも届いております。

減災林に反対というと、命と景観どっちが大事なんだとおっしゃる方が多いんですけれども、反対している方は、そもそも減災林を植樹しても意味がないとか、あとはむしろ逆効果だと考えている方が多いと思います。木を植えたからといって津波が防げるのか、疑問を持

っているんです。

そこで、（１）の質問は、海岸減災林を整備することによってどのような効果、メリットがあるかをお伺いいたします。

続きまして、（２）としまして、今年度の４月に配布された植樹祭の案内でこの事業を知った市民が多かったように聞いております。私も３月議会で予算が出て詳しい内容を知ることができました。これはちょっとかぶってしまうんですけれども、減災林の整備を進めるに当たり、その周知方法をもう一度お伺いいたします。

続きまして３項目め、海業の推進について。

この海業というのは、いいおかみなと公園の県有地、未利用地がたくさんあるんですけれども、ここを有効活用して海の近くの地域を活性化させようという計画です。１次産業がちょっと衰退しています。今、飯岡漁港、かつては水揚げが千葉県で２位と言われて活性化していたんですけれども、今、揚がるのはほとんどハマグリしかないんですね。ハマグリ、単価は高いので漁獲高としてはあるんですけれども、水揚げ量としては大分減ってしまっています。これを補うために海業というものを推進して、１次産業も２次産業、３次産業併せて発展させていくという事業なんですけれども、そこで、今まで３回ぐらい協議会を開いたと思います。それについての進捗状況と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

続きまして、４項目め、屏風ヶ浦の活用について。

東洋のドーバー海峡と言われるような断崖絶壁というか、地層が飯岡の漁港の裏のほうにあるんですけれども、こちらはとても、某ハンバーガーチェーンのＣＭに使われたり、あとはアイドルグループのＰＶに使われたり、とても景観がいい場所なんですけれども、いまいち飯岡側の場所が知られていないという現状がございます。ホームページで調べますと、市のホームページには旭駅からバスに乗って下永井下車、徒歩10分と書いてあるんですけれども、これだとちょっと場所がよく分からないということで、下永井のバス停、まさに私の家の前なんですね。それでよく、ここに行きたいんですけれどもどう行ったらいいんですかというのを、ちょうど漁港の裏のほうなんですけれども、ちょっと分かりづらいんですね。ここをもっと周知できないかなと私は思っているんですけれども、屏風ヶ浦の場所があまり知られていないので、この周知、看板とか広報とかホームページでできないか、この辺をお伺いいたします。

以上４項目６点について、ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課からは１、空き家対策についての（１）と（２）についてご回答いたします。

まず、（１）の特定空き家についてです。

特定空き家の認定は年２回程度行っておりまして、所有者等の管理が行き届いておらず、そのまま放置すれば建物の倒壊など、保安上、危険性があるだけではなく、景観や衛生上、周囲に影響を及ぼすおそれがある場合に、市が認定する空き家を特定空き家としております。

特定空き家は、市関係機関等で構成する旭市空き家等対策連絡会議で協議し認定しておりますが、認定基準といたしましては、おおむね建物の傾きや外壁、屋根などの破損状況を基準としています。これまで特定空き家として認定した件数は令和４年が１件、令和５年が35件、令和６年が５件となっており、今後も建物の状況を勘案しながら認定を進めてまいります。

続きまして、（２）の空き家バンクの実績と利用状況についてです。

旭市空家・空地バンクは、令和５年４月から制度を開始したもので、空き家や空き地の売買や賃貸借の橋渡しをするものでございます。

対象は、建物が昭和56年６月以降に着工されたもの、または新耐震基準を満たすもので、土地については居住を目的とした建物や、定住促進のための建築物が建築することができる土地となっています。

制度の開始以来、２年間での実績となりますが、土地売却が２件、建物売却が１件、建物の賃貸借が１件の計４件となっています。

現在のバンク登録件数は、土地売却が１件、建物売却が１件、建物賃貸借が１件の計３件で、全国版空き家バンクのホームページで公開をしています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私のほうからは、飯岡減災林について２点、ご回答申し上げます。

最初に、減災林の効果ということでございます。飯岡地域の海岸減災林は、防潮堤と一体となった盛土・植生となっておりまして、防潮堤が粘り強くなるなど、国交省でも安全面の効果が期待できると言われております。

この粘り強くということですけれども、防潮堤が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長

く、また完全に防潮堤が流出した状態に至る危険性を低減するほか、津波の威力の減衰や漂流物の確保などの効果も期待できると考えております。また、津波以外では飛砂の防止や強風・塩害の軽減といった効果も期待できます。

２点目、この整備事業の事前の周知をどのように行ったかということでございます。

先ほどの回答とかぶりますけれども、今回の植樹につきましては、３月２日の津波避難訓練時にチラシを配布いたしまして、訓練参加者へ説明を行いました。また、区長回覧や広報あさひ、それから市ホームページにも掲載をいたしました。

先日、植樹祭の後にはなりますけれども、５月の区長会総会、区長も交代されている方いらっしゃいますので、そういった方もいることから、飯岡地域の区長に説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の３、海業の推進についての（１）進捗状況と今後の取り組みについてご回答いたします。

海業につきましては、昨年10月に海業推進地域協議会を発足いたしまして、昨年度は議員おっしゃるとおり、３回の協議会を開催いたしました。協議会では、海業推進の基本的な考え方や、公民連携の手法による開発に関する講演、現状の課題整理などを行いました。本年４月４日には飯岡漁港における本取り組みが、水産庁が募集する「海業の推進に取り組む地区」に決定されています。

今年度は、海業推進事業計画を策定するため引き続き協議会において、多くの関係者や市民の意見を伺うとともに、海業への参画が想定される事業者へのサウンディング調査や先進地視察を実施するなど、飯岡漁港にふさわしい計画づくりを進めてまいります。

来年度以降につきましては、漁港管理者であります千葉県による活用推進計画の策定、公募による事業者の決定、事業者による実施計画の申請から認定といった手続を経て、事業着手となる見込みであります。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、屏風ヶ浦の活用についての周知についてご回答いたします。

現在、屏風ヶ浦の周知につきましては、他の観光施設と併せて一体的に市と観光物産協会のホームページ、それから観光案内看板、市内の地図になっている大きい看板ですね。こち

らが道の駅や萩園公園レストハウス前、それからいいおかみなと公園、上永井公園、刑部岬展望館の脇の公園の、そちらに公共施設などを含めまして、それから旭駅や飯岡駅の前に12か所ございます。こちらの看板、それからペーパーのガイドマップなどにより行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、再質問させていただきます。

空き家対策についてです。徐々に特定空き家に認定される件数が増えてきたのかなと思っております。特定空き家に認定されると、助言、指導、その後に勧告、命令を経て行政代執行まであるということです。勧告が行われると固定資産税の軽減措置が解除されて、固定資産税が最大６倍の税額になるということもあるそうです。あとは50万円以下の過料の可能性もあると記載がありました。しかし、実際にはそこまで至るケースは少なく、なかなか抜本的な対策が取れていないのが現状だと思っております。空き家対策で最も重要なのは、活用できるものは活用する。そして特定空き家のように、もう維持できていないものは解体するというのが基本的にあると思います。

そこで、特定空き家の多くは有効活用が難しい物件なんですけれども、解体が進まない理由として最も多いのが、解体費用がないという問題です。つまり、やりたくてもお金がないというのが実情です。

そこで、再質問となりますけれども、解体費用の補助金をもう少し出しやすくというか、もらいやすくできないでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　現在、本市では、ご質問にあったとおり、空家等除却事業補助金として、所有者や相続者に、所得制限は設けずに特定空き家を除却した場合、または通常空き家を除却した後10年間、地域の活性化や公共的な用途に活用することを条件にして、工事費に係る費用の５分の４、上限50万円の補助を行っております。

ご質問のとおり、年々その空き家の解体に対する費用は上昇している状況でございます。補助金に対しても、50万円という金額ではございますので、とても５分の４で賄える額ではないとは思いますが、この補助金についても国の空き家対策総合支援事業、こちらを市としては使ってやっていることでございますので、国が定めている条件、事務手続などを行って

いるわけでございまして、使いやすくなるのはよいことだと思いますが、事務手続等に関しては、ご理解をいただきたいところであると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　国の制度を利用してということで、要件がなかなか緩和は難しいということです。できれば、でも５年ごとに1,000万円をかけて調査をするよりも、市単独ででもいいから、そういう解体費用を補助してあげれば、頭でっかちで調査研究ばっかりするより、お金を払って壊してもらうとか、そういう制度が市単独で行ってもいいのではないかなと私は思うんですけれども、いろいろ考え方はあると思いますので、別の質問です。

土地に一定の価値がある場合、物件の所有者とかと十分に協議した上でですけれども、行政が行政代執行で家を壊して、壊した後に土地を売却して、そのお金を解体費用に充てるとか、そういうやり方というのはちょっと難しいんでしょうか。その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　まず、行政代執行についてなんですが、全ての行政代執行が更地にして、その土地を売却して費用に充てるわけではございません。ほとんどの行政代執行は危険性の除去、こちらに重きを置いていますので、例えば極端な話、建物を潰して終わりというケースも多々ございます。ですから、売却まで至るというのはかなり少ないケースなのかなと考えております。

それと、売却に関する制度なんですけれども、昨年の空き家の特措法の改正に伴いまして、市が利害関係人に、空き家に対する関係人になれるという条項が追加されました。それまでは、空き家の処分は、基本的に利害関係人のみが清算人を立ててできるということだったんですが、市ができるようになったこともございますので、これからは物件によって、市が清算人制度を利用して、そういった空き家の対策をしていく必要があるのかなと考えております。

その中で一番問題になるのは、所有者がいない、所有者がいないというのはもう存在しない物件が、件数は多くないですが、市には何件かございます。そこはやっぱり行政が何らかの形で関与せざるを得ないのかなというところでございますので、そういったことで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今、課長からの説明よく分かりました。

課長の今の発言の中で、所有者がいない場合があると言っていましたけれども、私のとこにもそういう相談が来ていまして、海上地域の火事で家が全焼してしまったんですけれども、その物件に所有者が全くいないという状況が生まれてしまって、近隣の方がとても困っているという話を聞きました。こちらもう半年ぐらい経過しているんですけれども、ほかにもそういった火事で全焼しているのに、壊さずにずっと残っているという物件があるとお聞きしております。こういった所有者がいない物件で、明らかにもう全焼していて壊さなければならないという、そういう物件に対して、市はどういった対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　火災に遭った建物で所有者が存在しない場合、この辺にいないというわけではなくて、もう所有権が誰にもないという、そういった場合を想定しています。そういった場合、まずは消防署と連携いたしまして、必要最低限の措置は行っております。飛散物が出ないとか、危険性の除去がまずメインで行っております。そのまま放置すると近隣住民に危険を及ぼすと判断された場合、市が緊急安全措置として必要な危険回避を行っております。これは取りあえずっておかしいですけれども、現場対応でやっているところでございます。

その後、ここが質問の回答の中心になると思うんですが、建物の状態、火災の状態を勘案しまして、略式の代執行というのはできるんですが、先ほど言いましたとおり、法改正で市が清算人を立てて、建物や土地の処分、こういったものを行う財産管理制度、こういったものを市が使えるようになりましたので、こちらを使っていく方向で今検討しているところでございます。

ただ、いずれにしても、土地、財産を処分したにしても、解体費用等は当然賄える分の土地代が出るケースがあまりないという考えがございますので、それは直接市の負担になってきますので、そこはよく考えて検討して実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。確かにそうですよね、行政代執行をしても、全部行政持

ちになってしまったら財政がもたないと思いますので、いろいろ考えるところはあると思いますけれども、でも全焼した家が隣にあると、悪臭とか、あとは危険な面とか、防犯の面とか、いろいろ不都合はあると思いますので、なるべく適切な対応をお願いしたいと思います。

もう一件、最後にもう一点、空き家が活用されずに放置され、かつ解体もされない背景には、住宅用地特例制度があると考えております。先ほども少し触れましたけれども、この制度は建物が建っていると、土地の固定資産税が６分の１に減免されるという制度です。お得な制度なんですけれども、逆に言うと空き家を壊してしまうと土地の値段が６倍になってしまうという、とてもジレンマがある制度だと思います。こちらを土地の固定資産税が６倍になってしまうんだったら、そのまま空き家で放っておいたほうがいいよという流れになってしまうので、できたら減免措置を、空き家を壊した後も継続できないか、例えば期限を決めて何年かそのまま６分の１のままですよ、その間に壊してその間に売ったり貸したりしてくださいという流れに持っていけたらいいなと思うんですけれども、その辺ができるのかできないか、ご見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　永井議員、（１）のほうは４回終わっています。これは（２）の１番の質問でよろしいでしょうか。

○７番（永井孝佳）　４回目ではないですか、今。

○議長（飯嶋正利）　質問の内容がもう２番目の再質問に移っているので。

○７番（永井孝佳）　１番目は終わってしまっていましたか。すみません、では、後で個人的に聞きます。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　失礼しました。ちゃんと書いたんですけれども、書いている段階で間違っていたようです。失礼しました。

では、（２）のほう再質問させていただきます。空き家バンク、２年間で建物が売れたのが１件ということで、もうあるような、ないような、あまり機能していない感じだと思います。これではあまり意味がないのかなと。そもそも掲載数が少ないと思います。1,000件を超える空き家があって、空き家バンク経由で買ったり借りたりすると、改修費用とか、そういう補助まで頂けるのに、２年間で１件しかないというのは、ちょっとこれあっても意味ないなと思うんですけれども、そこで再質問になります。空き家バンクの登録を増やす取り組みは何かされているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　ちょっと数が少ないということでございます。確かに実績は少ないです。ただ、問合せの中で空き家バンクのご紹介をしているケースもございまして、登録してもいいかなという流れでいくんですが、現実にはそのまま知っている不動産屋を仲介して売却してしまうケースもやはりございますので、空き家バンクに来なくても一定数空き家の取引が行われているのは、いいことなのかなと考えております。

空き家バンクの登録件数を増やす取り組みでございます。こちらは先ほど回答したとおり、全国版の空き家・空き地バンクとして、民間会社の運営するホームページに掲載してございます。そのほか、税務課で発送しております固定資産税の納税通知書、こちらに空き家の適切な管理のお願いと併せまして空き家バンクの利活用、そういったものについて同封させてもらいまして、制度の説明や補助金の周知も行っています。

また、月に１度開催しておりますが、空き家の無料相談会も空き家バンクの紹介を行っておりまして、お話としては聞いていただけるとは思っておりますが、それがまだ掲載の実績に結びついていないのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　固定資産税の納税通知書とかに、いろいろと案内をつけていただいているということです。空き家を手放したくないのか、もしくはその案内に全く目を通していないのか、いまいち効果が出ていないように感じます。実際に売りに出ている物件ですけれども、不動産屋の仲介のようなイメージなんですよね。私がイメージする空き家バンクというのは、不動産屋が扱わないような古くて安い物件とか、そういうのを橋渡ししてくれる制度だと思っていたんですけれども、以前質問したときに、旧耐震基準の建物は扱わないと回答をいただきました。

再々質問になりますけれども、昭和55年以前に建てられた建物でも空き家バンクに登録できないか、その辺のご見解をお伺いします。また、できない場合はその理由をもう一度教えてください。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　昭和55年以前の建物についてなんですが、市では住宅の耐震化を促進していることがございます。空き家バンクにおきましても、新耐震基準である昭和56

年６月以降に着工された建物であることや、それ以前の建物でも耐震診断等により、新耐震基準を満たしていることが判明しているものが登録の条件としております。

理由といたしましては、耐震化の促進もあるんですが、空き家の解消だけではなく、移住・定住の促進に寄与するということを目的としておりますので、やっぱり安全性が確保され、居住用として適している建物についての紹介としております。

ご質問の旧耐震基準の建物の取扱い、こちらにつきましては他の自治体での実施の状況や実績などを確認させていただいて、今後も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。

私のところに４件ほど、古くてもいいから安い建物を紹介してくれないかと、僕、不動産屋でも何でもないのに電話がかかってくるんですよ。何で私に電話くれたんですかと言ったら、あんた、空き家対策やるって言っただろうということで、ぜひぜひ頑張っていただきたいんですけれども、そのうちの４件のうち３件がサーファーの方でした。週末だけ来るから、寝られて車が置ければいいんだよと。そういう需要もあるということです。

安全性は大事だと思いますけれども、現在も耐震基準に満たない住宅にお住まいの方もたくさんいらっしゃいます。本人がそれを承知していれば問題ないと思いますし、買った後に補強するケースもあると思います。そこに対して補助金を出すなど、空き家の活用になるのではないかなと思います。

４回目の質問ですけれども、例えば市が関与する空き家バンクに登録ができないとするんでしたら、訳ありの物件をゼロ円で紹介したり、あとは格安で紹介したりする民間業者などがございます。そちらのほうと連携をして、そういった、市では扱えないような物件を紹介することなどはできないのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　旧耐震基準の建物の取引につきましては、空き家バンクでは扱っていないんですが、市で実施しております空き家の無料相談会で、開催に協力していただいています宅地建物取引業協会を紹介して、売却であるとか、いろんな取壊し、利活用の方法、そういったのの相談に乗ってもらっております。

そうはいいましても、実際の取引がそんなにない中でございますので、議員のおっしゃっ

たとおり、今後も民間と連携を取りながら、旧耐震基準の空き家の利活用を、利用方法ですか、そういったものを考えていきたいと思っております。

少ない、最近出てきた事例では確かにゼロ円で空き家を引き取りますというのがございます。ビジネスモデルとしてどのくらい継続できるのか分かりませんが、そういった連携は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ＤＩＹとかリノベーションとか、とてもはやっていますので、そういった、もう市としては扱えないかもしれないけれども、それを有効活用したいという需要もあることを踏まえつつ、ご検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次のちょっとボリュームがある飯岡海岸の減災林について行きたいと思います。

効果として様々な効果があるのは分かりました。しかし、実際に津波を経験した人たちの中には、木が植えてあっても大した効果がない、津波が来たら高台に逃げるしかないと、減災林の効果に対して懐疑的な人もいらっしゃいます。実際に津波を経験したからこそ、津波の恐ろしさ、人工物の無力さを痛感しているようです。

それと、東日本大震災のときは、地震から１時間後ぐらいに津波が到着しました。第２波は堤防を越えず、第３波が地震から２時間後ぐらいだったと記憶しております。人命が失われたのは、堤防とか減災林の不備ではなく、この津波の知識を周知、教育してこなかったことが最大の原因だと思います。

そこで、再質問になりますけれども、東日本大震災と同じクラスの津波が来た場合に、堤防を越えるのか。また、被害が減るのか、減災林の有無で変わるのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　海岸を管理する千葉県によりますと、現在の防潮堤の高さは、元禄地震の津波を想定し６メートルとしたわけでございます。本市におけるこの東日本大震災の津波は、痕跡高が7.6メートルでありますが、気象庁の気象研究所の調査では、本市の津波の高さを5.6メートルから6.4メートルと推定していますので、防潮堤を完全に越えないとは断言はできないのかなと思います。

この減災林は、仮に防潮堤を越える津波が襲来した場合でも、防潮堤を保護するとともに、破壊・倒壊までの時間を少しでも長くすることで、避難までの時間を稼ぎ、浸水域を減少さ

せるといった減災効果が期待できると考えております。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　休憩前で、ちょっと内容を忘れてしまったんですけれども、とてもデリケートな質問なので、あまり詰めるのはよくないのかなと思ったんですけれども、先ほどトイレに行ったら、目の前に標語で「一歩前へ」と書いてあったので、もう一段詰めていきたいと思います。

再質問の回答までいただいたと思います。減災林の有無で災害が変わるのかという質問をいたしました。想定より大きな津波というのは防げないのかなと思います。あとは、想定内だとしても、完全に防ぎ切れるとは断定できないというご回答でした。自然が相手ですので、完全に防ぐのは不可能だと思いますし、仕方ないことだと思います。

反対している方もそれをおっしゃっていて、15メートルの堤防を造るといったら、反対する方ももっと多くなると思います。それは程度の問題だと思うんですけれども、反対している方は、防災林をつくらなくても、高台に逃げることを徹底して語り継いでいけば人命は高確率で守られるのではないかと考えていらっしゃいます。

先ほど、元禄地震、1700年代だと思います。あと、2011年の地震、その前ですと、諸説あるんですけれども、西暦800年から西暦1300年の間に２回ぐらい、千葉県に地震があったんではないかなという研究結果があるそうです。そうしますと、平均すると二、三百年に１回ぐらい、こういう人命とか財産に影響がある大きな津波が来ている計算になります。

それをどの程度ハードで守るかというのは人それぞれの価値観なのかなと思うので、人命、財産のためにそういうハードを整備しようという派と、それではなくもっと大切なことがあ

るから、人命は逃げることによって守って、もっと大切なもの、そちらを守りたいという意見があって、そこが食い違ってしまうんだと思います。

再々質問になりますけれども、海岸減災林が整備された後、海側から避難できるような場所はあるのかをお伺いいたします。先ほどご回答があったと思いますけれども、今の状態ですと、砂浜側から堤防を越えて避難する場所が少ないように感じています。これで750メートル植栽が完了すると、その隙間がなくなってさらに逃げづらくなってしまうのかなと思ったので、その辺をお伺いしたいと思ったんですけれども、先ほど、間がところどころ空いて逃げられるようにはなると聞きましたけれども、せっかくご回答を用意していただいたと思いますので、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　回答申し上げます。

この海岸減災林の整備に当たっては、一定区間ごとに管理用のスペースが必要になりますので、全面植樹して通れなくなるというようなことは予定しておりません。

津波発生時には砂浜から速やかに避難できるものと考えておりますけれども、そうした避難経路という視点も踏まえまして、今後整備を進めてまいりたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　これについては、課長のおっしゃるように、整備されたほうが逃げやすくなるのかなと感じました。

４回目の質問は根本的な質問になるんですけれども、この事業は誰のためにやるものなんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　旭市復興計画は、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、さらなる市民生活の発展を遂げるための道しるべとして策定したものでございますので、旭市に暮らす市民の皆さんのための計画ということになるわけでございます。

この復興計画では、様々な被災者支援事業のほか、復旧・復興に向けた各種事業、また、今後二度と同じような被害を出さないための災害対策や、震災の教訓を未来に伝えるため、当時の小・中学校の児童・生徒の作文なども掲載してございます。

重点プロジェクトである海岸減災林の整備は、災害に強い地域づくりの津波対策の一つと

して、市民の生命・財産を守るために実施していくものでございます。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　私も、市民の生命・財産を守ることが大事だとは思います。

ちょっと長くなりますけれども、ここで反対派の方たちが何を危惧しているかをお話しさせていただきます。

飯岡の津波の被害に遭った地域は人口が激減しました。半分くらいの世帯になった区もあります。若い人がほとんどいません。子どももいません。空き家や空き地であふれかえっています。

そんな中、津波の後に家を建てた方もいます。新しい家は、海側に大きな窓やバルコニーがある家です。おしゃれなお店もできました。海側に大きな窓やテラスがあります。震災後に家を建てる人は、皆、海が好きな方です。海や夕日に魅せられて移住してきたり、家を建てようと決めたりしています。別荘も多いです。この地域から海が見えなくなってしまったら、家や店を建てる動機が失われてしまいます。

生命・財産が大事なことは間違いないです。それは別の方法で守ります。それと同じくらい夢と希望も大事なんだと思います。100年後に津波によって飯岡地区が消滅することはほとんどないと思います。しかし、海を捨て、魅力を失った地域の人口が４分の１になる未来は十分にあり得ます。むしろ既定路線ではないでしょうか。駅もない、中学校もない、交通の便も悪い、病院もない、スーパーもない、車はそこそこ走っている、おまわりさんもぐるぐる回ってくれてはいます。そんな不便で魅力もない地域には、移住者は今以上に来ない気がします。

以前の一般質問で、海沿いのビジョンはないのかと再三伺ったことがあります。しかし、明確な回答はありませんでした。私が妄想するビジョンは、海沿いにおしゃれな店とサーフィン好きな人たちが家を建て、建ち並び、観光客と地元の人々が波の音を聞きながらお酒を飲む海岸線をイメージしていました。

民間からその動きが多少あったんですけれども、行政の間からはそういうビジョンとか、そういうのは共有はされていないのでなかなか進むことはありませんでした。そして、今まさにこの植栽が行われてしまうと、この妄想が終わってしまうのではないかなと、これに対して反対をしている人たちがいることをご理解いただきたいと思います。

命より景観が大事だと言っているわけではないんです。植栽に賛成の皆様も、反対の皆様も、旭市をよくしたいと願う気持ちは変わらないんです。

すみません。とても長くなってしまいましたけれども、（２）の再質問に移らせていただきます。

減災林整備に対する反対意見などは市に届いているか。また、あるとすれば反対の理由を伺いますという質問を通告で出したんですけれども、先ほど回答もありましたし、請願で内容を確認しました。その他に何かあれば教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　この減災林整備に対する意見ということでございますけれども、先ほど意見書の件が１件ございました。それ以外にも、メールで１件、反対のご意見をいただいております。内容ですけれども、試験植樹の管理の問題、それから砂浜に車両の乗り入れができなくなってしまうのではというご意見、それから、景観の件ですね。それから、減災林の整備の効果といった点で意見がございました。

そのほかにも、飯岡地域、多くの方が津波で亡くなっているので津波対策は必要であると、そういったご意見もいただいたところでございます。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今課長がおっしゃったように、賛成の意見も反対の意見もあると思います。こういった賛否を、ぜひ一度アンケートか何かで確認する作業はしていただけないでしょうか。それをお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　現時点で、この海岸減災林の整備についてのアンケート、こちらを実施する予定はございません。いろいろな方々からご意見をいただいた上で多くの協議を重ねまして、この旭市復興計画を策定し、減災林の整備を進めることとしたものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　このまま反対派の意見、特に反対、賛成のアンケートを取らずに進めると遺恨が残ってしまうのではないかなと危惧しております。

今までこの４年間、私も議員をやらせていただいて、こういう一つの事業に対して、反対活動や署名が起こったことというのはなかったと思うんですね。それだけこの事業は重いものなのかなと感じております。

ですので、繰り返しになりますけれども、行政側にはこの事業をやるメリットとか意義とかをしっかりと伝えていただいて、その上で賛否を採っていただいて、もし賛成が多ければ、過半数でしたら、もう胸を張って残りの650メートル、４年間、しっかり事業を達成していただきたいと思いますし、もし反対派が過半数を超えるようなことがあるんだったら、一歩立ち止まって、もっとほかの落としどころというか、例えば防災林の高さを少し下げるとか、そんな落としどころを探るというチャンスもあるのではないかなと思います。

ですので、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、賛否を問う、住民の意思を確認する機会を一度つくっていただけないでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　繰り返しの回答にはなりますけれども、この復興計画策定に当たりましてはアンケート調査も実施しましたし、パブリックコメントも実施をしました。また、復興計画の地域説明会、それから津波対策事業説明会、こちらは県と合同になりますけれども、こういったもので地元への説明を行っております。ですので、今後こういった事業を実施するに当たりましては、機会あるごとに事業の内容について丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　承知しました。10年前から始まっている事業ですし、なかなか方向転換するのも難しいと思いますし、納得はしませんけれども、理解はいたしました。

では、次の３番の項目に進みたいと思います。これは明るい話題なので、にこやかに行きたいと思います。

進捗状況、３回の協議会を経て徐々に計画が固まってきている段階なのかなと思っております。先ほど課長の答弁の中に、公民連携でという言葉がございました。私も、２回目の協議会で公民連携についての講演があったので、それを聞かせていただいたんですけれども、公民連携というのはどういったものなのかご説明をお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　海業における公民連携の取り組みにつきましては、漁港という公の施設において、飲食施設や直売所など様々な事業を実施する個人や企業の活躍が期待でき

るものでございます。

今後は、サウンディング調査として民間事業者などへのヒアリングを行うとともに、海業推進地域協議会において、飯岡漁港の特色を生かした施設の整備を目指し、公民連携に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　公民連携ということで、行政側がお金を出して箱物を造って、そこに入ってもらうとかそういうものではなく、行政側は規制緩和をし、そこに民間、プロポーザルとかで選んだ業者が建物を建て運営していくと、そういう計画だと認識しております。

今のところ、協議会でどんなものをつくるとか、そういう具体的な案が出ていましたら教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　昨年度の海業推進地域協議会での意見を踏まえ、現時点では飲食施設、直売施設、グランピング施設、朝市、釣堀、養殖など多岐にわたる事業を検討の土台としております。今後の協議会、さらにはサウンディング調査等を踏まえまして、飯岡漁港で実施すべき事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。あの地域にいろんな催しというか、釣堀とかバーベキューとかキャンピング施設とか、あとは道の駅的な、海の駅的なものができて、あと直販とか、あとはその場で食べる、そういった施設ができるんだとイメージしました。とてもわくわくする事業ですので、中途半端なものをつくるのではなく、ぜひ観光客を呼べるようなすばらしい施設にしていただきたいと思います。

当初の案で、灯台地域との連携の話も出ていたと記憶しているんですけれども、今回の計画にも灯台地域と一体となって開発とかという案は出ているんでしょうか、お伺いします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　屏風ヶ浦や刑部岬の景観、または灯台や上永井公園などの施設は本市が誇る魅力ある観光資源の一つでございます。飯岡漁港は、これらの観光資源と隣接しておりまして、この立地は海業についても欠かせない重要な要素であると考えております。

まだ具体的な計画はございませんが、この恵まれた立地をどのように生かし、どのように連携させていけるか、多様な可能性について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今後もこの事業、大変期待しております。注視してまいりますので、ご尽力のほどよろしくお願いいたします。

では、４項目め、屏風ヶ浦の活用について、周知方法を教えていただきました。

そこで、グーグルで屏風ヶ浦と調べると、上永井の上の畑のほうに案内されてしまうという事案がいっぱい出ています。そのことによって観光客が屏風ヶ浦にたどり着けないというのもありますけれども、農家の方が、行き止まりのところに観光客の車がいっぱい来てしまって、道を聞かれたり、あとは、下手をしたら車を、Ｕターンしてくるのでどかせとかと言われることもあって、すごい不都合に感じていることがあるそうです。ですので、とても困っているので、この辺を対策できないかという質問です。

例えばグーグル本社に言って屏風ヶ浦の案内場所を変えてもらうとか、もしくは手前に屏風ヶ浦の場所を看板でもっとはっきり示して、迷わず上永井の部落のほうに入らないような体制をつくっていただくとか、そのような対策はできないでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　ありがとうございます。地元の農作業の方、それから実際行く方も迷惑していると、困っているという状況だそうです。

うちのほうで、まずグーグルのマップのほうも確認しまして、確かにそのとおりでございました。グーグル社においてはメールで改善の依頼ができますので、市から改善の依頼をしていきたいと思います。

看板につきましては、また場所等もありますので、検討のほうをさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　対応をよろしくお願いいたします。

それで、屏風ヶ浦、とても眺めがいいんですけれども、立入禁止になっているんですね、通蓮洞のほうに向かう道においては。県の管轄だとは思うんですけれども、銚子のほうは、屏風ヶ浦、立ち入ることができるんですけれども、飯岡側からはできないということで、何

とか県に言って、この辺をもう少し安全対策をしていただいて観光名所にできないか、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　県のほうにも、観光を目的とした護岸の整備についても確認はしているんですけれども、現状は難しいということでございました。

なお、やはり屏風ヶ浦の旭市側は、護岸が立入禁止となっております。さらに、満潮時に波をかぶるおそれがあり、訪れる方の安全確保ができていないことなどから、飯岡漁港側から見た景勝、西側からですね、と屏風ヶ浦の上からではありますけれども、飯岡刑部岬展望館からの絶景を楽しんでいただくことで、観光名所としてＰＲしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　奥に行くのは難しいと思いますけれども、手前から見るだけでも十分な観光的価値があると思いますので、その辺の周知、案内のほどよろしくお願いいたします。

では、４回目の質問ですけれども、先ほど、海業で屏風ヶ浦を外から見るような遊覧船なんかも考えられると思うんですよね。そういうのもありますし、今後、市長が洋上風力、手を挙げるかもということでしたので、そういう兼ね合いも出てくると思います。この辺の縦割りではなく、一体的に捉えて、屏風ヶ浦の価値を高めていってほしいなと思うんですけれども、その辺のご見解を最後にお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　海業や洋上風力発電事業と連携して屏風ヶ浦を観光資源としての活用、その方法については研究していくとともに、関係機関等と協議を図ってまいります。

遊覧船のご提案等もありました。今後、海業を活用した観光振興に向け、庁内関係課と連携して、屏風ヶ浦のＰＲに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　前向きなご答弁ありがとうございます。

これからも、飯岡地域だけではなく旭市が発展していくためのキーとしても、海岸エリア

はとても大事だと思いますので、皆様方のより一層のご尽力をお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　春　美

○副議長（片桐文夫）　続いて、伊藤春美議員、ご登壇をお願いいたします。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。発言の許可をいただきましたので、令和７年第２回定例会において、通告に従い、大きく２項目５点の質問をさせていただきます。

１項目め、安全・安心なまちづくりについて。

（１）クラウド型被災者支援システム導入状況について。近年、集中豪雨や地震などの自然災害が頻発する傾向が見られます。このような災害に際して、被災者支援の迅速化、効率化が求められています。大規模災害時には膨大な災害対応業務が発生しますが、自治体職員などの人的資源には限界があり、迅速、的確な対応のためには、災害業務の効率化、省力化が必要です。デジタル技術の活用による災害情報の管理や各種支援に必要な申請手続の簡素化は、職員や市民の負担軽減につながります。

そこで、千葉県などが進めているクラウド型被災者支援システムの整備状況について伺います。

（２）新総合防災情報システムは、災害発生時に災害状況を早期に把握、推計し、地理空間情報として共有することで被害の全体像の把握を支援するシステムです。この新総合防災情報システムの活用方法と、このシステムを有効に使っていくための具体的な運用計画やロードマップはあるか伺います。

２項目め、高齢者等への終身サポート体制の充実について。日本総合研究所の試算によると、身寄りのない高齢者、配偶者や子ども、３親等以内の親族がいない高齢者は、2024年時点で約286万人ですが、2050年には約448万人に増加すると推測されています。これは高齢者全体の約11.5％に相当し、９人に１人が身寄りのない状態になる計算です。また、未婚化の進展などにより、子どものいない高齢者は、2024年の459万人から、2050年には1,032万人に倍増すると見込まれています。

このような状況により、施設入居や入院時の身元保証人の確保が困難になるほか、遺体の引き取り手がいない高齢者が増える懸念が指摘されています。行政は対応に追われることが推測され、何かしらの準備が必要であります。本市においても、お独り暮らしで身寄りのない高齢者の方々から、墓じまいや、自分が亡くなった後の書類の手続や家の整理などのご相談が増えています。このことから伺います。

（１）本市において、身寄りがなく、頼れる親族や知人がいない高齢者等の現状について。

（２）本市の終活支援の現状について。

（３）高齢者等終身サポートと死後手続契約は、近年ニーズが高まっています。特に身寄りのない高齢者や、家族に負担をかけたくないという方々にとって必要な選択肢であり、要望も増えてきています。不安なく安心してお過ごしいただけるよう、サポート体制は必要です。早期の行政連携を望むが、進捗状況を伺います。

以上、大きく二つ、５項目の質問になります。再質問からは質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは、大きな項目１点目の安全・安心なまちづくりについて、クラウド型被災者支援システムの導入状況についてご回答申し上げます。

能登半島地震では、石川県内の全市町村が被災者支援システムを導入していたため、住家被害認定調査の業務効率化に貢献していたことから、千葉県においてもこのようなシステムの導入を目指しまして、昨年11月に県内22市町村と共同で千葉県被災者支援システム運用協議会を設立いたしました。

本年３月に18の市町村とシステム契約に関する協定書を締結しております。残りの４市町についても今年度中に協定を締結する予定と聞いておりますが、本市ではまだこの県協議会には参加はしておりません。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課から、１項目めの（２）新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用方法と活用状況についてお答えいたします。

この新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）は、国と都道府県や市町村などの防災システムと連携し、災害時に様々な機関で収集された情報を共有・地図化することにより、

被害の全体像を把握し、迅速かつ的確に災害対応を可能とするシステムです。

国では、令和７年12月までにシステム連携の完了を目指しております。現在、千葉県も国と連携を図るためのシステムの改修事業を進めていると伺っております。

なお、旭市と県は既に連携をしております。

現時点で、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）は、国・都道府県・市町村など災害対応機関向けに情報提供をするため、一般の方が直接システムにアクセスすることはできないようになっております。

市としましては、今後、災害が発生した際にＳＯＢＯ－ＷＥＢを活用して、国・県・関係機関がそれぞれ把握する被害状況、対応状況を即座に共有し、迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　高齢者福祉課からは、２、高齢者等への終身サポート体制の充実についての（１）から（３）についてお答えいたします。

まず、（１）本市の身寄りがなく、頼れる親族や知人がいない高齢者等の現状でございますけれども、実際の人数などの把握はできませんので、ここでは市や地域包括支援センターで受けた昨年度の相談件数と内容からお答えいたします。

令和６年度の相談件数は29件で、対応内容は死後の葬儀や空き家、お墓に関するものなどでありました。

次に、（２）本市の終活支援の現状についてお答えいたします。

本市では、旭市版エンディングノート「私の希望ノート」を令和元年度より作成して終活支援に活用しております。このノートは、高齢者福祉課の窓口への設置のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を通じての配布など、終活にお困りの方のサポートに役立てております。

また、介護関係者の研修においても、もしものときに自分が望む医療・ケアを前もって話し合う「人生会議」や、認知症などで物事の判断が難しい場合に、本人の意思を尊重し支援する「意思決定支援」の普及・啓発を行っております。

そのほか、各課と連携を取り、生涯学習課、商工観光課それぞれ主催の終活セミナーにおいても私の希望ノートを利用していただいております。

続きまして、（３）高齢者等終身サポートへの行政連携の進捗状況ということでお答えい

たします。

高齢者等終身サポートについては、民間事業者が独自のサービスを数多く展開しており、中には高齢者にとって不利益になるような内容のものも含まれているとのお話も耳にいたします。

これを防止すべく、国では、内閣官房や消費者庁、厚生労働省など九つの省庁による連名で、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが令和６年６月に示されております。これは、民間の高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心してその事業を利用できることを目的として策定されたものであります。

ご質問の行政との連携についてでございますが、現在、優良な民間事業者を選定する基準や手段が国より示されていないため、現時点では難しいものと考えております。

今後、国の動向や、他市町村の先進事例等を参考にしながら、連携について研究していきたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

それでは、クラウド型システムの使用の際のことですけれども、どのぐらい費用がかかるのか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　千葉県が導入を予定しておりますシステムについて、これは県の試算にはなりますけれども、システム導入時には約140万円、ランニングコストとして毎年130万円程度かかると聞いております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

千葉県でもこれからこのシステムを導入するとのことですが、導入後のメリット、デメリットをどのように捉えているかお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　メリットとしましては、住民の安否情報や被害家屋の台帳作成など、迅速な情報共有・連携が可能になります。また、インターネット環境さえあればどこからでもアクセスが可能で、現場の職員などがモバイル端末で情報入力・確認ができます。

さらに、このデータはクラウド上に保管されるため、庁舎などが被災しても情報が失われることなく、ＢＣＰ（業務継続計画）への対応も迅速に行うことができるものと考えられております。

デメリットとしては、インターネットに依存し過ぎる点が考えられまして、通信インフラが被災した場合、システムにアクセスすることができなくなる可能性があります。災害時は通信障害も想定されるため、オフライン機能やローカルバックアップ、要は自庁内にデータを置かなければいけないということですね。こういったことが重要となります。

また、コスト面においても、先ほども年間のランニングコストを申し上げましたが、長期的には負担になることも想定されて、クラウドの業者に依存する部分が多く、一度導入してしまうと、移行や互換性の問題からほかのサービスへ移行が難しくなる、こういったことが考えられます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

現在、国主導の下で、全国の自治体が使用しているこの情報システムの標準化、共通化が進められていますけれども、クラウド型被災者支援システムの連携は可能なのか。また、旭市は被災者支援システムの導入についてどのように考えているのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　県に確認しましたところ、住民情報だったり税の情報だったり、システムの標準化、共通化が進められていますが、この標準化後のシステムとの連携は対応可能だと聞いております。

自然災害の多発化、激甚化が進む中で、対応する職員のマンパワー不足を補うすべとしてシステムが有効であることは認識しておりますが、県内では県とは別のシステムを導入済み、あるいは導入を検討している自治体もございます。

大規模災害は広域で発生することが多いため、統一されたシステムを使用するほうが、被災者支援を迅速かつ確実に行うことが可能にはなるため、ただ費用対効果の面もありますの

で、他の自治体の状況も見極めながら検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　統一されたシステムでないとお互いに連携が取れないというふうになっておりますので、周辺の自治体の状況を見極めて、またいつ起こるか分からない震災について、早めに判断をして統一していただきたいなと思います。

また、かねてから、私もできるといいなと思っていた「耳で聴くハザードマップ」が、千葉県では、この４月15日から県内全域で利用することが可能になりました。視覚に障害のある方や小さな文字が見えにくい高齢者、また夜間など、災害リスクを認識しやすくするための非常によいサービスが始まりました。様々なＡＩやアプリを活用しながら、安全な状況を確保していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問です。身寄りのない高齢者が直面する具体的な問題について……

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員、（２）ですよね。（２）はいいですか。

○２番（伊藤春美）　（２）ですが、身寄りのない高齢者が直面する具体的な問題は何か、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員、（２）はいいんですよね。大きな２番でいいのかな。

○２番（伊藤春美）　そうです。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　身寄りのない高齢者の直面している具体的な問題ということで、問題としては、入院時のほか、施設入所や住宅入居時の身元保証人、また何かあったときの緊急連絡先、死後の引き取り手がいないなどといった問題があります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　このような高齢者がこれからますます増加していくんではないかなと思いますが、本市としてはどのような支援策を実施されているのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　本市の単身世帯に対する支援策としましては、ひとり暮らし高齢者台帳の登録や、この台帳を基にした民生委員による訪問、地域包括支援センター職員

による状況調査訪問と、先ほどの身寄りのない方に関する相談など、また、見守りということで、救急や消防につながる緊急通報装置の設置、配食サービスでの日頃の見守りなどの支援を行っているところであります。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

それでは、（２）の再質問なんですけれども、エンディングノートの活用から見えてきた課題はあるかお聞きします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　市内のケアマネジャーに対しまして、旭市版エンディングノートを活用している中でアンケートを取りました。その中で主なもののまず一つ目として、今は考えたくない、まだ必要ないとの意見が多く、利用が進まなかった。二つ目として、家族がいる方は話し合って記載していただきたいが実現できていない。三つ目として、保管場所が不明で、家族や関係者が見つけられないおそれがあるなどの課題が見えてきております。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　以前にも提案させていただきましたが、生前の意思を明確化し残すエンディングノートの推進と保管場所が一層重要になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　先ほどもお答えいたしましたが、旭市版エンディングノート、「私の希望ノート」と言いますが、その推進ということで、窓口への設置、そのほか地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を通じての配布、それに加え、定期的に開催されている介護事業所による会議体でありますけれども、地域ケア会議、その中でも引き続き推進していきたいと考えております。

また、保管場所につきましては、活用してみての課題にも上がっております。自宅で保管する場合は、事前に家族や関係者に知らせておくことや、例えば消防署と共同設置を推奨している救急医療情報キット、また本市が作成した緊急連絡カード、それらと合わせて保管するなど、様々な方法を検討していく必要があると考えております。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　せっかく書かれたエンディングノート、これをしっかり伝えられるという状況がすごく大事だと思っております。そのまま何も伝えられずに亡くなられる方もすごく増えていますし、私も今現在お受けしているご相談の中では、お子様がいらっしゃらずに、既に亡くなられたご主人の入られたお墓も現にあると。でも、自分がお独り暮らしなので、その後、亡くなった場合、それが伝わるかどうか。しっかり自分の思いを明記したことが伝わるかというようなことも非常に心配をされておりました。

本当に少子高齢化の進展や核家族、移住、社会構造の変化とともに、これまで家族が担ってきた役割が変化してきています。身寄りのない方や家族に頼ることができない方、また頼らないという方もいらっしゃいます。こういう方々が増加する中で、医療・介護だけの問題ではなく、今後、高齢者の住まい、生活、死後のことといった幅広い問題や不安の声に対して、その方々がどのような最期を迎えたいか、それを尊重した思いで、これからは少し踏み込んだお話もお聞きしながら、エンディングノートを記載できるように、拒否もなく、書くことは決して悲しい話ではなく、むしろ自分の意思を明確に伝えるという意味では非常に重要なことだと思いますので、ぜひ推進をしていっていただきたいなと思います。

○副議長（片桐文夫）　答弁はいいですか。

○２番（伊藤春美）　いいです。

４回目の質問ですけれども、高齢者に分かりやすく、早くから終活に関する悩みや準備を相談できる窓口の設置は必要ではないか、伺いたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員、４回目の質問でいいですか。

○２番（伊藤春美）　はい、４回目です。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　本市では、終活に限定した相談窓口、それは設置しておりません。しかしながら、高齢者の日常生活の問題や将来に対する不安や悩みについて、地域包括支援センターにおいて随時、総合相談を受け付けております。

総合相談の中には、金銭管理など日常生活支援や、成年後見制度に関することなど、終活にも関連のある高齢者の権利擁護に関する相談も含まれております。

引き続き、その総合相談の中で終活相談についても市民に分かりやすく周知、対応してまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　身寄りのない高齢者が安心して暮らすことができるよう、行政として果たすべき役割や、市民との協働の重要性について、人生の最終段階に向けての心積もりについて実践していく。先ほどご答弁にもありました、いわゆる人生会議、この普及が非常に大事だと思っています。自分はどういうふうに最期を過ごしたいか、これはすごく重要なことだと思いますし、年齢に関係なくこれはやっていくべきではないかなと思っております。

続きまして、（３）の２回目の質問に入らせていただきますが、死後の支援において最も大きな位置を占める火葬や納骨、そして住まい、財産処分について不安の声もあります。市はどのような支援ができるのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　対応内容は個々により様々で、多岐にわたります。本市でも担当課、関係機関との連携により、法に基づく対応をしており、病院や警察などからの依頼により、身寄りのないご遺体を火葬まで行うことはございますけれども、家財など私有財産の処分については、現行法令の下では限界があるのが実情と考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　３回目の質問です。死後事務委任契約と成年後見人制度とは、制度にどのような違いがあるのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　二つの制度についてお答えいたします。

死後事務委任契約は、ご本人が亡くなった後に執行されるのに対し、成年後見人制度は、生前に支援が行われ、亡くなると終了するという違いがございます。

それぞれの制度の詳細ということで、まず成年後見人制度ですけれども、この制度は、認知症などにより判断能力が不十分な方が、経済的な不利益や被害を受けることのないようにするための制度であります。支援内容は、預貯金などの管理と医療・介護等の手続の二つに分類されております。

一方、死後事務委任契約でありますけれども、依頼人の判断能力の有無にかかわらず、第三者に対して、亡くなった後の病院・施設への支払い、行政手続、葬祭、納骨、埋葬等の死後事務を委任する契約のことを言います。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　４回目の質問ですけれども、まさにお独り暮らしで、自分が亡くなった後どうなるんだろうと心配している方々にとって、これらの制度というものは非常に知っているということは安心につながると思います。これらの制度について、周知はどうなのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　死後事務委任をはじめとする終活に関するいろいろな制度については、先ほども申し上げました地域包括支援センターで行っている総合相談や介護サービスを使っていない高齢者世帯への訪問調査の折に周知することは可能ではないかと考えております。

また、ほかにも、高齢者に寄り添う地域の情報誌として、現在発行している「旭市シニア生活便利帳」などに掲載して、広く周知することも一つの方法として考えられます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　私のご相談を受けている方は、まだ介護保険を利用されていませんけれども、かなりの高齢でお独り暮らしで、先のことが心配というような感じです。お独り暮らしなので、民生委員の方が入ってくださっていると思いますけれども、そこまでなかなかお話はすることは難しいなと思います。

本当にエンディングノートも、みんなでというか、そういう書く機会もあってもいいのかなというふうに思います。なかなかどうやって書いていいかというのが分からないというような声も聞いております。

ぜひ身寄りのない高齢者に関しても、安心して旭市でお過ごしいただけるように、ぜひ制度を進めていただきたいなと思っております。

以上です。終わります。

○副議長（片桐文夫）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（片桐文夫）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇をお願いいたします。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和７年第２回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、道路の安全対策について、２点目、不妊治療について、３点目、性別を問わない中学校の制服について、４点目、熱中症対策についての４点の質問をさせていただきます。

まず１点目、道路の安全対策について質問いたします。

（１）国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間の歩道整備はできないか。国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間、急なカーブがあり、しかもそこは急に道幅が狭くなっているため大変危険な状態です。路肩部分には段差があり、自転車等横転しやすい状況です。交通量の大変多いところで、朝夕の登下校時に安心して通学ができるよう歩道整備はできないか質問いたします。

（２）駒込橋の欄干の老朽化が進み、さびて穴が空き危険な状態ですが、今後の改修工事の予定は。駒込橋は老朽化が進み、欄干が全体にさびて穴が空き、大変に危険な状態です。約50メートルある橋で、この道路は抜け道にもなっているため朝夕の交通量は大変に多く、登下校時に大変危険な状態です。しかも、道路よりも橋のほうが狭く、また橋の高さもかなりあり、転落防止のためにも早急な対応が必要と感じます。ぜひとも駒込橋の欄干の改修工事はできないか質問いたします。こちらが、その欄干の部分です。

２点目、不妊治療について。

（１）市では、不妊治療に対してどのような制度があるのか質問いたします。不妊治療の保険適用が2022年４月からスタートし、高額になりがちだった治療費が原則３割の負担で済むようになった。体外受精や顕微授精のほか、人工授精、精子の採取などにも保険が適用され、１か月の自己負担額に上限を定める高額療養費制度も使えるとのことです。市では不妊治療に対してどのような制度があるのか質問いたします。

（２）相談窓口は設置されているのか。不妊に関する悩みや不安を一人で抱え込んでいるケースがあります。誰にも言えないで悩んでいる場合があります。何でも気軽に相談に乗っていただける不妊に関する不妊専門相談窓口は、旭市では設置されているのか質問いたします。

３点目、性別を問わない中学校の制服について質問いたします。

制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず選択できるようにできないか質問いたします。香川県坂出市は今年度から、市立中学校３校でジェンダーレスに対応した制服を導入した。新しい制服は、白いポロシャツにブレザースタイルで、上着、ズボン、スカートを男女関係なく自由に選ぶことができる。今年度入学した１年生から順次着用し、27年度には全生徒が切替えとなる。従来の制服を着ている２年生、３年生が新しい制服を着ることも可能だ。１年生の生徒は、デザインもかわいいし体温調節もしやすい。ズボンをはいている友達も似合っていると笑顔で話していた。市学校教育課は、生徒一人ひとりが自分らしく学生生活を送ってもらえることを期待していると語っていた。

旭市でも、制服のジェンダーレスに対応した制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず制服が選択できるようにできないか質問いたします。

４点目、熱中症対策について質問いたします。

（１）熱中症予防に一時的に暑さをしのぐ場所として、市では「涼み処」として利用できる施設は何か所あるのか、質問いたします。

（２）公共施設への給水スポットの設置はできないか質問いたします。公共施設に冷水対応の給水スポットの設置はできないか質問いたします。近年、夏の温度が高温になり、平常時は37℃前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合1.1℃も上昇し、汗をかいて脱水が進行し熱中症の危険性も増大し、体温が39℃になると疲労感になり、40℃になると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10℃も上昇し、水分補給５℃の冷水を飲水した場合は0.68℃、15℃の場合、0.77℃なので、水分補給の水の温度は５℃から15℃の水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として、熱中症対策に夏の季節、５℃から15℃の冷水対応の給水スポットはぜひ必要と考えます。ぜひ公共施設に冷水対応の給水スポットの設置ができないか質問いたします。

（３）今後、小・中学校へのエアコン設置の予定は。学校の体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担っています。児童・生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにすることが大事です。近年は全国的に猛暑日が増えており、命と健康を守るためにも早急に学校の体育館への空調整備（エアコン）の設置が必要と考えます。今後の計画についてお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　２分

再開　午後　２時１０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、大きい項目１番、道路の安全対策についての（１）と（２）についてご回答いたします。

初めに、（１）歩道整備についてです。ご質問の道路は、歩道を設置しない計画で、幅員７メートルまで拡幅する事業を進めてきました。整備の大部分は完了していますが、一部区間では地権者のご理解が得られず、道路幅が狭いままとなっている現状を踏まえますと、通行しやすいように整備するのは難しいと考えております。

道幅が急に狭くなっている箇所の段差については、現地を確認した上で、安全対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の駒込橋についてです。駒込橋は、新川に設置された駒込堰の管理橋と道路橋を兼ねております。

修繕工事の実施に向けて、駒込堰を所管する関東農政局などの関係機関との間で継続的に工事方法などの協議を進めておりました。このたび協議が調ったことから、今年度に修繕設計を行い、来年度に欄干を含めた修繕工事を予定しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　こども家庭課からは、２の（１）不妊治療に対して市の助成制度と、（２）相談窓口の設置についてお答えさせていただきます。

初めに、（１）不妊治療に対しての助成制度になります。特定不妊治療の助成は、これまで県の助成制度に上乗せとして行ってまいりました。しかし、令和４年４月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、県の制度が終了したため、本市でも経過措置を含め、昨年度末で今までの特定不妊治療の助成制度を終了いたしました。

それに代わり、今年度から少子化対策の一環としまして、新たに不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために、国で認められているが保険の適用とならない先進医療費の７割を助成いたします。

１回当たりの助成額の上限は、３万円から５万円の市町村が多い中、本市では複数の治療を組み合わせて行うことも考慮し、15万円を上限に助成いたします。また、申請時に必要な医療機関の証明書費用についても１万円を上限に助成し、県内他市よりも手厚い制度となっております。

次に、（２）相談窓口の設置につきましてご回答させていただきます。

専門的な相談窓口としましては、県で行っている不妊症看護認定看護師や認定ピアカウンセラーによる電話やオンライン相談による無料の相談がございます。

また、本市でもこども家庭課で、不妊専用窓口ではありませんが、不妊治療を受けるかどうか悩んでいる方の相談につきまして、いつでも対応しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは私からは、大きな３番の性別を問わない中学校の制服についてと、４、熱中症対策についてのうちの（３）小・中学校の体育館へのエアコン設置についての回答を申し上げます。

初めに、制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず選択できるようにできないかというご質問に回答いたします。

制服は、校章や校歌と同様に、地域や学校で育まれた学校の象徴であるというふうに考えております。制服の選定や見直しにつきましては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事項とされておりまして、社会的な価値観の変化等を踏まえて判断していくものと認識しております。

本市の現状では、自由に制服を選べるという状況ではありませんが、気候条件に対応する機能性や個々の多様性を尊重する観点を考慮しまして検討することは、各学校の裁量で柔軟に対応をしております。

期間を定めて体操服で過ごすことや、体操服での登下校を認めることによる酷暑への対応、そして個々の事情に応じて、スカートの代わりにスラックスの着用を認めることによる多様性の尊重が各学校で進められております。

続きまして、熱中症対策の小・中学校の体育館のエアコンの設置についてでございます。

現在、市内の小・中学校20校の体育館に空調設備は設置しておりません。一方で、ひかた椿小学校の体育館には、令和９年４月の開校に向けた大規模改造工事に併せて、空調設備を設置する予定でございます。

体育館は、児童・生徒が体育の授業やイベント、部活動で使用するほか、議員おっしゃいますように、災害時の地域住民の避難場所としての役割も担っておりまして、熱中症対策や防災機能強化の観点からも、空調設備の必要性は認識しております。

しかし、学校の体育館に設置するには、空調設備の設計や設置工事費用のほかに、受電設備の改修、ランニングコスト、断熱性を確保する工事の費用など多額の財政負担を生じることとなります。

このような中でありますが、中学校の体育館につきましては、部活動や今後の地域移行において地域コミュニティの中心として、また大会・イベントなどでも多くの活用が見込まれることから、先行して中学校へのエアコン設置に向けて検討しているところでございます。

また、小学校の体育館につきましても、財源や効率的な空調方法等について、県内外の自治体の事例を研究するとともに、学校再編の進捗状況を見極めながら、引き続き検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　私からは、質問事項の４、熱中症対策についての（１）市内で涼み処として利用できる施設は何か所あるかについてお答えいたします。

市内では、涼み処として、これまでの市役所本庁舎、飯岡福祉センター、海上公民館、いいおかユートピアセンター、ひかた市民センター、旭市総合体育館、おひさまテラスに加え、今年６月から新たに飯岡刑部岬展望館及び道の駅季楽里あさひの計９か所の公共施設を開放しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私のほうからは、４番、熱中症対策についての（２）公共施設に冷水対応の給水スポットを設置できないかとのご質問でありますが、お答えいたします。

現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな給水スポットを設置する予定はございません。しかし、給水スポットの役割の一つをマイボトルに給水することができる施設と

理解いたしますと、公共施設の職員に声をかけていただければ、千葉市などで実施している給水スポットと同様に、水道水の提供という形であれば対応は可能であります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　何点か再質問させていただきます。

１点目の道路の安全対策について、本当にありがとうございます。来年度予定ということで、欄干の部分もということでございますね、こちらのほうも。よろしくお願いいたします。

それで、（２）のほうに移ります。（２）の駒込橋の欄干の再質問のほうですけれども、駒込橋の護岸に長年、一度も草刈りがされていない箇所があり、今では大きな樹木になってしまっています。木の伐採と遊歩道の整備はできないか、質問いたします。

こんな感じで、もう本当にすごく、これ本当は護岸なんですけれども、樹木が大きくなってしまっているので、その辺の対応はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　駒込橋の護岸周辺の木の伐採や遊歩道の整備についてですが、新川の管理は千葉県となります。現地を確認した上で、海匝土木事務所へ要望したいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひともよろしくお願いいたします。ずっともう何年も、記憶にないぐらい整備されておりませんので、以前、大昔はここ、歩道、歩くところだけは確保されていたんですけれども、今はもう入り込めない状況ですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、２点目の不妊治療についての（１）の再質問をさせていただきます。体外受精や顕微授精は、治療開始時に女性が40歳未満なら子ども１人につき６回まで、40歳以上43歳未満は月３回までが条件、男性側の年齢には年齢制限はない。事実婚のカップルも対象とありますが、実際、医療機関にかかった場合、治療費の支払い方法はどのようにするのか、質問いたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　それでは、治療費の支払い方法についてご回答させていただきます。

不妊治療を受けた場合、不妊治療の保険適用分と先進医療に要した費用を、一旦医療機関の窓口で支払っていただきます。その後、先進医療に要した費用については、市に申請をしていただきまして、後日、指定された口座に振り込みをさせていただく償還払いの方法となります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。今後、償還払いから自己負担で済むようなやり方でお願いできたら、これは要望ですけれども、１回の金額がかなりのものですので、ぜひその辺はこれからの検討ということでよろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。３点目の性別を問わない中学校の制服についての再質問をさせていただきます。

千葉県八街市は今年度から、市内公立中学校の制服の機能性向上と生徒の多様性を尊重するため、制服をリニューアルし、性別を問わずスカートかスラックスを選択できるようになった。これまでの制服は、男子は詰め襟、女子はセーラー服、新制服は男女兼用のブレザータイプで、市内の小学４年生から中学３年生までの児童・生徒らを対象に実施したアンケートで決定された。ボタンやバッジには、市特産品のピーナツのイラストが取り入れられています。また、保護者の費用負担を軽くするため、これまでの制服よりも安く購入できる製造業者を選び、従来の制服代より１万円以上安くなった。市立八街北中学校では、生徒からスラックスがあってよかったとの声をもらっていると話していた。

ぜひ旭市でも、制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず制服が選択できるようにできないか、再度質問いたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　ただいま回答しましたとおり、現在は各学校のほうで、多様性の尊重に対する対応としまして柔軟に対応しているところでございます。

今後につきましては、本市では学校再編の基本方針に基づきまして、中学校を３校に再編する計画で準備を進めているところでございます。統合に当たりましては、準備委員会において新たに制服を決定していくこととなりまして、再編のタイミングで、議員ご指摘の制服

の機能性や多様性の尊重を考慮した制服についても検討していくこととなります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、４点目の熱中症対策についての（１）の再質問をさせていただきます。

熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として、冷房の効いた施設を涼み処として開放して、夏の暑さから身を守るためにも市民が安心して気軽にご利用いただけるように、もっと分かりやすく、施設の入り口にのぼり旗を立てるとか工夫し、涼み処として利用しやすいような環境づくりを考えてはと思いますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　涼み処へののぼり旗等の設置につきましては、現在、涼み処として開放しているのは、市民の皆様に日常的にご利用いただいている市役所本庁舎などの公共施設でございます。そのため、のぼり旗等を設置して特別な場所とするよりも、ふだんどおり自然にご利用いただけることを大切にしたいと考えております。

涼み処につきましては、今後も市のホームページや広報等で、引き続き分かりやすく周知してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。なかなか、涼み処ってどこなのかしらと、お知らせはしても、どこなのかしらということで、実際そこが利用されていないケースが非常に昨年の場合も多かったのではないかと思いますので、その辺は、のぼり旗を一つ立てるだけでも本当に違いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、（２）の給水スポット、冷水対応というのは、またどうぞ検討していただければと思いますので、今後またぜひ検討していただければと思います。

それから、４点目の（３）のエアコンの設置でございますが、中学校を先行して今検討しているということで、実施方向でということでしょうかね。ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇　松　木　源太郎

○副議長（片桐文夫）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇をお願いいたします。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党、旭市議会議員の松木源太郎です。2025年（令和７年）６月15日、旭市議会６月定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

１、第３期旭市総合戦略について質問いたします。まず、この第３期総合戦略の素案が、昨年９月に戦略骨子、12月に戦略素案として提示され、その骨子が説明されました。これはあくまでも素案であり、どのような事業が計画されているかは全く明らかにされませんでした。このことを、私は予算議会である３月議会で説明を求めましたが、これからの５年間にどのような事業を計画しているか、内容は全く示されませんでした。

（１）まず、不可解な３、基本目標の①から④について伺います。

①魅力ある雇用を創出し、安心して働ける生産人口比率の数値目標が、基準年で57.1％、目標年で55.7％について解説してください。

②結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりの中で、合計特殊出生率が基準年1.38、目標年で1.80、これはどういうことでしょうか。

③ひとの定着・還流・移住の流れ、人口の社会増減で、基準年△21人、目標年「増加」。

④平均自立期間、基準年齢、男性79.1歳、女性82.8歳、目標値「上昇」、これは何を表すんでしょうか。

（２）１、基本施策22の保健・医療の充実と基本施策23、地域福祉の充実について。市民の健康に関するニーズに応えるための相談体制の充実及び危機を迎えつつある介護保険の充実対策について、これはどのような対策が必要だと考えているんでしょうか。

②の２、基本施策23、地域福祉の充実、とりわけ社会福祉の充実が求められるが、具体的な対策が記されていない。生活保護利用者が、近隣の他の自治体と比して人口比率約半分から六、七割だが、実際に生保利用が必要な方が入居したり、世話を焼ける施設が市内にはない現状であります。今後、老齢年金の給付だけでは生活できない市民が増えると思われるが、その対策が全くないのであります。

（３）国土強靭化計画のうち、上下水道施設の長期間にわたる機能停止について、その対策を伺います。

上水道管の耐震とともに、干潟地域、飯岡地域、海上地域の水道等を利用して流下式水道に変更する計画を持つべきだと私は思います。現在の旧旭市の加圧式送水は、何十年かに一度移動して、全面取替えすることになるでしょう。自然流下式に変更すべきですが、この点は検討いたしましたか。

（４）東海村の原子力発電所の災害対策について、その計画は大洗町との避難民を受け入れる協定を結んでいるのに、その計画が全く記載されていないのはなぜですか。

大きい２番目、旭市図書館、図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施について。

（１）４月11日に公告した「旭市図書館　図書情報システム再構築業務」について、その内容をお伺いいたします。

（２）プロポーザルの見積限度額6,420万3,780円は、当初予算でどこまで計上されているのですか。

（３）県立東部図書館の旭市への譲渡と関係があるのか。

東部図書館は、いつ頃旭市に所管が移るのか。移管に当たって、建物の修理はいつ始まるのか、お聞かせいただきたいと思います。

大きい３番目、二つあります。

旭市の職員の労働環境並びに労働条件についてお伺いいたします。

（１）ハラスメント対策は現在どのようになっておりますか。令和５年６月議会でもって、私はこの点についてかなり聞きましたけれども、その後の経過についてお聞かせいただきたい。

（２）会計年度任用職員の労働条件はどのようになっているか。３月末に任期が来たといって契約を解除された職員がいますけれども、この方の解任の形は非常に不自然であります。この点についての市当局のお考えと対応をお聞かせいただきたい。

以上、再質問は質問席で行います。

○副議長（片桐文夫）　最初に、松木議員、大きな２番の（２）プロポーザルの見積り限度額についてなんですけれども、金額のほうは6,420万6,780円で間違いないですよね。

○２０番（松木源太郎）　6,420万3,780円。

○副議長（片桐文夫）　報告を受けているのは6,420万6,780円、それで大丈夫ですか。

○２０番（松木源太郎）　あ、ごめん。6,420万3,780円です。

○副議長（片桐文夫）　6,000ではなく3,000ですね。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３７分

再開　午後　２時３８分

○副議長（片桐文夫）　会議を再開します。

大きな２番の（２）ですけれども、プロポーザルの見積限度額は6,420万6,780円に変更になりますので、よろしくお願いいたします。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　それでは、私のほうからは、大きな１項目め、第３期旭市総合戦略について、四つの基本目標についてそれぞれの数値目標の根拠ということでご回答申し上げます。

まず１点目、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりでは、令和11年度の生産年齢人口比率の目標値を55.7％以上としております。こちらは、基準値であります令和５年度の生産年齢人口比率57.1％から、今後の出生や人口移動の見込みから、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所、通称、社人研、こちらが推計した令和12年時点での数値が55.7％でありますので、計画年度１年後の数値になりますけれども、それを上回りたいという考えに基づき設定をした率になります。

２点目の結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり、こちらの令和11年の合計特殊出生率の目標値を1.80とした理由ですけれども、令和５年度が1.38から、政府が目指す国民希望出生率、こちらが1.80となっておりますので、この1.80を目指すとともに、第３期総合戦略では将来人口の目標を短期目標と長期の目標ということで二つ掲げておりますけれども、短期目標、これが令和12年（2030年）で６万人を目指しております。この６万人を目指すために合計特殊出生率1.80ということで目標値としたものでございます。

③のひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり、こちらの令和11年の社会増減の目標値を「増加」とした理由ですけれども、本市の社会増減は、令和５年は転出超過のマイナスであったものの、近年の推移では、近隣市に比べて転出超過の差

は大きくなく、今後もそうした傾向を維持していくことが基本目標２と同様に将来人口目標の達成に不可欠であるということを考慮したもので、「増加」としたものでございます。

四つ目、将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりでは、令和11年度の平均自立期間の目標値を「上昇」としております。これは、令和５年度の本市の平均自立期間が、全国平均ですと男性が80歳、女性が84.3歳、本市は全国平均よりはちょっと下回っているという状況でございますので、今後の取り組み次第では全国平均といいますか、これを、数値を伸ばすことが可能であるということの考え方により、目標値を「上昇」としたものでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　私からは、質問事項１の（２）基本施策22、保健・医療の充実について、相談体制の充実、総合的な支援についてどのような対策が必要かということで、病気予防の観点から現在の取り組み状況についてお答えいたします。

健康に関する相談につきましては、市のホームページや毎月の広報紙の相談室ページにおいて、各種相談窓口と併せて市民健康相談として健康づくり課をご紹介し、市民の皆様が気軽に相談できるよう周知を図るとともに、窓口や電話での対応を行っております。

また、各種健診の会場や健康教室、健診後の訪問などの機会を活用して相談を受け付け、市民の皆様の健康づくりの推進に努めております。

なお、健康づくり課では、主に健康に関するご相談を受け付けておりますが、相談者の身体的、精神的、経済的な状況に応じて、関係する各課と連携しながら対応しております。

今後も、関係機関及び関係各課との連携を一層強化し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、大きな１の（２）基本施策23、地域福祉の充実についてお答えいたします。

特に社会福祉についてということでご質問いただいております。

総合戦略の132ページになるんですけれども、被保護者就労支援事業、それから生活困窮者自立支援事業の２事業は、生活困窮者の自立支援に取り組む中心的な事業としての位置づけで、本計画に掲載したものでございます。

生活困窮支援の必要性は増加しまして、個々に多種多様化しているのが現状で、ここに記載はございませんが、適切な生活保護制度の活用をはじめ、地域の民生委員や社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関、市関係各課とも連携を密にして、問題の解決に取り組んでおります。

それから、施設というお話で、例えば障害者施設、それから高齢者施設とかがあるんですけれども、その施設以外に本市にないというところで、議員おっしゃるとおりなんですけれども、住まいや身を寄せるところがない生計困窮者を対象としまして、無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他施設を利用するための無料低額宿泊所という施設がございます。

現在、ちょっと重複してすみません。本市に施設はございませんが、県内では40か所ほど宿泊所があり、多くは県北西部に所在しています。経営主体はＮＰＯ法人や一般社団法人など民間が多い状況で、入所している方の多くが生活保護制度を利用しながら自立を目指して生活しています。

対象となる人数の関係もあり、県への届出なども必要で、本市において直ちに設置や民間団体を誘致するという難しい面もございますので、これについては今後課題としていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、上下水道課から、上水道施設の旭配水場について、自然流下方式について検討したのかということですので、ご回答申し上げます。

旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画の検討の中で、耐震化等の理由から更新優先度の高い旭配水場のポンプ施設につきましては、早期に実施、改修する必要がございますので、既設配水池等を利用できる加圧方式で行うこととしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課から、まず１の（４）についてお答えいたします。

国土強靭化計画の中に東海村の協定の内容が入っていないのはなぜかというご質問であります。

東海村の原子力発電所の災害に対応する計画につきましては、こちらの国土強靭化地域計画には掲載しておりませんが、旭市地域防災計画に掲載をしておりまして、この地域防災計

画には茨城県大洗町との協定や広域避難者の受入れについて掲載をしております。

掲載している広域避難者の受入れについては、その根拠法令が災害対策基本法に基づき行われるものでありまして、国土強靱化地域計画の根拠法令は国土強靱化基本法であり、地域防災計画の根拠法令が災害対策基本法であることから、地域防災計画に掲載をしているものでございます。

続きまして、大きな３項目め、旭市の職員の労働環境並びに労働条件についてお答えいたします。

まず、（１）のハラスメント対策につきましては、毎年、職層を変えてハラスメント防止研修を開催するほか、東総地区広域市町村圏事務組合などが開催するハラスメント防止研修にも職員を参加させることによりまして、ハラスメントによる様々なリスクの再認識を促し、ハラスメントの未然防止を図っているところでございます。

また、ハラスメント防止に関する資料などを職員に周知することで、ハラスメントに対する共通認識を深めるほか、ハラスメントが疑われるような場合の相談窓口の紹介などを必要に応じて行っております。

ハラスメントが疑われる事案が発生した場合におきましては、旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程に基づきまして、被害者の所属によって決められた相談員による初期相談を実施した後に、被害者本人や行為者及び周囲の職員などにヒアリングを行い、ハラスメントの事実が確認された場合には相談員からハラスメント対策委員会に報告するといった流れになっております。

続きまして、３項目めの（２）会計年度任用職員の労働条件ということで、３月末に任期満了で契約解除された、いわゆる雇い止めされたのではないかというご質問でございます。

会計年度任用職員につきまして、地方公務員法においては、会計年度任用職員の任用期間は１会計年度内と定められており、継続雇用を保障するような既得権が発生するものではございません。しかしながら、会計年度任用職員も常勤職員と同様に人事考課の対象となりますので、その任期ごとに適切な能力実証を行い、再度の任用が適切と判断された場合には継続して任用されることとなります。

また、複数回にわたって同一の職員を同一の職務に再度の任用をしている場合、何の予告もなく再度任用しないことは、当該会計年度任用職員に多大な影響を及ぼすことが想定されますので、事前に十分な説明を行うことや、状況に応じて、ほかの応募可能な職を紹介するなどといった配慮をしております。

このようなことから、本人が再度の任用を希望し、かつ勤務成績が良好である場合には、一方的に、いわゆる雇い止めを行うことはしておりません。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　私のほうからは、大きな２番、旭市図書館、図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施について、（１）から（３）まで回答させていただきます。

まず、（１）の４月11日に公示したというところであります。今回の案件ですが、現行の図書館情報システムの賃貸借及び保守契約が今年度終了することに伴い、新たなシステム構築業務を委託するものです。具体的には、システムの開発、機器の賃貸借及び保守、図書館ホームページの構築等となっております。新システムでは、統計機能及びレファレンス管理機能の充実も図りたいと考えております。

続きまして、（２）のプロポーザルの見積限度額の件であります。6,420万6,780円は、契約期間５か年、60か月の総額となっております。

システム稼働が令和８年３月を予定しておりますので、今年度の予算計上は１か月分でありまして、教育費、図書館費の中で委託料と使用料及び賃借料に計上させていただいております。

項目が３項目に分かれまして、参考的に１か月分の単価としましては107万113円となっております。

続きまして、（３）県立東部図書館の旭市への移譲と関係があるのかというところであります。今回の図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施については、県立東部図書館の移譲とは関係はありません。

県立東部図書館の旭市への移譲については、今後、県が東部図書館整備計画を策定する予定となっております。老朽化に伴う改修箇所の洗い出しを行い、今年度中に計画を策定する予定と聞いております。その後、改修工事が予定されるということになろうかと思います。

図書館はいつ頃移譲かという話になりますが、新県立図書館が11年の開館予定となっておりますので、その後、改修工事の後に旭市への移譲となるのかなと思います。

本市におきまして、移譲に伴い、図書館の新たな運営体制を検討する必要がありますので、昨年度から旭市図書館改修業務プロジェクトチームを立ち上げまして、移譲後の図書館経営に関する検討を進めているところであります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１番目のところから再質問させていただきます。

まず、43ページから45ページの基本目標というところで、なぜこの項目が取り上げられたのか、大変不思議です。全体的な基本目標というんであれば別なところにあるはずなんですけれども、ここで取り上げられているのは、１番目が魅力ある雇用の創出、２番目が結婚・出産、３番目がひとの定着、４番目、将来にわたって元気な地域づくりという項目で、この数字がなぜ出てきたのかということなんです。

まず、最初の目標の方向性、目標達成のための評価、これは生産年齢人口の方々のパーセント、どうしてこういう数字でもって表せば、そういうまちづくりが、市づくりができるのかということの根本について、こういう数字で本当に表せるのかということです。

２番目の人口の問題にしてもそうです。合計特殊出生率が1.38、急に上がりましたよね、1.14から。それを可として、1.80というのは大変高い数字ですよ。つまり、そういうことを本当に目指そうとしているんですか。そうしたら、異常なことを行わなければこの戦略というのは成り立たないんですよ。なぜ突然こういう数字が出てきたのか。

私たちに説明した９月のときには、ここには目標値は入っていませんでした。12月に入りました。一番驚いたのは1.80が入ったことです。今、次のその次の年、つまり令和11年度、それのところではなくて、その次のやつが出てきていますけれども、下がっているでしょう。だから、何でこんな戦略、数字が出てくるのか不思議でしようがないんですよ。

それから、３番目は人口の社会増減、２年から５年で21人減ったと。じゃ、これをプラスにしていく。このプラスにするための施策は何をやるんですか。

４番目、将来にわたって元気な地域をつくる。基準年齢が79歳、82歳、５年度。平均自立期間がこうなっているよと。私は「上昇」というからどこまで上昇するのかと、今お話を聞いたらば80歳とか84歳だ。

だから、まず基本的にこの戦略の立て方というものがおかしいのではないかと思うんですけれども、つくっている中心の市長をはじめ副市長、市の責任者としてどう考えますか。ご回答いただきたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴　栄男）　それでは、質問、順次お答えしたいと思います。

まず、基本目標、この四つがあるのは考え方がというところがありました。

この基本目標の考え方ですが、まず、これは国のほうでも総合戦略を策定しております。その基本的な考え方として、四つの基本目標、これは国のほうでもこういった形で立てております。

この基本目標につきましては、旭市の場合、将来都市像「みんなで創る未来　ず～っと大好きなまち旭～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」、この都市を目指すために何をやっていったらいいかというのはこの四つの基本目標になっております。

その上には、将来人口として、短期人口としては６万人、長期目標としては４万8,000人、この実現を目指すためにこれらの目標を掲げております。

この四つの目標を掲げておりまして、先ほど個別の中で、まず、①魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりの中で、なぜ生産年齢人口比率が必要なのかという考え方になりますが、まず一つ目の目標は、魅力ある雇用を創出して安心して働けるまちづくりになりますということで、ここには安心して働けるまちづくりでありますので、生産年齢人口、働ける人口の数が、ここが高くなればそれだけ働く人が増えているだろうということで目標の数値としております。

②結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりの数値目標として合計特殊出生率がある、これはなぜかということでありました。

確かに目標としては1.80、高い目標になっておりますが、先ほど企画政策課長もありましたが、人口維持をしていくためには1.8という数字が必要だということは、これは国のほうで示されております。ですので、ここは目標としては高い数字になっておりますが、そこを目指すということでこの数値となっております。

合計特殊出生率がなぜ必要かということですが、これは目標の中で出産の希望がかなうという部分がありますので、そういったところから、合計特殊出生率が上がれば子どもの出生数も増えるということは、そこの結婚・出産・子育ての希望がかなう、それがあるから出生率が上がるのではないかということで、数値目標の一つとして捉えております。

③ひとの定着・還流・移住の流れをつくりの部分になります。これはなぜ人口の社会増減なのかということでありますが、ここはひとの定着・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくりということで、まず、人に来てもらって定着をしてもらいたいということで、社会増減がプラスであれば、そこには人が定着をしているという考えで、数値目標で捉えております。

あと、④で将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの数値目標が平均自立期間ということでありまして、これが基準値に対して「上昇」ということでありました。

これにつきましても、先ほど企画政策課長からありましたが、基準値、実際の旭市の数値が国の平均よりも低い数値でありました。ですので、じゃ、何歳って細かく数字でやりますと、ここはちょっと根拠がありませんので、ここは男女合わせて「上昇」ということで目標を設定しております。

それで、この四つの目標を実現するために、では、何をやるのだというお話がありました。総合戦略の全体計画としましては、基本目標、この基本目標を実現するために重点プロジェクトということで、基本目標四つに対して、それぞれそれに対応する重点プロジェクトを四つつくって重点的に進めていくプロジェクト、また、それを補完するものとして基本施策ということで全体的に総合戦略の形となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　当時担当した副市長のお考えは分かりましたけれども。

それでは、お聞きいたしますけれども、旭市総合戦略推進委員会というのがありますね。ここは何回開催されて、賛否を問いましたね。この問題についてはどんな意見が出て、どういうことが議論されたんですか。総合戦略をつくるときの一番肝腎なところなんですよ、今、副市長も述べられたようにね。旭市をこれからどうするかという根本は、人口も増えてもらいたい、それから事業もうまくいくように、市政もちゃんともっと充実していきたい、そういうことを求めてこれをつくるわけです。

私は３月のときに議論しました。これが何で予算の議会、初年度の議会の前に私どもの手元に入らないのか。そうしたら、９月と12月に説明してあるじゃないですか。その説明というのは途中までなんですよね。各事業については全くのあれには載っていませんよね、説明資料。

だから、そういうことで、このやつが初年度から議論の、もうこれについて予算がついているのに、初年度から分からないまま。いいですか。令和７年度の予算議論を我々はせざるを得なかったので、私は３月議会でもって議論させてもらったんです。今回は物が来ましたから、よく見て問題のあるところ何点かを議論したいと思って質問しました。どうなんですか。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴　栄男）　まず最初に、総合戦略推進委員会の開催回数ということでございました。すみません、これにつきましては、今、詳しい資料が手持ちでありませんので、回数については後ほど回答させていただきます。

ただ、どんな意見があったのかという部分につきましては、この総合戦略推進委員会の委員につきましては、それぞれのいろんな分野、生産分野であったり金融機関であったり、そういったいろんな分野から出てきていただいています。生産分野では農業代表の方もいらっしゃいますし、介護分野の方もいらっしゃいます。そういった方が得意な分野について、市の考えている中、まちづくりをやっていく中で、現状ではどんな課題があるとか、こうやったほうがいいですよというような意見は伺っております。会議の内容につきましては、そういった話になります。

すみません。回数については、また後で回答させていただきます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　これが２回目ね。

基本目標の……

○副議長（片桐文夫）　松木議員、４回目になります。

○２０番（松木源太郎）　４回目になるの。まあいいや、４回でも何でも。１回目の４回目でしょう。

○副議長（片桐文夫）　そうですね。（１）の４回目です。

○２０番（松木源太郎）　このことは、いいですか、私どもにくれた９月のときは、右側の項目が入っていなかった。目標値が入っていなかった。12月に入りました。私たちは、これ頂いてありませんから、これの何ページですか、せいぜいここまでですよ、ここまで。これだけを見せてもらったんです、これだけ。こっちは、私たち全く見ていません。そうですよね。ですから、具体的なことがこちらに書いてあるのを見せないまま新しい予算をつくる乗りで使われたから、３月に議論をせざるを得なかったんです。

それでもって聞きますけれども、賛否を採ったんでしょう。賛否を採って、賛成でもって通ったから出してきたんでしょう。だから、十分議論されているということを言いますけれども、本当なんですか。私、そう思いますよ、私らが見て。だって、こっちの個々の事業の

ことは全く私らには知らせない、これこっちまでやったんでしょうけれどもね。これだけのものを短期間でもって、全員賛成ってなっているんですよ、議事録はね。そこのところが問題なんですよ。それと、もっと我々の意見を聞くのではなくて、議員に対しては報告しますよと。10月２日には、もう次年度の予算はできていましたから、こういう答弁までしているんですよ、３月議会では。全くあきれた計画のつくり方、予算のつくり方です。そのことを申し上げて、この項目については終わります。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後３時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　９分

再開　午後　３時２０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の一般質問を行います。

副市長。

○副市長（柴　栄男）　すみません。先ほどの答弁漏れの件ですが、第３期総合戦略策定に当たって、旭総合戦略推進委員会、何回開催したかということでございました。

推進委員会につきましては、第３期総合戦略策定に当たりまして、まず令和５年度の７月から始めておりまして、令和５年度に３回、それと令和６年度に２回、合計５回の開催であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　先ほどの副市長のご答弁については、32ページに将来人口のところでもって、なぜ1.80にしたかというのは書いてあります。

それは、将来の人口をどう見るかという、このページは全部そのことで使われているわけですけれども、ただこれをそのまま使っていいか。つまり、ここに書かれている、市を挙げて目指す将来人口のチャレンジ目標、短期目標、令和12年（2030年）６万人、長期目標、令和42年（2060年）４万8,000人。ここで、令和12年（2030年）に国民希望出生率の1.80、その後、令和42年（2060年）まで持続すると書いてある。ここが根拠なんですね。それはもう私、百も承知。

ただ、こういうような書き方をして、本当にこういう市の計画というのはそれで通るものかということなんです。それが委員会で本当に議論しているんであれば、私、いいですけれども、皆さん、見過ごしているんだと思うんですよ。そういうところを私は気にしているわけです。

次のところに行きます。保健のところの問題です。

保健事業について、なぜ私が保健のところを取り上げたかというと、保健の問題については、保健そのものの問題についてはそんなに問題はないんですけれども、保健と一緒に福祉のところなんです。

これは私、３月議会でもって、いろんな事情があって生保になれない人の話をしましたですね、質問が。そのときに一番気になったのは、旭市ではそういう状態の人を、社会福祉では、住むところさえあれば、この人はすぐにでも生保にかけられる状態だといっても、そういうところに、じゃ、市営住宅に入れないかなといったらば、滞納があってそういう人は入れない。お金を借りに社会福祉協議会に行ったらば、いろいろ調べて３時間かかりましたよ。あなたはこういう事情だから10万円も、そんなにも貸せないし、あなたには貸せないんだと。無利子のお金はね。そういう方が、じゃ、身を置くところさえあれば生活保護にできるんですよ。

そういうことになった、どうしたらいいかという問題の一つが、先ほど社会福祉課長がご答弁になった、他の自治体にはある、そういう方をすぐにでも引き取って生活できるようにお手伝いするという施設が旭市にはないんです。だから、隣に行けばある、銚子市に行けばある、香取市に行けばある。そこへ連れて行ったら、向こうの住民になってしまうでしょうよ。そういうところに目をつけて、ちゃんとそういう方たちを救う施策を出していないという。

もう一つは何かといったらば、旭市は、1000分の10とか12パーミルって言いますけれども、の方々が大体生保家庭があるんだけれども、旭市は6.5パーミルなんです、半分なんです。なぜそうなんだろう。旭市の６万数千人の方々は、そんなに生活保護世帯を出さないほど収入が豊かなのか、私はそうではないと思うんです。今、全国的に生活保護世帯上がっています。そういう中でもって救えていないところがあるのではないかということを考えると、そういう施設が必要だと、そういうことなんです。ですから、そういうことでもって、私はこの質問をしたわけです。ご回答は結構です。

そして、水道の問題については、今回、圧送場を建て替えるために事務所を移転して、そ

れでもって地下貯水槽はそのままだけれども、大工事をやるわけでしょう。今まで、飯岡から下りてくる管を太くして、少しそういう圧縮した水ではなくてもいいということ、少なくしていこうということは考えてくれた。ですから、そういう長期的な計画を持ってもらいたいんです。

なぜこんなことを言っているかというと、今の圧送式の施設を造って、次の年に大停電があって、水が幾日も止まった経験を私自身は持っているから、そのときに、前にもお話ししましたけれども、水道塔を造ればいいんだということで、春日部市まで見に行ったというお話をしたでしょう。それで、もっと長期的な旭市の、こうしたらいいんだというものをつくっていただきたいということで、その点についてお話し申し上げました。

それから、大洗町の問題は、担当の方に言われて、確かに新しいぼんとつくられたものでは、大洗町に関係することは入っています。ですけれども、本来はそういう問題が旭市のとこにあるんだということ、原子力発電所の問題ね。稼働するかもしれない。そういうことでもって、私は今回この問題を入れたわけです。ご回答は結構です。皆さん方考えてくれてご回答いただきましたので、ありがとうございました。

次の図書館の問題に移ります。私、図書館の問題については、全部ホームページからやって読みました。なかなかいいことをやるなと思ったんですが、ここで一つ不安が出てきたわけです。これを延長したらば、図書館業務を外注するのではないかという不安を持ったので質問したわけです。それはありませんね、市長。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴　栄男）　すみません。最初に、先ほどの回答の訂正をさせていただきたいと思います。

策定委員会の回数なんですけれども、すみません、総計の５回は５回でよかったんですけれども、各年度ですが、令和５年度が１回、令和６年度が４回、すみません、これの合計５回となります。失礼しました。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　先ほど１回目の回答の中でちょっと訂正がありましたので、すみません、よろしくお願いしたいと思います。

大きな２番の（３）で、旭図書館への移譲と関係があるかの中で、私、「旭市図書館改修事業プロジェクトチーム」というところを、「事業」を「業務」と言ってしまいましたので、

訂正をお願いしたいと思います。

あともう一点なんですが、その後「移譲後の図書館運営に関する検討を進めて」というところで、「運営」を「経営」と言ってしまいましたので訂正をさせていただければと思います。

あと、今、外注なのかというお話があったと思います。外注ではなく自前でやる事業となっております。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　このシステムの詳しい内容をぜひご説明しておいていただきたいと思うんですけれども、プロポーザルで中身をよく見ると、公民館にある図書室とか、それから学校の図書までつなぐような形になっているんですけれども、今でもつながっているんですか。それとも、これを機会にそういう形にするんですか。

それともう一つは、先ほどの話ですと、図書館の県からの移譲というのは11年頃になるだろうという予想ですよ、今でもね。そうすると、大体今回の事業というか、これが始まって、来年１月からなり４月からなり３月からなり始まって、それでもって一段落して落ち着いた頃に県立図書館の建物が旭市に移管されるということになるわけですね。

そういうときにはどのような考え、つまりあれだけの書庫があってのところにたった10万冊では困るんですよね。我々はもっといい図書館が欲しいと思っているんですけれども、それは望みですけれども、どういうような形のものを中心に考えているか。建物は完全に雨漏りしないでもって渡すでしょうけれども、中身をどうするんですかということなんですね。ですから、11年の最初までは今のこれを使って、小・中学校と、それから出先と充実していく。

もう一つは、旭市は年間の図書購入費800万円ですよね。それで、千葉県のこの地域を調べたらば、一番多いのが成田市でもって1,600万円ぐらいかな。大体1,000万円台なんですよ。それで、持っている冊数は、成田市50万冊、大体ほかのところは30万冊持っているんですね。旭市は10万冊。借りる回数が少ないと、この中にもありますね、調査も。ですから、そういうことも含めても、もう少し入れ物が大きくなったらば、それなりの図書館にしたいと思うんですけれども、そんな考えはありますか。このあれには出てきていないので、市長でも教育長でも結構ですから、ご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　私のほうから、すみません。内容がちょっと多岐にわたっておりましたので、抜けたら申し訳ございません。

プロポーザルの期間なんですが、こちらが令和８年３月から令和13年２月となっております、５年間ですので。ですので、結果的に図書館が移譲されるであろう頃の時期と重なるのかなとは思っております。

それと、先ほどシステムの連携の関係なんですが、学校、あと公民館等にある図書室と連携ということになっておりますが、現在、図書館と、外になります公民館の図書室等はつながっておるんですが、学校とのつながりというのは今後の課題だと思っております。現在は図書室と本庁の図書館がつながっているという状況になっております。

それと、あと予算の関係なんですけれども、先ほど800万円ほどということだったと思うんですが、今年度予算としましては700万円の図書購入費となっております。

あと、図書館の中身ですが、先ほど一部訂正させていただいたんですが、プロジェクトチームをつくっております、昨年度から。その中で、旭市図書館としてはどういう図書館がよりよい図書館になるのかというところで、チームをつくって今検討をさせていただいている状況にあります。

あと、冊数の問題ですが、現在、ご指摘のとおり、旭市では10万冊ちょいの冊数となっております。今後は、大きな箱になりますので、もちろん図書の冊数は増えていくのかなと思うんですけれども、中身についてはちょっと今検討をしている段階であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました。ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

では、次にいきます。３番目は、職員の労働環境並びに労働条件についてです。

まず、労働環境の問題からいきたいと思います。私は、令和５年６月議会でもってハラスメント問題を質疑しました。そのときは、保育所……

○議長（飯嶋正利）　松木議員、これ２番のほうへいってしまいますか。（２）に。

○２０番（松木源太郎）　３番の１です。

そのときは、私がまだ議員になる前から、ハラスメント問題でもって一般労働組合の方があって、それでこういうのでお手伝いしてくれないかということで調べ始めました。それからもう１年数か月たって、ハラスメント問題について、現在、旭市がどのようなことをやっているかということを聞きたいと思って質問しました。

今なぜハラスメントかと言ったら、結局、過去にご存じのようにハラスメント事件があり、それから千葉日報にも載っかるようなハラスメント事件があったわけですね。それでもって、前の議員が何人かがかなり質問して、それで旭市においてはハラスメントの防止等に関する規程というものをつくっているわけですね。

現在、そういう状態についてはどんな教育をしているのかということで先ほどお話がありました。しかし、本当にそれがやられているのかどうかということを聞きたいんです。

最近、聞くところによると、そのようなことがあったというのをちらっと聞いたものですから、そのときに大事なことは、あのときも言いましたけれども、ハラスメントというのは、とても難しい問題が一つあるんですね。それは、今まで旭市がやっていたのは、弁護士とか、それから同僚から聞いて、あれはそうじゃないよと言ったからそうじゃないという結論を出して、当時の労働組合の幹部から聞きましたけれども、議事録を見たら、５分ぐらいでもって結論を出してしまったよと私のところに報告がありました。そういうような形ではなくて、本当に調べてやらなければいけないのに、どうしてそういうことになるのかなというふうに思って疑問を持っていたわけです。

現在、ハラスメントは起こっていませんよね。それでもって、それだけの対策をつくっておりますか。特に起こりそうな子育て支援課、教育委員会、消防本部、ここからちゃんと担当者が２人ずつ委員として出て、ハラスメント対策の委員会は副市長が委員長でもって、教育長、総務課長、秘書広報課長が委員としてやっているわけですけれども、そこのところを今の現状について担当課から報告していただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　ハラスメント対策につきましては、先ほど議員おっしゃった旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、こちらの規程に基づき対策を行っているところでございます。

先ほど申し上げました研修の中でも様々なハラスメントに対する知識を深めていただいて、ハラスメントをしないための意識の醸成、職員の皆が気持ちよく仕事ができる環境づくりに努めているところでございます。

それと、先ほど子育て支援課や教育委員会、消防といったお話がありましたが、そちらのほうには市のほうで相談員を配置しております。相談員のほうは、それぞれ所属のほうで、その所属の例えば教育委員会であれば教育総務課の相談員に直接相談していただいてもよろ

しいですし、市の総務課のほうへ直接相談をしていただいてもいいような状態になっております。その際には、やはり相談員に留意していただくことをこちらのほうからお伝えしております。それについては、まず一番は相談者の主張に真摯に耳を傾けて丁寧に話を聞く、それが一番であると思っております。相談者のほうも心身的に故障しているときにうまく話せないとか、そういったこともあろうかと思います。そういったときに、心理的な影響から話を丁寧に聞くということが一番重要かなと思っております。そこで事実関係を把握して、その事実関係に基づいて、例えば第三者から話を聞くとか、あるいは行為者と思われる方から話を聞くとか、そういったことを丁寧にしているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこで提案したいんですけれども、ちょうどいいときにいい新聞が手に入りまして、これは６月８日の千葉日報です。県でもって職員調査をしたそうです。ハラスメントを受けたというのが21.7％だそうです。分からないようでもですね、これ千葉日報のちゃんとした６月８日の記事ですから、皆さん見ていただきたいと思うんです。

それで、調査したほうでもびっくりしたそうです。つまり、ハラスメントというのは、行っている方はハラスメントだと思わないんですよ。ところが、受けた人は物すごいショックでもって職場にも出ていかれなくなるんですね。

５年のときの私の質問に対して担当者の方は、ずっと１年近く休んでいる方が、六百七、八十人いる正規の職員の中で５人いらっしゃるということを答弁していました。その方がそうだと思いませんけれども、いろんな事情でね。

21.7％ですよ。これがどのぐらいの数がいるかというと、約１万人前後の調査したんですね、県は。ですから、意外とそういう問題が起こるんです。これがいい職場か悪い職場か、本当に自治体がいい自治を行っているかということになるので、ぜひよろしくお願いします。

次に、最後に会計年度職員の解雇と言わないんですね、これが。任期満了による退職というのになってしまった方なんですね。この方は、２月初めにコロナにかかって５日間休みました。それで治ったので出勤したらば、これが２月の初めですけれども、出勤して１週間後に肺炎を起こして、即入院をして、23日間休みました。有給を取得していましたけれども、取れなくて欠勤になって、３月21日に退院して出ていったらば、もう来なくていいよと言われたと。離職書を書かれて、はい、これでおしまいとなった。

先ほどご答弁ありましたけれども、会計年度任用職員というのは、ご存じのように、2020

年から、だから令和２年ですね、国の新しい制度としてできた。再任用する５年の年金もらうまでの期間、この再任用する方も含めて会計年度職員として、先日調べてもらったらば、約670人いる中で四百数十人、ここには正確な数がありますけれども、464人が旭市の場合には会計年度職員ですね。

こういう方たちは、総務省がこの制度をつくったときには、毎年、首を切っていいんだって言ったけれども、それが３年間は駄目よ。今では、５年間は駄目よ。去年、変わりました。つまり、この問題は、要するに公務員であるけれども、昔は臨時雇いということでなったんだけれども、臨時雇いといっても、特別の臨時雇いもいるし普通のあれもあるんですけれども、そういう方たちを公務員として認めて、それから年度末のボーナスも出すとか、そういう制度に変わってきたんですけれども、ところが、ユーチューブを見ると、すごいんです。全国の自治体でもって、この問題が今取り上げられているんです。なぜかといったらば、３年で切ったらば大問題になってしまって、名古屋市なんかは千何百人を一斉に首を切ってしまったわけですね、ある職種を。

そういうようなことが今起こって、公務員の制度の中では、この会計年度職員問題というのは、これから大問題になるわけです。そういう中でもって、なぜ今年そういう形でもってその方がなったのか。ぜひ担当課からもっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　議員おっしゃったその職員の事案につきましては、先ほど２月にコロナにかかって入院されたというお話がありましたが、入院されるよりも前の本年１月に本人から、もう年齢的なものもあるので継続しない旨の申出を受けておりました。その申出を受けておりましたので、令和６年度の任期満了をもって退職となったものでございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　本人はそうは言っておりませんでした。１月に、私はもう辞めると言わなかったそうですね、辞めるとは言っていないそうです。そういう方を、これだけの期間休んだからって、任用終了、離職書を市長名で出して済ましてしまうということはあり得ないでしょう。

今ね、この間調べてもらったら、ありがとうございます。会計年度任用職員というのは旭市に464人いるんですよ。それで、675人ですか、今ちょっと私忘れましたけれども、正規職員が。それ以外に464人がいて、それで再任用の会計年度職員が27人いらっしゃる。ですか

ら、膨大な人数。これ統計だけ見ると、800人いた職員が600人になって少なくなっているんですよ、旭市は、合併したときにはね。

ところが、今どこの自治体でも、例えば放課後児童クラブの方が163人、会計年度職員ですね。この方たちは、いつ首を切られても構わないわけなんだ、今は。それで、この方たちは労働基準監督署でもって救えないんです、公務員だから。民間だったら、監督署に行けばそれなりの手を打ってくれるんですけれども、何人も行ったそうですよ。私、何人か聞きました。あなた方は公務員ですから、労基署では扱えないんですよと。弁護士に相談して裁判やりなさいと、こういうしかないんです。

だからね、日本の中で本当にこんなに矛盾した人の雇い方を公共団体がやっているということが問題なんですね。その典型的な首の切り方を旭市はやってしまったんですよ。どうしてくれますか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　先ほど議員おっしゃった会計年度任用職員464人、これは人数的には464人今現在でおりますが、これは短期間の業務に従事する職員とか、あるいは週１回、あるいは半日勤務などの職員も含めた人数であります。

放課後児童クラブで163人とおっしゃいましたが、こちらは教育総務課での会計年度任用職員が163人でありまして、放課後児童クラブは八十数名だったと記憶しております。そのほかに教諭補助員や学校図書館司書、あるいはスクールカウンセラーなど、そういったいろいろな職員で合計の人数でございます。

市における公務の運営としては、原則としては任期の定めない正規職員、こちらが行うことを前提としておりますが、現在市の業務が多岐にわたって、また複雑化する中で、そういった会計年度任用職員の存在は必要不可欠であることは認識しているところでございます。

今回の先ほど議員おっしゃった職員の方もそうなんですけれども、会計年度任用職員においては、今の制度上、継続雇用が保障されているものではございません。毎年、本人の継続に対する意向を確認しているところでございます。そういった中で、今回は任期満了をもって退職となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこが問題なんですよ。本人辞めるって言っていないのにね、辞め

させたんですよ。それは、総務課直属ではなくて事業課の中の方でしたけれどもね。

だから、そういうことが起こるような人の使い方をしてはいけないということなんです。これはしみじみ考えてください、市長を含めて。

私は、一度戻して、その方が辞めると言うまで雇わせるのが適切だと思います。失業保険を取ってしまったかもしれませんけれども、そうした場合にどうするかという問題も、また法的に解決する部分はあるでしょう。弁護士をつけようと思ったけれども、そんなにお金ないというから、私は弁護やめました。お金がない人がやれないですから。

そういうことで、こういう人の雇い方、国が進めているんだからやるなとは言いません。しかし、それなりの、つまり今年の３月議会でも出ましたよね。いわゆる手当が一つつきましたね、会計年度職員の方に、３月議会で出ましたよね。それから、今はボーナスもありますよね。そういうふうに改善してくれたから、だんだんなってきているんですよ。本当に名古屋市では1,000人単位の保母さんを辞めさせたんですよ。大問題になってしまったんですね。

そういうような人の使い方をぜひしないでいただきたいと思っております。これご回答要りません。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時５２分

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和７年６月１７日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（飯嶋正利）　通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（１２番　林　晴道　登壇）

○１２番（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の僕が林晴道でございます。改めてこの地域をつくってくださいました先人たちに感謝をするとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として今を生きる市民と一緒に、ここで一所懸命、凛とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

僕は市民の思いを市政に反映させていくという地方議会の原点を強く意識し、二元代表制のバランスを保つため追認機関でも抵抗勢力でもなく、常に市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指しています。地域の皆さんがより身近に感じ、期待される議員となるよう職務に全力を傾注する決意でございます。未来に向かって新しい時代をどのような時代としていくのか、それは今を生きる我々の行動にかかっています。先送りでは、次の時代への責任を果たすことはできません。未来の旭市をどのようにしていくのか、その案を示す責任が議会にはございます。

僕は日本のど真ん中で輝く希望にあふれ、活力ある地域をつくる、この大きな夢に向かっ

て全力で活動をしています。この夢を夢のままでは終わらせない。新しい時代のふるさとをつくるためチーム旭で挑んでまいりますので、皆さんの思いを聞かせてもらえたらありがたいです。

それでは、市民に選んでいただいた、あふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

まず、質問事項の一つ目、創意工夫による自主財源の確保に関して、税財源と財産収入の取り組みについて質問をいたします。

本市の財政においては、歳出の削減はもちろん、税収を急激に増やすということが難しい中で、旭市独自の事業を行うためには自主財源を確保することが重要になってまいります。自主財源は自治体が自主的に徴収できる財源であり、本市が自力で集めたお金のことで、旭市の自主性の程度を示す尺度とされています。令和５年度決算における本市の自主財源の割合は、４割に届かないという状況になっております。

それでは、改めて本市の自主財源比率に対する見解を伺い、その上で自主財源確保額の実績といたしまして、税財源と財産収入の具体的な内容や直近の状況をお尋ねいたします。

次に、創意工夫による自主財源の確保に関して、ふるさと納税による自主財源の獲得について質問をいたします。

報道でよく取り上げられておりますが、全国では寄附に対する返礼品がヒットしたことで爆発的にふるさと納税が増え、自主財源の増加につながったという自治体が数多くございます。寄附額が増加することは自主財源の確保に直結するため、地方自治体にとって、このふるさと納税の役割は非常に大きいものとなっております。そのため現在、全国の自治体がこの制度に力を入れている状況が生じており、本市でも寄附額は増加しておりますが、近年、それ以上にふるさと納税を大きく伸ばしている自治体がございます。

そのような状況から、本市のふるさと納税に対するこれまでの取り組みや成果について、いま一度しっかりと検証していくことが重要であると考えます。

それでは、改めて本市のふるさと納税の取り組みや経緯について、どのように分析をしているのか伺います。

次に、質問事項の二つ目、ＲＳウイルス感染症に関して、感染状況と予防策について質問いたします。

ＲＳウイルス感染症は、特に生後６か月未満の乳児や基礎疾患を持つ小児にとって重症化のリスクが高く、呼吸器症状を中心に深刻な健康被害をもたらすことから、早期の予防と対策が極めて重要であります。現在、特効薬が存在しない中で、これまで早産児や基礎疾患の

ある乳児を対象に投与していたＲＳウイルス感染症予防薬シナジスに加え、令和６年３月には、健康な乳児にも使用できる感染症予防薬ベイフォータスが薬事承認されました。こうした予防薬による重症化を未然に防ぐ手段の活用は、家庭や医療現場の負担軽減にもつながるものと考えられます。

そこで、市内における子どものＲＳウイルス感染症の発生状況と、こうした新たな予防薬の活用に関して、他の事例を踏まえて今後どのような対策を検討しているのか、本市の見解を求めます。

次に、質問事項の三つ目であります。

学校部活動の地域移行に関して、進捗状況に対する教育長の考えについて質問をいたします。

学校の部活動は、児童・生徒のニーズの多様化や生徒数減少により活動メニューの縮小化、教員の業務負担増の改善などを理由に、当面は休日の活動を地域に移行することとなりました。スポーツ庁と文化庁が設けた有識者会議では、「地域移行」は学校から切り離すという誤ったイメージが強いとして、学校を含めた地域ぐるみの取り組みを強調する「地域展開」に改称をされました。

本市では現在、モデル事業に予算をつけ取り組んでおりますが、この部活動地域移行のど真ん中にいるのが子どもたちでありますので、子どもたちにとってどのように映っているのか、生徒の思いを聞かせてもらうことが何より大切だと考えます。

それでは、向後教育長の部活動地域展開に対する思いや本市の進捗状況に対するご認識を求めます。

次、最後に質問事項の四つ目、市役所職員に関して、人材開発と人事戦略の考えについて質問をいたします。

住民サービスのさらなる向上には、優秀な人材の確保が必要であります。職員の皆さんには、様々な経験を経て幅広い知識や見識を身につけキャリアを積み、将来に責任あるポストに就き、旭市の未来のために力を尽くせる職員になってもらいたいと本気で願っている一人であります。

先日、一般質問のお昼休み休憩中に文化の杜公園をお散歩していたら、一昨年、早期退職をされた学校の先輩で元職員の方から声をかけていただきました。現在は市の民間企業に就職して趣味のサーフィンを楽しんでいることや、市外在住のサーファーから旭市の魅力やいいところをたくさん言ってもらえると楽しそうに、そして誇らしそうに話をしてくれました。

その中で自分は体調を壊し、公務員を全うすることができなかったが、旭市を盛り上げてほしいと激励をされ、市を思う強い気持ちに感動をいたしました。次は必ず僕から声をかけたいなと、そのように思うところであります。

４月に新しい年度を迎え、多くの企業で期待と希望に胸を膨らませ新社会人となった方々の入社式が行われた一方で、入社式当日に退職する若者がいること。また、その中には退職代行業者を利用した退職者が増えているといったことが、マスメディアで取り上げられていました。残念なことに、本市においても入庁３年以内の早期退職者がいると聞いております。

それでは、若手職員の早期退職と課題についてどのように分析され、どのように対策を取っているのかを伺い、お答えいただいた再質問は質問席で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、私のほうからは大きな１番（１）税財源と財産収入の取り組みについて伺うについてご回答させていただきます。回答内容が主に市税に関することですので、税務課より併せてご回答させていただきます。

初めに、本市の自主財源比率ですが、議員のご質問の中でもございましたように、直近３か年はおおむね40％で推移しております。令和５年度につきましては37.0％という数字になっております。こちらにつきましては近隣団体におきましても、およそ同様の状況となっております。

自主財源の中でも最も大きな割合となる市税におきましては、生産年齢人口の減少と長引く物価高騰による経済活動への影響などから、全国的にも税収の確保は大変難しい状況にあるとされております。本市におきましても同様でありますことから、現状では大幅な伸びは見込めず、今後も同程度の水準で推移するものと考えております。

続きまして、実績額ということで国民健康保険税を除く市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税を合計した市税につきまして、令和３年度から５年度の各年度の収入済額を回答させていただきます。

令和３年度は76億546万9,221円、令和４年度は78億5,345万2,206円、令和５年度は78億4,560万7,085円となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私のほうからは、１の（１）のうち財産収入の具体的な内容と、直近の状況についてご回答申し上げます。

財産収入ということで、主なものとして土地の貸付料と、土地の売払収入の令和３年度から５年度までの３か年の状況についてお答えいたします。

まずは、土地貸付料についてです。令和３年度の収入額は586万3,231円、令和４年度は596万3,121円、令和５年度は603万4,658円となっております。

続きまして、土地の売払収入です。令和３年度は売却額は337万9,390円、令和４年度は1,146万6,331円、令和５年度は9,567万1,000円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは、大きな１の（２）ふるさと納税による自主財源の確保について、これまでの取り組みや経緯について、市としてどのように分析しているかというご質問にご回答いたします。

本市では、平成28年３月からふるさと応援寄附の受付を開始いたしました。寄附額は平成28年度は1,800万円程度でしたが、令和５年度は約２億1,000万円となりまして、また、以前議員からもご質問いただきましたけれども、本制度の収支のプラスマイナスにつきましては、令和５年度は約8,300万円のプラスという状況になっております。

本市のふるさと応援寄附の寄附額が増加した理由としましては、制度が広く認知され、ふるさと応援寄附を扱うポータルサイトが多く開設されるようになった中、本市もこれらを活用して市の魅力や特産品のＰＲを行った効果があったものと考えております。

また、魅力的な返礼品があることも大きな要因であり、一例ですけれども、テレビでも取り上げられました活きハマグリや、本市がふるさと応援寄附を始めた頃から人気がございます革製のバックなど、返礼品によって寄附額が大きく伸びてきたという経緯がございます。

ほかにも様々な要因はあると思いますが、本市のふるさと応援寄附においては、やはり魅力的な返礼品の存在が寄附額の増加に大きく影響していると認識しております。

○議長（飯嶋正利）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　私からは、質問事項の２、ＲＳウイルス感染症に関して、市内における子どものＲＳウイルス感染症と新たな予防薬の活用に関して、他市の事例を踏まえ、今後どのような対策を検討していくのかについてお答えいたします。

市内の感染状況につきましては、旭中央病院における入院患者数を基に回答いたします。

昨年度、ＲＳウイルス感染症により旭中央病院小児科病棟へ入院した患者は65人で、そのうち45人が１歳未満の乳児でした。

ＲＳウイルス感染症については議員のご指摘のとおり、生後６か月未満の乳児や基礎疾患のある小児、早産児が感染した場合に重症化しやすく、入院や呼吸管理を必要とすることがあります。現在、特効薬はなく、治療は主に対症療法となっており、重症化に伴う医療費の増加や家族の介護負担の増大、さらには将来的にぜんそくを発症するリスクが高まることも報告されています。

こうした状況の中、健康な乳児にも使用可能な新たな予防薬、ベイフォータスが令和６年３月に薬事承認されました。この薬は、１回の投与で約５か月間の予防効果があることが示されています。

ただし、早産児や基礎疾患があるリスクの高いお子さんを除き、健康な乳児への使用は保険適用外であるため、自己負担が高額になることが課題とされております。

こうした中、高知県須崎市では、今年６月から１歳未満の健康な乳児を対象にベイフォータスの接種費用を全額助成する取り組みを開始します。この施策は全国初の試みであり、健康な乳児のＲＳウイルス感染症による重症化リスクの軽減に加え、家庭や医療現場の負担の軽減も期待されております。

今後のＲＳウイルス感染症対策につきましては、国や県の動向、また他市の取り組みを参考にしながら、市としての対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　向後教育長。

○教育長（向後依明）　私からは、大きな３番、学校部活動の地域移行に関して、（１）進捗状況に対する教育長の考えを伺うとのご質問にお答えいたします。

部活動は学校教育活動の一環であり、豊かな人間関係の構築、個性・能力の伸長や体力向上等を図る上で教育的意義の高い活動でございます。

一方で、少子化による生徒数、教員数の減少により、生徒のニーズに合わせた部活動数を維持することが困難な現状もございます。

そこで、令和５年以降、休日の部活動を段階的に地域移行するとの国や県の方針を踏まえまして、本市でも令和６年度に旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、同年、地域移行モデル事業としてソフトテニスを移行し、加えて、本年９月からは陸上競技の移行を進める予定でございます。

これらのモデル事業の成果と課題を十分整理し、引き続きよりよい地域移行に向けて準備を進めてまいります。これまではおおむね順調であると考えます。

なお、今後につきましては、子どもを真ん中に置いた改革であること、子どもは地域全体で育てること、教員の働き方改革の一つであることを十分踏まえ、丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、総務課から質問事項四つ目の旭市役所の職員に関してお答えいたします。

若手職員の早期退職の分析としましては、若者の就職観の変化や、就職市場でもいわゆる売手市場が進んでいることなどにより、転職が容易になっていることのほか、近年、地方公務員の業務が複雑化・多様化していることに伴う公務員に対するイメージとのミスマッチなどが要因の一つと考えております。

これらの対策としまして、本市では採用時のミスマッチを防ぐために、インターンシップの受入れや採用試験前の説明会、また内定者に対する説明会や職場見学などを実施しております。

また、採用後は、新規採用職員１人に対し、所属長が選任した先輩職員が業務に関することのほか、窓口・電話での接遇、職場におけるルールやマナーなどをマンツーマンでサポートし、いち早く職場環境になじめるように、新規採用職員サポーター制度を実施しております。

このほか入庁後、速やかに新規採用職員研修に参加することで、地方公務員についての基礎知識を習得することや、レジリエンス研修に参加することで逆境やストレスに立ち向かい、ポジティブに仕事に向き合うための考え方を養っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、税財源と財産収入の取り組みについてから再質問を順次行ってまいります。

今後とも厳しい財政状況が続くと見込んでいる一方で、地方分権の推進に伴って、地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施していくためには、工夫を凝らして自主財源の充実、確保を図っていく必要がございます。

それでは、本市の市税収入の確保に向けた取り組み、それから低未利用地等、その市有財

産売払いの取り組みを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、私のほうからは税財源の取り組みについてお答えいたします。

安定した歳入確保のため重要な自主財源である市税の収納率の向上と滞納額の縮減は、旭市行政改革アクションプランの取り組み項目に目標を掲げ取り組んでおります。主な取り組み内容といたしましては、収納率の向上につきましては、新たな滞納の発生を抑制するため納期限内の納付がない方に対し、法令に基づく督促状や催告書の送付、納付機会の拡大のため夜間や休日納付の窓口の設置や、納付が困難な場合の納税相談を随時実施しております。

また、滞納額の縮減については、近年ではオンライン預金調査システムの導入による財産調査の迅速化や現年度分滞納に係る滞納処分の早期着手、千葉県と連携した滞納整理の実施など、さらなる徴収対策の強化に積極的に取り組んでいるところです。

これまでの取り組みにより令和５年度の国民健康保険税を除く市税合計の収納率は96.88％で、令和元年度と比較して3.65ポイントの増、また令和５年度の市税の滞納額につきましては、同じく令和元年度と比較して２億1,785万7,097円の減という状況になっております。

大変厳しい状況ではありますが、今後につきましても法令や制度に基づく公平で適正な賦課・徴収を行うとともに、効果的な滞納整理手法を研究し、収納率の向上、滞納額の縮減に引き続きしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私からは、未利用地の売払いに対する取り組みについてお答えいたします。

旭市行政改革アクションプランにおいて、自主財源の確保として資産の有効活用と有益処分、これを対策として掲げております。内容といたしましては、公共施設の再編により利活用しなくなった施設等の売却や貸付けなど民間活用を進め、管理経費の削減と財源の確保を図るものであります。そのことから今後も公共施設の再編の着実な推進を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、本市の未利用の市有地貸付けや売払いの詳細を伺います。

あと、あわせて、他の自治体では工夫を凝らして自主財源の確保として、市有施設へのネーミングライツの導入や広告収入の拡充、それに自動販売機設置等で自主財源確保に関する様々な取り組みを実施しているような事例がございますけれども、これらに対する本市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、お答え申し上げます。

公共施設の再編により未利用地となった土地につきましては、近い将来市が行う事業で利用するかどうかを検討し、利用がないと判断した場合は売却を行い、民間活力を促すとともに財産収入の確保をしてまいります。代表的なものとしては、令和５年度に神西住宅跡地を売却いたしました。

今後も引き続き多様な事例を参考にしながら、現行の財産収入をさらに充実させるとともに、様々な角度から新たな自主財源を確保する手段を見いだしていければと思っています。

それと、財産収入の取り組みとして、まずそのネーミングライツ、この導入につきましては、周辺の自治体で成田市が運動公園や文化芸術センターに導入、成果を上げているということは承知しております。本市においては、まだ今のところ実施はありません。

あと、広告収入についてです。本市においてはホームページのバナー広告、あとコミュニティバスの車内広告、これらを実施しております。

あと、自動販売機につきまして、本庁をはじめとする公共施設などに設置して収入を得ております。26施設において42台、762万円ほどの収入があります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ここまでの回答を総合してみますと、やはり税収を急激に増やすということが大変に難しいということが改めて分かりましたが、僕は常々市民に税金を返す取り組みを提言いたしております。それは税金の使い道を調査研究して、税金の無駄遣いを一斉排除して各種料金の引下げを推進するものであります。

そこで、受益者負担の適正化について本市の見解を伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、受益者負担に対する適正な考え方についてということでお答え申し上げます。

旭市行政改革アクションプランでは、持続可能な財政基盤の強化を図るための取り組みとして、公平性・公正性の観点から、サービスの質や量とトータルコスト等を考慮して、それぞれに見合う適正な受益者負担となるよう、定期的に使用料等の見直しを行うこととしております。これまでも維持管理原価による金額算定、類似施設の金額格差の是正や減免基準を適正化するため、過去２度にわたり見直しを行ってまいりました。現下のエネルギー価格の高騰が光熱水費や原材料費など市民サービスに係る経費の増加に大きな影響を与えており、今後も引き続き社会情勢の変化に適応しながら、持続可能な行政運営を行っていく上では、使用料等の適正化に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、次に移ります。ふるさと納税による自主財源の獲得について再質問であります。

令和５年度の決算の自主財源の割合が先ほど37.0％ということでありました。令和５年度、ふるさと納税による寄附金は約２億1,000万円で、令和４年度と比較しまして9,000万円の増と、大幅な増になっております。本市の自治体規模などを鑑みますと、これだけの額の自主財源を継続して確保できる手段というのは、ほかにはないだろうなと、そのように思っております。

ふるさと納税は常々申し上げますけれども、恒久的な財源として見込むのは財政運営上リスクを伴うと、そういうことは分かっております。しかしながら、この制度が続く限りは、ぜひどうしても活用をすべきだと思うんですよね。ふるさと納税による寄附額は右肩上がりで推移しており、令和５年度は何と１兆円を超えました。今後もこの傾向が続くことが予想されます。本市でもアイデアや工夫次第で、さらに寄附額を伸ばしていくことは十分可能であると考えますし、逆に何もしなければ、今後厳しい状況になっていくことは明らかであります。

そこで、先ほどの回答にもあった魅力的な返礼品の開発はもちろんのこと、そのほかにも例えば寄附者との関係構築によりリピーターや旭市のファンを増やす戦略、それから本市の持つ地域の魅力発信、ふるさと納税の窓口となるポータルサイトというんですか、その工夫

などで様々な戦略を組み合わせていくことが効果的であろうと考えます。

自主財源の確保に向けては創意工夫をもって、こうした取り組みを進めていくべきだと思いますが、本市における今後の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　それでは、具体的な取り組みということでご回答をいたします。

まず、魅力的な返礼品の開発ですが、本市の特産品や釣り船乗船券などの体験型返礼品を充実させるだけでなく、以前、議員からもご提案いただきました地元の高校などとのコラボ商品や、規格外品をうまく生かした商品の開発なども探っていきたいと思っております。

また、高い付加価値のある返礼品、豚肉、海産物などですけれども、これにより差別化を図るといったやり方もあると考えております。

次に、寄附者との関係構築という点では、寄附していただいた方に対し本市の近況を伝えるチラシをお送りするほか、寄附金の使い道の報告や返礼品事業者からの感謝のメッセージなどをＳＮＳや郵便等で届けられるようなことも検討していきたいと思っております。

また、地域の魅力発信ですが、地元のつくり手の顔や声が見えるコンテンツ、動画、インタビュー等ですけれども、これらを製作し、その活用を進めていくことや、旭市を知ってもらうという点ではシティプロモーションも大切になりますので、官民連携で旭市のＰＲを行ってまいりたいと思っております。

それから、ポータルサイトの工夫という点ですけれども、検索されやすいキーワードやカテゴリを設定し、ＳＥＯ対策、サーチ・エンジン・オプティマイゼーション、これは検索結果をサイトの上位に表示させるための施策ですが、こういったことを行うとともにレビューや評価の管理、寄附者の対応を丁寧に行ってリピートを促すなど、事業者と一緒に検討してまいりたいと思います。

これらの取り組みを行うために本年度より新たな中間事業者と契約いたしましたので、本市を応援してくれる寄附者の増加を目指し、積極的に取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　戦略的な取り組みについて提案をいたしましたが、るる検討しているようでありましたので、今後も創意工夫をもって進めていただきますようお願いをいたします。

また、財政運営を考える上では自主財源の確保が重要な課題であり、そのためにふるさと

納税の躍進を目指すことが有効的な手段であることは皆さん、市長にもご理解をいただけたものと思います。

その一方で、ふるさと納税は単なる財源ではなくて地域の課題解決や旭市の魅力発信、それから地域経済の活性化にもつながり、自治体の工夫と戦略次第では財政の安定と地域ブランド力の強化、これを同時に達成できる可能性を持っています。僕は一市民として、様々な地場産品の情報を提供して、できる限り協力をしてまいりました。本市を応援してくれる方々からのふるさと納税寄附額が増えれば、積極的な財政出動が可能となるので、比較的自由に思い切った投資ができるものと思います。

そこで、今後の展望について本市の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　議員のおっしゃるとおり、自主財源の確保と市のブランド力、知名度アップなどを目指して、先ほど申し上げた具体的な取り組みを実現すべく新たな中間事業者と契約したところでございます。これにより新たな返礼品の開発や地場産品の掘り起こしに加え、ＳＮＳなどを活用した情報発信にも注力することで、寄附の拡大を目指してまいります。

また、いただいた寄附につきましては、本市を応援してくれる寄附者の意向に沿いつつ、各種施策のバランスなども考慮しながら、本市がより魅力的なまちになるための、その事業の財源として活用したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ふるさと納税の拡大に向けて取り組んでいただけるという力強い言葉であったと思います。しかしながら、そのためにはこの事業に対する企画政策課、それから何といっても市長の熱意というものが大変重要であろうと考えます。今後もしっかり盛り上げていってもらって、このふるさと納税以外の手段についても創意工夫をしながら、さらなる自主財源の確保に努めてもらいたいなと、そのように思います。

市長に答弁いただいたので、これ以上細かいことを聞くことはありませんので、切にそのお願いを要望いたしまして、次の質問に移ります。

質問事項の二つ目、ＲＳウイルス感染症に関しての感染状況と予防対策についての再質問に移ります。

予防接種の有無と入院との関係を把握することは、今後の感染症対策を検証する上で重要

な判断材料になると、そのように考えます。

そこで、まず昨年度、旭中央病院にＲＳウイルス感染症で入院された乳幼児、先ほどの45名のうち予防薬の接種を受けたお子さんが何人いらっしゃったのか、このことをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　昨年度、旭中央病院にＲＳウイルス感染症で入院された乳児45人のうち、ＲＳウイルス感染症の予防薬であるシナジスまたはベイフォータスを接種されていたお子さんはいなかったと承知しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　現在、ベイフォータスは健康な乳児に対して保険適用外となっており、高額な自己負担が課題となっています。しかし、須崎市のように接種費用を全額助成する取り組みを本市でも導入できたら、乳幼児の重症化リスクの軽減に加えて医療費の抑制や保護者の経済的、それに精神負担の軽減につながると考えます。

また、その須崎市では製薬メーカーの協力により、欧米で保険適用されている水準の価格での給付を受けているということでございます。本市においても、同様の協力が得られることを関係する各方面から確認が取れておりますので、そうした協力が得られれば、本市の財政負担を抑えながら、より効果的な感染症対策が実施できると考えます。このような点を踏まえて、本市における検討に当たっての考えと今後の方針、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　お答えします。

ベイフォータスは現在、健康な乳児には保険が適用されず、自己負担が高額になることが課題です。須崎市のように接種費用を全額助成することで重症化のリスクを減らし、保護者の負担軽減や医療費の抑制といった効果が期待できると考えております。

また、須崎市では製薬会社の協力により、欧米で保険適用されている水準の価格で薬剤の供給を受けていると伺っており、市に対しても同様の内容が製薬会社から示されていることを把握しております。こうした自治体と製薬会社の連携による取り組みは、費用を抑えつつ

効果的な感染症対策を進める上で有効な手段であると認識しております。

今後につきましては、国や県の動向を注視するとともに、医師会や旭中央病院の先生方と連携しながら、市としての対応を慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ＲＳウイルス感染症の重症化を防ぐ上で、予防薬の接種が有効な手段であることを改めて確認させていただきました。特に問題なのが昨年度入院された乳児の中に接種者がいなかったという事実は、今後の対策を検討する上で参考になる重要な情報であります。その大きな課題といいますか、本質というか、その部分なんですけれども、須崎市のような自治体による費用助成の取り組みは乳児の健康を守ると同時に、医療費の削減や保護者の負担減にもつながることから、本市としても積極的に検討を進めていただきたいと考えます。

その上で製薬メーカーとの協力体制の構築も含めまして、効果的かつ持続可能な支援体制の実現に向けて、引き続き国だとか県ですか、それから何といっても医療機関は旭中央病院と、そことの連携を図りながら前向きな取り組みを、提案と要望をさせていただき、次の質問に移ります。

次に、質問事項の三つ目、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況に対する教育長の考えについて再質問に移ります。

令和４年度から７年度が改革推進期間と位置づけられて、部活動地域移行がスタートいたしました。令和８年度から令和13年度までの間が改革実行期間として平日のモデル事業を増やしていき、全国の普及を目指すということでございます。

それでは、令和８年度からの改革実行期間について、平日のモデル事業を増やしていく工程、そのことについて教育長の見識を求めます。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　それでは、令和８年度から13年度、この改革実行期間につきましては、先ほど林晴道議員からもお話いただきましたスポーツ庁、文化庁が設置した部活動改革に関する実行会議で提言されたものでございます。

本市といたしましては、先ほど申し上げましたように、まずは休日の部活動地域移行、８年度実現を目指して進めております。この地域移行の準備が整い次第、モデル事業も併せて

平日への地域移行について検討していく、そのような予定を持っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　千葉県が掲げる目標では、令和５年度から市町村ごとに種目を限定したモデル事業を開始して、令和６年度には各学校１部活動を地域クラブに移行をし、休日を中心に地域指導者がスポーツ活動や文化活動の指導に当たる予定であり、本市もまずは順調な出だしとなっているということでありまして、関係機関のご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

今、県内のどの市町村においても、子どもたちのために創意工夫をしながら懸命な準備をしているとお察しをいたしますが、これは予算のめどが立たない状況で教員の負担軽減を図るために、本市では特に部活動指導員の活用が10名でありまして、近隣自治体に比べて突出して多いようでございます。

それでは、本市では今後の地域展開を考えた場合に、教職員や部活動指導員を増員して補っていくというような考えであるのか、この点を教育長に伺いたいなと思うのと、また、本来の目的の一つに中学校教員の働き方改革がありますので、教員側の目線に立ちますと、ここが大きなポイントになるわけですが、教員の働き方改革につながる成果があったのかどうなのか、その認識も併せてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　ただいま２点のご質問をいただきました。

それぞれ、お答えいたします。

まず、教員、部活動指導員の今後の増員についてというご質問がございました。あくまでも教員、部活動指導員につきましては、部活動を残すに当たって必要な人材でございます。今後、地域移行に向かうに当たりましては、このような方の増員というものは一切考えておりません。

それから、教員の働き方改革についてでございますが、モデル事業における指導者のアンケート結果から、結果として教員の休日の負担軽減ができたとの、このような報告もいただいております。あわせて、今後の指導者をどのように考えているかということを併せてご回答させていただきます。

部活動の地域移行は、地域の方々の協力がなくては実現いたしません。幸い本市では指導

可能な人材が豊富であると認識しております。地域クラブとしての受皿については新たなクラブの設立や、現在ある民間クラブにご協力いただくことを考えております。基本的には公募等によって広く地域の方々にご協力をいただく予定ですが、兼職兼業で引き続き地域クラブで指導をしたいと考える教職員の協力も必要ではないかなと、このように認識しております。

なお、公募の際には、これまで学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、子どもたちの健全育成に責任と情熱を持って指導してくださる方を公募の条件として考えていくようになると思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　この事業でありますが、今後、中学生の多様なニーズに応えるためには多くの登録団体が必要になると思いますし、地域クラブを立ち上げた後の受益者負担の徴収額についても大きな今後の課題であろうと思います。

そこで、教育長、子どもたちが本当にやりたい活動ができるように、各家庭の経済負担ができるだけ少なくて済むような体制の構築を行政主導で行うべきと、提案型の質問をいたしますが、保護者の経済的負担については指導者の指導料、それから施設使用料など新たな費用も予想されます。しかし、できる限り学校部活動と変わらない負担で活動できるように、何とか支援をお願いできないのかなと、そのように思いますので、その点を踏まえて今後に対する取り組みというか、意気込みを伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　ただいま議員ご指摘のように、部活動地域移行後の人件費等に対する継続的な予算確保は大きな課題であると、このように認識しております。先ほど来、出ております部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめの中では、部活動改革の主目的は将来にわたって全ての子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することであり、何よりも重要なことは子どもたちの体験格差の是正に寄与し、等しく多様な学びと体験に触れられる環境を整備することと、このように提言がございます。

その背景には少子化が急激に進行する中、地域や種目、分野によって部員数の減少に伴い持続的な活動が困難になる。部活動の数が制限されたり、余儀なく廃部を迫られるなど、希望する部活動に参加できないケースが増えていること。そして、教員の働き方改革がござい

ます。同様にこの最終取りまとめでは、地域の実情等に応じて安定的、継続的な取り組みが進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があるとの提言がございました。あわせて、公的負担については国、都道府県、市区町村で支え合うことが重要とも、このように述べております。

これまで部活動は公費負担により学校教育活動の一環として公的に保障してきたことで、家庭環境に起因した中学生のスポーツ・文化芸術活動の格差是正にも貢献してまいりました。仮に部活動を地域移行した際に、生徒たちの希望する様々な活動の場を確保できたとしても、経済的な理由等から参加できないケースが出てしまっては本末転倒であり、絶対にあってはならないと考えております。誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現、さらには未来を担う地域社会のつくり手として、心身ともにたくましく成長する上でもマイナスに影響してしまうのではと、このように危惧しているところです。

今後、地域移行を進めるに当たりましては、引き続き国や県の動向を注視するとともに、教育委員会といたしましても、可能な限り保護者の負担軽減が可能となるよう全力を注いでまいります。スポーツ・文化芸術活動を希望する全ての中学生が目を輝かせて生き生きと活動できる環境づくりを地域の皆様の協力をいただきながら、ぜひ実現したいと考えます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　次に移りますけれども、保護者の負担や指導者、活動拠点の設置の確保など地域移行後の体制について積み残された課題がたくさんあります。しかし、岐阜県美濃市など教育長のリーダーシップにより、学校部活動を完全移行している自治体も現にございます。部活動は子どもたちの思春期という大切な時期に感性を磨き心身を鍛え、社会性や自己肯定感など、その後の人生で大切なものを身につける、とても重要で意義や価値観を持っていると僕は思います。地域展開後もその意義や価値を損なわれないように、地域や社会全体にその意義を伝えて一緒に支えていけるように、全力で体制整備を進めてもらいたいと、向後依明教育長にご期待を申し上げ、次の項目に移ります。

質問事項の四つ目、旭市役所の職員に関して、人材開発と人事戦略の考えについて、その再質問に移ります。

先ほど新規採用職員一人ひとりに所属長が選任した先輩職員がマンツーマンでサポートをし、いち早く職場になじめる制度として、実施をしているようなことが答弁にございました。僕も市長と同じく12年ほど前、旭市議会の一員になったとき、当時の最年長議員から先輩議

員をマンツーマンサポートとして選任をされました。議員としては特に接遇やルールにマナーなどの話はなかったけれども、やっぱりサポート役の先輩がいるということや、僕は最高の先輩に巡り合えた分、周りを見渡しますと、サポート役の質が問われるなと強く感じました。あれから12年たった今でも、晴道議員のサポートを景山岩三郎先輩に行っていただいております。どうもいつもありがとう。

人を育てるには、その人に寄り添うこと、それから守られているという感覚と居心地のいい場所を職場の中につくることが大切だということを、この質問をするに当たり学びました。そういった環境をつくるには部下を指導する、それから管理をする立場の管理職の役割が重要ではないかと考えます。管理職の皆さんは業務が多忙な上に部下への気配りや目配りも必要になりますが、新規職員を教育して、さあ、これから活躍してもらおうというときに退職されてしまったのでは、それまでの経費だとか費やした時間、費用が水の泡になってしまいます。

そして、その人材育成にも市民の税金が使われている。つまり早期退職者が出てしまったことは、旭市にとって、それから市民にとっても大きな損失につながることを忘れてはなりません。

そこで、新たに管理職に就かれた方はどのような研修が行われているのか、詳細を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、新たに管理職に就いた者への研修についてお答えいたします。

市では、管理職が適切にマネジメントなどを行うことができるよう、副主幹や副課長、課長などといった職層に応じた研修を実施するほか、千葉県自治研修センターや東総地区広域市町村圏事務組合が開催する研修への参加を促進しております。

まず、管理職に就く前の職員研修については、主査級の職員が監督者研修に参加することで、現場リーダーとしての認識や的確な指示を行うための判断力のほか、課題解決能力などを学んでおります。

また、良好な職場環境を築くため、ハラスメント防止研修に参加させることで、職場ハラスメントの未然防止も図っているところでございます。

このほか人事考課研修を行うことで、各所属における組織目標を部下と共有するとともに、

コミュニケーションスキルや人材育成に関する知識を習得しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　旭市に対する情熱だとか愛情があってこそ、ただの業務ではなく本当の市民のための仕事、旭市の未来のための仕事ができて、また早期退職者の防止にもつながるものではないかなと、そのように思います。

それでは、職員の業務への情熱のようなものを育むような取り組みがあれば、お聞かせください。また、情熱を持って職務遂行をしている職員が適切に評価されるような人事を行うべきと強く訴えますが、本市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　議員おっしゃるとおり、情熱を持って業務に取り組むこと、そして市に愛情を持って臨むことがチーム旭市役所として、よりよい仕事をするために重要な要素であると思っております。そういった職員が適切に評価されるために、市では人事考課制度の運用により職員の能力や実績を的確に把握し、人事管理の基礎として活用しております。職員に対する考課の公平性や透明性が確保されるように、考課基準や運用ルールを適宜見直すことに加え、所属や考課者によって考課に隔たりが生じないように、人事考課に関する研修を継続的に実施しております。そういった適切な考課を行い、その結果を人事に反映することが仕事に対する職員のモチベーションの維持・向上につながるものと思いますので、今後も人事考課の適切な運用に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　最近、米本市長をはじめ、執行部の発言にワーク・ライフ・バランスという言葉を耳にするようになりました。これは仕事と生活の調和を指しています。個人が仕事の責任を果たしながら、家庭やプライベートの時間を拡充することを目指すと。このことにより仕事の効率が向上し、生活の質が向上するということを期待しているものであります。

具体的には、労働時間の適正化やプライベート時間を優先することが重要であり、働きやすい環境を整えることを求めるものです。

それでは、ワーク・ライフ・バランス、それから女性職員ですね。女性職員が活躍できる

職場環境の整備、これは人事戦略には必要不可欠と考えますが、本市の取り組みを伺いまして、今回の一般質問をこれにて終了をいたします。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　ご指摘ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、現在ワーク・ライフ・バランスの充実や女性が働きやすい環境の整備は、職場に求められる重要な要素であると認識しております。そういったワーク・ライフ・バランスの充実や、女性が働きやすい環境が職員のウエルビーイングの向上、ウエルビーイングとは、本市の第３期総合戦略のサブタイトルにもなっておりますが、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも満たされた状態のことでありまして、まさに職員のウエルビーイングの向上につながるものと考えております。

総務課では本年度の組織目標にワーク・ライフ・バランスの充実を掲げまして、時間外勤務の縮減や特別休暇制度の周知・取得促進などにこれまで以上に取り組んでまいります。

そのほか今年度新たな取り組みとしましては、女性が管理職を目指して職場で生き生きと働けるように、既に管理職に就いている、もしくはこれから管理職に就く女性職員を対象とした職場リーダー研修を実施いたしました。

今後も、性別にとらわれない適材適所の人事を行うとともに、職員のウエルビーイングの向上、ひいては本市のウエルビーイングの向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時２５分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 場 哲 也

○副議長（片桐文夫）　続いて、伊場哲也議員、ご登壇お願いいたします。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　皆さん、こんにちは。議席番号５番、伊場です。ただいまより一般質問を行います。

今日は、旭市の将来像を見据えた第３期総合戦略、教育の理念である教育の大綱及び現場の実践につながる学校教育指導の指針、そして、先ほど総務課長からありましたウエルビーイング、つまり市民一人ひとりの心身の健康と幸福の向上をどう具現化していくのかという視点から、建設的かつ提言的な質問をさせていただきます。

市民の暮らしをよりよくするため、そして未来の旭をつくる責任を担う一員として真摯に臨みます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項、大項目の１、第３期旭市総合戦略につきまして、３点お伺いいたします。

１、旭市のこれからの５年間、市長のまちづくりへの熱き思いと実現に向けての見解をお伺いいたします。

２、将来都市像のサブテーマとして「健康で心豊かな暮らし“ウエルビーイング”の向上」とした理由についてお伺いいたします。

３、総合戦略の推進に向け、市民一人ひとりが関わり、シビックプライドを育む施策とは何ぞや、お伺いいたします。

大項目２、第３期旭市の教育に関する大綱について。

１、教育大綱の理念が現場の教職員や学校運営にどれだけ浸透しているのか、お伺いいたします。

２、ふるさと教育、教育ＤＸの推進、夢を育む教育、キャリア教育を具体的にどのように推進するのか、お伺いいたします。

３、学校をコミュニティの核とした地域づくりの実現に向けた教育の推進が、具体的にどのように推進されるのかお伺いいたします。

４、大綱に基づく教育の取り組みと成果について、進行管理の計画が具体的にどのようになっているのかお伺いいたします。

５、児童・生徒の幸福度について、ウエルビーイングの概念をどのように可視化、評価するのかお伺いいたします。

大項目３、令和７年度学校教育指導の指針について。

１、教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性についてお伺いいたします。

２、学校教育指導の指針におけるウエルビーイングの向上について、見解をお伺いいたします。

以上、大３項目、10の質問要旨でございます。

市長並びに関係課長、簡潔明瞭なるご答弁をいただき、私とのキャッチボールがスムーズにいきますようお願い申し上げ、再質問につきましては質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、登壇お願いいたします。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容１の（１）まちづくりへの熱き思いと実現に向けての見解をご答弁申し上げます。

私は、豊かな旭を次世代へつないでいきたいとの強い思いを持ち、対話による開かれた市政という方針の下、これまで、子ども・子育て支援や医療・福祉の充実、農業をはじめとした産業振興のほか、官民連携による生涯活躍のまちの推進やシティプロモーション、保育所や学校の再編など、様々な施策に取り組んでまいりました。

今年度新たにスタートした第３期総合戦略においても、地方創生と国土強靭化を柱に、将来都市像を「みんなで創る未来ず～っと大好きなまち旭～健康で心豊かな暮らし“ウエルビーイング”の向上～」として、四つの基本目標に基づき、本市が重点的に取り組むべき事業はもとより、ＳＤＧｓの推進やデジタル技術の活用など、多くの施策を盛り込んでおります。

こうした施策にしっかりと取り組むことで、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができるよう、チーム旭として、市民や事業者の皆さんとも力を合わせながら、本市のさらなる発展に向けて、引き続き熱意を持って全力で取り組んでまいります。

続いて、質問内容２の（１）についてご答弁申し上げます。

第３期旭市の教育に関する大綱は、「郷土　夢　未来」を基本理念に掲げ、令和７年度から11年度までの５年間を期間として、本年４月からスタートしたものでございます。第３期は第２期の基本理念を継承しつつ、大綱の理念をより分かりやすく、より具体的な施策を展

開し、教育の充実に取り組むこととしております。第２期との主な変更点は、基本理念を市民に広く知っていただくため、分かりやすさとメッセージ性を考慮し「郷土　夢　未来」とした点でございます。

もう一つは、大綱を策定する際に参酌する国の第４期教育振興基本計画に基づいて「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」の二つのコンセプトを取り入れ、基本目標を再構成した点が挙げられます。

教育大綱の教職員への浸透につきましては、年度当初の校長会議において私から直接、教育大綱の基本理念や五つの基本目標を説明し、教職員などへ広く浸透するよう強くお願いしたところでございます。教育委員会においても、教育長との校長面談や教頭研修会などを通じて、教育大綱の浸透を図っているとの報告を受けており、着実に理念の共有が図られているものと思っております。

今後も、子どもたちをはじめ市民一人ひとり、地域や社会が幸せを感じられる教育の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは、大きな項目の１点目の（２）将来都市像のサブテーマとして「健康で心豊かな暮らし“ウエルビーイング”の向上」とした理由、それから（３）のシビックプライドを育む施策についてご回答いたします。

まず（２）です。世界保健機関（WHO）の憲章ではウエルビーイングを、健康とは単に疾病がないという状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に完全に満たされた状態にあるという趣旨で用いられておりまして、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や都道府県などの計画にも用いられております。

総合戦略のサブタイトル、テーマを設定することは、市民、議会、職員、事業者など関係者に対して共通の目的や価値観を明示し、一体感や協働の意識を高める効果が期待できます。総合戦略は、各種施策の総合的な指針を示す市の最上位計画でございまして、ウエルビーイングという言葉は、健康に関する分野だけでなく産業や教育、福祉など、様々な分野にも広く関連する言葉であることから、サブタイトルとして位置づけることとしたものです。

今後、どのように向上させていくのかということにつきましては、第３期総合戦略に掲げる四つの基本目標に基づき様々な施策を推進していく中で、ウエルビーイングの向上を図っていきたいと、このように考えております。

（３）シビックプライドを育む施策についてです。シビックプライドとは、地域への誇り

と愛着を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという、市民の思いを示しております。

総合戦略では、将来都市像の実現に向けて、重点プロジェクトや基本施策を推進していきますが、それらにひもづく事業を実施していくことで、シビックプライドを醸成していくことが可能になると考えております。

具体的な施策について幾つか例を挙げますが、基本施策12の生涯活躍のまち推進では、子どもから高齢者までが交流し、学び、創作することができる場を提供し、市民の連帯感やまちへの愛着を育みます。

施策13、14の移住・定住・交流の促進では、専用ウェブサイトにより旭市のよさや移住者の声を積極的に発信し、ロケツーリズムでは旭市の魅力や認知度の向上を図り、市民の地域に対する誇りと愛着心の醸成を図ります。

施策21の広報・広聴・情報公開の充実では、市民と直接話し合う場である意見交換会などを通じて、よりまちづくりへの関心を高め、市民自らが主体的に関わる機運の醸成と環境づくりを促進いたします。

施策22の保健・医療の充実では、市職員が中心となってＣＣＤプロジェクトの普及啓発を行い、市民全体で健康づくりに取り組む姿勢を醸成することにより、地域への帰属意識を高めることにつながります。

これらの事業を着実に推進することにより、本市に対する誇りと愛着、シビックプライドの醸成につながることが期待できると考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは大きな項目２番の第３期旭市の教育に関する大綱についてと、項目３の令和７年度学校教育指導の指針について、順に回答を申し上げます。

初めに（２）ふるさと教育、教育ＤＸの推進、夢を育む教育、キャリア教育を、具体的にどのように推進するかについて回答申し上げます。

教育大綱の基本目標に位置づけられている、これら四つの項目につきましては、学校教育指導の指針におきまして具体的な取り組みを示してございます。

一部を申し上げますと、ふるさと教育では、地域の歴史や資源を活用した学びの充実のために、本市の偉人を紹介した郷土史本「あさひ輝いた人々」や、小学３、４年生向けの社会

科副読本「わたしたちの旭市」の活用を推進してまいります。

教育ＤＸの推進では、グローバル化への対応能力の育成や、学校における働き方改革を推進していくため、子どもたちや教職員に貸出しをしているタブレット端末や校務用パソコンの効果的活用について、指導・助言をしてまいります。

夢を育む教育では、子どもたちの好奇心を引き出す、探求的な学びの充実に向けた教職員へのフォローアップ研修を推進するとともに、夢や希望を育む教育活動や体験学習の一助とした「学校いきいきプラン」の有効活用を推進してまいります。

キャリア教育では、ステップ・シートを活用し、子どもたちが自分らしく生きるための基盤となる資質・能力の育成を推進してまいります。また、社会的な体験活動の充実のために、キャリアパスポートの活用を推進してまいります。

続きまして、（３）の学校をコミュニティの核とした地域づくりの実現に向けた教育の推進が、具体的にどのようなものかということに回答いたします。

学校をコミュニティの核とした地域づくり実現に向けた教育については、未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長のため、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを支えていく必要があると認識しております。令和６年度からは、市内全小・中学校に学校運営協議会が設置され、保護者や地域の代表者が学校に集まって地域の未来について話し合い、どんな子どもたちに育ってほしいのか、学校と地域が一緒になって考えながら、学校運営を進めているところです。

続きまして、（４）大綱に基づく教育の取り組みと成果について、進行管理の計画が具体的にどのようになっているかというものについて回答をいたします。

教育大綱に基づく教育の取り組みと成果につきましては、教育委員会の施策及び各事業に関する点検評価により、年１度確認を行っているところです。また、第３期の教育大綱につきましては、運用３年目となる令和９年度に、総合教育会議において中間評価を実施する予定でございます。

学校教育においては、校長との面談や学校訪問でのヒアリングを通して、実態の把握や取り組みの進捗状況を確認しております。

続いて、（５）の児童・生徒の幸福度について、ウエルビーイングの概念をどのように可視化、評価するのかというところでございます。

児童・生徒の幸福度については、各学校における学校評価アンケートにより検証が可能であると認識しております。この学校評価アンケートの項目は、学校生活における児童・生徒

の精神面や健康面、自己肯定感や人間関係など、様々な項目ごとに自己評価されたものを集計し、数値化した上で、各学校のホームページなどで公表をしております。

また、このアンケートは、児童・生徒だけでなく保護者や教職員にも行っておりまして、これらの結果を学校運営協議会委員などの第三者に評価していただきながら、学校運営にも生かしているところでございます。

続きまして、大きな３の項目の、令和７年度学校教育指導の指針についてのうちの（１）教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性について伺うについて回答いたします。

大綱の基本目標４の、豊かな人生を支えるための学びにつきましては、学校教育も含めた生涯にわたる学びの支援を目指すものでありまして、生涯学習社会の実現に向けた目標でございます。学校教育におきましては、大綱の基本目標４に示された内容について、指導の指針の中でもバランスよく取り入れ、授業や学校行事を通して育成するものと捉えております。

続きまして、（２）学校教育指導の指針におけるウエルビーイングの向上についての見解を伺うということでございます。

学校教育指導の指針では、教育活動全体を通じたウエルビーイングの向上を目指し、自己肯定感や夢の実現など、教職員や子どもたちが理解しやすい具体的な言葉で表現してございます。大綱でウエルビーイングと表記していることや言葉の認知が進んでいることも踏まえ、指導の指針の改訂に合わせて、こちらのウエルビーイングの文言についても前向きに、これを載せることを検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それでは、再質問をさせていただきます。

まずは米本市長。市長は令和７年度からスタートした第３期旭市の総合戦略において、ウエルビーイングの向上を将来都市像として掲げ、そして、私どもの手元にも配付していただきました。「みんなで創る未来ず～っと大好きなまち旭」、この実現を目指す。そして今熱い思い、これから５年間、お気持ちをお聞かせいただきました。

生まれも育ちも旭市である市長は、旭市が自然も食も子育ての環境もすばらしい力をたくさん持っており、ポテンシャルが旭市は高いんだよという認識をされていらっしゃる。その魅力をこれからの未来にもつなぎ、誰もが住んでよかったと、ここで子どもを育ててよかったと、ずっと住み続けたい、また戻ってきたいと思えるまちにしていきたいと、そういうお考えでございます。

そこには、やはり市長の熱き思いと併せて市民の力、これがしっかりと合致することが大切なのではないかと、私、伊場哲也は考えます。

市長はもう既に、来月７月20日投開票が予定されている旭市市長選挙、出馬表明もされておりますし、ただいまお話しいただきましたように、旭市のまちづくりの最上位計画である第３期旭市総合戦略について、この先の５年間、内に秘めたる思い多々あるのではないかと、そのように思います。

そこで、市民と共有をしていくといった視点から、今日私が話題にしたいのはウエルビーイング、いわゆる心が本当に幸せ感に満たされているかどうか。主観的なウエルビーイング、客観的なウエルビーイング、いろいろございます。そういう中で、進捗を市民とどのように共有していくのか。実効性ある戦略実現の鍵、これを解き明かしていくのかということについて、二つご提言をさせていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

熱意ある言葉を市民とともに共感されていく、その言葉を行動に仕掛けていくための戦略といいますか仕掛けづくり、一つ。旭市独自のウエルビーイング指標、これを担当課長を筆頭に庁内横断的に協議いただき、市民満足度調査、これでもって数値化していく、見える化していくと。その結果どうであったのかといったものを、レポートでもいいですよ、ホームページに上げていただけないかということ。

二つ目、四つの基本目標、これが総合戦略に記載されております。目標達成に向けての評価指標に対して本年度はどうだったのかと。年度ごとにその進捗状況、レポートとして公表していただくということ。５年後にこうでしたよではなくて、今年度やってみてこうだったと、令和８年度はこうだったという年次レポート、これの公表。この２点について市長のお考えをお聞かせいただけませんか。お願いします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　市独自のウエルビーイング指標、それから年次のレポート、そういったものを公表してはどうかというご提言でございます。

市独自のウエルビーイング指標ということでございますが、全国にはこの指標を作成している自治体が幾つかございます。ただ、その状況を見てみますと、指標の策定、それからその進捗管理、またその分析に係る業務が膨大であるといったことで、その開発と活用がやや停滞しているという状況にあるといった、そういったご指摘もございます。

本市としましては、独自のウエルビーイング指標をあえて設けることはせずに、総合戦略

の基本目標ごとに設定した数値目標、これまでも実施している事務事業評価などによりまして、評価をしていきたいと考えております。これらの事務事業評価などは毎年のようにホームページ等で公開しておりますので、こちらで市民のほうにお知らせしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　可視化・見える化を図るための指標づくりはしないということ、これでよろしいですか、課長。今聞いていなかったでしょう。止めてください、議長。

○副議長（片桐文夫）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時５１分

再開　午前１１時５２分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　可視化・見える化ということでございますけれども、ウエルビーイング指標というのは、デジタル庁が毎年公表している指標もございますので、そちらのほうで旭市の幸福度といいますかウエルビーイング指標、こちらのほうをはかっていきたいと、そのように考えております。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質問をさせていただきます。

ウエルビーイング指標はデジタル庁だけの公表ではございません。課長ご存じのとおり、副課長ご存じのとおり、厚生労働省もウエルビーイング指標を公表しております。文部科学省もウエルビーイングについてはこういうものだよという定義づけ、あわせて、こういうふうに市を活性化していくための指標等々を提出していただいております。分かりました。

それでは、課長。これはいかがですか、提言させていただきます。旭市の未来を市民とともに築いていく上でやっぱり大事なのは、その理念と行動の橋渡し、市民を巻き込んで市民にも理解してもらうと、抽象的なスローガンで終わってしまっては駄目なんですね。したがいまして、市民はどう感じているのか、どこまで進んだのかということを見える化していく、

可視化していく、見える形にしていく、その工夫が大事なんですね。

業務多忙に拍車をかけてしまっては本末転倒になりますので、それでは、市民と行政が協働して、共にこの総合戦略について語り合うチーム旭フォーラムですとか、あるいは旭市総合戦略市民シンポジウム、報告会ですとか、こういったシンポジウム、あるいはフォーラムを開催できませんかね。東総文化会館小ホール、あるいは大ホールでも結構だと思いますけどね。

市長が熱き思いがある今この時期、また実際やってみて、施策の進捗状況を市民にも十分ご理解いただく、そういう意味で、市民向けの進行管理にのっとったフォーラムやシンポジウムの開催、これをぜひ企画政策課、総務課がタイアップして開催していただけないものかと。そうでないと市民は分かりませんもの。

これは私が言うまでもなく、これまでの第２期の総合戦略、厚さ1.5倍ぐらいになっています。すごくよくできているんですよ。私が言うまでもなく。他の市町村と、自治体と比べてどこがすごいか、やっぱり人口ビジョンの下に総合戦略を立てられて、市町村によっては総合計画。ここに、やはり行政改革のアクションプラン、なおかつ国土強靭化地域計画、これを合本して１冊にしている。これがまずすばらしい。

しかしながら、ちょっとこの後話題にしますけれども、総合戦略についてすばらし過ぎてしまうのではないかと、おやおやと思うようなところもあるんですね。皆さんはどうお考えでしょうかね。

ちょっとずれてしまうかもしれませんけれども、言わせてください。「“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト」というのが重点プロジェクトにありますよね、副市長ね。これはすごいですよ。ほかの自治体の皆さん、みんな旭市に来たくなってしまいますよ。

読んでみますね。ＣＣＤプロジェクトとの連携なんですけれども、市の特性を生かして「住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりの推進」、もう旭市にいるだけで「健幸」になってしまうんですよという誤解を招きかねないのでね。これはやっぱりＣＣＤプロジェクトの推進なんですけれども。これはやはり、概要版が各家庭に配られました。ほとんど読まないでその辺に置いてあるというそういう実態も、どうですか。

そこを鑑みれば、これはやっぱり実際に市民とこの総合戦略について語り合うフォーラムですとか、あるいはシンポジウム的な市政報告会でもいいんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　市民フォーラムの開催というご提言をいただきありがとうございます。

市では、これまでもそういった地域の方々と話し合う地域意見交換会の開催や、それから「住みたいまち、住み続けたいまち」をテーマといたしました市民と市長による対話集会、それから職員によるまちづくり出前講座などを積極的に行っております。今後もこのような様々な機会を通じまして、市の計画や取り組みについて説明をし、市民の皆さんの声を聞きながら、まちづくりや地域の課題解決に向けた協働・共創を推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　市民と語る会と趣旨が違うのです。私がお伝えしているのは、課長、総合戦略について。これについて、５年間の計画を立ててこういうふうにやっているんですよという、そういう中で今年度はこういうことがここまでできた等々の、この総合戦略にフォーカスした市民フォーラムとか、進捗状況の説明会ですとか、そういった開催はいかがかといったことをお伝えしているのですけれども。ちょっとキャッチボールがうまくいかなかったようですけれどもね。ご検討いただければありがたいと。

そこで４回目の、市長ここで答弁いただくと誠にうれしいのですけれども、どんなもんですかね。市長ご自身のウエルビーイングとは、米本市長、どのように、ご自身の主観的なウエルビーイングで結構です。これをお話しいただきますと、プライベートのことで恐縮ですけれども、ありがたいなと。いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私にとってのウエルビーイングでございますが、先ほど申し上げました回答と一部重複するところもございますが、第３期総合戦略の基本目標達成のための評価指標として、多くの市民が雇用の確保や子育て支援に満足すること。また、旭市が好き、旭市にずっと住み続けたいと思うことを示していますように、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしができている状態、これこそが旭市長としてのウエルビーイングでございます。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　０分

再開　午後　１時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　（２）の２回目の質問ということでよろしいでしょうか。

市長、先ほど個人的なウエルビーイング、ご回答ありがとうございました。この場で個人的なウエルビーイングをお伝えしても何の意味がないかもしれませんけれども、私、伊場哲也にとってのウエルビーイングは何だと、毎日ございます。明るい夕方の４時半です。80代前半で気持ちよくシャワーを浴びて帰ってきた後のプシュ、これが私のウエルビーイング。本当にレベルが低くて申し訳ないですけれども。

それでは、先ほど課長からいただきました旭市版の指標、ウエルビーイングについて指標をつくらないということでしたけれども、よくよく考えて、やはり皆さんが一生懸命、毎日苦労、尽力されて施策を実行しながら目標に向かって日々仕事をされているというその頑張り度、進捗度、これがやはり必要なのかなというふうに思うんです。単なるスローガンで終わらせてしまってはいけませんし、どのように向上したのか否か、何で判断するのか、どのようにおはかりになるのかというのがやはり課題なのではないかと、進捗の評価基準、成果の測定基準、いわゆるＫＰＩの設定がなければ、課長、単なるスローガンで終わってしまうんではないですか、そういう懸念はお持ちでございませんかと、この点はいかがですか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　先ほどの回答にもなりますけれども、本市の独自のウエルビーイング指標の設定は、今のところ予定しておりませんけれども、このご質問をいただいた際に、議員のほうから情報をいただきました地方自治研究機構「ウエルビーイング指標に基づく自治体政策に関する調査研究」というレポートがあるよというお話で、これ160ページにもわたるレポートでしたけども、私の方も隅から隅まで見る時間はちょっとありませんでしたので、少し見せていただいた中で、その中で挙げられている、報告されている中には、ウ

エルビーイング指標というのは主観指標、それと客観指標と二つの指標を示す必要があって、この両者を組み合わせることで、本質的なウエルビーイングの理解が可能になるというふうに言われております。主観指標というのは、個人が自分の生活や人生にどれだけ満足しているか、主観的な幸福感をはかる指標、客観指標というのは、誰が見ても同じように測定評価できる外的測定可能なデータのことで、外から見える実態を数値などで表す指標、このように提言されております。

総合戦略におきましては、現在各事業においてＫＰＩというものを設定しております。そこで数値を推し量っているわけでございますが、これに加えて、この主観指標であるとか客観指標、これらをまた設定するということは、多忙な業務といいますか、かなり膨大な事務量が増えることも想定されます。このレポートの中にもありますとおり、各自治体でこの指標の作成は行われていますけれども、活用策がなかなか不十分で停滞してしまうというような課題も報告されておりますので、市としての評価は、一旦はＫＰＩというもので評価をするということで進めていきたいと思っておりますし、このウエルビーイング指標につきましては、先行している自治体のこういった研究の成果、レポート等もありますので、そういったものを見ながらちょっと勉強、研究していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　理解させていただきました。そうしますと、総合戦略に設定しているＫＰＩと併せて、ウエルビーイング指標について一体どういうふうに自治体として進めていったらいいか研究・検討というお話がありましたので、課長、これもご存じのとおり、デジタル庁で推進しているファシリテーター育成の研修がございます。ぜひ旭市でも取り入れて、市職員をはじめ我々も含めて市民が少しでも市が目指している方向性を理解できるようなそういったデジタル庁職員によるワークショップ開催、ぜひこれをやりましょうよ。でないと、せっかく米本市長が掲げた市政、施策の実現がより具体化できなくなってしまうという懸念を持っているので、そういう提言をさせていただきました。いかがでしょうか、ワークショップの開催。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　デジタル庁が実施しますファシリテーター紹介・派遣事業ということで、これを活用した指標の定義への理解などを目的とした自治体向けの支援策という

ことのご提案だと思います。このウエルビーイング指標につきましては、先進自治体などの例を見ますと、先ほども言いましたとおり、評価結果を政策に反映することがなかなか難しいといったことがあるようでございますので、本市としてその評価結果、有効な活用が見込まれるような状況になりましたらば、このワークショップの開催についても検討していきたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　分かりました。その時期がなるべく早く来ることを望んでおります。

（３）のシビックプライドの育成、こちらのほうの第２回目の質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

先ほどもちょっと触れたんですけれども、住んでいるだけで健幸、いわゆるウエルビーイングが味わえるよと。それが市民一人ひとりのシビックプライドにつながっていくよと、醸成できるよと。住んでいるだけで健幸になれるまちづくり、すごいですよね。

そこで、提言ですけれども、すぐやりましょうって、市民全体で取り組む活動、すぐやりましょうよ、実際やっていると思うんです。高齢者筋肉トレーニング事業ですとか、健康増進センター事業、あさひ健康応援ポイント等々を活用した旭市ＣＣＤプロジェクト推進、これですね、ちょっと見ましたら、三つのチームが構成されていますよね、ＣＣＤプロジェクト。ヘルシーナッジチーム、ユニサポチーム、歩きたくなるまちチーム、ＣＣＤプロジェクトの認定のウオーキングコースというのは、何コースぐらい設定できましたでしょうかという質問が一つ。そして、もうどんどんやっていきましょうって、国内で２市しかないんですよね、旭市ともう一つ、副課長ご存じですけれども、どんどん積極的に推進していきましょう。掲げた新事業、いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　大変申し訳ございません。ＣＣＤプロジェクトが設定したウオーキングコースが何コースあるかということでございますが、ちょっと私が記憶している中では、文化の杜公園のコース、それからスポ森のコース、あと海上のコースで三つ、各地域に一つずつは設定されていたかなと思います。ちょっと確認が取れ次第、報告させていただければと思います。

また、ＣＣＤプロジェクトの新規プロジェクトということでございますけども、一旦ＣＣＤプロジェクトについては、今年末をもって一旦協定の期間が切れることになっております。

千葉大ですとかノボノルディスクファーマ社との３者協定につきましてが、一定の期間が終わりますので、今年末をもってということなんですが、第３期総合戦略にも、うたっておりますので、このプロジェクトについては引き続き継続していきたいということで、３者間で今協議を進めているところでございます。そういった中で引き続き継続していければと考えておりますので、その中で新たな健康に対する取り組み、新規の事業というものを考えていきたいと、このように考えております。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質問になりましょうか、やはり旭にいて、生活していて健康の事業に取り組んでこそウエルビーイング、いわゆる健康、健やかが幸せに感じる、そういうプログラム事業の推進だというふうに思いますので、だから、積極的にやりましょうと、これについては異論はないと思うんです。ただ、いかように進めるか等々の方法だと思いますけれども、これは市のほうでリーダーシップを発揮していただいて、市民にＰＲをしていただければなと、ましてや今これじゃないですか、公用車に貼ってありますよね。これをどんどん市制20周年で取り組んでいければなと、そんなふうに思うんです。で、俺、旭でよかったよと、旭はこんなこともやっているんだ、あんなこともやっているんだよと、体育館だってすごいよって、中学校みんなクーラーついているし、エアコンの中で気持ちよくバンバン部活やっているよと。水だって全然問題ないよと、がぶがぶ本当にお代わりしながら飲んでいるよ、すごいよ旭って。それが最終的には物理的な側面の支援かと思いますけれども、シビックプライドにもつながっていくのかなと、そんなふうに思いますけれども、いずれにしましても、健康に関わるような事業推進を積極的に市としても取り組んでいっていただければなと、このようにしてシビックプライドの醸成を積極的に心がけて、なおなおいただければなというふうに思います。

そこで、次の質問に移らせていただきます。よろしいでしょうか、課長、総合戦略について終わります。ご安心ください。

続きまして、２番目、第１項目の教育に関する大綱、こちらのほうの２回目の再質問に移らせていただきます。

理念の実現が校長会等々いろいろ伝えて、現場には伝わっているというお話をいただきましたけども、実際そうでしょうか。現場の状況、可能な範囲内で私、大綱について皆さん理解していますよねということで情報収集、情報入手しました。確かに校長室の入口、職員室の入口等々に私の時代でもそうでしたけれども、掲示してあります。何か掲示だけで終わっ

てしまっているやの感が決してないわけではないです。

そこで、提言的な質問ということでさせてください。

一つ、先生方が授業で活用しやすいような分かりやすい指導資料、こういったものをつくってお配りしたらいいのではないかなと、先生方の大綱理解のバックアップにつながるのではないかなと思います。あわせて、保護者に対して、また児童・生徒に対して、大綱の趣旨、これが伝わるようなリーフレット、こんなのも学校を通じてお配りしたら、より理解が進むのではないかなというふうに思います。

３点目、校内研修あるいは学校行事を通して、大綱の理念を現場で、学校の現場で体感できるよう市が推奨する。こんなことを考えておりますけれども、教育総務課長、いかがでしょうか、ご見解をお願いします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　提言ありがとうございます。今議員おっしゃいました３点ということで、分かりやすい資料ですとかリーフレット、学校内研修というようなお話がありました。現在、学校に対しまして教育委員会のほうから具体的な依頼ということはしておりません。しかしながら、各学校の校長のほうは、教育大綱及び学校教育指導の指針の基本理念や基本目標などを基に、児童・生徒などの実態を踏まえた学校教育目標と重点項目を設定し、職員会議において、全ての教職員に説明して共有を図っているところでございます。

教職員のほうは、校長が示した学校教育目標の具現化に向けまして、それぞれの立場で目標を設定し、教育活動を進めておりますので、教育大綱の理念や基本目標が職員一人ひとりの取り組みの根底にあるというふうに認識をしております。また、家庭に対しましても、学校要覧や学校だよりなどを通じて周知を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　さらに、だってこれ大事でしょう、これで進んでいくんですよね、市長、教育長、総務課長、これで進んでいくんですよね。旭市の学校教育というのは、向こう５年間、基本理念「郷土　夢　未来」、これです。憲法みたいなもので、教育の推進の理念なので、やはり可能な範囲内で市としても十分ご理解いただけるような努力は必要だということをお伝えしたいんです。理念を、より多くの市民を巻き込んで、児童・生徒、保護者、教職員、実際、学校現場の先生方を中心に。では、これはどうですか、標語を募集するなんてい

うのは。この理念にのっとった標語を皆さん、今までは市から仕掛ける、逆に仕掛けて学校の先生方、保護者、子どもたちからもらう、その一例を標語募集と、児童・生徒には旭市の教育を象徴するような標語募集の投げかけ、当然現場の先生方が例を示しながら、こんなの皆さんつくれますか、これがまさに子どもたちの未来に期待する、旭の教育に期待する思いだとか、そういったものが標語に表れるのではないかと、私は推測、想定したんですけれどもね。

保護者様におかれては、保護者の皆様方が期待する学校像、ましてや今、学校再編をやっているわけですから、うちの娘、うちの息子を通わせている学校が、将来にわたってこんな学校であったらやはりいいよね、まして時代がこういう流れになっているわけだから、保護者の皆様、何か市に期待する標語をいただけませんか。広報あさひか何かで募集したらいかがかな。

先生方には、市教育委員会とともに目指す教育の姿、やはり熱い思いがあると思いますよ、先生方には。それを標語にしていただいて、あるいはスローガン募集でもいいかと思いますけれども、こんなような取り組みをして、みんなでつくり上げる学校教育、推奨してみるというお考えは、教育総務課長、ございませんか。いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　標語の募集ということでございました。学校を含め、みんなでつくり上げるというところ、非常に大事だと思っております。市としましても、教育大綱の理念を徹底させていくということは大変重要だと認識しております。議員のご提案につきましては、校長会等とも連携の下、参考にさせていただきながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　なぜこういうことをお伝え申し上げているかといいますと、やはり変わるときじゃないですか。だからこそ、このチャンスを利用してということをお伝えしているのです。今までどおりの通り一遍の旭市の学校はこうだよではなくて、先ほども言いました。再編で学校数が変わるんです。同時に教育内容も変わる。そして今変わる、変わる、移行期、移行期、だからこそ、市教育委員会のほうで積極的に大綱だとか指導の指針だとか、市の理念を受けて、仕掛けていくべきではないかと。そうすれば後れを取らずに進んでいるよと、

旭で教育を受けたいよと、そんなことに必ずやつながると、そんなふうに思うんです。

幸せに生きる力、地域への愛、夢を追う力、大綱には、やはり人間の根源的な力に焦点を当てているんですよ。非常に高い理想を掲げておりますので、ぜひ関係する人たちがその理念を共有して、理解してもらって、市に協力する、学校に協力する、先生方に協力していく、地域全体の教育力を上げていく。私はそれが大事だと思います。

でも、余分な仕事を与えるというつもりは毛頭ございませんので、どういうふうにしていったら理念が浸透していくのかと、実際に主役である児童・生徒に返していけるのかなと、それが親御さんに反映させることができるのかな、理解していただくことができるのかな、先生方ももっともっとやる気を持っていただけるのかなという取り組みが必要だと、そんなふうな考えです。

（２）のほうに移ります。よろしいでしょうか。

ふるさと教育、ＤＸ推進、夢を育む教育、キャリア教育、これについてもご回答いただきました。２回目の質問でございますけれども、学校現場からの要望、これは相当集約しておりますか。特にＤＸ推進についてお伺いいたしますけれども、体育館でのネット環境が本当に悪いんだよ、重くて全然つながらないんだよな、何とかしてもらえないのかなと。１人１台タブレット、自由に持って帰って思う存分使いたいんだよな、先生方に貸与された１人１台のＰＣ、使いづらいんだよと、情報の漏えいも気を遣わなければいけないし等々で使い勝手が悪いという現状に対して、市が何か解決してくれるような方針、方策、それについてどうでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　本市におきましては、各学校のＩＣＴの教育担当教員と年間５回の推進委員会を開催しておりまして、学校の要望等におきましても、この推進委員会で伺っているところでございます。具体的には、タブレット端末を複数のクラスで同時接続すると通信が遅くなる。今議員おっしゃいました。動かないなど、授業などに支障が出ているので改善してほしいと要望が出ておりまして、その対応としまして、本年夏季休業中にアクセスポイントの増設や回線の増強などの改修を行いまして、有効活用に向けたネットワーク環境の整備を進めてまいります。

また、児童・生徒のタブレット端末の家庭への持ち帰りにつきましては、自主学習や家庭学習を充実させるための活用、更新作業の必要な年度末休業を除いた長期休業中における課

題解決学習などでの積極的利用を教育委員会としましても推奨しております。

実際の運用につきましては、児童・生徒の実態、その他様々な状況を踏まえまして、各学校で柔軟に対応しているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　要はせっかく配られたものだから、それを有効活用、利用できるようなそういうバックアップ体制、支援をお願いしたいということでご理解ください。

３回目の質問に移ります。夢を育む教育について、これはいかがでしょうか。２点に絞って質問をいたします。

一つ、どういう方針、定義づけなのか。教育大綱における理念としての位置づけを確認させてください。

一つ、この成果、夢を育むことができたなと、成果をどのように評価、また改善する、そういうお考えなのかと。教育委員会としてＰＤＣＡ、外部評価を通じた検証の考え方、教えてください。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　本市では「夢」を、人の能力を可能な限り発展させる大きな原動力と捉えております。子どもたちが自らやってみたい、そうなりたいと強く思い、学び続けることが重要であるというふうに認識をしているところでございます。そのために好奇心を高めたり、心を動かしたりする多様な学びや体験、イベントを活用して夢を育む教育のほうを推進してまいります。

具体的な取り組みとしましては、各学校において、地域の職業人と語る会、旭農業学校との連携授業、サーフィン教室、地区の農水産業見学、海岸清掃など地域の教育力を生かした自然的、社会的な体験活動や奉仕活動などの充実も図っております。

夢を育む教育の成果につきましては、学校いきいきプラン事業において、プロスポーツ選手との交流、文化・芸術鑑賞など学校が主体的に特色ある教育活動を展開しており、学識経験者からは、教育的効果の大きさと本市独自の誇るべき事業として高く評価をされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　将来を背負ってくださるであろう子どもたちの育成ですから、人に、教育に投資をする、これはとても大事なことだというふうに思います。それで、この大綱にも書かれています。旭、ドリーム、フューチャー、ど真ん中にドリームとあります。この理念の「郷土　夢　未来」これへの対応での英語、これはやはり大切にされている表れだというふうに思います。ぜひ推進をより一層していっていただきたく思います。

（３）学校をコミュニティの核とした地域づくり、この実現に向けて、具体的に学校だけで何かやろうと思ってもできませんので、やはり保護者ですとか、先ほども言いましたように、もちろん児童・生徒、それから地域の活力、これも絶対必要なんですよ。学校と地域の連携を具体的にどのように機能させているのかお伺いいたします。できれば体制とか仕組み、これもお答えいただければありがたいです。お願いします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、学校と地域の連携等ということで回答させていただきます。

学校と地域の連携については、地域学校協働活動で進めております。令和５年度にモデル校５校、矢指、共和、滝郷、飯岡、古城小で活動を開始し、令和６年度からは市内全小・中学校に地域学校協働本部を設置し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と一体となり、地域コーディネーターを中心に、地域ボランティアの協力を得ながら、様々な活動を実施しております。

活動内容ですが、登下校の見守り、学習・体験活動、環境整備、美化活動、学校行事など、また地域の清掃や防災活動、お祭りの行事に参加し、地域の活性化にも貢献をしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　大綱の基本目標に基づいての取り組みなのであろうというふうに思いますけれども、ずっと大好きなまち旭の実現とのつながりについて、教育目標や将来ビジョンと、これらの活動がどのように結びついて、どのように地域づくりに貢献しているのか、成果を可能な範囲内でお聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　成果というお話であったと思います。成果としましては、地域コーディネーターがつなぎ役として、学校のニーズに対しまして、地域ボランティアの方が参画し、成果を出していただいております。例えば授業の支援というところで、昔の遊び、田植、ミシン学習、歯磨き指導、クラブ活動等の指導、あと読み聞かせなど、また、先ほど環境整備というお話をさせていただきましたが、花壇や通学路、ＰＴＡによる除草作業、学校行事の補助ということで運動会やマラソン大会、文化祭等の補助をさせていただいております。

また、授業の中には先ほどミシン活動というお話をさせていただきましたが、地域の方にお手伝いをいただいて、学校としては大変助かっておりますというような言葉もいただいております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　４回目の質問をさせてください。

今後の課題と市の支援方針について、ボランティアといえども、やはり持続可能な活動するために必要な人材育成ですとか、財政支援ですとか、地域コーディネーターの配置等々、大変だと思いますけれども、推進していく上での課題認識と支援方法、これについてお聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、人材育成、支援等ということでありました。

まず、活動することで把握できる課題については、今後対応していきたいと思っております。またコーディネーター連絡会ということで、年５回ほど実施することによりまして、コーディネーターの情報交換等により、取り組みやすい活動や課題を共有しているところであります。学校への具体的な活動内容の周知、活用のための情報発信、地域住民への情報発信、学校現場での困り事と協働活動をつなげていくための工夫が必要と考えております。できる人が、できる時に、できることを基本に、無理のない範囲で実施可能な活動を企画していきましょうということで進めているところであります。

また、各コーディネーターですが、各小・中学校に１人ずつ配置をさせてもらっておりますが、コーディネーターの相談役や取りまとめを行う統括コーディネーターということで生涯学習課内に設置をさせていただいておりまして、さらに社会教育指導員が各学校の活動に

対してサポートを行っているところであります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。学校を核にしての地域づくり、まちづくり、今後の推進ということでよろしくお願いします。

（４）のほうに移ります。教育大綱の評価、進行管理の在り方の再質問ですけれども、教育委員会の点検・評価報告書、令和５年度分につきましては、昨年６月の議会で配られました。この中で学識経験者から出された多数の提言、つまり何々してくださいとか何々を進めてください。これは令和７年度の教育施策あるいは学校教育指導の指針に具体的にどのように生かされたのかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　点検評価での学識経験者からの意見は、事業の在り方や成果、課題を整理し、事業を推進する上でとても重要であると認識しております。

その中で指摘や課題があるとされた事業につきましては、取り組み内容を再確認し、手法を変更するなど適宜見直しを行っております。一定の評価を受けた事業につきましては、事業の有効性をさらに高められるよう努めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質問になりますけれども、課長、毎年行っておりますし、今後についても当然されるわけですね。これは法的な縛りがあるじゃないですか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条１項、２項と。それに基づいて市のほうは対応しているわけですよね。この評価、執行に係る点検、教育総務課長、そのポイントは何だというふうにお考えですか、お聞かせ願えますか。四つありますよね、お願いします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条ということで、こちらにつきまして、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を議会に提出し、公表するということによりまして、効果的な教育行政の推進に資すると、住民への説明責任を果たしていくというところで、

教育委員会の責任体制を明確にするという規定でございます。

この法律のポイントとしましては、１点目としまして、報告書を議会へ提出し、公表するというところで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすというところでございます。

また、学識経験を有する者の知見の活用を図るとございます。こちらについては客観性を確保するというところでございます。また事務の透明性の確保、こういったこともあると思います。教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価は、総合戦略とも整合性を図っておりますので、この辺でまちづくり全体に対しての教育のほうも、こちらで確認しながら進められているというふうに捉えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ポイントを４点、しっかりと回答いただきました。引き続き毎年、そのように点検・評価をされるわけで、言いたいことは、やはり学識経験者の知見を有効活用するという、そこなんですよ。そうでないと学識経験者に意見を求めた意味がないと。したがいまして、今後は具体的に得た感想なり考えなり、こうしてくださいよ、こういうことを期待しますよ、これをお願いします等々については、ＰＤＣＡを回すときのＡの部分に次年度にこのように位置づけましたよという明言化をしていただきたいんです。そうでないと専門家である先生方も分かりませんので、学識経験者からいただいたことを今年度は、市教育委員会として取りまとめて、この点とこの点とこの点を優先順位を絞ってこういうふうにしましたという明言化を図る。いかがですか、この点。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　現在、各事業の推進状況及び評価につきましては、教育に関する大綱と総合戦略掲載事業の体系を示しまして、個々の事業について、事業名、事業内容、取り組み内容及び結果とそれに対する５段階評価を示しております。さらに前年までの学識経験者からの意見はもとより、変化する教育課題の現況を踏まえまして、ＰＤＣＡサイクルのＡとする今後の取り組み・課題を示し、さらなる事業の改善を目指しているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　点検評価の意義がそこだというふうにも捉えられますので、落とさずに必ずＡに位置づける、そういう取り組みを今後も引き続きお願いしたいというふうに思います。

（５）ウエルビーイングの概念の可視化・評価、こちらのほうの再質問に移ります。

再度お伺いしますけれども、市教育委員会としての仕掛けるもの、見える化するために、この点再度、もう一度、私は絶対必要だと、じゃないと見えないもん。その点もう一度お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　現在、教育委員会としましては、子どもたちや教職員にウエルビーイングについて理解してもらうように努めているところでございます。各学校においては、今日もいい一日だったと実感できるウエルビーイングな学校やいろいろなことがあっても、一日の終わりに今日は楽しかったと思えることというような経営方針を掲げるなど、校長を中心にウエルビーイングの概念を広げようとする意識が高まっていると捉えております。

また、子どもの悩みなどに適切に対応する教育相談の充実や楽しく分かる授業の工夫、改善、児童・生徒同士のいじめ及び教職員による体罰や不適切な指導の未然防止など、既に児童・生徒のウエルビーイングの認識につながる様々な取り組みが進められているというふうに考えております。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　課長、現場の先生方、あるいはお子さんでもいいですよ、知り合いの。ウエルビーイング、君たち、知っている等々のお話をされた経験はございますか。今知っているよというか、進めているよというお話がありましたけれども、先ほども言いましたけれども、小学校の男性、女性の校長、中学校の男性、女性の校長、中学校の男性、女性の教頭、小学校の男性、女性の教頭、教諭全体、養護教諭、他の自治体、匝瑳市等々も含めて、可能な範囲内で私は情報を入手しました。結論からいって浸透していません。あれっ、先生何でしたかと慌てて、そういえば最近よく聞くけれどもと、ある校長におかれては、私は本当に努力不足だけれどもと、先生はよく理解しておいてくださいというふうにして終えてしまったと、本当にぶっちゃけ正直なお話もいただいております。まだまだ浸透させる市教育委員会としてのご努力が必要なのではないかと考えますけれども、最後の質問、課長、お願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　教育委員会のほうとしましても、学校のほうの状況を把握しながら、今後ウエルビーイングの浸透につきまして、いろいろなアドバイスをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　でないと、きれいなお題目で終わってしまいますからね。現場でいかに実践してくれるか、これが大事だと思いますので、そこを抜かりなくお願いいたします。

大項目３、時間の関係で学校教育指導の指針について再質問させていただきます。

この教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性、これですね、これ一部ずれているところがありますけれども、その点について、課長、確認していただけましたでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、回答申し上げます。

整合性ということでございます。教育大綱に示された内容につきましては、学校教育におきましても指針のほうでお示しし、整合性を取っているところでございます。その中で基本目標４の「豊かな人生を支えるための学びを支援します」というところにつきましては、生涯学習と学校教育、それぞれの視点を整理しながらということで、整合性を取りながらバランスよく示しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　一昨日「記録に挑む」６月15日版480号、ここで指針が示されました、「学びのひろば旭」広報。そして先月は大綱について、学びのひろば旭に示されました。これをよくお読みになっていただきたいと思うんですよ。整合性の取れていないところを１点だけお伝えしますので、後ほどご確認ください。

一昨日、広報として、広報あさひで配布された指針、それの第４番目の「学校給食の工夫・改善」というのが、４番目の学校を核とした地域社会と進んで関わり、ここに掲げられているんですよ。これは誤りです。学校給食費は今年度から市長の公約の実現ということで、

これは保護者様、大変感謝していますよね。ですので、ここをもう一遍、それこそダブルチェックしていただきたいんです。ここだけお伝え申し上げて、時間の関係もございますので、３番の（２）学校教育指導の指針におけるウエルビーイングの向上について見解をお伺いいたしますということで、先ほども回答いただいておりますけれども、ウエルビーイング、ウエルビーイングっていろいろ聞いているけれども、よく分からないなといったところが実感なのではないかなというふうに思います。これにつきましては、向後依明教育長は、昨年11月17日開催の旭市の青少年意見発表大会で定義づけしております。読み上げます。

ウエルビーイングとは、様々な人々が心身ともに健康で、幸せや生きがいを感じる状態であることを指すんだと今までも言われております。意見発表の表現は、実現は、発表者一人ひとりのウエルビーイングにつながるものなんだよと。多くの市民や地域社会全体のウエルビーイングにもつながるとても価値のある内容、発表であったと。今後も大切なことは実現に向けて自信を持って歩み続けていくことであると。立派な提言ですよね。私もすぐメモしましたし、今お伝えさせていただきました。

そして３月議会では、向後依明教育長に、私は７年度の教育にどういったことを教育長という立場で実現したいのかと、５点言われています。それもしっかりと学校教育指導の指針に位置づけられております。

時間が時間ですので、総括しなければいけないですので、一部再々質問できないところがありましたけれども、本日のまとめ、ウエルビーイングというのは一体どういう意味なんだろうと、朗読させていただき、一般質問を終わります。

心と体が元気で安心して生きていて、幸せを感じている状態だよと先ほど総務課長おっしゃいました。友達と仲よくできて、楽しく学校に通えている、家族と笑い合えて安心して過ごせている。自分の夢に向かって頑張れている、失敗しても大丈夫だと思える気持ちがある。こんな状態がウエルビーイングというんだよと。どうして大事なのと、今の社会は便利になってきた一方でいろいろなストレス、不安もあるよ。だから勉強だけではなくて、自分がどれだけ幸せを感じられるか、周りの人と安心して暮らせるか、これもとても大事なんだよ。

そして、どんな要素があるのか、心の健康、体の健康、人とのつながり、やりがい、目標、安心できる場所、では、どうすればウエルビーイングは高まるの、毎日の生活の中で体を動かす、誰かにありがとうと言う。自分の気持ちをノートに書いてみる、好きなことにチャレンジする、嫌なことは一人で抱え込まないで誰かに話す。こういったことがウエルビーイングだということですので、ぜひ全市を挙げて、教育はやはり人の財産を生かすということで

もございます。そして、教育というのはウエルビーイングの種をまくことにもつながるんだよといったことで、一般質問を終わらせていただきます。若干延びてしまいましたけれども、失礼いたします。

○副議長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　すみません、先ほどウオーキングコースの箇所、５か所です。スポーツの森公園コース、惣堀線桜並木コース、あじさいロードコース、文化の杜公園・多目的広場コース、いいおかみなと公園しおさいコースの計５コースでございます。

失礼いたしました。

○副議長（片桐文夫）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　宮　澤　芳　雄

○議長（飯嶋正利）　続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１５番　宮澤芳雄　登壇）

○１５番（宮澤芳雄）　議席番号15番、宮澤芳雄です。令和７年第２回定例会におきまして、一般質問を行います。

一般質問は、大きく分けて３項目11点になります。

１項目め、中学校の部活動地域移行についてお尋ねします。

（１）旭市の中学校部活動地域移行は何年からになるのか伺います。国は令和７年度末までに中学校の休日の部活動を地域に移行すると決めましたが、旭市でも令和７年度末に地域移行できるのか伺います。

（２）モデル事業の予算は何年まで続くのか伺います。現在モデル事業に補助金が支払わ

れていますが、モデル事業が１年延長された場合の補助金について伺います。

（３）今後の対策について伺います。今後、陸上競技がモデル事業として予定されているようですが、ソフトテニスがモデル事業として行うことができたのは、部活動を仕切れる人がいたからだと思います。今後ソフトテニスと陸上競技以外の部活動の地域移行については、市ではどのように進めていく考えなのか伺います。

２項目め、避難所となる学校の体育館の空調設備について、（１）番、椿小学校は、昨日の伊藤房代議員の質問に答弁がありましたので省略します。

（２）補助金を活用したＬＰガス空調と災害対策について伺います。2024年12月、ＬＰガスの空調機器についてどう考えているかとの国会答弁で、武藤経済産業大臣は、ＬＰガスは全国の４割の世帯をカバーして、品質劣化せず保存できる。導管が要らないなどから災害に強いエネルギーと認識している。また輸入元もアメリカ、カナダ、オーストラリアで９割、エネルギーの安全保障上も有用なエネルギーと認識している。経済産業省としては、国家備蓄の推進、中核充塡所の整備などを推進していくと答弁しています。

また、令和６年１月の能登半島地震でどう活用されたかの質問に、和久田資源・燃料部長は、ＬＰガスは避難所の燃料として活躍した、災害復旧の長期化の中、煮炊き、空調、照明のみならずランドリー車の燃料としても活躍した。そして、これまでも医療施設、介護施設、避難所に発電機付ＬＰガス機が導入されていて、災害時にはガスの利用と併せて電源と照明に利用されていると答弁しています。

文部科学省では、令和６年度補正予算として779億円を計上、ＬＰガス使用も含め２分の１の補助率を引き続き推進していくと答えています。旭市でも災害に強いＬＰガスの空調機の学校の体育館への設置を検討してみてはいかがでしょうか、伺います。

（３）電気のエアコンとガスのエアコンについて、それぞれのメリット、デメリットを伺います。

（４）今後の市内小・中学校の体育館へのエアコン設置予定について伺います。気温が年々上昇していく近年、避難所となる小・中学校の体育館へ空調設備を設置するとしたら、その費用は幾らくらいになるのか伺います。

３項目め、令和４年度の上下水道課の業務について伺います。

この質問は令和４年第４回定例会の一般質問でも行いましたが、そのときと同様で、これは業者に対する質問ではありません。あくまでも上下水道課の業務に関わる質問であることを初めにお断りしておきます。

もう一つ、一般質問なんですけれども、この事業といいましょうか、令和４年の事業に関して、今本議場にいる方で、これを知っているのは実は私だけなのかと思います。前課長も庁内にはいますけれども、この議場にはいません。私からいろいろお話を聞いていただいて、助言できることがあったり、指摘することがあると思います。本来であれば一度自分から質問して、担当課長に答弁をもらうんですけれども、担当課長も知らないと思うんです。ですから、私の知り得る限りの話をここでして、実は２年半前にこの質問をしたときに、お前何言っているのか全く分からなかった。だからもうちょっと具体的に何があったのかちょっと教えろということを指摘されました。それを教えたら、それはちょっと間違いがあると。だからそれは議員としてただしなさいというふうなことを言われましたので、今日は質問もするんですけれども、その質問に対して答弁もいただきますけれども、再質問のところは、むしろ過去に何があったのか、私からお伝えしたいと思います。それを皆さんにお断りしておきたいと思います。

（１）水道料金や下水道使用料の現在の電算システムでの業務開始時期について伺います。令和３年度までの上下水道課の業務では、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料は、それぞれ別々に納付されていました。令和４年度からは利用者の利便性の向上と事務経費削減のため、同じ通知書により料金と使用料を一括して請求する方式に変更されました。そして令和４年11月から新しい方式で業務を開始する予定でした。

このときの入札に当たり、11月の業務開始は難しいと判断する業者もあり、応札は１者で、その業者が落札しました。しかし、その業者も11月に業務を開始することができませんでした。結果的にそもそも11月から新しい業務を開始するという上下水道課の移行期間の設定に無理はなかったのか伺います。

（２）業務延期に伴う上下水道課の対応について伺います。業務開始が１か月遅れることにより、業務に支障はなかったのか、また上下水道課はこの間、どのような対策を行ったのか伺います。

（３）市が業務延期に伴い業者に支払った金額について伺います。業務開始から１か月延期となったことにより、落札業者以外の業者にも業務委託したのかお尋ねします。

（４）市では業務延期が起きたことについて、どのような検証を行ったのか伺います。

以上、３項目です。再質問は自席で行います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは１点目の中学校の部活動地域移行についてのうちの（１）旭市の中学校部活動地域移行は何年からになるのか伺うというところと２の避難所となる学校体育館の空調設備についての回答をいたします。

初めに、部活動の地域移行のほうですが、移行の時期につきましては、令和８年度中の移行を目指して今準備を進めているところでございます。本市では令和６年度から教育委員会、学校、保護者、スポーツや文化に関係する各種団体の代表者で構成される旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、モデル事業などのこれまでの取り組みから成果と課題を明らかにし、協議を行っているところでございます。

続きまして、２の避難所となる学校体育館の空調設備について（１）は省略ということで、（２）の補助金を活用したＬＰガス空調と災害対策についてということで、災害時に強いＬＰガスの空調機を学校の体育館へ設置を検討してみてはという質問でございました。

ＬＰガスの空調方式につきましては、ご提案をいただきましたが、学校体育館の空調設備の方式を選定する際には、初期費用やメンテナンス及びランニングコストなどのほか、地域性や空調効率、契約の方法など様々な観点から検討をしてまいります。

続きまして、（３）の電気のエアコンとガスのエアコンについて、それぞれのメリット、デメリットはということでございました。電気方式とガス方式の空調設備のメリット、デメリットにつきましては、まず、電気方式のメリットとしまして、導入時の工事費用やメンテナンスコストが比較的安価であること、デメリットとしましては、ランニングコストが高くなる傾向があることが挙げられます。

ガス方式のメリットとしましては、災害時の停電の際にもガスが使えるため冷暖房や照明などに活用できること、ランニングコストが比較的安いことやエンジン排熱を暖房に使用できることが挙げられます。デメリットとしましては、導入時の工事費用やメンテナンスコストが比較的高くなることやガスエンジン駆動時間の振動音が大きいことが挙げられます。

続いて、（４）今後の市内小・中学校の体育館へのエアコン設置予定についてというところで、体育館へエアコンを設置する場合、その費用はどのくらいかというところでございました。体育館への空調設備の設置費用につきましては、まず空調設備の設計費用が１校当たり500万円程度を想定しております。また実際の工事費用につきましては、体育館の規模にもよりますが、空調設備本体と受変電設備の改修を合わせて7,000万円から１億円程度を想定しております。そのほか空調を効果的に活用するための屋根、壁やサッシの改修工事などの断熱工事が必要な場合には、さらに増額が見込まれます。今後、昨今の物価高騰が上昇し

ますと、工事費用のほうもさらに増額になることが想定されております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　スポーツ振興課からは、１項目め、中学校の部活動地域移行についてのうち（２）モデル事業の予算は何年までなのか、それにつきまして、モデル事業が１年延長された場合の補助金はどうなるかということについてお答えいたします。

中学校の部活動地域移行につきまして、国では令和５年度から７年度までの３年間を改革推進期間と位置づけ、同じ期間、千葉県では千葉県地域クラブ活動体制整備事業、こちら実証事業になりますが、こちらを実施しており、本市としても今年度この事業を活用し、モデル事業の補助金として計上しているところでございます。

部活動地域移行の今後の方向性といたしましては、令和８年度から10年度までに改革実行期間の前期としまして、確実に休日の部活動地域移行に着手するということが示されておりますが、モデル事業の今後につきましては、現時点では述べられておりません。

モデル事業を含め部活動の地域移行に関しましては、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課からは、大きな１番（３）の今後の問題点と対策について伺うの中で、モデル事業以外の部活動については今後どのようにというところで回答させていただきます。

市としましては、現在、部活動に所属している生徒が休日に希望する活動ができるよう検討を進めております。モデル事業から得た成果と課題を踏まえ、部活動を担ってくれる人材を確保し、各部活動の受皿づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、上下水道課からは大きな３番、新しい電算システムへの移行期間の設定について無理はなかったのか、（１）番から（４）番までお答えします。

まず（１）でございますが、水道料金や下水道使用料を一括請求することを含めた新しい電算システムについては、前任者との契約が令和４年10月31日で満了しますことから、準備期間を７か月設けた上、契約日を令和４年４月１日とし、令和４年11月１日を新しい電算シ

ステムの使用開始日といたしまして、入札により後任者と契約いたしました。

従前の調査では、準備期間は確保できる見込みでございましたが、データ移行作業の際に前任者と市との間でデータ出力作業に関わる見解の相違、有償か無償かがございまして、市から後任業者へのデータ提供業務に遅れが生じました。一括請求を含めました新しい電算システムの運用開始日は、予定より１か月遅れの12月１日からとなりました。

続きまして、（２）業務開始が１か月遅れたことによる支障はなかったか、また上下水道課の対策はということで、新しい電算システムの安定稼働を考慮しまして、前任者と旧システムの賃貸借契約期間を11月１日から11月30日までの１か月間延長いたしました。新旧のシステムを並行稼働することによりまして、運営上のトラブルやエラー対策を取ることで業務運営の支障はございませんでした。

続きまして、（３）でございます。落札業者以外にも業務委託をしたのかということでございますが、前任業者と旧システムの１か月の延長賃貸借に加え、データ出力作業について委託をいたしました。データ出力作業につきましては、契約書の解釈で見解の相違がございました。上下水道課といたしましては、当初無償の見解でございましたが、前任者は有償の見解でございました。したがいまして、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることとした契約書条文53条にのっとりまして協議を行いました。協議の結果、データ出力作業は有償であるとの結論となりまして、新たに前任業者とデータの出力業務の委託契約を締結いたしました。

続きまして、（４）でございます。業務延期が起きたことについてどのような検証を行ったかということでございます。前任業者との契約事務の際、後任業者が利用可能なデータ出力における費用につきまして、仕様書の内容に見解の相違があり、今回遅延が生じました。契約事務における仕様書を精査いたしまして、入札の際は疑義が生じないよう見直しを行うことで業務延期等の再発を防ぐよう努めるとともに、今後はより多くの業者の入札の応札を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　その前に上下水道課長、１点教えてください。

仕様書の53条でよかったですか、疑義があった場合の、さっきの答弁に対する質問です。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　契約書の53条でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、再質問を行います。

地域移行、大変大切ながら難しい問題だと思います。この地域移行に当たって、現時点での問題点等を教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　旭市部活動地域移行推進協議会からは、指導者の確保、生徒や保護者への周知、会費負担や指導者への報酬などについての意見をいただいておりまして、これらを課題として捉えております。

地域移行に当たっては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、生徒のニーズに応じた環境の構築を目指し、引き続き協議を重ねてまいります。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　すごく地域移行に当たっては大変なご努力があると思います。担当課で今後もいろいろと努力していただきたいと思います。

では、２番目の質問の再質問を行います。

移行後の補助金について、市ではどのように考えているのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　それでは、移行後の財政的な支援、補助金ということでお答えします。先ほど林晴道議員の質問によりまして、教育長が答えた内容と重複する部分がありますが、お答えいたします。

地域移行後の財政支援につきましては、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する必要がある、と国の設置する有識者会議の最終取りまとめで示されております。移行後のクラブを運営していくに当たり、会費については受益者負担が原則となりますが、安定的、継続的に取り組みを進めることが求められており、受益者負担と公的負担のバランス等費用負担の在り方を検討する必要があると示されておりますが、その詳細につきましては、現時点では示されておりません。繰り返しの回答になってしまいますが、中学校の部活動地域移行につきましては、モデル事業、移行後のクラブへの支援などを含め、総合的、先進的な情報収集を行っていくとともに、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

それでは、３番目の再質問を行います。

部活動の地域移行では、一番大変なのは、先ほど課長からの答弁でありましたとおり、指導者を見つけることだと思います。また、生徒や保護者への丁寧な説明など問題は多いと思います。当然ながら推進協議会の考えが尊重される部分があると思いますが、市としてはどのように考えていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　部活動の地域移行については、学校を地域の一部として新たなスポーツ、文化活動の基盤を構築するため、推進協議会や関係者との意見交換、情報共有を十分に行い、地域の優れた人材の活用と連携が不可欠と考えます。

また、指導者の確保に努めると同時に、スキルアップのための研修を定期的に開催するなど、適切な指導者の育成と体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

さらに、生徒や保護者のアンケートからは、これまでどおり部活動顧問からの指導を望む声も多くあります。そのため兼職、兼業を希望する先生方の力を借り、地域の優れた指導者と連携を図り、地域移行に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　今課長の言ったとおりだと思います。この中学校の部活動を現スポーツ協会の片桐会長、大変苦慮して、いろいろご苦労されているんですけれども、一番大変なのはスポーツ協会から恐らく指導者が多く出ると思うんです。しかしながら、あくまでも部活動、学校教育ですから、教育の部分というのは教員でない私たちには全く分からない。何を教えていいのかというよりも、原点ですよね、教育の原点にのっとって部活動が行われるわけですけれども、最初のうちは教員、教師、この方々がやはり中に入っていただいて、主にリードしていくという体制をつくっていただかないと、なかなかスポーツ協会からも指導者として手を挙げられる方が少ないと思うんです。その辺のところを十分考慮いただきながら進めていただきたいと思います。何よりもかによりも教育委員会、本当に頼りですので、またいろいろご苦労があると思いますけれども、よろしくお願いします。

私、思うんですけれども、面談でさっきここだけの話ですけれども、上下水道課長と自分たちが育った環境はよかったね、今が悪いわけではないんですけれども、本当に地域の手のひらの上でみんな育てられた。そういう時代をまたつくりたいよねという話を今日していたんですけれども、全くそのとおりで、中学校時代に部活動から学ぶことって、上下の関係やら、ここに専門家が後ろにいますけれども、本当に多いと思う。机上では学べない部分を、やはり部活動を通じて人間関係の大事な部分を学ぶ場ですので、これを地域でというか、市で上手にリードして大切につくっていただくというんでしょうか、そういう道しるべをつくっていただくまで頑張っていただきたいと切にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、大項目の２番に移りたいと思います。

この質問は実は総じてお話ししますけれども、ガスのエアコンという部分は、先ほども１項目めでお話ししましたけれども、本体に発電機がついているので、停電になっても全く支障なく使える。このメリットが大きいことがある。それともう一点、補助金がある。これは３項目めで出ますけれども、そういったところをしっかりと自分が伝えたいということでお答えをいただきたいと思います。

２番目の質問に関しては、そのままで結構です。

３番目のメリット、デメリットとのところは、確かに先ほどお聞きしました。電気とガスの一番の違いは、今も言ったとおり、停電になったときに使えるか否かということであります。ガスは残念ながら家庭用のものはありません。大きな施設の利用しか可能ではない。しかしながら、非常に経済的にもいいし、ただ、導入時のコストが高い、そういうデメリットもあります。ですから、導入に当たってはしっかりと精査して、この地域にどちらが適しているのか、そういったこともしっかり確認の上、検討していただきたいと思います。

４番目の質問に入ります。この小・中学校のエアコン導入に当たって、補助金があるのでしょうか。また、あれば幾らくらい補助金がつくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　小・中学校の体育館のエアコンの設置についての補助金というお話でございます。空調設備に対する国庫の補助金は、現在３種類ございます。

一つは、令和６年度の補正予算で創設されました空調設備整備臨時特例交付金でございます。こちらは補助率２分の１で屋内運動場でありまして、かつ避難所であることが条件となります。

次に、学校施設環境改善交付金のメニューにおきます空調設備の設置となります。こちらは通常は補助率３分の１ですが、屋内運動場に限り２分の１となるものでございます。

三つ目に、同じく学校施設環境改善交付金のメニューの中にあります統合改修に含まれるもので、こちらも補助率は２分の１でありますが、特例等に該当しますと補助率に割増があるものです。

いずれも工事の上限額は7,000万円でございます。そのほか一般財源分には有利な起債を検討してまいります。ひかた椿小学校の場合、三つ目の補助金を活用し、統合に合わせた改修工事の中で設置を予定しておりまして、過疎地域の指定による特例があることから、補助率が10分の0.5上乗せとなりまして、10分の5.5となります。ひかた椿小学校の一般財源分には過疎対策事業債を充当するという予定になっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど言いました再質問なんですけども、どうしてこういうことが起こったのか、ちょっと簡単にこれまでの流れを、そのときの流れをお話しさせていただきます。

令和４年の８月の上旬に、私のところに知人から電話がありました。知り合いが旭市の仕事のことでちょっと困っているようなので話を聞いてやってくれないかとのことでした。話の内容は、落札した業者が４月１日に市との契約を行い、11月１日の新システムでの業務開始に着手したが、ところが11月の業務開始は困難だということになったんだそうです。そのとき上下水道課はどうしたかというと、前任業者ですね、これはあくまでも業者の質問でないので、Ａ社、Ｂ社と前回の質問のようにします。

Ａ社に、それはあなた方のせいだと、なので、それはどういう理由かというと、データを抽出して市に返却しなさいと、そういった話なんだそうです。しかし、それはちょっと行き違いもあるんですけれど、抽出には時間もかかるし、なかなか出さないでいたら、いつまでもデータを提出しないためＢ社の業務開始が遅れているという話でありました。Ａ社の責任なので、遅れる２か月分無償で、ただで業務を手伝いなさい。これは先ほどもある旧システムでしょうね。それで２か月手伝ってあげなさいと。めちゃくちゃな話ですが、仕方なくお手伝いすることになったんだそうです。ただし、Ａ社には会計システムがないので、他者に委託して業務の中で毎月150万円を払っているんだそうです。２か月無償で手伝うのはいい

んですけれども、300万円のお金が発生すると。さすがにこれは会社に説明できないので、これは市で払ってくださいというと、それは駄目だと。再三、弁護士が出てくるんですけれど、どうしてもそれはお前たちの責任だから、Ａ社にそれも払いなさいという話です。

私は一人でちょっと業者と会うのは考えものなんで、元職員に立ち会ってもらって、２人で業者の話を聞いたんです。そのときは、そんな冗談あるはずがないと私、思ったんですけれども、知人の頼みなので、元職員に同行してもらって上下水道課に行って話を聞きました。

すると、Ｂ社の業務の遅れは全てＡ社の責任で、私たちも困っているということでした。やはり私の思っているとおりだと思い、旭市の職員がそんな間違いを犯すはずはない。うれしく思い、頑張ってくださいと伝えました。帰り際に同行してくれた職員が、現職員にこの話は上に伝えてあるのかと聞くと、いいえ、伝えてありませんと答えていました。そのとき少し不思議だとは思ったのですが、慣例なのかなと聞き流しました。同行してくれた元職員と２人でＡ社に電話をして、上下水道課に行って話を聞いてきたが、上下水道課の話では、全てあなたたちの責任だと言われました。私も優秀な市の職員が正しいと思います。力になれなくて申し訳ないと伝え、電話を切りました。

ところが、再度Ａ社から電話があり、もう一度だけ自分たちの話を聞いてほしいということなので会うことにしました。Ａ社の話では、Ｂ社の業務の遅れは私たちとは関係ないんです。仕様書を基に説明してくれたのですが、私にはよく理解できませんでした。皆さんはどうしたら納得できるのですかと聞くと、仕様書にアンダーラインを引いてくれて、これだけ上下水道課からご説明していただければ、私たちは完全に納得できますというので、６項目そのアンダーラインを引いた部分をパソコンで打って、上下水道課に届けました。

課長から、分かりました。今ここで議員に即答すればよいのですが、多岐にわたりますので、こちらからＡ社に直接電話で連絡させてくださいと言われ、ぜひそうしてくださいと話し、私の仕事はここまでです。業者は弱い立場ですから、上下水道課とＡ社とＢ社と力を合わせて市民のために頑張ってくださいと伝え、課長からありがとうございましたと言われ、帰ってきました。Ａ社に電話でそのことを伝えると、本当にありがとうございました。これでよかったなと思いました。

私の仕事はこれで終わったと思っていたのですが、その日の夜、Ａ社からまた電話があり、今上下水道課から電話があり、お前たちは議員を使って何を聞き出したいんだ、このことは顧問弁護士が旭市が正しいと決めたんだと怒られましたということでした。それは申し訳ありませんでしたと私から謝り、電話を切りました。そして翌日、副市長を尋ねて全ての話を

すると、何のことか全く理解できません。よく調べてみますので、私に時間をくださいということでありました。

数日してＡ社から電話があり、全て解決できました。ありがとうございましたと感謝の意を伝えてくれました。会社はいかなるときも不当な要求といいましょうか、屈することはないと思うんです。300万円の話ですよ。市が途中で気づかなかったら大変なことになり、これが最後に市民に迷惑がかかったと思います。そういったことがありました。これが私の見た、聞いた現実であります。課長は今の立場でまたお答えくれましたけれども、ちょっと違うところがありました。私の見たものです。

二つ目の業務が遅れたことに対して、その見解を……

○議長（飯嶋正利）　傍聴人に申し上げます。発言中でございますので、ご静粛にお願いいたします。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。

３項目め、再質問いたします。この業務が延長した１か月分、支出があるということですけれども、金額は幾らだったのかお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、金額は幾らだったのかということでございます。旧システムの１か月の延長賃貸借料といたしまして132万1,738万円、データ出力作業委託料としまして143万円でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　今ちょっと言い方が、もう一度お願いします。

○上下水道課長（向後哲浩）　旧システムの１か月の延長賃貸借料といたしまして132万1,738円、データ出力作業委託料といたしまして143万円、合計275万1,738円でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。ここを私、指摘されたんですよ。前回の一般質問で言った内容の中で、というのは、今から話しますけれども、その指摘された方とまた違う方も同じことを言うんですけれども、保守仕様書があると思うんですけれど、第３条に使用開始前、つまり11月１日の開始前に２か月程度の並行稼働期間を設けるものとすると記されていれば、市には何ら落ち度はないんだそうです。ですから、これは業者間の問題であって、業者間で解決すべきなんだそうです。ですから、延長料を市が払うのは、これは間違

いだという指摘をされました。

そもそも新システムでの11月１日の、もう一点です、今度は143万円のほうです。業務開始が遅れた原因は、データ抽出作業が有償か無償かということで行き違いがあった。そのためにデータの抽出が、市に対して提出が遅れた。それが遅れの原因だということで、市は一貫してＡ社に対してデータ抽出料は無償であるから、その間のペナルティとして、ペナルティといいましょうか、２か月ただで手伝いなさいと、そういった指示を出したんですね。だけれども、それほどまでに無償だと言っていたにもかかわらず、やはり有償であったということで143万円をまたそこで払うというのは非常に話に矛盾が生じるわけです。それを今課長に、だからどうしろと言っても、課長も答弁できないと思うんです。それは後日しっかりとした検証を行ってください。

４の検証、どのような検証を行ったか、それも確かにやったんでしょう。それはそれで認めます。私が気がついたことが何点かあるので、またいろいろな方からアドバイス、助言を受けているので、ここで何点かお話しして終わりにさせてもらいます。

まず、一番問題なのは、市が独自のシステムを持っていなくて、業者にそれを賃貸契約を結んでお借りするのは、そうするところもあるだろうけれども、それってちょっと古いかなと。もう自前のシステムを持ったほうがいいと、私もそう思います。そうすればこんなトラブルは起きないんですよ。トラブルは起きないし、つくるときは確かに１億円以上かかるそうですけれども、ところが賃貸借料を考えたら、将来のことを考えたら安くつくと思うんですけれども、その辺のところも今後の課題にされていただきたいと思います。

また、私に対して、その支払い不当だよと言われたのは去年でしたので、すぐに市には伝えました。残念ながらまだ解決に至っていない。ですので、前課長にいろいろ質問したら、やはり課長も答弁に詰まったので、職員が替わってどうなっているのか聞きながら、新しい体制でと、そこまで待って今回の質問なんです。課長をいじめるために今回待っていたわけではないですので、その点はご理解してくださいね。ですから、しっかりと精査をして、そういうことが起こらないようにお願いしたいと思います。

これは指摘もされたんですけれども、トラブルの原因は、そもそも業者間で解決すべきことなんです。そこにあえて市が介入したために、こんなトラブルが起きたので、その辺のところはよく、今の課長は分かるのでしょうけれども、前の職員でやはりそれを理解していない人がいたと思うんです。ですから、その辺のところも含めて検証して、今後こういうことが起きないように、いろいろ努力されてほしいと思います。

全く水道事業は市民にとって大事な、とても大切な事業ですので、私の記憶に基づいて、また市民からの指摘に基づいていろいろ話しましたけれども、少しでもこの話が今後の水道課の事業に役立てば幸いです。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　答弁よろしいですか。

○１５番（宮澤芳雄）　はい、いいです。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は25日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時４９分

令和７年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第６号）

令和７年６月２５日（水曜日）午前１０時開議

第　１　常任委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長請願報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　事務報告
第　６　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　常任委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長請願報告
日程第　４　質疑、討論、採決
追加日程第１　発議案上程
追加日程第２　提案理由の説明
追加日程第３　質疑、討論、採決
日程第　５　事務報告
日程第　６　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道

１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀
税　務　課　長	多　田　　仁	市民生活課長	齋　藤　邦　博
環　境　課　長	大八木　利　武	保険年金課長	大　網　久　子
健康づくり課長	黒　柳　雅　弘	社会福祉課長	向　後　利　胤
子育て支援課長	八　馬　祥　子	こども家庭課長	石　橋　康　司
高齢者福祉課長	椎　名　　隆	商工観光課長	金　杉　高　春
農水産課長	伊　藤　弘　行	建　設　課　長	齊　藤　孝　一
都市整備課長	飯　島　和　則	会計管理者	戸　葉　正　和
消　防　長	常世田　昌　也	上下水道課長	向　後　哲　浩
教育総務課長	飯　島　正　寛	生涯学習課長	江波戸　政　和
スポーツ振興課長	林　　甲　明	監査委員事務局長	杉　本　芳　正
農業委員会事務局長	金　谷　健　二		

事務局職員出席者

事　務　局　長	穴　澤　昭　和	事務局次長	菅　　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　議案第１号から議案第７号までと議案第９号から議案第11号までの10議案及び請願第２号から請願第５号までの請願４件を議題とします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第１、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　永井孝佳　登壇）

○建設経済常任委員長（永井孝佳）　建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る６月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る６月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、令和７

年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第４号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての２議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました２議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１号の主な質疑について要約して申し上げます。

初めに、令和８年度までの予算繰越しとのことだが、パッカー車は令和８年度中に納車できるのかとの質疑では、納車の見込みは半年から１年程度であることから、令和８年度中の納車を見込んでいるとの答弁がありました。

また、納車された場合、現車両の処分はどうなるのかとの質疑では、下取りで売却できればそのようにしたいとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和７年６月25日、建設経済常任委員長、永井孝佳。

○議長（飯嶋正利）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る６月11日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第１号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項の１議案について、審査の結果を申し上げます。

去る６月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑はありませんでした。

以上のとおり、報告いたします。

令和７年６月25日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。最終日お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る６月11日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第１号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第２号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、財産の取得について、議案第６号、財産の取得について、議案第７号、財産の取得について、議案第９号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認についての９議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る６月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について、申し上げます。

定額減税不足額給付金給付事業の給付のスケジュールはとの質疑では、７月下旬に対象者へ通知を発送する予定。その中で、以前の給付等で口座登録がある方へは、登録されている口座への振り込み確認書を送付。口座登録のない方へは、登録手続後、振り込み予定日のお知らせを送付する。振り込みの開始は８月下旬を予定しており、12月１日の完了を目指したいとの答弁がありました。

次に、議案第２号の主な質疑について、申し上げます。

選挙のビラとポスターの改定単価は何を基準としているのかとの質疑では、３年に１度の参議院議員選挙の年に見直されている国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法施行令に定める基準に準じて、市も基準額を見直しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、９議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和７年６月25日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第２号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　議案第２号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この議案を簡単に言うと、選挙ポスターとチラシの公費負担の上限を上げる条例改正です。選挙で公費負担があるのは、全ての候補者が公平に選挙活動を行えるようにするためです。資金力の差によって選挙の結果が左右されるのを防ぎ、民主主義の根幹である公正な選挙を守るために設けられています。しかし、この公費負担の上限が実勢価格と乖離した金額なのです。

改正前の金額でもポスター150枚を作るのに公費負担の上限は39万円です。ちなみに私がポスター200枚を４年前に作った金額は２万800円です。素材もほかと同じユポタックです。写真の撮影料やポスターのデザイン料などもありますので、一概に比べることはできませんが、39万円より上げる必要があるのでしょうか。例えば写真撮影に10万円、デザインに15万円、印刷に５万円かかったとしても、30万円で収まります。これ以上のこだわりは、選挙の公平公正とは全く関係がありませんので、自腹でやっていただければと思います。

そもそも４年前の旭市議会議員選挙で、ポスターの公費負担の上限を超えた候補者は一人

もいませんでした。つまり、足りているんです。何人かでも公費負担で収まらず、自己負担をしているなら改正する理由も分かりますが、実際は逆です。公費負担が業者の食い物にされています。

実例を二つ挙げます。ある候補者が――この地域ではないです、遠くです。ある候補者が二つの選挙に立候補しました。どちらの選挙とも同じ業者にポスターを発注しました。片方は法定得票数を獲得したので公費負担、片方は法定得票数に届きませんでした。公費負担を使える選挙のポスター代金は１枚当たり2,801円、公費負担を利用できなかった選挙、つまり自腹で払った場合は１枚当たり130円と21分の１の金額です。選挙の規模で多少は違うとは思いますけれども、ここまでの差が出るのはこの制度に不備があるとしか言えません。

もう一つの事例は、４年前の旭市の選挙です。立候補予定者の説明会が終わった後、玄関に業者が並んでいました。そこで封筒を渡されたんですけれども、内容はポスター代は公費負担の上限です、自己負担は一切ありませんと書かれていました。はあ、と思いました。まだ詳細も話していない段階で、公費負担の上限とする不誠実さに怒りを感じました。どうせ税金だから高くてもよいでしょうと言われているような感じがしました。

高過ぎると思いませんか。自腹でもその業者に発注しますか。税金だからといってコスト感覚が麻痺していませんか。ポスター150枚で40万円払いますか。このコスト意識が税金を使っている人たちに欠如していると感じます。皆さんの血税です。しっかりと監視しなくてはなりません。まずは自分たちの関わりがある部分から締めていく必要があると私は感じています。

この議案が通らなかったら、誰かが困りますか。市民も、立候補する人も誰一人困りません。ポスター150枚で39万円なら、業者は十分過ぎるほどもうかっています。上げる理由が何一つありません。この議案自体は小さな金額です。しかし、行政も議員もこんな感覚で税金を使っていたら、市民は納得しません。

公務員と民間業者はどちらも一生懸命働いています。一番違う点はコスト意識です。民間は、お金持ちの社長でもけちな部分がある場合が多いです。費用対効果を必ず考えます。我々も含めて、公務員は組織としてルーズな場合が多いです。緊縮財政にしろと言っているわけでありません。自分の財布から出すときと同じ感覚で税金を使っていこうと願っているだけです。

今回のケースでは、上げる理由が１ミリもないので反対いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　以上で議案第２号の討論を終わります。

続いて、議案第３号から議案第７号までと議案第９号から議案第11号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第７号までと議案第９号から議案第11号までの10議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第１号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め……暫時休憩。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時２０分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

議案第３号について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、財産の取得について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、財産の取得について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、財産の取得について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり承認されました。

議案第10号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

◎日程第３　常任委員長請願報告

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る６月11日の本会議において、本委員会に付託されました、請願第２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願。請願第３号、「国における2026年

度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願。請願第５号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願の、請願３件について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る６月19日、付託議案の審査終了後、紹介議員より説明を受け、審査を行いました。

審査の中で、請願第２号、請願第３号については、特に意見はありませんでした。

請願第５号については、都市部では訪問介護を効率的に行うことができるが、地方では非効率的な面があり、報酬にも格差があるとの意見があったほか、都市部と地方を一律に見直してよいのか、事業者の規模や都市部、地方を分けて見直すのであれば、賛成との意見等がありました。

別紙報告書のとおり、請願第２号と第５号は賛成多数で、請願第３号は全員賛成で、それぞれ採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和７年６月25日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第４、質疑、討論、採決。

初めに、請願第２号、請願第３号、請願第５号について質疑、討論、採決を行います。

それでは、質疑に入ります。文教福祉常任委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第２号、請願第３号、請願第５号について採決いたします。

請願第２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、請願第２号は採択といたします。

請願第３号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、請願第３号は採択といたします。

請願第５号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願について、採択するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　賛成少数。

よって、請願第５号は不採択といたします。

続いて、請願第４号について質疑、討論、採決を行います。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、何点か質疑させていただきます。

１点目です。「土は津波と共に土石流となり」とありますが、まず土石流の定義についてお聞きしたいと思います。また、逆効果という記述がありますが、科学的な根拠について教えていただきたいと思います。

２点目です。「ごみや不法投棄の温床」となっておりますが、どれほどの量が不法投棄されているのでしょうか。また、市のほうには通報などございましたのでしょうか。試験林ばかり不法投棄されているのか、また海岸全体に不法投棄が多いのか、教えてください。

３点目、「貴重な景観が損なわれる」とありますが、海が見えると怖い、また命を守ることが最優先という考え方の方もいると思うのですが、それらについて比較検証などあったのか教えてください。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お答えいたします。

これ、あくまでも請願を提出されました奥山さんの、私は紹介議員ということで、奥山さ

んと話をしている中で私が同じような意見を持ったというところでのお答えといたします。本日、奥山さんは仕事の関係上、来ることができませんので。

（「土石流の定義」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　減災林が土石流となりということで、この根拠ですか。土石流の定義。土石流の定義というのは、恐らく科学的な、専門家ではございませんので、気仙沼の例を挙げられていると思われます。気仙沼のことを私たちちょっと話し合ったんですが、この請願のときに。請願を出されるときに話し合ったんですけれども、皆様にもちょっと考えていただきたいので。

気仙沼の奇跡の一本松。これ震災遺構として、今は枯れてしまいまして、レプリカを作って、それを津波の遺構として残してあるんですが、この遺構を見に観光客の方が、観光客というか津波のことを追悼しに行かれる方、その方のコメントがネットで調べていただければ、この奇跡の一本松というところを探していただくと出てくるのですが、「かつて高田松原にあった約７万本の松林のなかで、東日本大震災の津波に耐えて奇跡的に残った一本の松があります。その松は大津波に耐えて残った姿から「奇跡の一本松」と呼ばれ、復興への「希望の象徴」となりました。樹齢は173年。高さは27.5ｍもある奇跡の一本松は、残念ながら震災の翌年の2012年５月に枯死が確認されましたが、復興のシンボルとして後世に受け継ぐために保存整備を行い、現在は「モニュメント」として昔と同じ場所に立っています。」ここからコメントですね、陸前高田の道の駅に車を止め、整備中の公園予定地を見ながら徒歩10分強、震災前は目の前に大海原が見られたと思うが今は防潮堤で全く海は見えない。近くにより見上げると、突然心が悲しくなった。一本松は図らずもユースホステルの建物に守られたかのよう。公園が整備されても、そのときのことが忘れられないようにしたいものだ。

もう一つのコメントです。今あるのはレプリカだそうです。一本松の向こうにはユースホステルがあって、そのおかげで波の勢いが抑えられて一本松が残ったのではないかと言われています。１本以外の全ての松がなくなってしまったそうで、今見える景色と震災前とでは全く違ってしまっているそうですというコメントで、このコメントと一本松の、私は一本松を視察で見てまいりました。

奥山さんと話の中で、この７万本にも及ぶ松が、松だけが流されたのではないです。土と一緒に土石流となって流されたんですねという話をしました。なので、奥山さんはこのように土石流として書かれているんだと思われます。

あと、続きまして……。

○議長（飯嶋正利）　不法投棄です。

○４番（戸村ひとみ）　ごみですね、ごみの不法投棄。海岸全体にかどうか。私は、県の海匝土木のほうに、違う場所にも物すごい粗大ごみが捨てられているのを、結構海匝土木のほうに通報といいましょうかお伝えして、早く撤去してくださいというふうにお願いを今までもしてきました。

ご存じのように、ニューヨークの割れ窓ガラス理論。これは、一つごみがあるとそこに捨てていいんだと思って人がどんどん捨てていくんですよ。罪悪感なしにごみを捨てていきます。この試験林も今そういう状態です、といいましょうか、10年たって、この請願が出てきたからかどうか分かりませんが、つい先日市のほうで減災林の、試験林の掃除をしました。私は、あそこに住んでいるのでよく分かるんですが、恐らく……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑に対し簡潔にお願いします。

○４番（戸村ひとみ）　簡潔に。ですから、そこは相当なごみの量です。それを最近、10年たって市が掃除をしました。

あと貴重な景観ということでということですが、今、あの堤防を歩いていて見える夕日に富士山が上がってくる景色、あれは夕陽百景に選ばれております、ご存じだと思いますが。海が見えると不安という方もいらっしゃるというふうなことを今言われましたが、恐らくそういう方は堤防の上も歩かれないでしょうし、あの辺に住んではいらっしゃらないことだと思われます。

答弁漏れがありましたら教えてください。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　すみません、さらに質疑させていただいて大丈夫ですか。

土石流なんですけれども、すみません、私、防災士を取ったときに山や河原の石や土砂が大雨や長雨などによって一気に下流に押し流される現象ということで、山津波とも呼ばれているんですけれども、ここで津波とともに土石流という表現は科学的にも言葉の使い方でも間違っていると思うんですけれども見解を教えてください。

あと「不法投棄の温床」となっているんですけれども、実際ほかの海岸部分と試験林、この文章を読んだ限りでは試験植林の部分がとても悪者のように私は感じるんですが、もう一度その試験植林と砂浜の部分について差があるのかどうか教えてください。

景観を損ねる、また命を守ることということにつきまして、2013年から2016年に旭市野中

のほうで植林事業をやりました。２億3,000万円、総事業費です。３万4,000本以上のクロマツ等を植えました。その際の治山事業に関するアンケートの中で「海岸防災林造成工事は必要だと思いますか？」という質問に対して87％が必要と回答しております。また「津波等海岸における災害について、不安はありますか？」という質問に対しても86％が不安と回答しております。震災後になりますね、2013年から始まった工事です。

この数字に関して景観を損ねる、もう一度その景観を損ねるほうが大切なのかどうか、見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再質疑に対し答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　土石流という言葉のことですが、これ、あくまでも先ほども言いましたように奥山さんのほうがそのように土石流という、ご自身で、彼は科学者でも何でもございませんので、土石流というそういうイメージを持たれたゆえのこの文章だと思います。私は、奥山さんの文章に対して、彼がそういうふうなイメージを持たれたんだなということでその一本松の話をしたまでです。

あと2013年から2016年、このときに野中のほうに３万4,000本植えられたということで、それは私も知っています。私、一般質問でも申し上げましたが、2013年、2011年の直後、これは東北のほうでもアンケートを取りましたら、堤防とかそういう津波を防ぐもの、そういうものが大切って。何が自分たちの今生活に大切かというアンケートを取りましたら、そういう堤防とかそういう津波を防ぐものというのが大事というのが、かなり上のほうを占めておりました。ただ、ちょっとごめんなさい、今そのデータを今日は持ってきていないので。

それから10年たって、2021年に同じアンケートを取ったときには、仕事、働く場所が必要、経済が大事というのがパーセンテージ上のほうにまいりました。ですから、野中の３万4,000本、これが2013年から植えられました。その前に取られたアンケートだと思われます。要するに震災直後に取られたアンケート、それは東北と同じような結果になっているんだと思われます。

先ほども言いましたように、夕陽百景にも選ばれているその景観を選んで移り住んで、そこで経済活動して一生懸命復興のために頑張っている人たちがいます。そういった意味で、景観が命より大事かと言われますとそれはもちろん命のほうが大事です。

ただ、人は働いて、そして食べていかなくてはいけません。そういった意味では、大きな範囲で命と言われると両方とても大事なことだと私は思います。ですから、震災直後のアン

ケートと10年たってからの人の気持ち、それを比較しても何もならないと思います。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員に申し上げます。市民からの請願ですので、発言には気をつけてください。

常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　すみません。では最後に１点、その請願者である奥山さんと紹介議員である戸村議員は話し合って文章を作成したようなニュアンスだったと思うんですけれども……。

（「話し合っていません」の声あり）

○１番（常世田正樹）　話し合ってはないですか。相談したと先ほどおっしゃっていませんでしたっけ。話し合ったという言葉を私聞いたような気がするんですけれども、あくまで奥山さんが土石流という表現をしたとおっしゃいますけれども、科学的にはやはり津波が引き起こすものは土石流ではないので、訂正をしたほうがいいかなと私は思いますがどうでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　お答えします。

市民から切実な願いで請願を出されたもの、この請願の文章の中に科学的な根拠を逐一羅列しなくてはいけないということは、私は決してないと思います。

それから、私はこの文章に関して話合いはしておりません。私は、土石流として来るよねと言われて、そういえば土石流というイメージがあるんだなというのを思ったんです。奥山さんとは、本当に何回も私は彼の切実な願いを聞いています。話合いの中で聞いています。ただ、最終的にこの請願を出されるときに、私のところにこの文章を持って見えましたので、この文章の中の文言、一字一句に対して私は全くここに科学的根拠が必要ですよとか、そういうことは言っておりません。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、請願に対しまして質疑を行います。

旭市飯岡地区「海岸減災林整備事業」の中止を求める請願に関して、疑問な点が多々ございますので、質疑をいたします。

先週の総務常任委員会の終了後、10年前に僕自身が試験植樹をさせてもらった海岸減災林の現地視察を行いまして、そのときに担当課より説明をもらいました。調査研究をいたしましたが、そこでまず僕は海上地域在住でありまして、こちらの請願者にある飯岡地区「海岸減災林整備事業」の中止を求める会、これを初めて知りました。

でありますので、当団体の組織から確認をいたしますが、それでは構成人数と年齢層、これを伺った上で、当会員の中で東日本大震災の前から飯岡地域に居住している方々の人数、それとそのうち津波の被害に遭われた方はどの程度いらっしゃるのか、大まかで結構です、じっこんでいろいろ親しくお話しされているようでありますので、その点に関して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　紹介議員として、分かる限りお答えいたします。

構成メンバー、それと人数、中止を求める会ですね。これの構成メンバーと人数ですが、この会は奥山さんが急遽つくられました、全くの任意団体でございます。ですから、どこにも届けられておりません。

人数ですが、この後、私、賛成討論の中で奥山さんの書かれている文章を読み上げようと思っていたんですが、奥山さんはご商売をやられていまして……

（「すみません、奥山さんのこと聞いてないです。構成人数と年齢層」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　いや、違うんですよ。ご商売をやられていて、いろんな方がそこのご商売のところに行かれます。ですから、その方々にお願いされていますので、私は分かりません、メンバーがどのような方か。ただ、少なくともあの地域でご商売をやられている方、そしてあの地域に住んでいらっしゃる方の結構な人数の方がこの会に賛同していらっしゃいます。その方々全員が会員になっていらっしゃるかどうかというのは分かりませんが、相当数、今署名運動がかなりの広範囲といいましょうか、それで行われているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　答弁漏れかな、津波前の。

○４番（戸村ひとみ）　ですから、分からないんです。

○議長（飯嶋正利）　分からない。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　今の質疑なんですけれども、構成人数だとか年齢層、東日本大震災の前から飯岡地域に居住している方々の人数とか、被害に遭われた方はどの程度いらっしゃるのかなと、その声はどんなものを吸収されて請願者としてサポートされているのかなとそこが一番気になったんですね。全く分かんないってことでちょっと驚きがございます。

分かるんであれば答弁漏れで、もう一回発言して……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　静粛にお願いします。

暫時休憩。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１０時４９分

○議長（飯嶋正利）　再開いたします。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　請願理由として、「10年前に立てた計画を、10年後の実施までに市民に周知することなく、また試験林の検証も行わないままに事業を決行した。」と、これ文章にございますので、その点に関して、先日の一般質問において戸村議員ご自身が、市と千葉大が調査をしていたというふうなことを述べていらっしゃいました。その点に関しても不可解でありましたので、先日の現地視察で検証をいたしました。

僕自身、10年前に試験植樹をさせてもらった９種類の樹木から、今回千葉大学の教授を含む有識者の検討会により、今回は樹木が環境に適さなかった２種類の樹木を入れ替えて苗木の植樹をしたということを聞き、実際この目で見てまいりました。それでは、検証を行っていないという文章には疑義が募りますので、その点詳しくご説明をいただきたい。

また、津波対策として逆効果であるとして「コンクリートの上に土を盛って木を植えるという手法では、土は津波と共に土石流となり、津波対策としては逆効果である」との記載がございますので、東日本大震災後に国が示す津波対策としてレベル１の百年に一度の大津波と、レベル２にある千年に一度の超巨大津波がございますけれども、そのことを踏まえて、県は海岸保全基本計画を変更して旭市域での津波対策を行っております。

その中で、継続事業として残っているこの海岸減災林の整備は、有効的な津波対策と僕自

身は認識しておるのですが、逆効果と言い切るのであれば、具体的にどの地域のどういった事例があるのか、その点十分な説明をいただけたらとそのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　10年前に立てた計画でというふうに書かれていると。私が一般質問の中で、市と千葉大学が調査に入っていたというのを言ったということですが、あのときも私言いましたが、調査に来ていたのは去年の暮れか今年の初めです。植樹祭を行うという回覧板を配った、そしてその前ですね、その前市民が、あの辺りの市民が何でここに土を入れているのと言って結構話題になったんですよ。それが４月27日に植樹された場所です。そのときも市民は植樹のことを知りませんでした。植林のことを知りませんでした。試験林も、そこが試験林であるということを誰も知りませんでした。私も知りませんでした。

検証していない根拠、検証していないんだという根拠。これはしていない根拠というのを出すというのは非常に難しいですが、した根拠として私は、した根拠というんですか、していない根拠を、私が調査をしたのは初めて見た、それが何か月か前のことなので、それを根拠としたいと思います。

その前の、私が逆に聞くことはできないでしょうからあれなんですけれども、逆に、ではいつ調査をしたのかを知りたいぐらいです。10年間何もしないで、見られましたか、あの場所。私は旭市に来て８年ですが、そのときには既にもうあの試験林がございました。そして、伸び放題に松なんか伸びていて、中は松くい虫ですよ。鬱蒼として、その中にごみがある。あと何だか分かんないような動物の鳴き声とかも聞こえる……ごめんなさい、いけない。

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、質問に対して簡潔にお願いします。質疑に対して簡潔に。

○４番（戸村ひとみ）　なので、あれです。調査をしていないというその根拠は、今言いましたように私が旭市に来て約８年ですけれども、その間にあそこが試験林だとも知りませんでしたし、なぜ知らなかったか、それは調査に来ていなかったからです。市のほうも、市民にもそれを伝えていませんでした。市民も誰も知りませんでした。

あと逆効果ということで、先ほど、私、奇跡の一本松の話をいたしました。気仙沼のあの一本松が示しているのは、大津波が来たときには全てが流されるということです。１本奇跡的に残ったのはユースホステルの陰になって、ユースホステルは壊れましたが、松は１本だけ残りました。そのことを奥山さんは逆効果と言われたんだと思います。

答弁漏れございますかね。

○議長（飯嶋正利）　大丈夫です。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　検証して、２本入れ替えたというのを見てきましたね。

それから、国もレベル１、レベル２といろいろ資料を出していますが、粘り強い構造ということで事業展開されているんだなという思いがございます。

最後に伺いたいのが、国が示すこのレベル１、それからレベル２の津波に現状のコンクリート防波堤に加えて、海岸減災林整備というのは粘り強い構造に有効的であるというように言われていますし、僕もそうなんだろうなと思っております。現状のコンクリート堤防だけで、津波対策が十分であるということをお考えの上でのこの請願書であるのかお聞かせいただきたい。

また、景観を損ねる上にサーファーや観光客減少の懸念とございます。当事業の効果は市民の命と財産を守ること、大震災を後世に伝えること、自然とともに生き、みんなで育てることであろうと考えますので、まずは市民の命と財産を守った上で景観や観光対策を行うものと思いますが、そこで伺います。

どれだけ観光客が減少をすると考えての記載であるのか。また、そのことにより地域経済にどの程度影響があると考えてのご記載であるのか、その点を詳しく伺いたいとそのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　答弁の順番が前後するかも分かりませんが、どの程度の経済にダメージを与えるか。それは、市が今回減災林を植えるに当たって、市のほうが調査して市民に示すべきです。これは、請願者がそこのところを調査するべきものではありません。

それから、レベル１、レベル２の津波に効果をもたらすもの。何か勘違いをしていらっしゃる。私は、津波から市民の命を守らなくていいなんて言っているわけではないんです。奥山さんだって、そんなこと一言も言っていないですよ。

（「僕もそんなの聞いてないぞ」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　いや、だってそう言われたじゃないですか。今のコンクリートで十分かと思っているかということですけれども。

（「それに対して回答してください」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　はい。コンクリートで十分だとは思っておりません。あの自転車道か

ら1.1メートルしかないコンクリートの堤防では何も守れません。人の命なんか守れません。ただ、私は東北と同じようにこの津波が来たことを後世に伝えて、今、議員もおっしゃいましたけれども、後世に伝えて二度とこんなことで犠牲が出ないことを市が考えなくてはいけないと思っております。

ただ、市は津波から10年たったときにもう追悼イベントもやめました。何か後世に伝える努力をしていますか。減災林を植えることは努力にはならないです。あの減災林では人の命は守れません、堤防だって守れません。逆に安心してしまって、みんなが逃げなくなります。

10年たって、こういうことをやるときには……

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、質疑に対して答弁をお願いいたします。

○４番（戸村ひとみ）　だって、守れると思っているかって。

○議長（飯嶋正利）　林議員は経済に対するという話がありました。

○４番（戸村ひとみ）　人の命を守れるかと言われましたけれども。

一宮町の例を出します。一宮町は今回、数か月前ですけれども、４月か、市庁舎の屋上にドローンを２基配備して、地震が来たとなったら沖にドローンを飛ばして津波の状況を確認します。そして、市のほうに配信するように、そういうのを予算取って配備しました。ですから、私は10年前に決めたことをそのままやるのではなくて、検証をして、そして市民に周知して、パブリックコメントを取って。パブリックコメントを取ったかといったら13年前に取りましたと言われましたね。今ですよ、今パブリックコメントを取って、もうあの頃から技術は日進月歩、本当に進化しています。

そんな中で一宮町は、一宮町もサーフィンのメッカです。そこは、海に人を寄せるところです。そこは、林を植えるのではなくて、海をどのように経済に活用して、そして市民の命を守れるか、そういうことを考えてドローンを配備したのだと私は思います。

（「質問からずれてるので、答弁結構です」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　ですから、コンクリートでは……

（「答弁結構です、議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑に対し、答弁を……。

○４番（戸村ひとみ）　命は守れません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

請願第４号の質疑を終わります。

会議は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　それでは、私のほうから「海岸減災林整備事業」の中止を求める請願に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

常世田正樹議員、林晴道議員、いろいろな意見が出ましたけれども、私はちょっと違う角度で飯岡の歴史というか、浸食の歴史というか、そういったことから討論させていただきます。

飯岡の海岸は何百年も前から海岸の浸食が激しく、それを防ぐため、住民が一体となって立ち向かい、江戸時代の末期から昭和の時代を通して様々な浸食対策工事を行ってまいりました。自然の猛威は、住民が労力と時間を費やして造った護岸を容赦なく破壊し続け、住民の不安は絶えることがありませんでした。

特に昭和30年頃から昭和40年頃は浸食が激しく、平松海岸辺りでは堤防に波が打ち寄せ、時には道路まで波がかぶることがしょっちゅうでありました。また、昭和39年11月から次の年の１月にかけて、異常潮位は海岸の堤防が広範囲にわたり決壊し、正月前に疎開騒ぎになるほどでした。新聞にも報道され、恐怖を思う時期でありました。

この災害に対して、消防団をはじめ、地元の住民は延べ2,625人が当番制で麻袋で土のう作りや警戒等に当たりました。1,350メートルもの護岸を災害復旧工事として短期間に完成させるために、町民が一丸となって取り組んでまいりました。その後も幾多の堤防が倒壊し

たことなどから、それがきっかけとなり、飯岡海岸全体の防御の必要性から高潮対策事業へ着手への機運が高まり、町としても県・国、幾多の陳情を行い、その結果、国・県の高潮対策事業として工事が開始され、その事業の一環として昭和49年より萩園海岸を中心に離岸堤の設置が始まりました。その後、着々と新しい堤防が出来上がり、激しい浸食にも耐えることのできる堤防が出来上がりました。

ここで、私は昭和39年から40年にかけての浸食、ちょっとよく、ちょっと見ていただきたいんですが海の恐ろしさ。課長らもほとんど分かんないと思うんですけれども、市長も分かんないと思うんです。

この幅約１メートルの堤防が、波によってこのように裂けてしまうんですよ。私、中学３年でした。それこそ、町民が一体となって、私も土のう詰めをやりました。これは、恐らくいいおか潮騒ホテルの前辺りなんです。そのほかにもこういう、これは三川の浜だと思うんですけれども、民家まであと数メートルのところまで浸食が進んだんですよ。こうやって土のうをいっぱい積んで、それを防いだんですよ、私らは。波のすごさは、この堤防の下からえぐって、この堤防を砕いてしまうんです。

これはやはり昔の堤防で土木工事、岩盤まで基礎がいっていないから下からえぐられてしまったというようなことだそうです。私は、土木のことはよく分かんないんですけれども、そのぐらい海の恐ろしさというのは、ぜひ皆さんに理解してもらいたい。もし、この写真、私、友人から預かってきたものですから、見たい方があったら私のところに来てください。その当時の千葉日報に載っているんですけれども、ここに先ほども言ったんですけれども、正月前に疎開するとか逃げ出すとか、大変でした。砂浜50メートル消える。そのぐらい浸食がすごかった。

そういう飯岡の海の実態、海の恐ろしさ、そういうことから今度は3.11の津波なんですけれども、そして忘れてはならない災害は3.11の東日本大震災です。あの当時の光景が、今でも脳裏に焼きついている人は大勢いると思います。特に津波の被害は甚大で、津波は何度も襲来し、地震の発生から約２時間半後の第３波が最大波でありました。津波により亡くなられた方は、行方不明者を含め16名、浸水した住宅家屋は954世帯でありました。

今までに経験したことのない大きな被害と深い悲しみをもたらしました。それは、皆さんある程度はご存じでしょうけれども、私も親しかった友人、第３波の波にのまれて、亡くなってしまいました。また、先日の５月だったでしょうか、減災林の植栽が行われた近くの親しかった夫婦はいまだに行方不明です。14年を経過した今でも残念でなりません。

あの東日本大震災のほかにも、千葉県内では幾度もの津波が発生しており、特に旧飯岡町で被害が大きかったのが元禄津波で、その元禄津波は1703年に発生したもので、船や家が流され、70人余りの方が亡くなりました。1600年代だけでも３度の津波があったにもかかわらず、当時の住民は海からの恵みで生活を維持しながら自然の恐ろしさを実感していたものと思います。防災は過去から学ぶことが大切であり、これまでの海岸浸食に対しては、地域を愛し、守ろうとした精神や行動は受け継いでいかなければなりません。

東日本大震災の記憶が風化しないよう、今後も子どもたちに伝え続けることが必要ではないかと思います。防災も減災も備えることであり、それにはこれまでの経験を生かしつつ、自然と共生していくこと、災害による被害を減少させることが必要と思います。穏やかなきれいな海も一たび海が荒れれば修羅場となります。海が渦を巻き、うなりを上げ、押し寄せる激しい波はこの世のものとは思えないほど、自然の猛威はすさまじいものがあります。今の減災林と防潮堤は市民の命と財産を守るためのものであります。

以上のことから、請願第４号に反対いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　私は、請願第４号の趣旨に賛成の立場から討論させていただきます。

私がなぜこの請願に賛成かというと、今回計画されている事業が本当に旭市の飯岡地域を震災から、また津波から守るものになるかどうかということを本当に考えていただきたい。

私は、ここに４種類のちょっと資料を持ってまいりました。

まず、最初の１と２が、これ何の資料かというと2022年の５月、千葉県が飯岡地域の離岸堤を移すということで、飯岡地域出身の議員方を集めて、説明会がやられたわけです。ちょうどそのときに今回請願の紹介になっている戸村ひとみ議員から、何でこんなことがあるんでしょうかと質問を受けまして、共産党の県議団に調べてもらったら、これだけの資料が来ました。

これは何を示すかというと、実はその年の９月の工事がやられて、そして九十九里方面の砂が移動している。つまり、離岸堤でもって砂がいろいろ移動しているので、それを調整するために、県が飯岡の海岸の５基を撤去して、ほかへ持っていくということで説明があったんですね。

どういうことかというと、大震災の後に千葉県は何回もこの九十九里地域の津波対策の会

議を開いています。この名簿を見ますと、当時の市長も出席しています。市長代理の総務の方も出席しておりまして、そういう中から22年に離岸堤を移さなければいけないというふうになった。これは、やはり県が九十九里全体を見計らって、それでもってどういうふうに離岸堤を置いたらいいかと。ところが、千葉県はこの海岸地域の海岸が狭くなっていることには、数十年にわたって無視してきたわけです。

実は私が平成17年まで議員をやっていたときに、鹿島灘がなぜあのようにいい海岸になっているかということを調査してきたことがあります。それは、鹿島灘のところでは突堤を造って、浜がならないように造って、そういうのを何キロメートルかに造ってやったものですから、海岸が減らなかったわけ。

私たちの党の議員も含めて、九十九里もそういう施設にしないとどんどん海岸が減っていってしまうということを当時議論したのを覚えております。そういうことを含めて、今旧旭市の井戸野浜とかそういうところに突堤ができていますね。あの方式を、もう茨城県では数十年前からやって、鹿島灘が浸食しないようにしてきたわけです。そういう経験から、千葉県がそれを倣って、始めているわけです。

ところが、このときは実はあまりにも砂がここに着き過ぎているから、それを移動させようということでもって、この会議がやられたらしいんです。３回やられて、２回は当時の旭市の市長が出ているし、１回は代理で総務課長が出ています。それを、そういう資料を全部取り寄せて、これからの旭市のためにはどうしたらいいかということを考えてくれということでもって、これだけの資料を頂きました。これは、やっぱりとても大事なことで、今回請願の出された方が心配しているこの問題というのとつながると思って、これを一度読み直しました。

二つ目が、問題なのは――結局ここのところに図面がありますけれども、この飯岡の漁港のところの離岸堤を外して、砂を移動してしまったんですね。そういうことをやっていると、大変これ間違っていると私思います。だから、そういうことをまず今回やっているということは、大変今回のこの事業に関わっていると思います。２番目がちょっと外れましたけれども。

３番目に私が示したいのは、今回３月15日号の広報あさひでもってこういうのが出ましたですね、ご存じだと思うんですけれども「未来を守る海岸減災林を整備します」これが実は大変私はびっくりしたんですけれども、この前の10年前のというのは、震災が起こった年から、2011年の震災の１年後に発行された市の書類があります。旭市復興計画ですね。これを

見てみますと、どういうことがやられているかというと、この中にこの３月のときの記事ではこうなっております。「海岸減災林の整備は、平成24年１月に策定した「旭市復興計画」の重点プロジェクトです。」と書いてあるんですね。

それを私は起こして、見てみました。重点プロジェクトというから、もう旭市の大変重要な、例えば現在、今年決まった戦略ですね、旭市の戦略、今回その前の戦略にもこれが入っていると思ったらないわけです。そこで何をしているかというと、海岸減災林をやって、それで10年間経過して、それで育成状態を踏まえて、５年をかけて750メートルの減災林をつくる。

それはどういうものをつくるかというと、ここに載っています。要するに飯岡海岸付近は堤防の海側に土を盛って、そこに減災林をつくる。堤防、いわゆる自転車道路がありますね、ずっと堤防の代わりになる。そこの海側に土を盛って、そこに減災林をつくる。それから、仁玉海岸とか、つまりかんぽの宿の周辺地域は防波堤の外側に海岸減災林をつくる。こういう区別をしているんですね。なぜなのか。これは敷地がないからだと思うんですよ。しかし、この前段のパターンというのは、津波が来たときにはこのまま一気に流れます。

先ほど、何万本も植樹したというのがありますけれども、私の妻の実家というのは井戸野浜です。あの地域というのは昔から繰り返し繰り返し松が植樹されていました、戦後ずっと。それで大震災のときには川がありますけれども、そこも逆流しないで、飯岡よりも波が静かだったんでしょうけれども、すぐ海岸の脇でありながら何でもなかった。その後、流された木はまた移植するために一生懸命やっています。

ところが、この海岸の堤防の外側に土を盛ってつくった松林が、本当に人を守るための土手になるかどうかということが問題だと思うんです。それを意識しないでもって、そういうことを調べもしないで書いたのが、この2012年、24年１月のこの「旭市復興計画　心をひとつに～共に進もう　復興あさひ～」とこの文章です。これの４年後に木を植えたわけですよね。それが10年たったと言っているんでしょう。それでもって、それが茂っているからやる。

もう一つ、やり方として、本来であればそういう森林をつくるんであれば、業者に頼んできちっとやるべきなのに、何で今回皆さん方に、300人の方に集まってもらって植えるんですか。いろんな木、松とかそれだけではない、いろんな木を植えるというんでしょう。そういう素人が植えたのが10年たったら、ああいうふうになると。本当になりますか。それから、もう一つは景観のことの話が出ると、途中途中、穴を空けるから、それが本当に波を打ち消すものになりますか。

つまり、今の市当局の物の考え方、事業の進め方、これは大変に間違っていると私は思ったんです。そのことでもって、今回出てきているこの請願というのは、そういうことに対しての反省を求めるという形の請願になっているのではないか。私は、飯岡のことを詳しく知りません。

しかし、昔からご存じのように飯岡石というのがあって、それは地中から出てくるんだけれども、自然でもって薄っぺたい石が積載されている。それでもう何百メートルも向こうに江戸時代には住所があったということが言われている。私も、子どもの頃からこの飯岡を知っていますから、昔は学生時代にというか子どもの頃に来ると、すぐ下から灯台のところへ上がっていく道がありました。私、こちらに就職していったらば、全然もう変わってしまっていた。こういう大変難しい地帯です。

しかし、私に言わせれば、本当に今市がやろうとしているこの事業が、この飯岡の地先を守るための事業になるんだろうかという疑問を持ったので、この請願の趣旨に賛成したわけです。やはりこの機会にもっとやり方を市当局は検討していただきたい。そして、実効のあるものを市政でも上でもって掲げていただきたい。ですから、令和７年から令和11年にかけての今回の戦略、市の戦略、あの中にこのことは全く入っていないでしょう。私は、全部見たつもりなんですけれども。

ということは、市の主立った事業ではないことを、住民を集めてそういうことをやろう。この市政のやり方というのはちょっと検討していただかなければならない。そういう趣旨の私は請願だと思って、今回賛成の討論をいたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　今回の海岸減災林植樹に対する請願、中止に対する請願、その請願に対して、紹介議員として、まずこの請願を出された奥山さん、奥山隆之さんという市民の方からの市長に対する意見書、これをちょうど植樹の、植林のその当日に直接市長に渡されたその意見書、これがありますので、こちらを読ませていただきます。

海岸減災林植樹に対する意見書。2025年４月27日、氏名、奥山隆之。

私は、本事業に利害関係のある土地・建物の権利者です。この事業に反対する立場から意見書を提出します。以下、反対の理由を述べます。

１、美観を損ねる点。

本事業は、自然環境や景観に配慮した整備であるとうたわれているが、平成27年に試験樹林された平松地先の現状を見ると全く管理をされているとは言えず、雑草やシノのようなものが生え、とても美しいとは言えない状態である。私は、民宿を経営しているため、周辺のビーチクリーンなども定期的に行っているが、上記のエリアにもごみや不法投棄が頻繁にされており、市はまさに植えたら植えっ放し状態で、むしろ美観を損ねているとしか思えない。

２、本事業が周辺住民にきちんと理解をされているのか疑問である点。

私は、民宿を経営するために現住所の土地・建物を購入したが、土地売買の際の重要事項説明において説明されておらず、また今回の植樹についても植樹祭参加申込書の配布があったことで具体的な計画を初めて知ったという状況であった。また、この参加申込書の配布をきっかけに、近隣住民とも話題となっているが、皆、口をそろえて、知らなかった、松ごときで津波が防げるとは思えない、テトラポットや防波堤で海が全く見えなくなった、その上松まで植えられたら散歩していても何も見えなくなると反対する声が大変多い。近隣住民は本当に防災を望んでいるのか、植樹を本当に望んでいるのか、甚だ疑問である。

３、危険動物の住処となる可能性。

近隣住民と本件について話をしていると。夜になると動物の鳴き声が聞こえるという声もあり、掃除や草刈りをしたくても、蛇や害虫、害獣の住処となっている危険性から、足を踏み入れるのが怖いという話があった。

４、サーファーや観光客減少の懸念。

私は上記のとおり民宿を経営しており、ここ１年間においては少なくとも120組以上のゲストを迎えており、当民泊では食事の提供がないことから、近隣のお店や食事どころ、観光地を案内し、近隣の商売の売上げにも貢献している自負がある。また、当民泊ではＢＣＭというサーフィン情報サイトにライブカメラの設置スペースを提供し始め、ここ１年間飯岡エリアでのサーファーが激増したと実感している。

民泊情報は、エアビーアンドビーにて掲載されていて、口コミも多数いただいているが、そのロコミの多くは前面の防波堤場や部屋からのオーシャンビューに関するものが多く、当民泊事業において景観を損なうということは大きな機会損失となり、ひいては近隣の商売についても少なからず影響があると考える。

以上のことから、私は、海岸減災林植樹について強く反対をします。

私は、20年以上サーフィンのために、茨城、千葉、神奈川の様々な場所へサーフトリップをしてきましたが、飯岡は本当にすばらしいまちです。様々な場所を見てきた上で、私はこ

の飯岡をついの住みかと決め、一大決心をして民泊を開業しました。周辺住民の方々は皆、本当に温かい人たちで、よそ者である私を温かく受け入れてくれ、そして親しく付き合ってくれています。そんな皆と毎日のように話題となるのが今回の防災林の植樹についてで、反対をしている人が圧倒的に多いと感じています。

私を含め近所の人たちは毎日、朝から夕方まで海を眺めながら散歩し、海を感じて、海とともに暮らしています。確かに海には塩害や高波、津波など、大変厳しい面もあります。それでも、皆が海の近くに住んでいるのは、海に癒やされ、海に触れることにこの上ない喜びを感じているからです。このようなすばらしい環境がある場所は全国にもそうたくさんはありません。もちろん防災という観点を軽視していいとは思っていませんが、そのために住民の日常の憩いである海を、景色をなくしてしまってよいのでしょうか。震災から14年、本当に住民は莫大な予算をかけた植樹を、そしてそのために海のある生活を潰すことを望んでいるのでしょうか。

さらに、以下は私個人の考えとなりますが、飯岡地区には高齢者が多く、残念ながら新しく移住してくる人はほとんどいません。しかし、私がそうであったように海に魅力を感じる人たち、特にサーファーは全国にたくさんいます。千葉県一宮町のようにサーフィンをきっかけに若者に魅力を感じてもらえるまちづくりができれば、旭市はもっと元気になれるはずです。海は怖いだけの存在ではなく、観光資源にもなり得ると思うのです。

例えば海岸に駐車場を整備し、料金を徴収することができれば、より多くのサーファーを集められるかもしれないし、それを財源にもっと別の防災対策を考えることができるかもしれません。どうか、今の飯岡住民の声を聞いてください。請願提出者の切実なる声です。

私の賛成討論を始めます。

旭市は、東日本大震災の津波から10年たった2021年を最後に、追悼イベントをやらないことにしました。今は、津波直後に立ち上がった市民有志ＮＰＯが毎年語り部として、本来市がやらなくてはならないまちの歴史を後世に伝えるという役割を担ってくれています。

その津波から10年、読売新聞には、忘れられた被災地旭というタイトルで、当時の飯岡中学生のインタビュー記事が載っていました。このまちはだんだん衰えていくようだ。彼女の言葉です。この言葉に希望を感じる人がいるでしょうか。私は、中学生でも自分が住むこのまちを物すごく不安な気持ちで見ているんだなと胸が潰れそうでした。

実際には、飯岡の人たちは力を合わせて、何とか復興への足がかりを見つけようと商店を再興させたり、飲食店を開いたり、宿泊施設を造ったり、必死で頑張っていても、それでも

子どもの目には空き地だらけの活気のないまちがどんどん寂れていくように見えていたのでしょう。そこには、夢も希望も見いだせていなかったのでしょう。

同じく震災から10年の2021年の読売新聞の記事。空前の復興事業の舞台となった岩手県陸前高田市、新しい市街地の土台はほぼ出来上がったが肝腎の被災者は戻ってこず、家や店が点在している状態だ。見直されることなく突き進んだかさ上げ計画の方針を決めたのは、市幹部や都市計画コンサルタントらごく一部の人だった。強靱化されたまちは、今６割が空き地だ。

あれから、４年がたちました。飯岡ビーチラインには、マイホームを建てたり、別荘を計画したり、商売を始めたり、海が見えて海を感じて生きることができる地面を求める人が少しずつですが増えてきました。そこに、この４月減災林計画がいきなり着工されたのです。

東日本大震災の津波の直後の復興計画に、市は飯岡減災林計画を入れました。13年前です。その後、飯岡海岸には堤防が造られ、そして、この４月、750メートルにわたる海岸減災林整備計画に着手しました。13年前に決めたことを市民には何の前触れもなく、土盛り工事をはじめ、飯岡減災林植樹祭のお知らせを回覧板で回しました。市長は、対話という言葉をよく口にされます。一体誰と対話をしているのですか。一体誰と何を語ろうとしているのですか。

今年度から５か年計画の総合戦略では、以下の記述があります。旭市が目指す将来都市像、議員の皆さんは読んでいらっしゃると思います。「これからは、人口減少と環境問題への対応といった厳しい状況が続くなか、「ず～っと大好きなまち旭」という未来を、市の魅力（宝）を活かしながら、市民みんなの力で創り上げていくことがとても重要になってきます。また、市民一人ひとりが、市の魅力を認識し、地域課題の解決を自分ごととして捉え、まちづくりに積極的に参加することで、市への愛着心と誇り「シビックプライド」を育むことができます。」注、シビックプライド、「地域への誇りと愛着」を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという市民の思いを指している。

この総合戦略は誰がつくったのですか。チーム旭のコンサルですか。まちづくりのプロの業者ですか。東北しかり、市幹部や都市計画コンサルタントら、ごく一部の人ですか。これが本当に市長の気持ち、そして市民への語りかけだとしたら、市長は時代錯誤の専制君主か、領民から年貢を取り立てるだけの領主もどきだと言わざるを得ません。もう一度読みます。「市民一人ひとりが、市の魅力を認識し、地域課題の解決を自分ごととして捉え、まちづくりに積極的に参加することで、市への愛着心と誇り「シビックプライド」を育むことができ

ます。」これが総合戦略の将来の旭像です。

市民は、少なくとも今回請願を出した市民、そして署名運動に参加している市民は、市の魅力を十分認識し、津波からの復興という地域課題の解決を自分事として捉え、まちづくりに積極的に参加しています。その地域を選び、投資をして、汗水垂らして働き、税金を納め、地域への愛着心と誇り、シビックプライドを持って暮らしているのです。

市長は、こうした市民の姿が見えないのです。いや、見ようとしていないのです。美辞麗句を並べ立て、はやりの横文字を使い、下降の一途をたどるまちのまちづくりを、市民が自分のこととして考えて、自分事として考えてなお一層の努力をするように、そしてそのことにプライドを持つようにとのお達しですか。プライド、誇りは、人から言われて持つものではありません。自主的、主体的なものです。市長、市長こそプライドを持ってください。旭市の市長としての誇りを持ってください。市民が誇りに思う市を目指してください。市民に責任転嫁をするのではなく、市民と本当に心からまちづくりのことを語り合ってください。

少なくとも市長が今から10年後のまちの姿を思い描いたら、本当に復興した姿を思い描くとしたら、そこに減災林なんかないはずです。市は、飯岡から中学校もなくしてしまう計画を立てています。このままだと飯岡ビーチラインも空き地だらけのまま、飯岡地域に住む人はいなくなってしまいます。４年前にインタビューに答えた中学生の不安は現実のものとなっていくでしょう。

宮内議員は、反対討論で300年前から飯岡の先人たちが海の脅威と戦って、飯岡を守ってきたと語られました。私は、その300年前からの歴史は、申し訳ございません、本当に知りませんが、現在、飯岡が残っているということはそういうことです。飯岡の人たちが脈々と命をつないできたんですよ。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　静粛にお願いします。

○４番（戸村ひとみ）　私は、今現在飯岡に住んでおります。

（発言する人あり）

○４番（戸村ひとみ）　過去の歴史を、現在の人の命を守るためにどういうふうに生かすかを考えています。過去の歴史にとらわれて、今、先ほども言いましたが、こんなに技術が日進月歩している中で、林を植えることしか人の命を守れないと考えている。そのことに対して反対しているんですよ。

そして、13年前に決めたことを、13年後に……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　静粛にお願いします。

○４番（戸村ひとみ）　その今住んでいる人の意見も聞かず、パブリックコメントも取らず、そして……

（「意見は聞いているよ」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　聞いていません。

（「聞いているよ」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　一般質問でのご答弁では、13年前にパブリックコメントを取ったということでした。

今、飯岡が残っているのは、先人が本当に苦難に耐え、脈々と命をつないできたからです。ただ、東日本大震災のときに命は守れませんでした。16名もの犠牲を出してしまいました。これは防災教育、子どもたちに対する、そして市民に対する防災教育が徹底していなかった、このことだと私は思います。

それは、東北の方々も皆反省しております。東北では、私は２回も視察に参りましたが、大川小学校、市が立てたマニュアルどおりに子どもたちを川の橋の上に避難させた先生と子どもたち、みんな津波に流されています。ただ、何百年も前から津波てんでんこ、自分で考えて、自分で逃げて、自分の命は自分で守るんだよというのを語り継いでいた。それを守った子どもは命を守っています。自分で命を守っています。私は、それが言いたいのです。物で人の命は守れません。それが、東日本大震災で実証されました。

奇跡の一本松も、１本だけ残ったから一本松なんです。あとの何万本も流されました。そして、建物を壊しました。そういった震災の歴史、そういうことを学んで、本当に命を守る、市民の命を守る、それはどういうふうにしたら守れるか、そこのことをぜひとも市長には考えていただきたいのです。

政治家は、震災の後、高い堤防を造る、さらに高い堤防を造る、かさ上げをする、そういう方向に進みました。でも、その政治家は責任は取りません。さらに大きな津波が来たときには、そんな建物、建造物、林なんかは何の意味も持ちません。ただ、そのときに政治家は想定外だったと言って逃げるんです。今までがそうです。皆さん、思い出してください。みんな政治家が発している言葉、あれはどうしようもなかった、想定外だったと言うんですよ。

そんな政治家に、市民の、国民の命は守れません。とにかく命を守ることが大事です。建物や財産、命には代えられません。命が一番大事です。そのことを子どもたちに伝えていか

なくてはならないんです。ただ、それも旭市は震災から10年たって、伝えていくこともやめました。

私は、政治の役割は子どもたちに公平公正な社会、そして明るい未来を約束することだと考えます。しかし、今政治はその役割を果たしていると言えるでしょうか。信用、信頼に値する市政でしょうか。この信がないために、誰がやっても同じ、何度やっても同じと市民は政治を諦めているのです。こんな諦めの社会で、健全な人格の次世代が育つとは私には到底思えません。旭市を自信を持って継いでいくという子どもたちが育っていくとは到底思えません。

議員の皆さん、いま一度、胸に手を当てて一緒に考えてみてください。私たち、旭市議会議員は旭市民に信用、信頼されていますか。旭市民から選ばれた私たち旭市議会議員は、旭市に誇りを持っていますか。このまちで自信を持って強く生きていく子どもたちを育てていこうと心から思っていますか。選んでくれた市民に信頼されることを願っていますか。何より旭市議会議員であることに誇りを持っていますか。旭市の子どもたちの顔を思い浮かべながら、いま一度考えてください。心からのお願いです。

○議長（飯嶋正利）　以上で請願第４号の討論を終わります。

暫時休憩。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　零時３０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、戸村議員の討論の中で不穏当と思われる発言がございましたので、議長において後刻記録を調査して、措置することにします。

これより請願第４号について採決します。

請願第４号、旭市飯岡地区「海岸減災林整備事業」の中止を求める請願について採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　賛成少数。

よって、請願第４号は不採択と決しました。

本日、発議案が提出されました。

提出された発議案は、発議第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第２号、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての２発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただき、その結果につきまして、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　林　晴道　登壇）

○議会運営委員長（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。

ただいま、議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第２号、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、この２発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和７年旭市議会第２回定例会の議事日程その２、本日６月25日水曜日、この後、追加日程第１、発議案上程、追加日程第２、提案理由の説明、追加日程第３、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第１号と発議第２号の２発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（飯嶋正利）　追加日程第１、発議案上程。

発議第１号、発議第２号の２発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（飯嶋正利）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号、発議第２号について、文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　それでは、発議第１号と発議第２号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

大切な提案理由でございますので、しばらくご辛抱願いたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維

持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第２号、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2026年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化し、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子どもたちの健全育成を目指し、充実した教育を実現させるためには、教育環境の整備を一層進める必要があり、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、2026年度予算の拡充をされるよう強く要望する。

１．災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること

２．子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること

３．保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

４．現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること

５．安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること

６．多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること

７．安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること

８．ＧＩＧＡスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環

境を整えること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げて、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第１号、発議第２号の２発議案について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　討論なしと認めます。

これより発議第１号、発議第２号の２発議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

発議第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

発議第２号、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　事務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　向後　稔　登壇）

○総務課長（向後　稔）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の２ページをご覧ください。

一つ、大阪・関西万博チケット（１日券）250枚を三井住友海上火災保険株式会社様より、４月21日受納いたしました。

一つ、苗木3,000本及び植樹資材一式を公益財団法人鎮守の森のプロジェクト様より、４月25日受納いたしました。

一つ、豚肉258.0キログラムを旭市養豚推進協議会様より、５月16日受納いたしました。

一つ、金50万を千村文彦様より、５月29日受納いたしました。

一つ、金100万円を宇井とみ様より、６月２日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社石川商会様より、６月３日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社カナヤ食品様より、６月６日受納いたしました。

一つ、金15万円を郡建設株式会社様より、６月９日受納いたしました。

一つ、豚肉317.8キログラムを有限会社Ｐｉｇ　Ｆｅｒｔｉｌｉｚｅ松ヶ谷様より、６月18日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利）　事務報告は終わりました。

◎日程第６　閉　　会

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和７年旭市議会第２回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　飯　嶋　正　利

副 議 長　　片　桐　文　夫

議　　員　　向　後　悦　世

議　　員　　景　山　岩三郎